令和７年度版

広島市の環境

（広島市環境白書）

令和８年３月

広島市環境局

本書は、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第９条に規定する、本市の環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした令和６年度の年次報告書です。

目次

第１章　本市の環境行政 １
１　環境問題の変遷 １
２　本市の環境行政のあゆみ ３
第２章　本市の環境の状況 ６
第１節　本市の概況 ６
１　地理 ６
２　気象 ７
３　人口・世帯数 ７
⑴　人口 ７
⑵　世帯数 ８
４　地目別土地面積 ９
５　産業構造 １０
６　交通の状況 １１
第２節　本市の環境を取り巻く様々な課題 １２
１　人口減少社会・超高齢社会の到来 １２
２　森林の荒廃 １２
３　農地の減少 １３
４　生物の多様性の危機 １３
５　交通渋滞 １４
６　大気汚染 １５
７　水質汚濁 １６
８　廃棄物排出量の増加 １７
⑴　一般廃棄物（ごみ） １７
⑵　産業廃棄物 １７
９　温室効果ガス排出量等 １８
１０　気候変動 ２０
⑴　気温の長期変動 ２０
⑵　降水量の長期変動 ２１

第３章　施策の実施状況 ２２
第１節　豊かな自然環境の保全～自然との共生～ ２２
１　健全な水循環の確保 ２２
⑴　水源涵養機能の維持向上 ２２
⑵　炭素や栄養塩の健全な循環の維持 ２４
⑶　水辺の保全・再生・創出 ２５
２　緑の保全 ２７
⑴　森林の保全 ２７
⑵　農地の保全 ２９
⑶　市街地の緑の保全 ３１
３　生物の多様性の確保 ３３
⑴　生態系の多様性の確保 ３４
⑵　種の多様性（種間の多様性）の確保 ３５
⑶　遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保 ３６
⑷　生物の多様性に関する普及啓発 ３７
４　自然との触れ合いの推進 ３９
⑴　環境活動団体との協働 ３９
⑵　自然との触れ合い施設の活用 ４４
⑶　自然と触れ合える森林の整備 ４９
第２節　自然と調和した快適な都市環境の創造　～都市の持続可能な発展～ ５０
１　水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進 ５０
⑴　水辺を生かしたまちづくりの推進 ５０
⑵　緑のまちづくりの推進 ５１
⑶　中山間地及び島しょ部における豊かな自然の維持・保全 ５４
２　自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 ５５
⑴　美しく品のある都市景観の創出 ５５
⑵　ごみのないまちづくりの推進 ５９
３　環境への負荷の少ない交通体系等の整備 ６３
⑴　公共交通を中心とした交通体系の整備 ６３
⑵　都市内移動の円滑化 ６４
⑶　環境への負荷の少ない自動車の普及促進 ６４
⑷　自転車・徒歩への転換の促進 ６５
４　まちづくりにおける環境の保全等についての配慮 ６７
⑴　地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進 ６７
⑵　集約型都市構造への転換 ６８

⑶　防災・減災のまちづくりの推進 ６９

第３節　健全で快適な生活環境の保全　～循環型社会の形成～ ７２

１　大気環境の保全 ７２
⑴　大気汚染の状況の監視 ７２
⑵　自動車排出ガス対策の推進 ７３
⑶　工場・事業場の排出ガス等対策の推進 ７３
⑷　悪臭の防止 ７４

２　水環境・土壌環境の保全 ７５
⑴　水質汚濁等の状況の監視 ７５
⑵　生活排水対策の推進 ７６
⑶　工場・事業場の排水対策の推進 ７８
⑷　水質浄化の推進 ７９
⑸　水質保全に係る広域的な取組の推進 ７９
⑹　土壌汚染対策の推進 ８０

３　有害化学物質等の対策の推進 ８２
⑴　有害化学物質等による汚染の状況の監視 ８２
⑵　有害化学物質等の発生源対策の推進 ８６
⑶　ＰＲＴＲ制度による対策の推進 ８７

４　騒音・振動の防止 ８８
⑴　騒音等の状況の監視 ８８
⑵　騒音等発生源対策の推進 ８９

５　ゼロエミッションシティ広島の推進 ９１
⑴　ごみの減量・リサイクルの推進 ９１
⑵　ごみの適正処理の推進 ９５
⑶　産業廃棄物対策の推進 ９６

６　プラスチックごみ対策の推進 ９８
⑴　プラスチックごみの発生抑制 ９８
⑵　プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進 ９８
⑶　海洋プラスチックごみ対策 ９９

第４節　地球環境の保全への貢献　～脱炭素社会の構築～ １００

１　地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進 １００
⑴　地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進 １００
⑵　気候変動による影響への適応（適応策）の推進 １０４
⑶　地球温暖化対策等に関する都市連携の推進 １０５

２　オゾン層の保護 １０７
⑴　フロン類の排出の抑制 １０７
⑵　フロン類の濃度の調査 １０８

３　酸性雨の防止 １０９
⑴　大気環境の保全 １０９
⑵　酸性雨の状況の調査 １０９

第５節　各主体の役割分担と協働 １１０

１　環境情報の収集と提供 １１０
⑴　環境情報の収集 １１０
⑵　環境情報の提供 １１０
⑶　環境情報の共有 １１０

２　環境教育・学習の推進 １１１
⑴　環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保 １１１
⑵　環境教育・環境学習の場や機会の確保 １１１
⑶　環境学習のための環境情報の収集・提供 １１２
⑷　学校における環境教育・環境学習の推進 １１２
⑸　家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進 １１３

３　市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進 １１５
⑴　市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の促進 １１５
⑵　民間団体の環境保全活動の促進 １１５
⑶　地域社会での協働による環境保全活動の促進 １１５
⑷　環境に配慮した事業活動の促進 １１７
⑸　グリーン購入の促進 １１８

４　市の率先取組の推進 １１９
⑴　広島市地球温暖化対策実行計画の推進 １１９
⑵　広島市環境マネジメントシステムの推進 １２０
⑶　広島市役所におけるグリーン購入 １２１

デ ー タ 集 １２２

１　大気関係 １２３
⑴　大気汚染に係る環境基準達成状況（一般環境大気測定局） １２３
⑵　大気汚染に係る環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局） １２４
⑶　窒素酸化物測定結果 １２５
⑷　浮遊粒子状物質測定結果 １２６
⑸　微小粒子状物質測定結果 １２６
⑹　二酸化硫黄測定結果 １２７
⑺　一酸化炭素測定結果 １２７

⑻　光化学オキシダント測定結果 １２８
⑼　炭化水素測定結果 １２８
⑽　アスベスト調査結果 １２８
⑾　環境大気中フロン類調査 １２９
⑿　大気測定車による測定結果 １３０
⒀　風向構成比及び風速 １３２

２　水質関係 １３４
⑴　調査項目一覧 １３４
⑵　生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（河川） １３７
⑶　生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（海域） １３７
⑷　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準達成状況 １３８
⑸　生活環境項目調査結果（河川） １４０
⑹　生活環境項目調査結果（海域） １４１
⑺　健康項目等調査結果（河川２７地点、海域８地点） １４２
⑻　海域の全窒素及び全りんに係る水質調査結果（表層） １４２
⑼　栄養塩類調査結果（河川） １４３
⑽　要監視項目調査結果（河川） １４３
⑾　洗剤残存調査結果 １４４
⑿　底質調査結果 １４５
⒀　地下水質調査結果 １４５
⒁　要監視項目調査結果（地下水） １４７

３　騒音・振動関係 １４８
⑴　道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率） １４８
⑵　道路交通騒音・振動測定結果 １４９
⑶　鉄道騒音・振動測定結果 １５１

４　有害化学物質関係 １５３
⑴　有害大気汚染物質モニタリング結果 １５３
⑵　ダイオキシン類調査結果 １５４
⑶　ＰＲＴＲ制度による届出排出量・移動量の内訳 １５５

５　公害関係法令に基づく事業場数等 １５７
⑴　大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数 １５７
⑵　大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数（電気・ガス工作物） １５７
⑶　ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の年間排出量 １５７
⑷　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙関係特定施設数 １５８
⑸　大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設数 １５８
⑹　大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数 １５８
⑺　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん関係特定施設数 １５９
⑻　大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数 １５９

⑼　大気汚染防止法に基づく水銀排出施設数 １５９
⑽　水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数 １６０
⑾　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定事業場数 １６２
⑿　騒音規制法に基づく工場・事業場数 １６２
⒀　振動規制法に基づく工場・事業場数 １６３
⒁　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定事業場数 １６３
⒂　騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出数 １６３
⒃　振動規制法に基づく特定建設作業実施届出数 １６４
⒄　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数 . １６４
⒅　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数 １６４
⒆　公害防止管理者等選任状況 １６５
⒇　年度別公害苦情件数 １６５
(21)　業種別公害苦情件数 １６６
(22)　公害苦情の解決状況 １６６

６　廃棄物関係 １６７
⑴　一般廃棄物 １６７
⑵　産業廃棄物 １６８

７　環境基準 １６９
⑴　大気汚染に係る環境基準 １６９
⑵　水質汚濁に係る環境基準 １７０
⑶　地下水の水質汚濁に係る環境基準 １７７
⑷　土壌の汚染に係る環境基準 １７９
⑸　騒音に係る環境基準 １８１
⑹　新幹線鉄道騒音に係る環境基準 １８２
⑺　ダイオキシン類に係る環境基準 １８３
⑻　有害大気汚染物質に係る環境基準 １８３

８　その他の基準 １８４
⑴　公共用水域の要監視項目指針値 １８４
⑵　底質の暫定除去基準値 １８５
⑶　自動車騒音の限度 １８５
⑷　道路交通振動の限度 １８５
⑸　有害大気汚染物質に係る指針値 １８６

資　料　集 １８７

１　広島市の環境保全行政 １８８
⑴　環境保全行政に関係する局課等 １８８
⑵　環境保全行政のあゆみ（年表） １９１

２　関係条例等 ２０９
⑴　広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の概要 ２０９
⑵　広島市環境基本計画 ２１０
⑶　環境影響評価制度 ２１１
⑷　広島市環境審議会 ２１６
⑸　広島市環境調整会議（庁内組織） ２１７
⑹　広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 ２１８

第１章　本市の環境行政

１　環境問題の変遷

我が国においては、昭和３０年代後半に始まった高度経済成長期に、重化学工業を中心とする工業生産が飛躍的に増大し、また、新幹線、空港、高速自動車道等の交通網が整備されるなど、国民の生活は裕福・至便になりました。

しかし、これらの産業活動に伴い、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動など、都市に特有の諸問題が生じてきました。

こうした諸問題に対応し、公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和４２年に「公害対策基本法」が制定されました。

また、昭和４５年の臨時国会は「公害国会」と位置付けられ、公害追放の世論の盛り上がりを背景に「水質汚濁防止法」等公害関係１４法が制定され、翌年には、環境関係諸法の施行等の事務を一元的に行う環境庁が設置されました。

公害関係法令の整備・充実や多くの事業者の努力などによって、産業型公害の危機的な状況はかなり改善されてきましたが、一方では、生活排水を主因とする水質汚濁や自動車の使用に伴う大気汚染など、我々の日常生活や通常の事業活動に起因する環境問題＝都市・生活型公害が各地で発生しています。

都市・生活型公害は、従来の公害問題のように原因企業と被害住民という構造ではなく、不特定多数の者が原因者であり、原因者が同時にその影響を受ける者になっている点が特徴です。

昭和６０年頃から、経済のグローバル化が進み、原材料の輸出入のみならず、部品や製品の輸出入や海外旅行者数が増大する一方で、開発途上国における人口増加や貧困、自然破壊など、社会問題とも複雑に関連する環境問題が生じました。

また、多種多様な化学物質の使用は、環境ホルモン等の新たな環境問題を発生させ、人類を含む地球上の全ての生物種に脅威を与えています。

このように、原因が複雑多様化し、被害の程度が地球規模であり、次世代にも影響を及ぼす問題は、「地球環境問題」といわれています。

その中でも特に、地球温暖化は今日における人類最大の課題の一つです。平成９年に京都で開催された「第３回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議（ＣＯＰ３）」では、先進国等の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を初めて定めたこと、目標達成のための政策・措置の選択が各国に委ねられたこと、各国の数値約束が差異化されたことなどの特徴を有する「京都議定書」が採択されました。平成１７年２月には、京都議定書が発効し、国際社会は地球温暖化防止のための意味のある一歩を踏み出し、我が国においても、同議定書の第１約束期間（平成２０年度～平成２４年度）の目標達成に向け、各種施策を展開してきました。

平成２７年にパリで開催された「第２１回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議（ＣＯＰ２１）」においては、「京都議定書」に代わる令和２年以降の新たな国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定には、産業革命前からの世界平均気温の上昇を２℃未満とする目標や適応の長期目標を設定すること等が盛り込まれていました。

こうした中、我が国においては、平成２７年１１月に、国全体として気候変動の影響への適応策（気候変動の影響に対する措置を講ずること）を総合的かつ計画的に推進するため、

「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。さらに、平成２８年５月に、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、平成３０年６月には、気候変動の適応を法的に位置付け、その推進に当たって必要な措置を規定する「気候変動適応法」が公布され、同年１２月に施行されました。

さらに、令和２年１０月、菅内閣総理大臣（当時）は所信表明演説において、「２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。令和３年５月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、２０５０年（令和３２年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として掲げ、同年１０月には「地球温暖化対策計画」を改定し、２０３０年度（令和１２年度）において、温室効果ガス排出量の４６％削減（２０１３年度（平成２５年度）比）を目指すこと、さらに５０％の高みに向けて挑戦するという新たな削減目標を示しました。その後、令和７年２月に「地球温暖化対策計画」を改定し、２０５０年ネット・ゼロの実現に向けた経路にある野心的な目標として、２０３５年度、２０４０年度において、温室効果ガスを２０１３年度からそれぞれ６０％、７３％削減すること目指す削減目標を示しました。

令和５年５月に本市で開催されたＧ７広島サミットでは、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という３つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的実現の必要性が共有されました。

2　本市の環境行政のあゆみ

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、南には風光明媚な瀬戸内海が開け、太田川河口デルタには六つの川が流れ、「水の都」といわれる特有の景観を形成する、豊かな自然に恵まれた都市です。

昭和２０年８月６日、本市に人類史上初めての原子爆弾が投下され、市内中心部の樹木は消失し、多くの尊い生命が失われ、都市の機能が麻痺するほどの壊滅的な打撃を受けました。この惨禍にもめげず、本市は、市民の思い、英知、たゆまぬ努力によって目覚ましい復興を遂げ、自然との共生を図りつつ、中四国地方の中枢機能を担う都市として発展してきました。

水と緑に代表される本市の恵まれた自然には、被爆都市として訴え続けている平和の象徴として育まれてきた歴史的背景があります。

しかし、昭和４０年代から、人口の増加や産業の発展に伴い、生活排水や工場排水の増加による河川や広島湾の汚濁が目立ち始め、瀬戸内海では赤潮が頻繁に発生するようになり、工場・事業場からの排出ガスによるオキシダント情報もしばしば発令されるようになりました。

このため、本市は、昭和４２年に衛生局衛生課に公害係を設置し、環境保全対策に取り組み始めました。その後、昭和４４年には公害対策課として改組（昭和４６年には環境保全部）するとともに、市内河川の水質調査を開始し、昭和４６年には水質監視員制度を発足させました。

また、昭和５１年には「広島・呉地域公害防止計画」が策定されるなど、環境保全対策の充実が図られました。

昭和５５年４月の政令指定都市移行後は、環境保全により配慮するとともに、「潤い」や「安らぎ」を求める市民ニーズを考慮しつつ、大気汚染、水質汚濁などの公害防止や緑化の推進などに努め、自然と都市との共存を図る水と緑の豊かな都市づくりを行ってきました。

平成５年には、環境の保全と創造に係る基本的な方針である「広島市環境管理計画」を策定するとともに、国際環境協力の一環として、友好都市である重慶市に「酸性雨研究交流センター」を設置し、共同研究を開始しました。

こうした施策が評価され、平成６年度には「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として環境庁長官から表彰され、その後も、平成７年度に「広島市環境影響評価要綱」の施行、国際環境自治体協議会（ＩＣＬＥＩ）（その後「持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会（ＩＣＬＥＩ）」に改名）への加盟、「地球にやさしい市民行動計画」の策定等により、より環境に配慮した開発事業等への誘導、地球環境対策の充実等に努めています。

平成９年４月には、廃棄物行政と環境保全業務を結合して機動的・弾力的に環境行政を執行するため、環境事業局と衛生局の業務を統廃合し、新たに環境局を設置しました。

平成１１年３月には、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境の実現を図ることを目的とした「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「広島市環境影響評価条例」を制定しました。この「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、平成１３年１０月に「広島市環境基本計画」を策定しました。

平成１５年度には、この計画の地球温暖化防止に関する具体的な行動プランとして「広島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、ぽい捨てなどの解消を目指した「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」を制定し、平成１６年度には、ごみ減量、リサイクル

に取り組むための目標と具体的行動を示した「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～１１０万人のごみゼロ宣言」を策定、平成１７年度には、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定しました。

そして、平成１９年６月には、資源とエネルギーの大量消費に依存しない新しい循環型社会の構築を目指して、「広島市環境基本計画」を改定し、重点的施策として、ゼロエミッションシティ広島の推進と地球温暖化対策の推進を掲げました。

平成２０年２月には、２０５０年までに市内温室効果ガス排出量を１９９０年比で７０％削減するという長期目標「カーボンマイナス７０」を掲げ、平成２１年３月には、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにし、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進していくため、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定しました。

また、同月に、これまでの取組や達成状況、組成分析調査の結果などを踏まえ、環境への負荷を更に低減し、将来世代によりよい環境を継承していくため、平成２５年度を目標年度とする「ゼロエミッションシティ広島を目指す第２次減量プログラム」を策定し、平成２１年６月には、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定しました。

平成２１年１１月には、「カーボンマイナス７０」の達成に向けた地球温暖化対策の方向性を示す長期ビジョン「広島カーボンマイナス７０―２０５０年までの脱温暖化ビジョン―」を策定しました。

平成２７年３月には、ごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政等の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくため、新たな「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、引き続きゼロエミッションシティ広島の実現に向けた取組を続けていくこととしました。

平成２８年３月には、当初の基本計画の改定計画に掲げる目標や施策等の取組の成果、依然として存在する様々な環境問題、国内外における取組の動向、環境行政に求められる役割の変化等の状況に加え、被爆７０周年を契機に、目指すべき世界に誇れる「まち」の実現に向けて、被爆１００周年を見据えた長期的なまちづくりを行う「まちづくり先導事業」の展開といった背景を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が適切に反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた、「第２次広島市環境基本計画」を策定しました。

平成２９年３月には、パリ協定や我が国の「地球温暖化対策計画」等を踏まえ、本市の目指すべき姿や温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、地球温暖化防止への取組（緩和策）や地球温暖化による気候変動の影響への適応（適応策）について定めた「広島市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

令和２年１２月には、「脱炭素社会の構築に向けて取り組み、２０５０年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しました。

令和３年３月には、「第２次広島市環境基本計画」の基本的な考え方を継承し、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発、生物の多様性の危機、プラスチックごみ問題などの近年顕在化する様々な環境問題等への対応やＳＤＧｓ等の新たな視点を取り入れ「第３次広島市環境基本計画」を策定しました。

令和４年７月には、「広島市気候非常事態宣言」を行いました。この宣言は、地球温暖化が、私たちの生存基盤を破壊し、人類の存続を困難なものにする可能性が一気に高まってお

り、市民、事業者等のあらゆる主体と危機意識を共有し、一体となって地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むために行ったものです。

同年１２月には、本市における食品ロスの削減を一層推進し、持続可能な社会の実現に寄与することを目指して、「広島市食品ロス削減推進条例」を制定しました。

令和５年３月には、地球温暖化をめぐる国内外の動向や社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、令和２年１２月に表明した「２０５０年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」の実現に向け、地球温暖化対策を一層推進する必要があることから、「広島市地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

令和７年３月には、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、その中に食品ロス削減推進計画を位置付けました。

このように、本市は、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策を推進しています。

第２章　本市の環境の状況

第１節　本市の概況

１　地理

本市は広島県の西部に位置し、広島湾に面しています。東西は４９．９ｋｍ、南北は３５．４ｋｍ（令和５年４月１日現在）で、総面積は、９０６．６９ｋ㎡（令和６年１０月１日現在）です。

本市の区域のうち、平地部は、広島平野、海田平野及び五日市低地から成り、その大部分は太田川の三角州（デルタ）上に位置します。この平地部に丘陵地及び台地が隣接し、北部、東部及び西部に広がる山地には、標高６００m以上の山岳が多く点在します。

河川の水系には、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系があり、このうち太田川水系の太田川は、下流で太田川（太田川放水路）、天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川の六つの河川に分岐して広島湾に注いでいます。

資料　広島市統計書、令和６年版広島市勢要覧

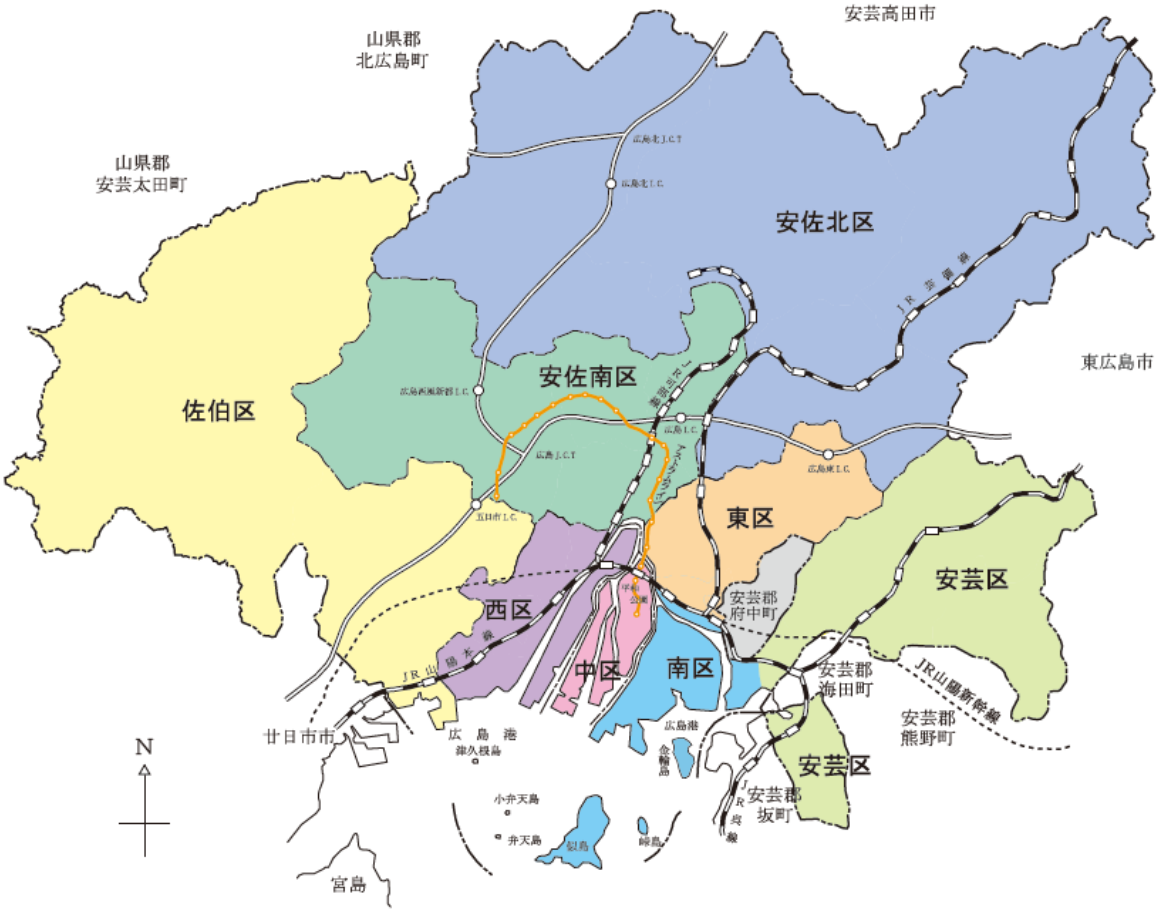

図１　本市の区域図

資料　令和６年版広島市勢要覧

2　気象

本市の気候は、温暖で降水量の少ない「瀬戸内気候区」に属しています。

本市では、夏・冬の季節風が中国山地や四国山地に遮られることから、平均気温（令和元年～令和５年の平均値）は、１月が６．１℃、８月が２９．０℃、年間では１７．２℃と比較的温暖です。

年降水量（令和元年～令和５年の平均値）は、１，６６９．６mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっています。水害の原因となる多雨は梅雨期の集中豪雨と台風によるものが主であり、１０月中旬から３月までの約６か月間は乾燥期で、雨は少なく晴天の日が多くなります。

年日照時間（令和元年～令和５年の平均値）は２，１６５．４時間で、比較的日照に恵まれています。

平均風速（令和元年～令和５年の平均値）は、秒速３．３mです。

資料　広島市統計書、広島地方気象台

3　人口・世帯数

⑴　人口

本市の総人口（令和６年９月末現在）は、約１１７万人です。年齢階層別人口は、年少人口（０～１４歳）が約１４万７千人（１２．５%）、生産年齢人口（１５～６４歳）が約７１万６千人（６１．０%）、老年人口（６５歳以上）が約３１万１千人（２６．５%）です。

本市の人口及び人口構成の推移を見ると、本市の総人口は令和２年頃をピークに緩やかに減少し、令和３２年には約１０５万人になる見込みです。

また、年少人口及び生産年齢人口の減少並びに老年人口の増加に伴って高齢化が進行し、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は、令和３２年には３５．３%になる見込みです。

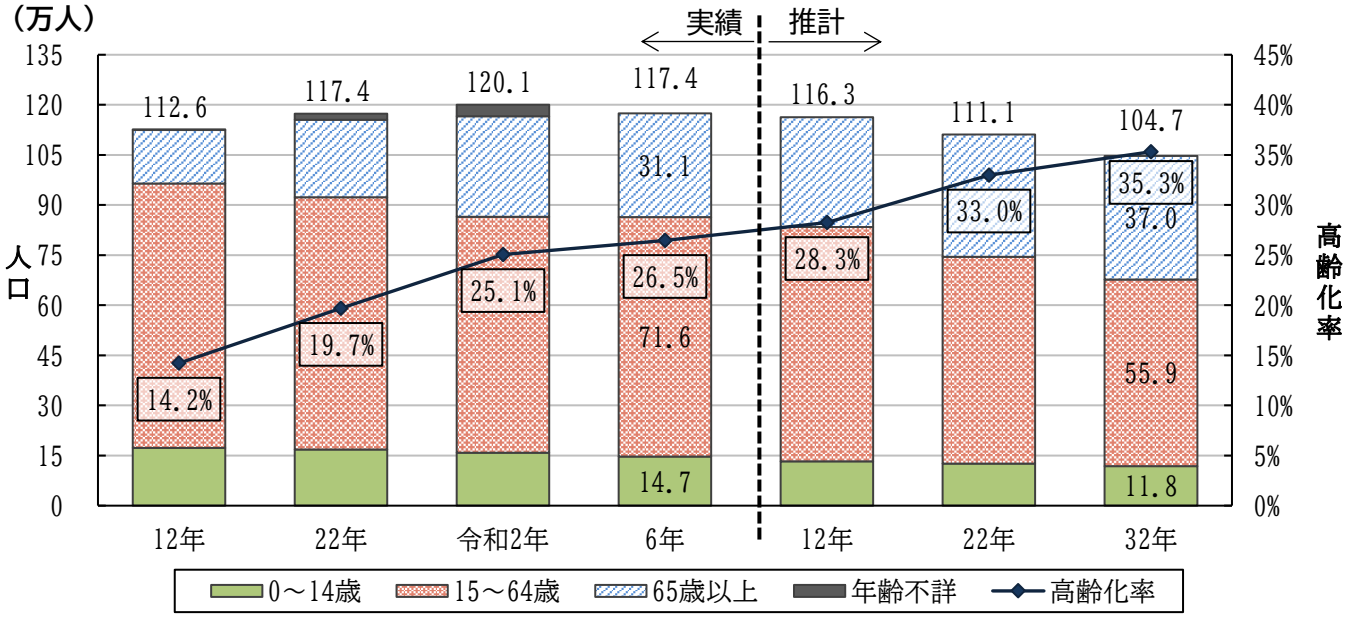

図２　本市の人口及び人口構成の推移

資料（H12～R2 年）　国勢調査（１０月１日現在）
資料（R6 年）　住民基本台帳登録人口（９月末現在）
資料（R12～R32 年）　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

⑵　世帯数

本市の世帯数（令和６年９月末現在）は、約５８万４千世帯です。

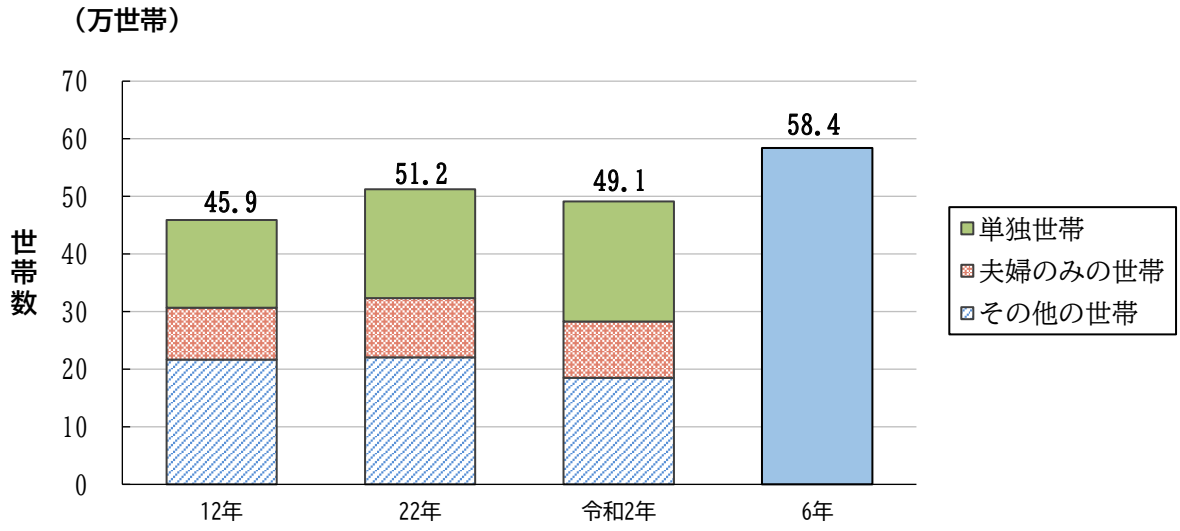

図３　本市の世帯数及び世帯構成の推移

資料（H12～R2年）　国勢調査（１０月１日現在）
資料（R6年）　　住民基本台帳登録世帯数（９月末現在）

＜参考：本市の総人口の将来展望＞

本市は、来るべき人口減少に備え、人口に関して市民と認識を共有し、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「世界に誇れる『まち』広島」人口ビジョンを策定しています。

本市の「人口の将来展望」は、次のとおりです。

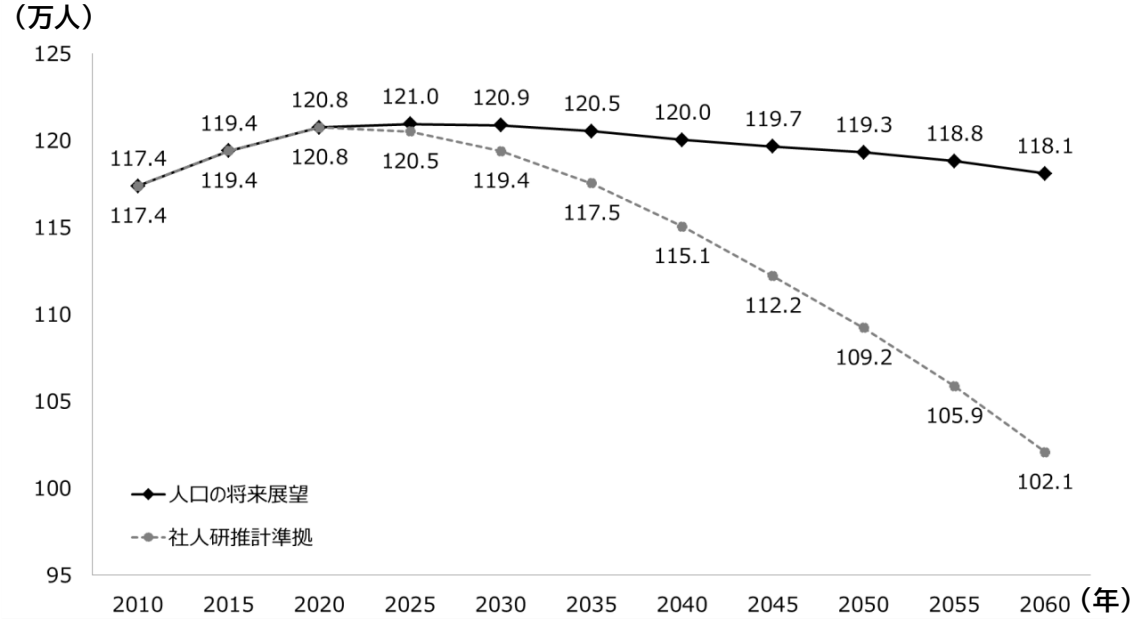

資料　広島市　「世界に誇れる『まち』広島」人口ビジョン（令和２年）

4　地目別土地面積

本市の地目別土地面積を見ると、平成１７年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い、山林の面積、宅地面積及び合計面積が増加しています。また、田及び畑の面積が減少しています。

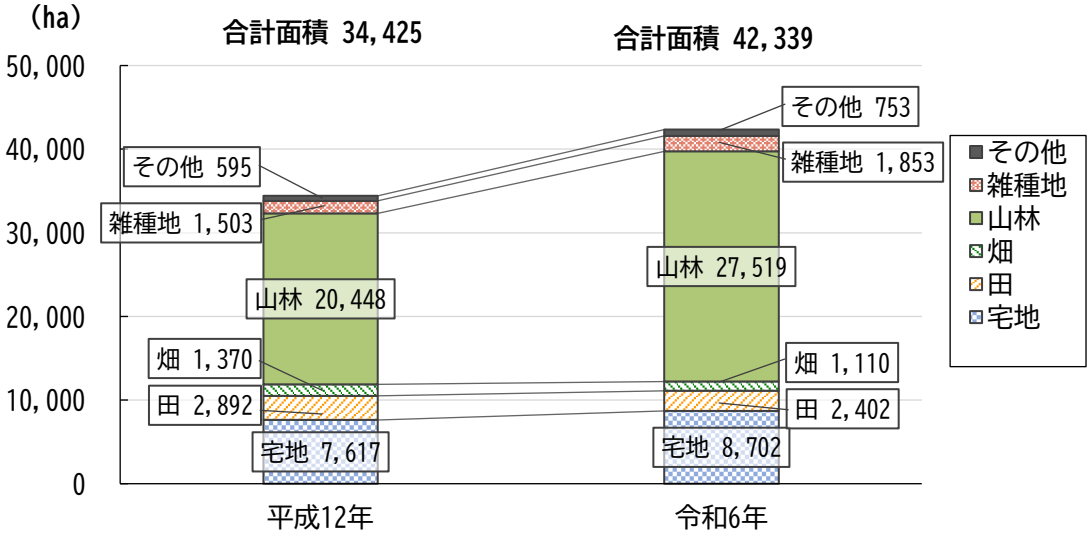

図４　本市の地目別土地面積（各年１月１日現在）

資料　広島市統計書
注１　土地面積には、公有地、公共用道路、公園等の課税対象外の土地の面積は含みません。
注２　端数処理により、合計が一致しない場合があります。

5　産業構造

令和２年の本市の産業分類別就業者数（令和２年１０月１日現在）を見ると、第１次産業は約５千人（０．９％）、第２次産業は約１１万８千人（２０．９％）、第３次産業は約４２万４千人（７５．２％）となっています。

平成１２年のデータと比較すると、第３次産業の構成比が増加しており、産業構造のサービス化が進展しています。また、第１次産業及び第２次産業については、就業者数が減少しています。

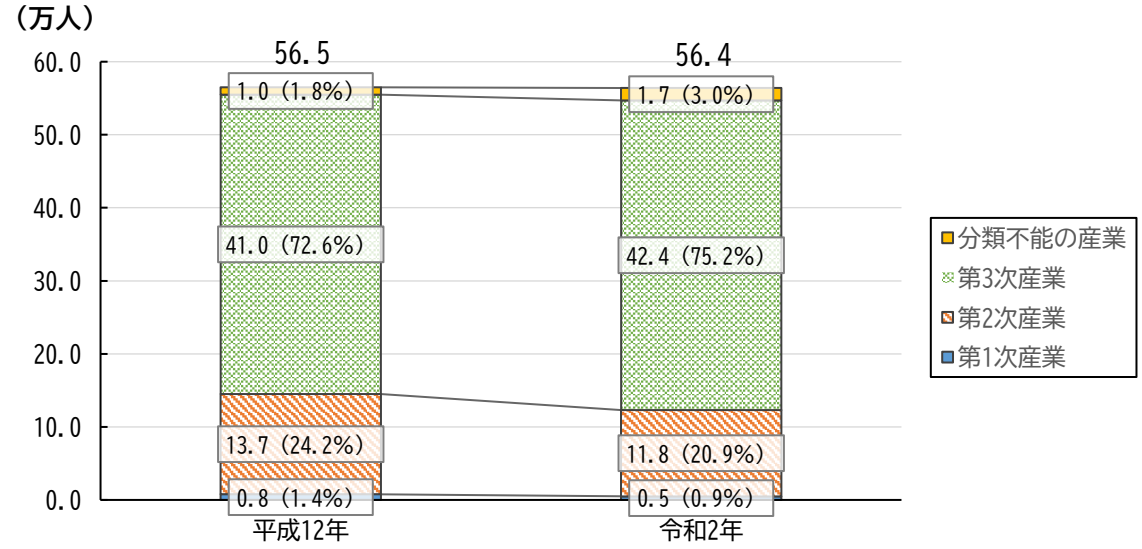

図５　本市の産業分類別就業者数（各年１０月１日現在）

資料　国勢調査
注１　第１次産業：農業、林業及び漁業
　　第２次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業
　　第３次産業：第１次産業、第２次産業及び分類不能の産業以外の産業
注２　端数処理により、合計が一致しない場合があります。

表１　本市の産業分類別就業者数の主な内訳（各年１０月１日現在）

（単位：人）

区　分	平成 12 年	令和 2 年
第１次産業	7,687	4,755
6,978	4,105	4,594
239	233	259
第２次産業	137,275	118,098
62,792	45,372	46,941
74,453	72,689	76,580
第３次産業	409,876	424,052
131,272	100,337	114,172
分類不能の産業	10,084	16,776

資料　国勢調査
注　第１次産業：農業、林業及び漁業
　　第２次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業
　　第３次産業：第１次産業、第２次産業及び分類不能の産業以外の産業

6　交通の状況

本市における公共交通機関の乗車人数は、令和２年度（2020 年度）に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に減少しました。近年は回復傾向にありますが、新たな生活様式の定着や運転手不足を背景とする減便等により、令和６年度（2024 年度）は平成 12 年度（2000 年度）の約 92%の乗車人数となっています。

（万人/日）

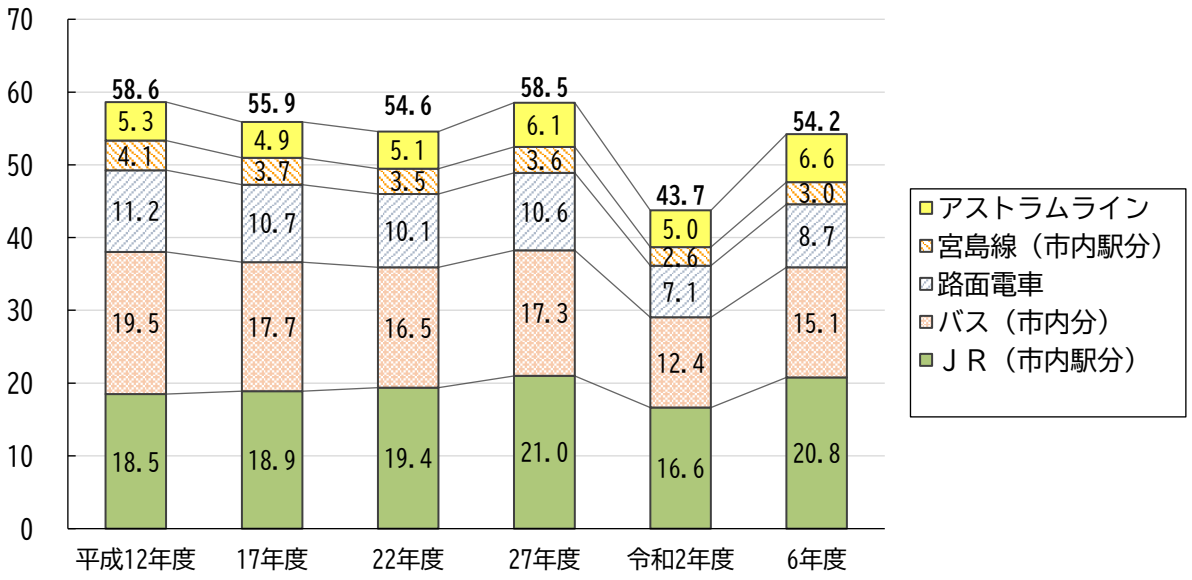

図６　本市における公共交通機関別乗車人数の推移

資料　広島市統計書

１　人口減少社会・超高齢社会の到来

本市の総人口は、増加傾向から減少傾向に転じると予測されています。

また、高齢化率は、令和３２年には３５．３％にまで達すると予測されています。

人口減少や高齢化が進行すると、働き手の減少、生産・消費の落ち込みに伴う税収の減少、社会保障費等の増大、交通弱者の増加等の様々な影響が生ずることが予想され、各分野における適切な対応が求められます。

表２　本市の人口の将来予測

（単位：万人）

区　分		令和２年 実績	令和６年 実績	令和32年 推計
総人口		120.1	117.4	104.7
	年少人口（0～14歳）	15.8(13.2%)	14.7(12.5%)	11.8(11.3%)
	生産年齢人口（15～64歳）	70.7(58.8%)	71.6(61.0%)	55.9(53.4%)
	老年人口（65歳以上）	30.1(25.1%)	31.1(26.5%)	37.0(35.3%)
	年齢不詳	3.5(2.9%)	－	－

資料（R2年）　国勢調査（１０月１日現在）
資料（R6年）　住民基本台帳登録人口（９月末現在）
資料（R32年）　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

２　森林の荒廃

本市の区域の約３分の２を占める森林は、木材の生産機能のほか、水源の涵養、土砂流出の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、二酸化炭素の吸収等の様々な環境保全機能を有しています。

本市の森林面積は、平成１７年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加して以降、横ばいの状況が続いていますが、森林所有者の高齢化等により、手入れが行き届かず、放置され、荒廃が進んでいる森林が増えています。

荒廃した森林では、森林が有する環境保全機能が低下するため、森林の保全に取り組む必要があります。

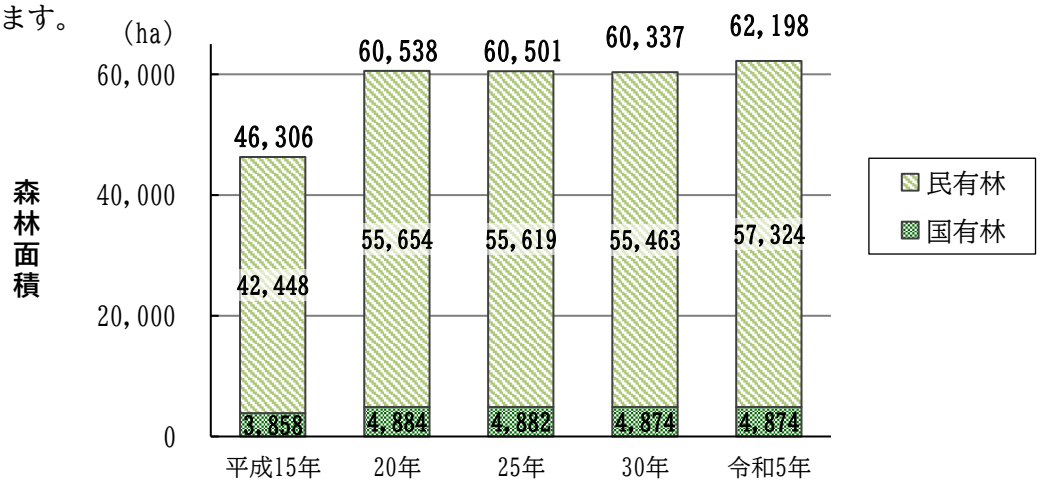

図７　本市の森林面積の推移（各年３月末現在）

資料　太田川森林計画区域森林計画書、国有林地域別森林計画書
注　「民有林」とは、国有林以外の森林（私有林、市有林等）

3　農地の減少

農地は、耕作の目的に供されるという本来の機能のほか、水源の涵養、雨水の一時貯蔵による洪水の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、農村の景観の形成等の多面的機能を有しています。

本市の経営耕地面積は、平成１７年の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加したものの、農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加、都市化の進展による農地転用の増加等に伴い、令和２年の経営耕地面積は、平成２２年の約７５％の１，４５３ｈａにまで減少しています。農地が有する多面的機能を持続的に発揮するためには、この減少を食い止める必要があります。

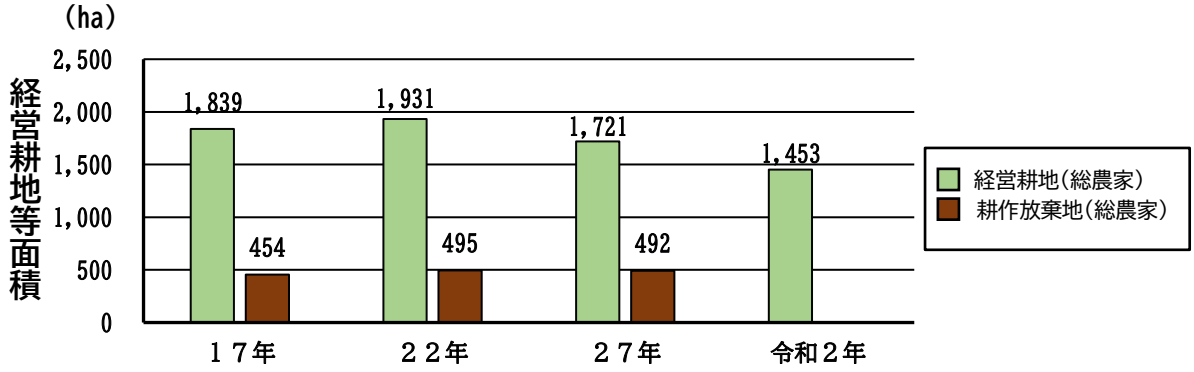

図８　本市の経営耕地面積及び耕作放棄地面積の推移（各年２月１日現在）

資料　農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」
注　令和２年の耕作放棄地(総農家)は令和２年の農林業センサスから耕作放棄地の項目が削除されたため、面積不明です。

4　生物の多様性の危機

都市開発、森林・農地の荒廃、外来種の導入、地球規模の気候変動等は、生物の生息・生育環境の悪化をもたらし、生物の多様性は大きな危機に直面しています。地球上の種の絶滅の速度の加速、需要の増加や技術の進歩による過剰利用や、里地里山の管理不足等により生態系のバランスが崩れ、生態系サービスの恩恵を受け続けることが今後困難になる可能性が高く、それを食い止めるために適切な対策を講じる必要があります。

本市においても、多くの野生生物の絶滅が危惧されているため、その生息・生育環境の保全を進める必要があります。

一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等、一部の野生鳥獣が生息域を拡大し、生態系、市民生活、農林水産業等への被害（イノシシ等による農林業等に係る被害額（令和６年度：約４，８３６万円（広島市経済観光局農林水産部農政課調べ））が発生していることから、鳥獣による被害を防止する対策も必要になっています。

5　交通渋滞

本市では、交通量の多い主要な幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。

交通渋滞は、物流等の経済活動、市民の移動等に悪影響を及ぼすだけでなく、自動車排出ガスによる大気汚染等の環境問題にもつながっていることから、交通渋滞の解消に向けた取組を進める必要があります。

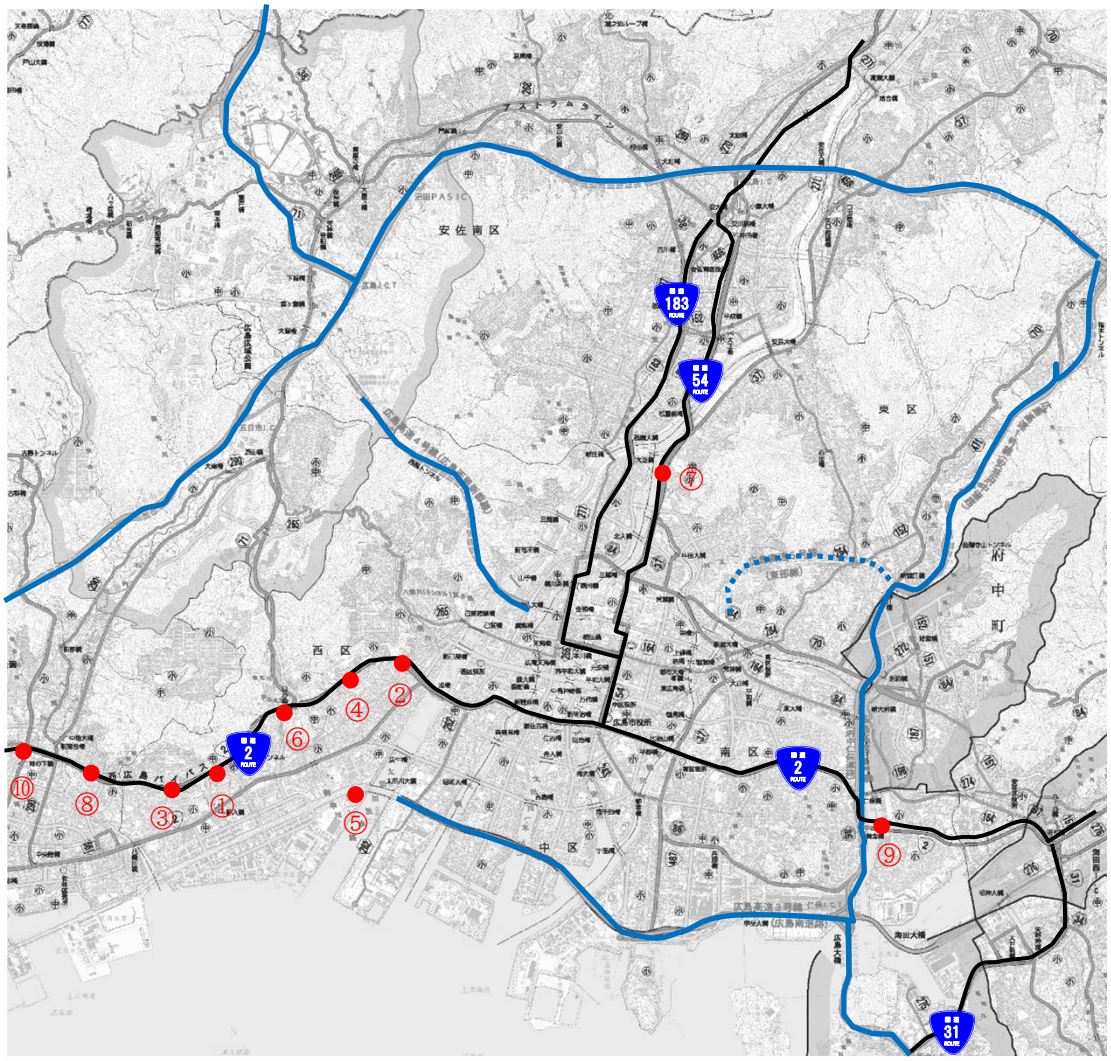

国道
高速道路等（山陽自動車道、広島自動車道、広島呉道路及び広島高速道路。破線は未供用。）

図9　交通量が多い地点

資料　広島市道路交通局道路部道路計画課（令和５年４月時点の路線図）

番号	路線名	観測地点	交通量（台/日）
①	一般国道２号	広島市西区井口台一丁目	90,171
②	一般国道２号	西区高須三丁目	89,775
③	一般国道２号	西区井口四丁目	87,125
④	一般国道２号	西区高須三丁目	84,366
⑤	市道西５区観音井口線	西区扇一丁目	82,167
⑥	一般国道２号	西区田方一丁目	78,812
⑦	一般国道５４号	東区牛田新町三丁目	77,452
⑧	一般国道２号	佐伯区皆賀二丁目	77,066
⑨	一般国道２号	南区青崎二丁目	72,526
⑩	一般国道２号	佐伯区三宅三丁目	71,710

資料　国土交通省「令和３年度　道路交通センサス」

6　大気汚染

本市では、市内に一般環境大気測定局（一般局）を７か所、自動車排出ガス測定局（自排局）を４か所設置し、大気の汚染の状況を常時監視しています。

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、ＰＭ２．５（微小粒子状物質）及び浮遊粒子状物質については環境基準が達成されていますが、光化学オキシダントについては環境基準が達成されていないことから、引き続き、大気質の維持向上を図る必要があります。

表３　　大気汚染に係る環境基準達成率の推移

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二酸化硫黄	一般局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
二酸化窒素	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
一酸化炭素	自排局	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)
浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
ＰＭ２．５ （微小粒子状物質）	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
光化学オキシダント	一般局	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)

資料　広島市環境局環境保全課

【環境基準とは】

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、公害対策の実施に当たり、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。

【二酸化窒素(NO_2)とは】

高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

【浮遊粒子状物質(SPM)とは】

大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

【光化学オキシダント(Ox)とは】

いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。

【二酸化硫黄(SO_2)とは】

高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。

【一酸化炭素(CO)とは】

血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

【微小粒子状物質(PM2.5)とは】

粒径が2.5μm以下と小さな粒子であるため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

7　水質汚濁

本市では、国や県と共同して公共用水域（河川・海域）の水質等の調査を実施しています。

公共用水域の水質状況は、人の健康の保護に関する項目（重金属、有機溶媒等の有害物質に関する項目）については、全ての地点で全項目環境基準が達成されている状況が続いています。生活環境の保全に関する項目（ＢＯＤ、ＣＯＤ等の有機汚濁に関する項目）については、河川は全ての水域で環境基準が達成されていますが、海域は全ての水域で環境基準が達成されていない状況が続いています。このことから、引き続き、水質の維持向上を図る必要があります。

表４　水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人の健康の保護に関する項目	河川	100％ (27地点)	100％ (27地点)	100％ (27 地点)	100％ (27 地点)	100％ (27 地点)
	海域	100％ (8地点)	100％ (8地点)	100％ (8 地点)	100％ (8 地点)	100％ (8 地点)
生活環境の保全に関する項目	河川 （ＢＯＤ）	100％ (20水域)	100％ (20水域)	100％ (20 水域)	100％ (20 水域)	100％ (20 水域)
	海域 （ＣＯＤ）	0％ (0/4水域)	0％ (0/4水域)	0％ (0/4 水域)	0％ (0/4 水域)	0％ (0/4 水域)

資料　広島市環境局環境保全課

【ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)とは】

河川の代表的な水質指標で、バクテリアが一定時間内（通常 20℃5 日間)に水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量です。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示します。

【ＣＯＤ(化学的酸素要求量)とは】

海域の代表的な水質指標で、酸化剤により水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量です。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示します。

8　廃棄物排出量の増加

⑴　一般廃棄物（ごみ）

本市におけるごみ排出量は、令和２年度以降減少傾向にあります。

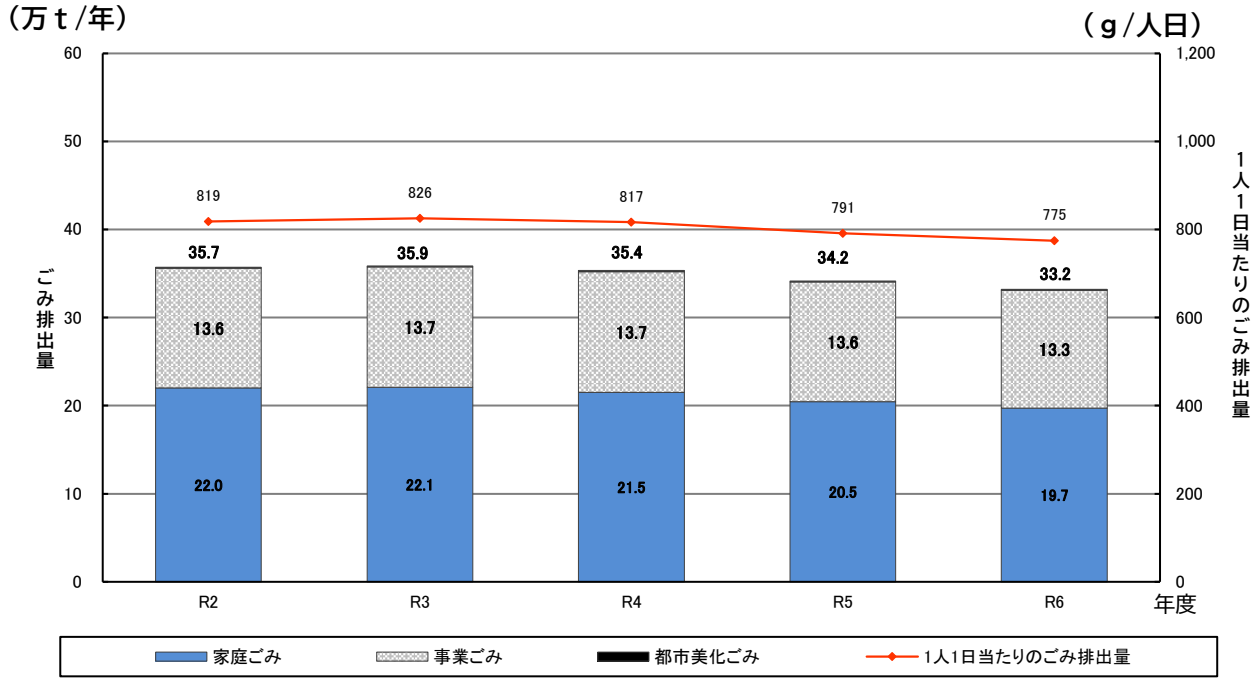

図１０　本市におけるごみ排出量の推移

資料　広島市環境局業務部業務第一課
注　令和３年８月からの大雨に伴う災害廃棄物を除きます。

⑵　産業廃棄物

本市における産業廃棄物排出量及び産業廃棄物最終処分量はほぼ横ばいで推移しており、産業廃棄物の減量等に取り組む必要があります。

また、最終処分されている産業廃棄物の中には依然としてリサイクル可能なものが含まれていること等から、引き続き、そのリサイクル等に取り組む必要があります。

表５　本市における産業廃棄物排出量等

（単位：万ｔ/年）

区　分	平成25年度	平成30年度
産業廃棄物排出量	213.1	213.7
産業廃棄物最終処分量	8.9	9.3

資料　広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

９　温室効果ガス排出量等

本市における令和４年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素（CO_2）換算）は６４６．８万トンで、基準年度である平成２５年度と比べて２６．５％の減となっています。

その主な要因は、民生部門（家庭部門・業務部門）が減少したことによるものです。なお、１人当たりの温室効果ガス排出量は５．４６トンで、基準年度比で２６．３％の減となっています。

また、本市における令和４年度のエネルギー使用量は２６１．３万kℓ で、基準年度と比べて１３．８％の減となっており、すべての部門で減少しています。なお、１人当たりのエネルギー使用量は２．２１kℓで、基準年度比で１３．７％の減となっています。

このように、近年、本市の温室効果ガス排出量等は減少傾向にありますが、本市に甚大な被害をもたらした平成２６年８月及び平成３０年７月の豪雨と地球温暖化との関連が指摘されるなど、地球温暖化の進行は深刻さを増しており、引き続き、温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。

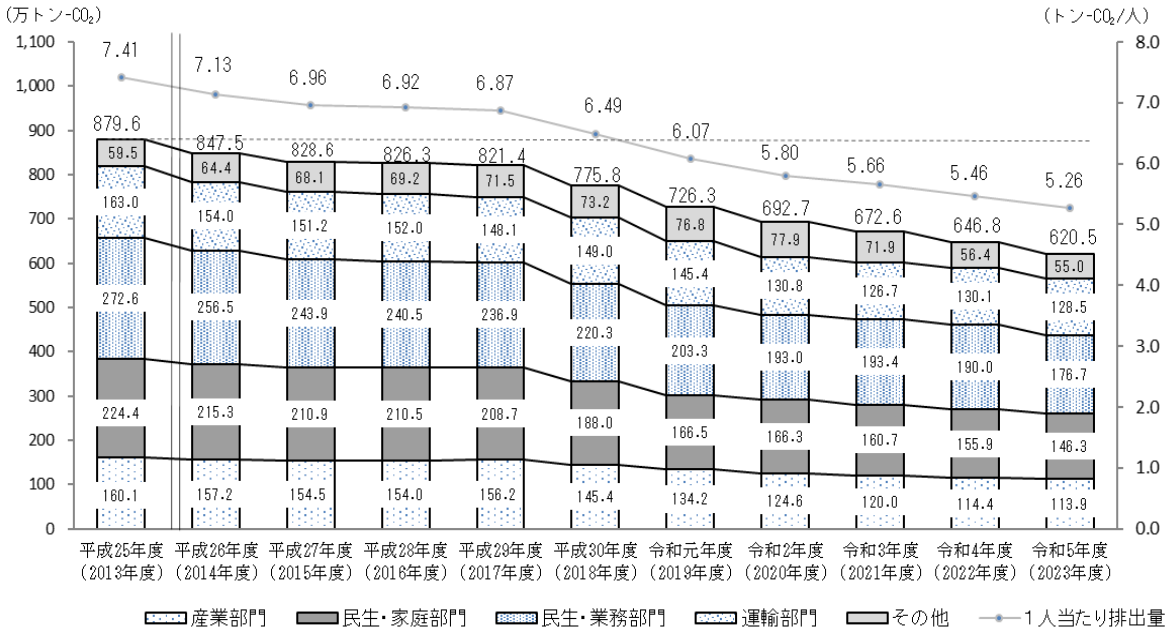

図１１　本市における温室効果ガス排出量（CO_2換算）の推移

資料　広島市環境局温暖化対策課
注　令和５年度の温室効果ガス排出量（CO_2換算）は速報値です。

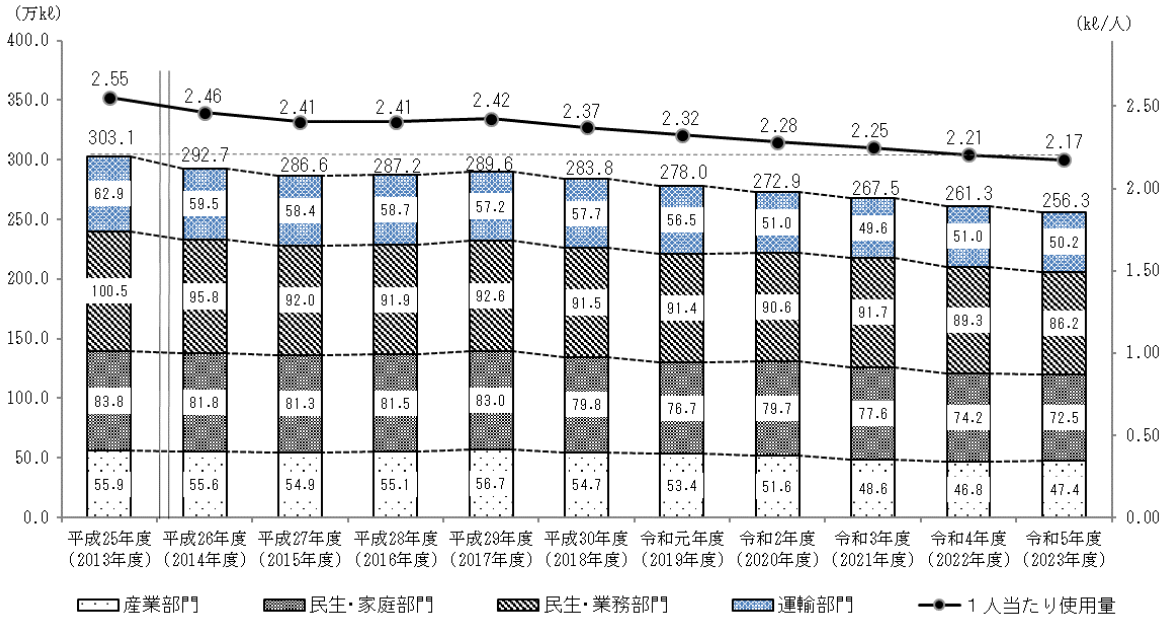

図１２　本市におけるエネルギー使用量（原油換算）の推移

資料　広島市環境局温暖化対策課
注　令和５年度のエネルギー使用量（原油換算）は速報値です。

＜参考：中国電力株式会社の二酸化炭素排出係数の推移＞

（単位：トン-CO_2/千kWh）

区　　分	平成25年度（2013年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
二酸化炭素排出係数（中国電力株式会社）	0.719	0.561 ▲22.0%	0.531 ▲26.1%	0.529 ▲26.4%	0.537 ▲25.3%	0.511 ▲28.9%

(注1)　下段の値は平成25年度(2013年度)比の増減率を示しています。
(注2)　令和5年度(2023年度)からは、従来（令和4年度(2022年度)まで）の方法で算定された二酸化炭素排出係数に、小売電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値を反映させた二酸化炭素排出係数としています。

１０　気候変動

⑴　気温の長期変動

本市の年平均気温の推移を見ると、１００年当たり（統計期間：明治１２年（１８７９年）～平成２４年（２０１２年））１．５１℃の割合で上昇しています。また、本市の真夏日（日最高気温３０℃以上の日）及び冬日（日最低気温０℃未満の日）の年間日数について、昭和１１年（１９３６年）～昭和６２年（１９８７年）（広島地方気象台の観測場所の移転がなく、単純比較が可能な期間）の長期変化傾向を見ると、真夏日は有意な変化傾向は見られませんが、冬日は１９４０年代には平均約５３日でしたが、１９８０年代には平均約３４日に減少しています。

このため、このような気温上昇による影響に対応するための取組を進める必要があります。

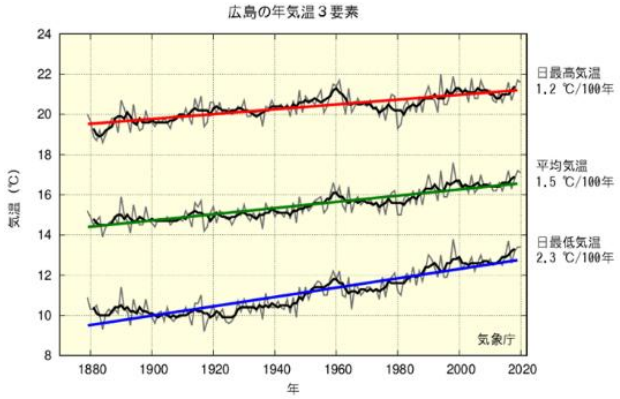

図１３　本市の年平均気温の推移

資料　広島地方気象台
注１　折れ線（細線）はそれぞれの気温の年平均値を、折れ線（太黒線）は５年移動平均を、直線（赤）（緑）（青）は長期変化傾向を示しています。
注２　広島地方気象台は 1935 年 1 月及び 1988 年 1 月に観測場所を移転したため、移転前の観測データに、移転による影響を除去するための補正を行っています。

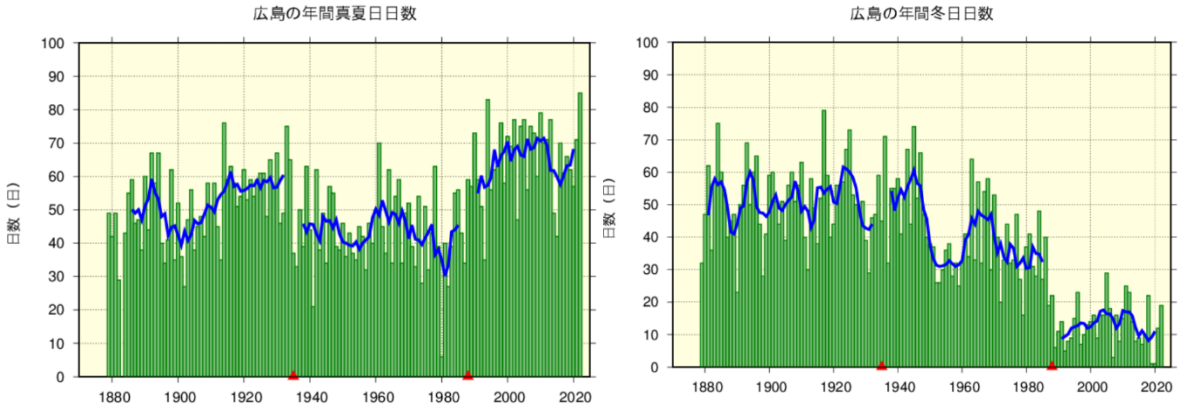

図１４　本市の真夏日及び冬日の年間日数の推移

資料　気象庁
注　棒グラフ（緑）は毎年の値、折れ線（青）は 5 年移動平均値を示しています。なお、観測場所の移転によりその前後でデータが均質でない場合は横軸上に▲で示し、その前後の 5 年移動平均値は示していません。

⑵　降水量の長期変動

年降水量及び時間雨量が２０mm以上である日の年間日数については、有意な長期変化傾向は見られないものの、時間雨量が３０mm以上である日の年間日数については、１９８０年代以降微増傾向が見られます。

このため、短時間強雨等に対応するための取組を進める必要があります。

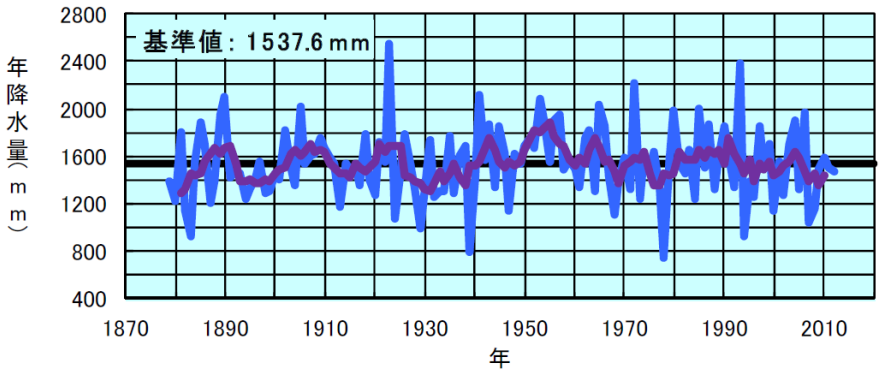

図１５　本市の年降水量の推移

資料　広島地方気象台「中国地方の気候変動」
注　折れ線（青）は各年の値を、折れ線（紫）は５年移動平均を、直線（黒太）は基準値（1981 年～2010 年）の平均値を示しています。

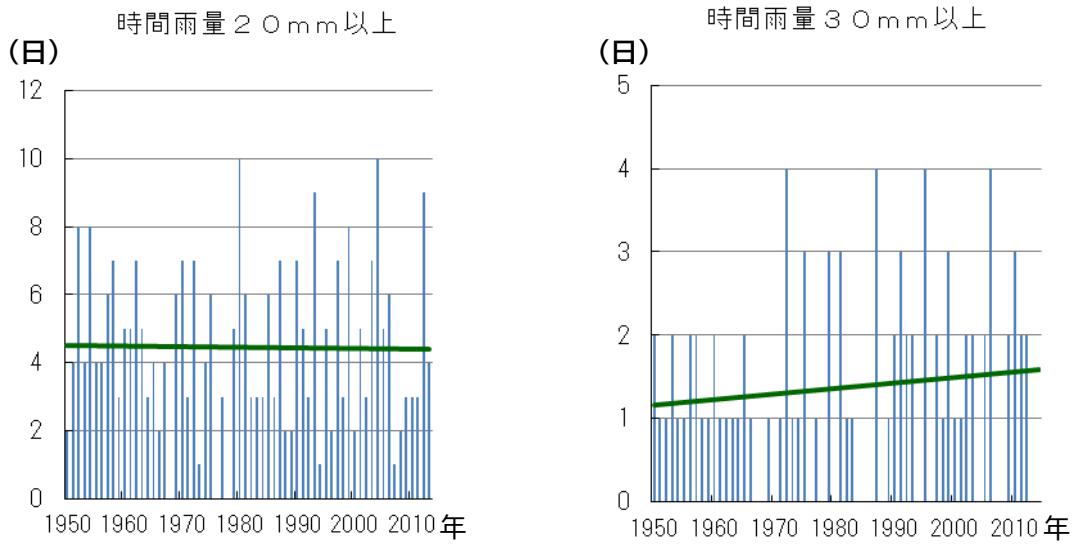

図１６　本市の時間雨量が一定以上である日の年間日数の推移

資料　広島地方気象台
注　棒グラフ（青）は各年の値を、直線（緑）は長期変化傾向を示しています。

第３章　施策の実施状況

第１節　豊かな自然環境の保全～自然との共生～

１　健全な水循環の確保

生命の源である水は、太陽の熱を受けて海から蒸発して雲を作り、雨となって地表に降り森林の土壌に浸透して貯留された後、ゆっくりと流出して地表水又は地下水となり、河川の流下により海に至り、再び太陽の熱を受けて蒸発します。

この循環の過程において、水は、時には、河川の洪水等の災害をもたらすこともありますが森林等が持つ水源涵養機能により流量が調整され、森林から供給される炭素や栄養塩を海へと運び、生物の豊かな海を形成するなど、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

本市において、広島県西部の中国山地に水源を有し、複数の市町の区域を経て本市の中心部を流れる太田川は、市民の生活に潤いや安らぎを与えるとともに、本市の水循環において大きな役割を担っており、流域の森林から供給される栄養分を含む水は、瀬戸内海に注ぎ、広島カキの養殖等の恵みをもたらしています。また、その水質は良好であり、中流域は環境省の「名水百選」にも選定されています。

しかし、近年、森林の荒廃等が進んでおり、また、都市化の進展による雨水の地下浸透量の減少に伴い、平常時の河川流量の減少及び大雨時の流量増加のおそれが生じています。

一方で、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少により、河川への流出量が減少することも懸念されています。

このため、森林の管理等により、森林が持つ水源涵養等の機能を強化し、健全な水循環を確保していく必要があります。

⑴　水源涵養機能の維持向上

ア　水源涵養モデル事業

清流太田川を守り、次世代に引き継いでいくため、平成１０年度に太田川の源である冠山が位置する源流域に森林を取得し、水源涵養機能の高いモデル水源林として整備するとともに、幅広い各層の住民参加による森林保全活動や森林学習を通じて、水源涵養機能の重要性について啓発活動を実施しています。

この事業を円滑に推進するため、①太田川下流域の水道事業体で「太田川流域水源涵養推進協議会」を、②森林所在地である廿日市市と「広島市・廿日市市源流の森保全協議会」を設置しています。

［森林の概要］

名称：太田川源流の森

場所：廿日市市吉和字吉和東１５８８番、１１５８９番３

面積：３５５ｈａ

表６　　森林整備及び啓発活動参加者の状況

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度	令和６年度
森林整備保育等（ha）	下　刈	2.39	3.17	3.32	3.17	5.75
	除　伐	－	－	－	－	－
	間　伐	－	－	－	－	－
	枝　打	－	－	－	－	－
	整理伐	－	－	－	－	－
	計	2.39	3.17	3.32	3.17	5.75
啓発活動の参加者数(人)		618	104	211	336	316

注　令和２年度、令和３年度及び令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響による啓発活動の一部中止に伴い参加者数が減少しました。

イ　森林機能保全間伐対策事業

→　第３章第１節２(1)ア（２７ページ）

ウ　市行造林・市行育林事業

水源涵養機能等の高い地域の放置森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行い、木材を売却した時の収益を、市と土地所有者が一定の割合で分け合う事業を推進することで、森林の公益的機能の向上を図っています。

・　市行造林・・・契約期間　１００年間
　　分収割合　市：土地所有者＝６：４

・　市行育林・・・契約期間　１００年間から林齢を差し引いた期間
　　分収割合　契約時の林齢により適時変更

市行造林・市行育林地
（安佐北区可部町大字綾ケ谷）

表７　　市行造林・市行育林事業実績　　（単位：ｈａ）

区　分			実　績					計　画
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市行造林	新規契約		－	－	－	－	－	－
	継続	下刈	－	－	－	－	－	－
		除伐	－	－	－	－	0.80	－
		枝打	0.21	11.71	－	6.00	－	－
		間伐	0.21	11.71	－	12.88	15.25	25.03
		捕植	－	－	－	－	－	－
	計		0.42	23.42	－	18.88	16.05	25.03
市行育林	新規契約		－	－	－	－	－	－
	継続	下刈	－	－	－	－	－	－
		除伐	－	4.16	15.46	13.25	－	－
		枝打	17.30	7.49	18.21	－	7.88	13.25
		間伐	19.42	4.38	5.80	3.51	15.18	10.61
	計		36.72	16.03	39.47	16.76	23.06	23.86
合　計			37.14	39.45	39.47	35.64	39.11	48.89

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

⑵ 炭素や栄養塩の健全な循環の維持

ア 森林機能保全間伐対策事業

→ 第３章第１節２⑴ア（２７ページ）

イ 森林造成事業

森林所有者等が、市内の山林において行う人工造林等の森林施業に対する助成を行っています（１～６０年生の人工林が対象）。

表８ 森林造成事業の概要

区 分	実 績					計 画
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
造 林(ha)	3.73	0.85	3.73	7.66	9.24	7.20
保育等(ha)	180.48	167.46	212.91	216.50	195.13	193.10
森林作業道(m)	―	―	―	―	23,942	24,300

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課
注１ 造林は、人工造林と複層林（樹下植栽）で、特殊な地拵（じごしらえ）は計上していません。
注２ 保育等には、下刈、雪起こし（実面積）、除伐、間伐、枝打ち、受光伐、複層林改良、鳥獣害防止忌避剤の散布が該当します。
注３ 地拵（じごしらえ）とは、木を植えるに当たり、植付けの障害となる笹、雑草、落枝等を刈り払ったり、取り除いたりする作業です。

ウ 人工林健全化推進事業

健全な人工林を育成するため、森林組合等が行う、手入れが不十分な人工林の３０％以上（本数）の間伐に対する支援を行っています。

エ 市有林の整備

森林の有する多面的機能の向上を図りながら、森林施業のモデル展示林として林業の活性化に資するとともに、市域の林業振興と森林整備の誘導を図ることを目的として、市有林の整備を行っています。

表９ 市有林整備事業の概要

区 分		実 績					計 画
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
植栽(複層林)(ha)		－	－	－	－	－	－
保 育 (ha)	下 刈	－	－	－	－	－	－
	除 伐	－	－	－	－	－	－
	間 伐	20.14	9.24	7.80	7.99	17.36	16.50
	枝 打	－	－	－	－	－	－
	つる切り	－	－	－	－	－	－
	枝払い	－	－	－	－	－	－
	計	20.14	9.24	7.80	7.99	17.36	16.50
作業道整 備 (m)	作業道開設	1,700	1,600	2,140	1,711	1,370	1,700
	測量設計	－	－	－	－	－	－
	除 草	－	－	－	－	－	－
	維持補修	－	－	－	－	－	－

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

オ　生活排水対策の推進

→　第３章第３節２⑵（７６ページ）

⑶　水辺の保全・再生・創出

ア　水辺の保全

自然度の高い水辺は、それ自体が貴重な自然であるとともに、数多くの生物の生息・生育地であることから、その保全及び生態系に配慮した利用に努めています。

イ　河川環境の整備

→　第３章第１節３⑴ウ（３４ページ）

ウ　海浜環境の整備

広島県と連携し、親水護岸・緑地、人工干潟等の海浜環境の整備を促進しています。

エ　魚介類等の種苗（しゅびょう）の生産・放流

水産資源の確保を図るため、広島市水産振興センターにおいて、広島湾や太田川での生息に適したマコガレイ、アユ等の放流又は養殖用の種苗（しゅびょう）を生産し、放流しています。また、広島市水産振興センターでは生産していないオニオコゼ等の種苗（しゅびょう）を購入し、放流しています。

オ　魚貝類ふれあい事業

→　第３章第１節４⑴ア(ｴ)（４０ページ）

カ　カキ養殖業の振興

カキ養殖に関する諸調査を行い、その結果を基に養殖指導や研修会を実施しています。

表１０　カキ（殻付き）養殖生産量　（単位：ｔ）

項　　目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年以降
カキ（殻付き）養殖生産量	21,558	19,340	20,820	21,804	未発表

資料　農林水産省「海面漁業生産統計調査」
注　令和元年以降については、市町村別データの公表がないため、カキ養殖生産量が不明です。

キ　広島カキ採苗（さいびょう）安定強化事業

良質なカキ種苗（しゅびょう）の安定的確保に向けた対策を推進するため、海水の窒素、リン等の濃度調査を行っています。

ク　水質浄化の推進

→　第３章第３節２⑷（７９ページ）

ケ　水質保全に係る広域的な取組の推進

→　第３章第３節２⑸（７９ページ）

コ　カキ殻有効活用促進事業

漁場の底質改善を図るため、漁業協同組合がカキ殻底質改善剤を散布する事業に対して事業費を助成しています。

サ　藻場の造成による漁場環境の整備

水産資源育成のため、カキ殻を使用したブロックを海に沈めて藻場を造成する取組を漁業協同組合と協働で実施しています。

2　緑の保全

森林、中山間地や市街地近郊の農地等の緑は、生物の多様性がもたらす豊かな水や肥沃な土壌によって育まれ、米や野菜などの農産物や建築材等の材料となる木材等を私たちに供給しています。

また、緑は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、有害物質の吸着等による大気の浄化、都市のヒートアイランド現象の緩和、水源涵養機能や土砂流出防止機能による災害の防止などの公益的機能を有しています。

本市は、市街地である太田川河口のデルタを緑の多い郊外の丘陵地が取り囲み、その外側の市域北部には多様な生物が生息・生育する大規模な森林が位置しています。また、島しょ部も、原生林が残る似島など、緑に包まれています。さらに、市街地等には、比治山や黄金山などの丘陵地のほか、平和大通りや太田川河岸緑地など多くの緑があります。

しかし、緑の多い郊外の丘陵地では市街化が進み、市域北部の森林では一部で開発が進められています。また、中山間地では、過疎化や高齢化により農地や森林の荒廃が進むとともに、イノシシやニホンジカ等による鳥獣被害が顕在化しています。

また、近年、豪雨による水害や土砂災害が全国で毎年のように発生し、特に、平成２６年（２０１４年）や平成３０年（２０１８年）には、本市でも土砂災害により大きな被害が発生しました。本市の山地や丘陵地を構成する地質は主として花崗岩で、表層部分は風化が進んで真砂土になっているため、土砂災害に脆弱な地質となっており、森林の荒廃によって水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下し、さらなる災害が発生することが危惧されています。このため、森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る必要があります。

⑴　森林の保全

ア　森林機能保全間伐対策事業

森林の公益的機能の向上と、木材資源の有効活用を図るため、８０年生以下の人工林において、間伐の実施に要する費用や、間伐の実施や間伐材の搬出のための林業専用道（幅員３～４ｍ）、森林作業道（幅員２ｍ）の整備に要する費用に対する助成を行っています。

表１１　森林機能保全間伐対策事業の概要

区分		実績					計画
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
事業量	間伐(ha)	0.60	1.62	1.81	0.50	0.62	20.00
	林業専用道(m)	0	0	0	0	0	0
	森林作業道(m)	0	0	0	0	0	1,620

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

イ　森林造成事業

→　第３章第１節１⑵イ（２４ページ）

ウ　人工林健全化推進事業

→　第３章第１節１⑵ウ（２４ページ）

エ　市有林の整備

→　第３章第１節１⑵エ（２４ページ）

オ　里山林再生整備事業

平成１９年度から、町内会等が、生活環境の保全、自然との触れ合いの場の提供及び鳥獣害防止を目的として、手入れの不十分な農山村地域や都市近郊の里山林等で実施する事業に対する助成を行っています。

カ　人と野生鳥獣が共存できる多様な森林整備の推進

自然を生かした地域づくりの一環として、野猿等野生動物との共存、棲(すま)み分けを実現し、農林産物の被害軽減に伴う農地等の保全並びに安全な市民生活の推進を図っています。

キ　治山事業の推進

崩壊した林地の復旧及び今後崩壊が発生するおそれのある林地の防災工事を実施し、林地の保全と地域住民の安全を図るとともに、広島県が実施する治山事業の推進や保安林の指定・拡大の働きかけなどにより、安全で潤いのある豊かな生活基盤の整備と市民生活の向上に努めています。

ク　水源涵(かん)養モデル事業

→　第３章第１節１⑴ア（２２ページ）

ケ　ひろしま産間伐材利用推進事業

保育園に広島県産材を使用した木のおもちゃを配布し、園児があそびを通じて、木の温もりや質感に親しむ機会をつくり、将来、木や森に関心を持ち、森づくりに貢献することのできる人を育てる「木育」を推進しています。

コ　中山間地域自伐林業支援事業

森林所有者や地域住民等による、間伐後森林内に放置された未利用材を集積・搬出する取組を支援し、未利用材の利活用を促進することで、健全な森林の育成と中山間地域の活性化を図っています。

また、佐伯区湯来町において、地域内の未利用材を地域住民団体が薪に加工し、公共施設の薪ボイラーの燃料として、地域内で消費する「小さな循環モデル」を導入しています。

サ　森林づくりを支える担い手の育成

近年、水資源の、良好な生活環境の保全、緑との触れ合いの場所の提供等、森林の有する様々な公益的機能に対する市民の期待は非常に大きいものがあります。このため、平成８年度から、市民が森林づくりに自発的に参加できるような受け皿をつくり、緑との触れ合いを通して森林・林業に対する認識を深めることを目的とする、市民参加の森林づくりに取り組んでいます。また、各団体の活動内容や活動状況等を一元的に集約し、

発信する「ひろしま森づくりコミュニティネット」ホームページを運営し、各団体間の連携を推進しています。

(ｱ)「もりメイト」育成事業

森林に関する知識や林業技術習得のための講習会を開催し、安全かつ適切な森林整備活動及び市民参加の森林づくりを継続的に展開していくための先導的役割を果たすボランティアを育成しています。

植　林
（「もりメイト」育成事業）

(ｲ) 森林整備活動用具の貸出し

森林整備活動に取り組む市民団体を支援するため、整備に要する鋸（のこぎり）や鍬（くわ）等の林業用具の貸出しを行っています。

(ｳ) ひろしま「森の市」開催事業

森林ボランティア団体等が製作した木製品や森の産物の展示販売を行うことにより、市民の森林や林業への理解を深めています。

(ｴ)「女性のための森林づくり入門体験講座」開催事業

女性が森林ボランティアに参加するきっかけとなるよう、女性が無理なく安全に楽しみながら、学び体験できる初心者向けの森林づくり体験講座を開催し、その講師や指導員を現在活躍中の女性ボランティアとすることで、女性ならではの視点で、森林づくりのやりがいや楽しさを伝え、森林づくりへの関心を深めています。

表１２　市民参加の森林づくり事業　参加者数の推移　（単位：人）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
「もりメイト」育成事業	30 修了者30	30 修了者29	30 修了者27	30 修了者27	30 修了者28
ひろしま「森の市」開催事業	3,018	2,287	3,168	2,786	2,365
女性のための森林づくり入門	19	11	15	10	19

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

表１３　森林ボランティアの活動者数　（単位：人）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
森林ボランティアの活動者数	4,425	5,101	6,044	4,579	3,817

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

⑵　農地の保全

ア　農業生産基盤の整備等を通じた農地の保全

農地は、水源の涵養（かんよう）や自然環境の保全などの公益的機能を有しているため、ほ場整備などの農業生産基盤の整備等を通じて、農地の保全に努めています。

表１４　農業生産基盤整備状況

区　分	実　績						計　画		
	令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	件数（件）	事業量	事業費（千円）	件数（件）	事業量	事業費（千円）	件数（件）	事業量	事業費（千円）
農道改良	18	657m	187,578	15	356m	178,922	23	1,210m	388,900
農道舗装	2	399m	10,122	1	280m	3,821	5	700m	29,100
水路改良	43	1,482m	357,264	36	1,753m	315,190	35	1,835m	570,270
ため池整備	1	1箇所	660	3	59箇所	24,689	3	32箇所	41,500
ほ場整備		－	－	－	－	－	－	－	－
計	－	－	555,624	－	－	522,622	－	－	1,029,770

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

イ　農地の流動化の促進

農業委員会の農地銀行活動により、貸借を希望する農地情報を把握し、農業経営の規模拡大を希望する農家や新規就農者などへの貸付けの仲介等を行っています。さらに、平成２０年３月には、農地銀行活動を一層強化するため、農地活用相談センターを設置しました。また、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の農地中間管理事業等による新規就農者等、担い手への農地集積を支援しています。

ウ　生産緑地制度の推進

都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、生産緑地制度について農家への普及啓発等を行っています。

エ　多面的機能支払事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を図る観点から、平成２６年度から、多面的機能支払交付金を交付しています。

オ　中山間地域等直接支払事業

耕作放棄地の増加等により、水源涵養などの多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、平成１２年度から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付しています。

カ　良好な農村景観の形成

ほ場整備等の農業生産基盤整備、中山間地域等直接支払制度を活用した集落共同活動の促進による農地や水路等の保全、農業集落排水処理施設の整備等による生活環境の整備を通じて良好な農村景観の形成を推進しています。

キ　農業の担い手の育成

(ｱ)　“ひろしま活力農業”経営者育成事業

本市農業の将来を担う優秀な人材を育成するため、栽培・経営技術等の研修及び経

営初期の支援を行い、若い活力ある農業経営者を育成しています。

(ｲ) 定年就農・帰農等農業研修

定年後のセカンドライフとしての就農・帰農や半農半Ｘなどでの就農による出荷農家を育成するため、人材を募集・選考し、１年間の研修を行うとともに、農地の確保などの就農支援を行っています。

(ｳ) 広島市農業経営改善支援センター事業

農業経営の改善を図ろうとする農業者に対し、農業経営改善計画の作成から計画の認定までの相談支援活動を行い、経営感覚に優れた農業経営体を認定農業者として育成しています。

表１５　新規就農者の育成人数（単位：人）

項　　目	令和6年度
新規就農者の育成人数	521

資料　広島市経済観光局農林水産部農政課

⑶　市街地の緑の保全

ア　潤いのある緑のまちづくりの推進

→　第３章第２節１⑵ア（５１ページ）

イ　緑地保全についての普及啓発

→　第３章第２節１⑵イ（５１ページ）

ウ　ふれあい樹林事業の推進

→　第３章第２節１⑵ウ（５２ページ）

エ　開発に対する指導

→　第３章第２節１⑵エ（５２ページ）

オ　保存樹・保存樹林の指定

→　第３章第２節１⑵オ（５２ページ）

カ　市民意識の醸成と人材の育成

→　第３章第２節１⑵カ（５２ページ）

キ　市民による民有地の緑化

→　第３章第２節１⑵キ（５２ページ）

ク　平和のための市民との協働による緑の交流と継承

→　第３章第２節１⑵ク（５２ページ）

ケ　市民との協働による公園づくりと花壇づくり

→　第３章第２節１⑵ケ（５３ページ）

コ　公園緑地の整備

（ｱ）公園緑地整備の推進

→　第３章第２節１⑵コ(ｱ)（５３ページ）

（ｲ）街区公園清掃等報奨金制度の推進

→　第３章第２節２⑵オ(ｸ)（６２ページ）

サ　屋上緑化等の推進

市役所本庁舎で行った屋上緑化の実験結果や民間施設の屋上緑化の事例、市役所本庁舎での壁面緑化の実施結果を市ホームページで紹介するなど、屋上緑化等の普及・啓発に努めています。

シ　道路の緑化

美しい都市景観づくりと道路交通の快適性の向上を図るため、地域特性に応じた歩道等への植栽により、周辺環境との調和に配慮した道路の緑化を推進しています。

3　生物の多様性の確保

生物の多様性は、大気・水・栄養の循環等の様々な動きを通じて、人間も含め全ての生物の存続基盤となっています。また、私たちの暮らしは、水産資源等の食料及び木材等の資源の供給、多様な文化の形成、森林等による気候の調節や災害の防止など、生物の多様性がもたらす多くの恵みによって支えられています。

水と緑に恵まれている本市には、中山間地等の森林、農地、河川、海域等に多様な生物が生息・生育しており、太田川河口のデルタ市街地では、点在する大小の公園緑地によって緑の回廊が形作られ、市街地を流れる河川や広島湾とともに生態系ネットワークを形成し、多様な生物のすみかとなっているという特徴があります。

しかし、近年、都市開発、森林及び農地の荒廃、気候変動等の影響により生物のすみかとなる自然環境の一部が失われ、また、ニホンジカ等による鳥獣被害、化学農薬の影響、外来種の導入等は、植物から大型の動物に至るまで、生態系全体に脅威を与えています。

このため、関係行政機関等と連携するなどして、生物の生息・生育環境の保全等により、生物の多様性を確保していく必要があります。

なお、本項では、以下の考え方を踏まえ、三つのレベルの多様性と施策の方針を関連付けて整理します。

＜生物の多様性の定義＞

「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」では、生物の多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、その違いを以下の三つのレベルに整理しています。

①　生態系の多様性

森林や草地、水田やため池、渓流や河川など、様々なタイプの環境に応じてそれぞれ違う特徴を持った生態系が存在していること

②　種の多様性（種間の多様性）

動物や植物、菌類など、様々な種の生物が生息・生育していること

③　遺伝子の多様性（種内の多様性）

アサリの殻の模様が一つ一つ異なるなど、同じ種の集団の中にタイプの違う遺伝子が存在すること

⑴　生態系の多様性の確保

ア　水辺の保全

→　第３章第１節１⑶ア（２５ページ）

イ　森林の保全

→　第３章第１節２⑴（２７ページ）

ウ　河川環境の整備

河川の整備については、人命、財産を守る堤防、護岸を築造することにより治水機能を増進させてきましたが、その反面で、自然との触れ合いの場や生物の良好な生育環境が失われてきました。

近年、ゆとりや豊かさへの志向が高まり、河川空間の有する環境機能に対する要請が強まる中で、流域のあらゆる関係者で取り組んでいる流域治水対策において、河岸緑地の整備やかわまちづくり等自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進していきます。

エ　海浜環境の整備

→　第３章第１節１⑶ウ（２５ページ）

オ　農地の保全

→　第３章第１節２⑵（２９ページ）

カ　“ひろしま活力農業”経営者育成事業

→　第３章第１節２⑵キ（ｱ）（３０ページ）

キ　定年就農・帰農等農業研修

→　第３章第１節２⑵キ（ｲ）（３１ページ）

ク　広島市農業経営改善支援センター事業

→　第３章第１節２⑵キ（ｳ）（３１ページ）

ケ　水辺を生かしたまちづくりの推進

→　第３章第２節１⑴（５０ページ）

コ　緑のまちづくりの推進

→　第３章第２節１⑵（５１ページ）

サ　藻場の造成による漁場環境の整備

→　第３章第１節１⑶サ（２６ページ）

⑵　種の多様性（種間の多様性）の確保

ア　魚介類等の種苗（しゅびょう）の生産・放流

→　第３章第１節１⑶エ（２５ページ）

イ　カキ養殖業の振興

→　第３章第１節１⑶カ（２５ページ）

ウ　広島カキ採苗（さいびょう）安定強化事業

→　第３章第１節１⑶キ（２５ページ）

エ　魚貝類ふれあい事業

→　第３章第１節４⑴ア(ｴ)（４０ページ）

オ　水質浄化の推進

→　第３章第３節２⑷（７９ページ）

カ　持続可能な農業の促進

生産・流通・消費が一体となった信頼関係の構築による地産地消の推進を行い、安全安心の向上を図っています。

また、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を図るため、有機農業技術習得支援や環境にやさしい栽培方法の指針「“ひろしまそだち”栽培指針」等を作成・普及することにより、化学肥料・化学合成農薬の使用量低減に資する取組を推進しています。

キ　水質保全に係る広域的な取組の推進

→　第３章第３節２⑸（７９ページ）

ク　野生鳥獣による被害への対策

野生鳥獣による農林水産物に対する被害を総合的かつ効果的に防止するため、「広島市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生鳥獣の捕獲・駆除等の被害対策を行っています。

ケ　カワウによる水産物被害への対策

河川におけるアユへの被害軽減のため、漁業協同組合が実施するカワウの飛来調査、漁場からの追払い、被害状況の把握等を指導しています。

コ　里山林再生整備事業

→　第３章第１節２⑴オ（２８ページ）

サ　人と野生鳥獣が共存できる多様な森林整備の推進

→　第３章第１節２⑴カ（２８ページ）

シ　外来種に関する会議等への参加

外来種対策を推進するため、「中国四国地方外来種対策連絡会議」等に参加し、特定外来生物等に関する情報交換等を行っています。

ス　外来種被害予防三原則の普及啓発

在来種を駆逐したり、農作物に被害を与えたりする侵略的外来種による被害を防止するため、防除方法の情報提供を行うなど、国や広島県、関係市町と連携し、外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）の普及啓発を行っています。

セ　特定外来生物（害虫）対策

ヒアリ、アルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物（衛生害虫）について、ホームページで生態、防除方法等を紹介するとともに、市民からの相談に応じています。

ソ　特定外来生物（獣）対策

ヌートリアなどの特定外来生物（獣）について、駆除を実施しています。

タ　アルゼンチンアリ対策

公共工事の施行に伴い、アルゼンチンアリの分布域が拡大することを未然に防止するため、関係各課長で構成する「アルゼンチンアリ対策庁内連絡会議」を必要に応じて開催し、分布拡大の防止対策の協議・検討を行っています。

チ　カキ殻有効活用促進事業

第３章第１節１⑶コ（２６ページ）

⑶　遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保

ア　水辺の保全

→　第３章第１節１⑶ア（２５ページ）

イ　森林の保全

→　第３章第１節２⑴（２７ページ）

ウ　河川環境の整備

→　第３章第１節３⑴ウ（３４ページ）

エ　外来種に関する会議等への参加

→　第３章第１節３⑵シ（３６ページ）

オ　外来種被害予防三原則の普及啓発

→　第３章第１節３⑵ス（３６ページ）

カ　特定外来生物（害虫）対策

→　第３章第１節３⑵セ（３６ページ）

キ　特定外来生物（獣）対策

→　第３章第１節３⑵ソ（３６ページ）

ク　アルゼンチンアリ対策

→　第３章第１節３⑵タ（３６ページ）

⑷　生物の多様性に関する普及啓発

ア　野生生物の調査

本市の野生生物の調査は、昭和６０年度と昭和６１年度の２か年にわたって実施され、昭和６３年３月に教育委員会から「広島市の動植物－広島市希少生物調査報告」として報告されましたが、その後は調査が行われていませんでした。

このため、環境影響評価の審査に活用するとともに、本市の各種施策への反映を図ることを目的に、平成１０年度と平成１１年度の２か年をかけて「広島市の生物調査」を実施しました。そして、その調査結果をまとめ、いわゆるレッドデータブックとして広く市民に公表して活用を図るため、「広島市の生物－まもりたい生命（いのち）の営み－」を平成１２年３月に作成しました。

この報告書には、本市における「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」及び「環境指標種（自然環境を積極的に維持する上で注目すべき種）」の生物の分布状況のほか、地域の自然についてのコラムなどを記載しています。

なお、平成１８年１０月には、旧佐伯郡湯来町との合併に伴い「広島市の生物（補遺版）」を作成しました。

表１６　各分類群の「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」及び「環境指標種」の選定種数

分類群名		絶　滅	本市において絶滅のおそれのあるもの				環境指標種	計
			絶滅危惧	準絶滅危惧	軽度懸念	情報不足		
植物	種子植物	8	28	36	11	9	15	107
	シダ植物	3	7	6	0	3	1	20
	コケ植物	1	8	4	1	9	2	25
	地衣類	0	6	1	0	3	0	10
	藻　類	0	0	0	1	3	0	4
	菌　類	0	6	15	0	2	0	23
	群　落	1	5	8	3	0	0	17
小　計		13	60	70	16	29	18	206
動物	哺乳類	0	0	0	0	10	1	11
	鳥　類	0	2	0	3	17	3	25
	爬虫類	0	0	2	1	2	0	5
	両生類	0	0	2	0	0	4	6
	淡水魚類	0	8	6	2	0	0	16
	昆虫類	6	8	11	6	2	23	56
	クモ類	0	0	0	2	0	0	2
	甲殻類	0	1	3	1	0	0	5
	貝　類	0	1	4	0	0	0	5
小　計		6	20	28	15	31	31	131
合　計		19	80	98	31	60	49	337

資料　レッドデータブック「広島市の生物」（平成１８年）
注　「広島市の生物－まもりたい生命の営み－」及び「広島市の生物（補遺版）」の調査対象となっている分類群のうち、多毛種は選定種がなく、巨樹は種数ではなく個体の指定のため、示していません。
　また、これらの調査において行われたカテゴリ分けのうち、「野生絶滅」は、本市において分類される群がないため、示していません。

イ　希少生物の保護に関する調査

(ｱ) 広島市森林公園・昆虫館

　個体数が激減傾向しているアカトンボ類の現地調査や、広島県だけに生息し、絶滅が危惧されるヒョウモンモドキの生息域外保全や保全地域協議会への参画を通じて飼育増殖・生息環境復元に取り組むとともに、広島の希少昆虫についての情報を収集し企画展等を開催するなど、広く市民に情報提供しています。

(ｲ) 広島市安佐動物公園

　野生動物の種の保存のため、オオサンショウウオ、ナゴヤダルマガエルなどの繁殖や、希少動物のブリーディングローン（繁殖のための動物の貸し借り）を行うとともに、職員の研究成果を学術誌や、本市及び広島県が作成するレッドデータブック等に発表しています。また、研究活動発表会により市民に情報提供しています。

(ｳ) 広島市植物公園

　世界の野生ランやヤチシャジンなど、国内外の希少種を栽培保存しているほか、県内の希少植物に関する調査を行っています。調査結果は本市や広島県が作成するレッドデータブックの根拠資料となるほか、研究活動発表会や植物公園紀要への掲載などにより市民に情報提供しています。

4　自然との触れ合いの推進

本市は、都市と自然が近く、市街地近郊には、広島県立自然公園の南原峡、広島県自然環境保全地域の石ヶ谷峡、湯の山、福王寺山、広島県緑地環境保全地域の蓮華寺山、１０か所の憩の森などのほか、宇賀峡や白木山など、豊かな自然環境に恵まれた場所や、広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、花みどり公園、広島市青少年野外活動センター・こども村、広島市三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターなど、自然や生きものと触れ合える施設が多くあります。近年、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの日常生活においては「新しい生活様式」への転換が求められ、屋外で自然を楽しめるアウトドアの魅力などが見直されています。

このため、本市の豊かな自然や公共施設等を生かして、多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結びつくような仕組みを構築することが必要です。

⑴　環境活動団体との協働

ア　自然との触れ合いの推進

（ｱ）森林公園自然体験活動推進事業

広島市森林公園において、小・中学生を対象に、学校教育における「総合的な学習の時間」による「グリーンアドベンチャー」、「林業体験」、「昆虫の野外観察」などの「自然体験活動事業」を実施しています。

［実施内容］

森林体験メニュー：グリーンアドベンチャー、森で探そう発見隊、森の忍者修行、森の隠れ家づくり、クラフトづくり、やきいも体験ほか

昆虫学習メニュー：昆虫の野外観察、昆虫博士になろう、飼育室を探検しようほか

グリーンアドベンチャー
（森林公園自然体験活動推進事業）

昆虫の野外観察
（森林公園自然体験活動推進事業）

（ｲ）森林・林業体験学習事業

森林公園を活用した森林・林業体験学習等を通じて、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、小学生と保護者を対象とした「親子森林体験」や、一般の方を対象とした「しいたけの里親」などを行っています。

親子森林体験
（森林・林業体験学習事業）

(ｳ) 里山あーと村の推進

平成８年度から、安芸区阿戸町にある市有林と阿戸町の農・自然・歴史・生活文化などの資源を活用して、地域住民と参加者が交流しながら、市民に豊かな農林業体験活動の場を提供するとともに、里山を再生し、阿戸の地域づくりにつなげることを目的に、地域住民・参加者・行政の３者で構成する運営協議会方式（平成１３年６月設立）で活動しています。

活動テーマ：休日は里山暮らし
部　　会：やさいの会、そばの会、森づくり、
　　ものづくり、ピザの会、陶芸の会

田植えと里山自然体験
（里山あーと村）

(ｴ) 魚貝類ふれあい事業

自然保護及び環境保全意識の高揚を図るため、漁業権の設定されていない川にアユを放流しています。

［令和６年度放流実績］

アユ：瀬野川　１４．０ｋｇ、八幡川　１３．０ｋｇ

(ｵ) 広島市安佐動物公園自然体験活動

広島市安佐動物公園において、「幼児のためのなかよし動物教室」、「動物レクチャー」、「職場見学」などの教育プログラムを実施しています。

表１７　広島市安佐動物公園自然体験活動の状況　（令和 6 年度）

区　分	幼児のためのなかよし動物教室		動物レクチャー		職場見学		合計件数（延べ）	合計件数（実数）	合計人数（延べ）
	（校･園）	（人）	（校･園）	（人）	（校･園）	（人）	（校･園）	（校･園）	（人）
幼・保育園	49	120	2	96	0	0	51	51	216
小学校	0	0	38	2,891	1	34	39	39	2,925
中学校	0	0	3	441	0	0	3	3	441
特別支援学校	0	0	5	127	0	0	5	5	127
高等学校	0	0	1	198	1	41	2	2	239
大学･専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	15	1	1	15
計	49	120	49	3,753	3	90	101	101	3,963

資料　広島市都市整備局緑化推進部緑政課

（ｶ）広島市植物公園自然体験活動

広島市植物公園において、小・中学校における自然体験活動に対して、プログラムの提供及び実施活動を行っています。

表１８　広島市植物公園自然体験活動の状況　（令和6年度）

区　分	オリエンテーリング		植物教室・ガイド		その他のプログラム		合計件数（延べ）	合計件数（実数）	合計人数（延べ）
	（校）	（人）	（校）	（人）	（校）	（人）	（校）	（校）	（人）
小学校	4	450	7	962	2	244	13	9	1,656
中学校	1	233	2	255	0	0	3	2	488
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	3	43	0	0	3	3	43
計	5	683	12	1,260	2	244	19	14	2,187

資料　広島市都市整備局緑化推進部緑政課

（ｷ）太田川流域振興交流会議

太田川の清らかな流れを守り、豊かな恵みを次の世代へ伝えていくため、「太田川サミット宣言」に基づき、平成１０年４月に、太田川流域の７市町で構成する「太田川流域振興交流会議」を設立し、自然環境保全に関する啓発活動などの事業を実施しています。

【構成市町（７市町）】（令和６年度末現在）

広島市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町

【令和６年度実施事業】

ａ　環境保全事業（学校自然体験事業、子ども交流事業）

次世代を担う子どもたちに、太田川の清流と豊かな自然環境保全の大切さを学んでもらうため、環境ボランティア団体との協働により、太田川流域のフィールドにおいて、自然体験型プログラムを実施し、４５２人が参加しました。

○　主な実施プログラム

・安佐北区白木町「森づくりを体験しよう」（広島市）
・東区福田「森の学校　森のふしぎを学び楽しもう」（広島市）
・佐伯区湯来町「湯来の水あそび」（広島市）
・吉和「さかなと地球の不思議」（廿日市市）
・向原町鷹の巣山「森の魅力を再発見」（安芸高田市）
・温井ダム「太田川で一番大きなダムで歴史を学ぼう」（安芸太田町）
・三段峡「西日本唯一の特別名勝に指定された渓谷を歩こう」（安芸太田町）

安佐北区白木町
「森づくりを体験しよう」
（広島市）

東区福田
「森の学校　森のふしぎを
学び楽しもう」
（広島市）

佐伯区湯来町
「湯来の水あそび」
（広島市）

吉和
「さかなと地球の不思議」
（廿日市市）

向原町鷹の巣山
「森の魅力を再発見」
（安芸高田市）

温井ダム
「太田川で一番大きな
ダムで歴史を学ぼう」
（安芸太田町）

三段峡
「西日本唯一の特別名勝に
指定された渓谷を歩こう」
（安芸太田町）

b　環境ボランティア団体支援事業（水援隊登録制度）

水援隊として登録した河川環境保全活動を行うボランティアグループに対して、水生生物調査及び水質検査方法の講習や必要な検査キットの提供を行っています。

・　令和６年度水援隊登録数：２グループ
　団体名：「春夏秋冬」、「まちづくり市民グループ可部カラスの会」
　主な活動：水辺教室、河川水質調査、河川清掃など

(ｸ) 森林づくりを支える担い手の育成

→　第３章第１節２(1)サ（２８ページ）

(ｹ) 学校教育活動地域連携推進事業の実施

→　第３章第５節２(4)ウ（１１２ページ）

(ｺ) 広島地球ウォッチングクラブ

→　第３章第５節２(5)ウ（１１３ページ）

(ｻ) 八幡川リバーマラソン

→　第３章第５節２(5)エ（１１４ページ）

表１９　自然との触れ合い事業の参加者数　（単位：人）

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
森林公園自然体験活動推進事業	11,616	10,157	16,960	15,822	18,306
里山あーと村	771	1,054	1,326	198	771
安佐動物公園自然体験活動	555	730	1,789	3,824	3,963
植物公園自然体験活動	244	1,004	1,183	1,632	2,187
太田川流域振興交流会議	194	319	405	478	452
広島地球ウォッチングクラブ	－	16	80	28	39
子どもの自然体験事業	6	－	－	－	－
合　　計	13,386	13,280	21,743	21,982	25,718

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課、同安芸区役所農林建設部農林課、同都市整備局緑化推進部緑政課、同環境局環境保全課・温暖化対策課、同市民局生涯学習課
注１　令和元年度から令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期を行った自然との触れ合い事業があります。なお、広島地球ウォッチングクラブは、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年度の事業を中止しています。
注２　子どもの自然体験事業は、令和２年度末で事業を終了しています。

イ　自然との触れ合いに係る人材等の基盤確保

(ｱ) 森林づくりを支える担い手の育成

→　第３章第１節２(1)サ（２８ページ）

(ｲ) 環境サポーターの養成講座

→　第３章第５節２⑴ア（１１１ページ）

(ｳ) 森林公園管理ボランティア育成事業

森林公園において、森林・林業に対する市民の理解を深めるため、下刈、整理伐、間伐、炭焼等の森林・林業体験学習講座を開催し、森林公園ボランティアとしての育成を図りました。

講座終了後、フォレストクラブ森守（もりもり）として登録を行い、森の学校等の園内施設の維持管理やイベント等のスタッフリーダーとして活動を行っています。

整理伐
（森林公園管理ボランティア活動）

(ｴ) 「もりメイト」育成事業

→　第３章第１節２⑴サ（ｱ）（２９ページ）

(ｵ) 森林整備活動用具の貸出し

→　第３章第１節２⑴サ（ｲ）（２９ページ）

(ｶ) ひろしま「森の市」開催事業

→　第３章第１節２⑴サ（ｳ）（２９ページ）

(ｷ)「女性のための森林づくり入門体験講座」開催事業

→　第３章第１節２⑴サ（ｴ）（２９ページ）

(ｸ) 農業の担い手の育成

→　第３章第１節２⑵キ（３０ページ）

⑵　自然との触れ合い施設の活用

ア　自然と触れ合うことのできる機会の提供

(ｱ) 広島市森林公園（ひろしま遊学の森広島市森林公園）

広島市森林公園は、市民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、併せて林業に対する理解を深めることのできる施設として、また、学校教育活動の場として利用されています。

昆虫館
（森林公園）

［施設概要］

所在地	東区福田町
開　園	平成元年
面　積	約378ha
施　設	昆虫館、森林・林業体験施設、山城展望台、モノレール、ワンパク橋(吊橋)、ザイルクライミング、ハイキングの森　等

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

(ｲ) 広島市安佐動物公園

広島市安佐動物公園は、いきいきと暮らす動物たちの姿を通して人々の心に自然の認識や豊かな感性を育て、人と自然の関わりを正しく理解する場として利用されています。

ぴーちくパーク
（安佐動物公園）

［施設概要］

所在地	安佐北区安佐町
開　園	昭和46年
面　積	約51.4ha(使用面積約25.6ha)
施　設	ヒヒ山、フラミンゴ池、ゾウ舎、ぴーちくパーク、はちゅうるい館、マレーバク舎、大鳥舎、カワウソ舎、レッサーパンダ舎、動物科学館、ピクニック広場　等

資料　広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(ｳ) 広島市植物公園

広島市植物公園は、国内外の多種・多様な植物を植栽して知的レクリエーションの場を提供しており、展示・指導活動を通じて植物と人との関わり合いの理解を深め、自然保護の心を育てる場として利用されています。

大温室
（植物公園）

［施設概要］

所在地	佐伯区倉重
開　園	昭和51年
面　積	約18.3ha
施　設	大温室、熱帯スイレン温室、フクシア温室、展示温室、サボテン温室、ベゴニア温室、展示資料館、芝生広場、日本庭園　等

資料　広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(ｴ) 憩の森

市民が自然に親しみ、健康の増進を図る施設として、自然と調和のとれた憩の森（１０か所）を整備し、管理を行っています。

武田山
（憩の森）

表２０　憩の森一覧　（単位：ｈａ）

名　称	場　所	区域面積	施 設 の 概 要
菰　口	東区温品町	15.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
鈴 ヶ 峰	西区井口町	7.6	遊歩道、広場、休憩所等
権 現 山	安佐南区緑井町	45.0	遊歩道、休憩所、便所、駐車場等
武 田 山	安佐南区祇園町	0.6	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
窓 が 山	安佐南区沼田町	25.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
木の宗山	安佐北区深川町	43.9	遊歩道、藤棚、休憩所、便所、駐車場等
蓮華寺山	安芸区畑賀町・中野町	120.0	遊歩道、広場、休憩所等
水 谷 峡	安芸区畑賀町	18.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
鉾 取 山	安芸区中野東町・阿戸町	35.2	遊歩道、広場、休憩所、駐車場等
丸 子 山	佐伯区湯来町	0.5	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課

(ｵ) 市民菜園

市民に農作業を通じて農業への理解を深めてもらうため、遊休農地等を活用して、緑地やオープンスペースの確保の場、コミュニティづくりの場として市民に提供される市民菜園の開園を推進しています。

市民菜園

表２１　市民菜園開園状況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	104	101	103	102	114
区画数	5,477	5,219	5,319	5,295	5,208

資料　広島市経済観光局農林水産部農政課

(ｶ) 市民農園

市民に農作物の栽培体験のための場等を提供することにより、市民の農業及び農村に関する理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある市民生活の確保を図り、農村地域の振興に資するため、安佐北区の白木町及び安佐町に市民農園を整備し、開園しています。

広島市三田市民農園

表２２　市民農園施設概要

名　　称	場　　所	区　画　数		使　用　料
広島市三田市民農園	安佐北区白木町大字三田	一般区画(50㎡) 大型区画(100㎡) 福祉区画(車椅子用ﾌﾟﾗﾝﾀｰ型)	106区画 2区画 4区画	39,000円/年・1区画 58,500円/年・1区画 0円/年・1区画
広島市見張市民農園	安佐北区白木町大字井原・大字小越	一般区画(50㎡) 食農区画(50㎡) 福祉区画(車椅子用ﾌﾟﾗﾝﾀｰ型)	151区画 22区画 5区画	29,000円/年・1区画 19,500円/年・1区画 0円/年・1区画
広島市三国市民農園	安佐北区安佐町大字久地	一般区画(25㎡) 福祉区画(車椅子用ﾌﾟﾗﾝﾀｰ型)	135区画 2区画	7,500円/年・1区画 0円/年・1区画

資料　広島市経済観光局農林水産部農政課

(ｷ) 花みどり公園

「花みどり公園　ふれあいの里・三国」は、花木の生産振興を図るとともに、市民の憩いの場となることを目的として整備しています。

花みどり公園

［施設概要］

所在地	安佐北区安佐町大字久地
開　園	平成5年
面　積	9.3ha
施　設	シャクナゲの国、わんぱくの国　等

資料　広島市経済観光局農林水産部農政課

(ｸ) 青少年野外活動センター・こども村

青少年野外活動センターは、野外活動を通じて自然に親しむ機会を与えるとともに、集団宿泊生活を経験させることにより、活力のある健全な青少年の育成を図ることを目的として開所しました。

また、併設するこども村は、こどもたちが農業体験活動を通して農村や農業に対する認識を深めるとともに、自然観察・工作などの創作活動によって健康で情操豊かなこどもたちの育成に寄与する場として開村しました。

［施設概要］

所在地	安佐北区安佐町小河内
開設	［青少年野外活動センター］昭和46年10月 ［こども村］昭和55年6月
面　積	53万9,303㎡
施　設	［青少年野外活動センター］ 宿泊棟、ロッジ、キャンプ場、体育館、遊歩道　等
	［こども村］ 研修センター、工作館、牧場、実習農園、食堂、こども広場　等

資料　広島市こども未来局こども青少年支援部

青少年野外活動センターからの牛頭山遠景

(ｹ) 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター

豊かな自然環境の中での集団生活や野外活動を通じて健全な少年の育成を図るため、三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターを開設しました。

［施設概要］

所在地	西区三滝本町
開　設	［三滝少年自然の家］昭和53年5月 ［グリーンスポーツセンター］昭和57年5月
面　積	8万3,651㎡
施　設	［三滝少年自然の家］ 宿泊棟、研修室、体育館、友愛の広場、創作テラス　等
	［グリーンスポーツセンター］ 炊飯場、キャンプ場、アスレチック広場　等

資料　広島市こども未来局こども青少年支援部

三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター

（ｺ）ユーハイム似島歓迎交流センター

似島への来訪者を歓迎し、その恵まれた自然環境や貴重な歴史的文化的所産を生かした交流、体験等の活動が行える場を提供する拠点を設けることにより、市民の交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、観光の振興等に資するため、ユーハイム似島歓迎交流センター（広島市似島歓迎交流センター）を設置しています。

［施設概要］

所在地	南区似島町字東大谷１８２
開　設	令和６年４月１日
面　積	6万9,725.00㎡
施　設	体育棟、宿泊棟（3棟）、食堂棟、大浴場棟、コテージ（5棟10室）、炊飯テラス、海水プール、グラウンド、アスレチック場、展望広場、キャンプファイア場、研修室、プレイホール、等

資料　広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課

ユーハイム似島歓迎交流センター

表２３　自然との触れ合い施設等の利用者数　（単位：人）

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
森林公園	128,640	89,154	161,017	134,549	140,651
安佐動物公園	332,515	293,195	406,219	376,300	343,215
植物公園	115,783	119,405	148,751	138,526	137,056
花みどり公園	72,420	59,080	54,940	51,760	45,120
青少年野外活動センター	19,515	24,645	31,611	33,460	34,784
こども村	14,072	20,868	23,435	26,506	29,000
少年自然の家・ｸﾞﾘｰﾝｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	97,076	55,655	109,158	94,019	81,805
ユーハイム似島歓迎交流センター	－	－	－	－	56,130
計	780,021	662,002	935,131	855,120	867,761

資料　広島市経済観光局農林水産部農林整備課・農政課、同都市整備局緑化推進部緑政課、同こども未来局こども青少年支援部、企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課

注１　森林公園は、平成３０年７月豪雨の影響により令和元年度に臨時休園期間があります。

注２　令和元年度から令和４年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、休園・休館や、事業の中止・延期を行った自然との触れ合い施設等があります。

注３　似島臨海少年自然の家は、令和６年度にユーハイム似島歓迎交流センターとしてリニューアルオープンしたため、少年自然の家としては令和５年４月１日付けで廃止しました。なお、表中「自然少年の家・グリーンスポーツセンター」の平成３０年度から令和４年度までの利用者数には、似島臨海少年自然の家の利用者数を含みます。

注４　森林公園内施設・昆虫館は、令和３年度は雨漏りにより、令和５年度は屋根改修工事により、臨時休館期間があります。

⑶　自然と触れ合える森林の整備

ア　森林づくりを支える担い手の育成

→　第３章第１節２⑴サ（２８ページ）

イ　憩の森

→　第３章第１節４⑵ア(ｴ)（４５ページ）

ウ　学校教育活動地域連携推進事業の実施

→　第３章第５節２⑷ウ（１１２ページ）

エ　広島地球ウォッチングクラブ

→　第３章第５節２⑸ウ（１１３ページ）

１　水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進

都市において、河川等の水は、飲料水等として利用されるのみならず、人々の生活に潤いと安らぎを与え、また、観光、文化、交通、漁業等の様々な社会経済活動を支え、さらに、ヒートアイランド現象の緩和等にも貢献します。

また、都市において、森林、農地及び市街地等の緑は、雨水の浸透、生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収等、多面的な機能を有しています。

本市は、太田川河口デルタに６本の美しい川が流れ、瀬戸内海に面し、都心部を中心に美しい水辺が形成されていることから、「水の都」と呼ばれており、本市の河川は、樹林の生えた中州、アシの茂る干潟、河岸緑地のまとまった緑地等、豊かな自然が残された水辺を有し、多様な生物の生息・生育場所となっています。

また、本市の区域の約３分の２は森林であり、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺の市街化の進んでいる地域及び丘陵地並びにその外側の中山間地及び島しょ部において、それぞれ特徴的な緑が広がっています。

特に、市街地は「広島の地を永遠の緑におおわれた平和郷に」というスローガンの下に行われた戦後の供木運動、緑化運動等により都市緑化が推進され、平和大通りの美しい緑や河岸緑地は、市民や本市を訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしています。

このため、市街地の水辺や緑の整備、保全及び活用により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する必要があります。

⑴　水辺を生かしたまちづくりの推進

ア　「水の都ひろしま」づくりの推進

「水の都ひろしま」を実現するための実施計画である第３次「水の都ひろしま」推進計画について、水辺周辺の環境変化などを勘案し、令和６年３月に策定しました。

この計画（計画期間：令和６年度から令和１５年度まで）の下、市民、事業者及び行政が協働し、各種取組を進めています。

イ　河岸緑地の整備

河岸緑地は、水辺と緑地の連続性の確保などにより、都市に潤いを与える貴重なオープンスペースであり、地域の特性を生かした「水の都ひろしま」にふさわしい空間を整備するため、国及び県が実施する高潮対策事業と連携を図りながら整備を進めています。

表２４　河岸緑地の整備計画等

所在地	河川名	延長(km)	うち整備済延長(km) (令和6年度末現在)
中区 南区 西区	天満川 旧太田川 元安川 京橋川 猿候川	47.7	28.3

資料　広島市都市整備局緑化推進部公園整備課

ウ　河川環境の整備

→　第３章第１節３⑴ウ（３４ページ）

エ　海浜環境の整備

→　第３章第１節１⑶ウ（２５ページ）

オ　水辺の歩行者導線の確保

広島らしさを感じさせる空間である河岸緑地を含む水辺と、街とを結ぶ歩行者動線の確保や、歩きやすい水辺の実現のため、高潮護岸の整備に併せて、緑のネットワークの形成や市民の水に親しむ空間の確保などを目指して河岸緑地の整備を行っています。

カ　水の都にふさわしい橋梁の修繕

橋梁の修繕に当たっては、水の都にふさわしい景観の形成等に配慮しています。

キ　市民による水辺の活用

平成１６年３月、京橋川右岸及び本川・元安川の一部が、国土交通省から「河川利用の特例措置を適用する区域」に指定されたことを受け、京橋川右岸及び元安川左岸の河岸緑地において、民間事業者が水辺でオープンカフェを営業することができるようになりました。

平成２３年度からは、河川敷地占用許可準則が改正され、オープンカフェの実施区域が「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、社会実験から本格実施へ移行し、令和６年度末時点で、京橋川及び元安川の河岸緑地において、８店舗のオープンカフェを展開しています。また、水辺のコンサートなども実施しています。

表２５　水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水上交通の利用者数等の合計

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水上交通の利用者数等の合計	14万2千人	15万2千人	28万2千人	48万4千人	57万人

資料　広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当

⑵　緑のまちづくりの推進

ア　潤いのある緑のまちづくりの推進

「広島市みどりの基本計画２０２１－２０３０」に基づき、市民や企業、行政といった様々な主体が、適切な役割分担と連携を図りながら潤いのある緑のまちづくりを推進しています。

イ　緑地保全についての普及啓発

市民の緑地保全に対する意識の醸成を図ることにより、市民、事業者等と協働して緑地保全に取り組んでいくため、このまま放置すれば開発等により消失してしまう可能性が高い緑地を「積極的に保全すべき緑地」とすることなどを盛り込んだ「緑地保全の方針」に基づき、緑地保全の普及啓発を行っています。

ウ　ふれあい樹林事業の推進

良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、人が自然に触れることのできる場として活用する「ふれあい樹林制度」を推進します。令和５年度末現在、６地区を「ふれあい樹林地区」に指定しています。

エ　開発に対する指導

宅地開発の計画に対して、緑化及び緑地保全に関する施策や計画に整合させるよう指導を行っています。

オ　保存樹・保存樹林の指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、地域における自然的景観の形成に寄与している一定基準以上の樹木や樹林を、保存樹又は保存樹林に指定しています。

［令和６年度末現在の指定状況］

①　保存樹　　８２本

②　保存樹林　　２か所

カ　市民意識の醸成と人材の育成

花と緑のまちづくりへ積極的に取り組む市民意識の醸成を図るため、はなのわマルシェや秋のグリーンフェア等のイベントを開催しています。

また、花壇づくりや緑化活動に取り組む地域団体や企業等で構成する「花と緑の広島づくりネットワーク」において講習会やコーディネーター養成講座を開催し、緑に関わる人材の育成などに努めるなど、市民主体の緑のまちづくりを促進しています。

キ　市民による民有地の緑化

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、市街化区域等において敷地面積１，０００㎡以上の建築物の新築等を行う建築主に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化推進制度を実施しているほか、民有地緑化推進事業補助金制度や民間建築物等緑化事業補助金制度による工事費の助成を行っています。

また、建築物の屋上や壁面も含めた民有地の緑化を促進するため、民有地の緑化に関する技術的な留意事項や本市の緑化に関する制度等を取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」により、事業の普及に努めています。

ク　平和のための市民との協働による緑の交流と継承

(ｱ) 平和記念公園の緑の保全

広島の平和を象徴する平和記念公園の緑の保全と育成を行うため、「平和記念公園樹木いきいきボランティア」の市民参加を得て、公園内の緑地帯への土壌改良材及び肥料を穴に入れる作業並びに腐葉土の敷き均し作業等を行っています。

(ｲ) 被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木の配布

平和を象徴する緑の未来への継承を進めるため、修学旅行で平和記念公園を訪れた

学校等に被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木を配布しています。
［令和６年度実績：被爆アオギリ二世１１３本、キョウチクトウ１３本］

ケ　市民との協働による公園づくりと花壇づくり

(ｱ) 身近な公園再生事業

地域住民が主体となって、自らの発案による施設づくりなどの公園再生活動に対し、緑化指導者の派遣や活動の当初に必要となる資材の提供などの支援を行っています。

表２６　身近な公園再生事業の実施状況

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
再生件数(件)	5	7	11	11	11

資料　広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(ｲ) グリーン・パートナー事業

市民や企業等と協働して花と緑のまちづくりを進めるため、平和大通り等の花壇の維持管理活動に参加又は協賛していただく事業を行っています。

令和６年度末現在、１９団体が維持管理活動に参加、２４企業が協賛しています。

(ｳ) 花と緑のまちづくり地域活動促進事業

道路や公園、公民館等の公共施設を３年以上継続して花で飾る活動に取り組む地域団体等が、安定して活動を継続できるようにするため、花苗や肥料など必要な資材を提供する事業を実施しています。

コ　公園緑地の整備

(ｱ) 公園緑地整備の推進

幼児から高齢者まで広く利用され、遊び場として子どもたちの人間性を育み、住民の出会いの場として住民相互の交流やコミュニティの形成にも役立つ、身近な公園緑地の整備を進めています。

また、公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備しています。

【令和６年度末現在の整備状況】

開設箇所数　１，２５９箇所

開設面積　　１００７．４３ha

市民１人当たりの公園面積　８．６１㎡/人

表２７　公園緑地の整備完了箇所

種　別	公 園 緑 地 名
風致公園	東部河岸緑地（元安川左岸（新明治橋～明治橋））
街区公園	沼田公園

資料　広島市都市整備局緑化推進部緑政課

（ｲ）街区公園清掃等報奨金制度の推進

→　第３章第２節２⑵オ(ｸ)（６２ページ）

サ　屋上緑化等の推進

→　第３章第１節２⑶サ（３２ページ）

シ　道路の緑化

→　第３章第１節２⑶シ（３２ページ）

⑶　中山間地及び島しょ部における豊かな自然の維持・保全

人口流出と高齢化が進む中山間地及び島しょ部では、農林業に従事する多様な担い手を確保・育成し、併せて地域への定住を支援することを通じて、里地・里山における農地や森林の保全等に取り組みます。

表２８　中山間地・島しょ部（山村振興法及び離島振興法の指定地域並びに農業地域類型における中山間農業地域）の人口減少率

区　分	令和6年度
中山間地・島しょ部の人口減少率(%)	1.7%（令和5年度比）

資料　広島市企画総務局地域活性推進課

2　自然と調和した美しく品のある都市景観の創出

美しい景観は、潤いと安らぎのある都市生活の実現に欠かせないものです。

市内中心部を流れる幾筋もの川、緑あふれる山々、大小の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海、にぎわいと秩序ある都市の街並み、山裾に広がる田園等の本市の多彩な景観は、本市特有の自然とそこに暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成され、市民の共通の財産となっています。

このため、今後も、本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む必要があります。

また、本市には、毎年、国内外から多くの観光客が訪れるため、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む必要があります。

⑴　美しく品のある都市景観の創出

ア　景観に関する基本計画の策定・運用

昭和５６年３月に、「広島市都市美計画」を策定して以来、４０年以上にわたり、建築物や屋外広告物等に係る景観協議制度などにより美しい都市景観の形成に向けて取り組んできました。

また、この間、平成１４年１月に、「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針」（以下「風景づくり基本方針」という。）を策定するとともに、平成１６年３月には、風景づくり基本方針で示した施策を具体的に展開していくため、「広島市の魅力ある風景づくり基本計画」（以下「風景づくり基本計画」という。）を策定しました。

平成１６年１２月の景観法の施行後は、本市においても、平成１８年４月に「広島市景観条例」（以下「景観条例」という。）を施行し、平成２０年２月には、景観条例に基づき、「広島市景観形成基本計画」（以下「景観形成基本計画」という。）を策定しました。

これに伴い、広島市都市美計画や風景づくり基本方針、風景づくり基本計画から景観形成基本計画に基づく取組へと移行しました。

平成２６年７月には、市域全域を対象とした、景観法に基づく景観計画を策定するとともに、景観形成基本計画を廃止し、平成２７年１月１日から運用を開始しています。景観計画は、市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。また、令和３年１０月に景観計画を改定し、平和記念資料館下から原爆ドームを望む景観を平和都市広島を象徴するものとして確実に保全・形成していくための取組を定め、令和４年１月４日から運用を開始しています。

イ　景観資源の保全・活用

景観条例に基づき、市民・事業者の協力により良好な景観の形成に寄与する建築物等を選定し、所有者の同意を得た上で登録して、その保存と活用を図ることにしています。今後、景観法の景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度と併せて、それらの登録に向けた取組を進めます。

ウ　公共施設等のデザインの向上（広島市都市デザインアドバイザー会議）

景観形成上重要な建築物又は土木構造物のデザインについて、景観づくりへの貢献の観点から検討を加え、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与することに取り組んでいます。

エ　美しい道路空間の形成

(ｱ) デザインに配慮した道路空間の整備

美しく整った市街地の形成などのため、デザインに配慮した道路構造物の整備や、電線類の地中化を行っています。

令和６年度は、吉島観音線などの電線類の地中化を推進しました。

(ｲ) 水の都にふさわしい橋梁の修繕

→　第３章第２節１(1)カ（５１ページ）

(ｳ) 屋外広告物行政の推進

屋外広告物は、都市景観を形成する上で重要な要素となっており、良好な景観の形成を求める市民の要請や多様化した広告媒体への対応等に取り組む必要があります。

また、道路上に掲出された広告物は、大部分が違反広告物であり、道路の美観を維持し、交通安全を確保する観点から、即時に撤去する必要があります。

このため、平成１５年から、市民ボランティアによる路上違反広告物除却推進員制度（違反広告物の貼り紙、のぼり旗等を市から委任された市民が除却する制度）を施行し、令和６年度末現在、２２団体１６６人の方が活動しています。

(ｴ) 放置自転車対策の推進

自転車が集中する紙屋町・八丁堀地区及び主要駅周辺（６か所）の放置規制区域では、放置自転車の即時撤去を行っており、その他の区域では長期間（７日間以上）の放置が認められた場合に撤去を行っています。

また、マナーアップを呼び掛けるため、駐輪指導員による街頭指導や学校等への訪問指導を実施しています。

表２９　放置自転車等撤去台数

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放置自転車等撤去台数(台)	9,889	8,423	6,973	7,037	6,130

資料　広島市道路交通局自転車都市づくり推進課

オ　民間施設等の景観誘導

(ｱ) 建築物等景観協議

本市では、昭和５５年度から、「協議」という対話方式による景観誘導に取り組んでいます。協議項目としては、外壁の材質や色、壁面設備や屋上設備、看板・広告塔、緑化などがあります。

また、①平和大通り沿道、②川沿いや港湾沿いの地区、③西風新都、④原爆ドーム及び平和記念公園周辺、⑤縮景園周辺については、各地区を対象とした要綱等を制定し、これらに基づいた協議を行ってきました。

平成２７年１月からは、景観計画の運用開始に伴い、これらの協議制度を一本化し、新たに「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」を設け、建築物等の形態意匠に関する協議を行っています。

表３０ 建築物等景観協議の概要　（令和６年度末現在）

区　分	協議受付件数累計(件)
都市美協議制度(平成 26 年 12 月末まで)	6,519
平和大通り沿道建築物等美観形成要綱 (平成 26 年 12 月末まで)	727
リバーフロント建築物等美観形成協議制度 (平成 26 年 12 月末まで)	2,917
西風新都アーバンデザイン推進要綱 (平成 26 年 12 月末まで)	193
原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱 (平成 26 年 12 月末まで)	298
縮景園周辺建築物等美観形成要綱(平成 26 年 12 月末まで)	13
景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱 (平成 27 年 1 月から)	5,560
合 計	16,227

資料 広島市都市整備局都市計画課

(ｲ) ひろしま街づくりデザイン賞

良好な景観の形成に貢献している建築物やまちづくり活動などを表彰することにより、「魅力ある街づくり」への取組の拡大と、市民意識の高揚を図っています。

第１９回（令和５年～６年度）の選考結果は、応募件数１６６件に対して表彰件数１１件でした。

(ｳ) 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、省エネルギー性、耐震性、良好な景観の形成への配慮等について一定の基準を満たす住宅を長期優良住宅として認定しています。

カ　文化財の保護・活用等の推進

(ｱ) 文化財の保護

文化財を保護し、正しく後世に伝え、適切な活用を図るため、調査・指定、指定文化財の保存事業及び保護思想の普及啓発を図っており、令和６年度は、市指定重要有形文化財「東照宮手水舎及び御供所（附）脇門」の保存事業の補助などを実施しました。

なお、令和６年度末現在、市内の指定文化財の件数は１６９件（国指定２７件、県指定３５件、市指定１０７件）でした。

(ｲ) 文化財の活用

郷土の歴史、文化に対する理解の促進と新しい文化の創造、発展を図るため、市民ボランティアの協力も得ながら、世界遺産に登録されている原爆ドームや、史跡中小田古墳群などの文化財を保存・継承するとともに、積極的な活用を図っています。

令和６年度は、文化財活用事業として、「ひろしまＷＥＢ博物館」の整備・公開や、文化財を通してまちづくりに貢献できる人材育成等の事業を実施しました。

(ｳ) 歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充

区の地域特性や資源を生かしながら、市民と協力して個性豊かで魅力ある区のまちづくりを進めていくことを目的に、区の魅力と活力向上推進事業を実施し、歴史的文化遺産の保存や活用、これらを生かした観光ルートの整備など、歴史、伝統を発掘、保存伝承し、活用することにより、広島の歴史や伝統に触れ、学習し、交流する機会を提供しました。

表３１　各区の魅力と活力向上推進事業のうち歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充に関連する事業の実施状況　（令和６年度）

区　分	事　業　名	内　　容
中区	中区歴史資源活用プロジェクト「ほうじゃ！ 西国街道で遊ぼうや」	「西国街道」をテーマに、広島のまちと中区の新たな魅力を現代の楽しみ方を通して再発見できるよう、謎解きイベント「西国街道謎解き宝探し」を実施しました。 また、「西国街道筋トレ」「西国街道脳トレ」をホームページ上に公開しています。
東区	二葉の里歴史の散歩道などの活用事業	城下町広島の歴史を感じることのできるまちづくりを進めるため、ボランティアと協働で二葉の里歴史の散歩道巡り(ふたばの日、いつでもガイド)、城下町広島の歴史講座及び小学校の学習支援などを実施しました。
南区	似島の魅力づくり事業	数多くの戦争遺構が残る似島において、島の歴史を説明する「似島歴史ボランティアガイドの会」の活動を支援するとともに、活動拠点である似島平和資料館前の慰霊の広場に植栽する花苗を提供しました。
西区	地域資源を活用したまちづくり事業	西国街道沿線の歴史・文化を広めるため、まちづくり活動団体と協働して、まちガイド及び小学校の学習支援などを実施しました。
安佐南区	「あさみなみ散策マップ」の提供	区内に１８の散策コースを設定し、コースごとに史跡や自然等を紹介する「あさみなみ散策マップ」を作成し、市民に提供しています。
安佐北区	JR可部線を生かしたまち歩き事業	JR可部線が平成29年3月4日に電化延伸したことを契機として、安佐北区内の4駅を起点として、地域の歴史や魅力を伝える地元ボランティアガイドによるまち歩きを実施しました。
安芸区	ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり	地元ボランティアガイドと連携して、西国街道沿い以外の歴史的資源を紹介する「安芸区歴史探訪」を開催し、地域の魅力を発信しました
佐伯区	湯の山温泉・旧湯治場の利活用の促進	国重要有形民俗文化財「湯ノ山明神社」を含めた、湯の山温泉・旧湯治場の利活用について検討する利活用検討委員会などを開催しました。カープの新入団選手が参拝で訪れていることもあり、「わがまち魅力発信隊」が、マツダスタジアムで、湯ノ山明神社をはじめとするPR活動を実施しました。

⑵　ごみのないまちづくりの推進

門前清掃についての普及啓発、ボランティア清掃への支援等を通じ、市民等による自主的な清掃活動の一層の定着を図るとともに、市内中心部における巡回清掃・巡回パトロール等による不法投棄・ぽい捨て防止対策等を実施し、まちの美化を推進するとともに、陸域から河川等の水域を経由して海域へ流出するごみの発生抑制に取り組みます。

ア　ぽい捨て未然防止対策

ぽい捨てを未然に防止するため、散乱ごみ追放キャンペーンの実施、小・中学生を対象にした環境ポスターの募集、応募のあった環境ポスター等を利用した啓発活動を行い、市民一人ひとりの“ぽい捨てをしない”という意識の高揚を図っています。

平成１５年１０月には、「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」を施行し、美化推進区域・喫煙制限区域内において、「ぽい捨て防止指導員」による巡回パトロールを実施し、ぽい捨てや歩行喫煙等の防止のための指導・啓発を行っています。

また、平成２５年度から来広者の利便等に配慮し、分別型街路ごみ容器を中心部の主要交差点等に、分煙に配慮した喫煙所を人の動線から少し離れた場所に、それぞれ設置箇所数を絞って設置することで、ごみの散乱防止に努めています。

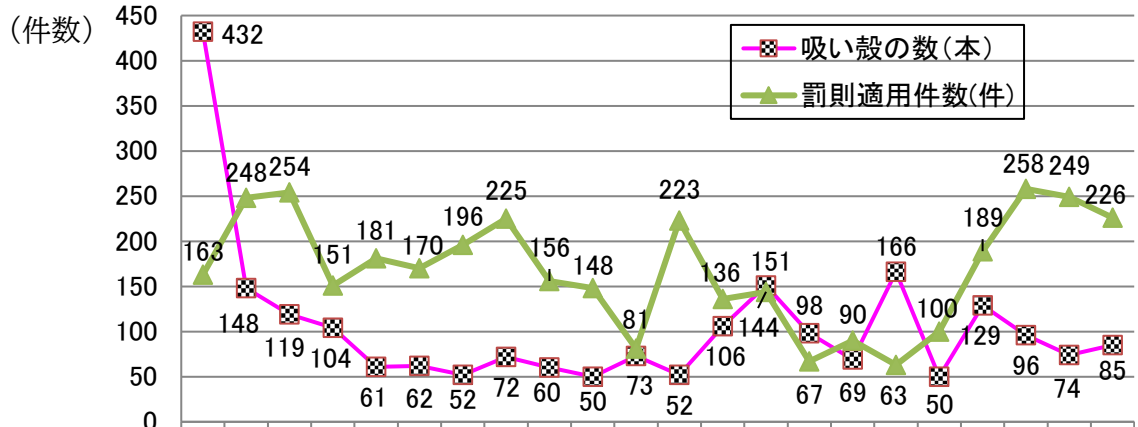

	平成15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
吸い殻の数（本）	432	148	119	104	61	62	52	72	60	50	73	52	106	151	98	69	166	50	129	96	74	85
罰則適用件数(件)	163	248	254	151	181	170	196	225	156	148	81	223	136	144	67	90	63	100	189	258	249	226

図１７　路上の吸い殻の数と罰則適用件数

資料　広島市環境局業務部業務第一課

注１　吸い殻の数は、平成１５年１０月の「ぽい捨て等の防止に関する条例」の施行直前（９月）に実施した調査以降、毎年９月に実施する喫煙制限区域内８か所の定点調査による本数です。

注２　罰則適用件数は、平成１６年１月の罰則適用開始から１年間ごとの罰則適用件数です。

注３　平成１５年度の数値は、平成１６年１月～３月の３か月間の件数です。

イ　清掃活動の推進

人の多く集まる場所や道路・歩道・公園等の公共の場所の清掃をボランティアで行う市民や企業等に清掃用具などを提供する「クリーンボランティア支援事業」や、市内中心部などの人通りの多い道路において、継続的な清掃活動を行う企業等に清掃用具などを提供する「まちの美化に関する里親制度」を実施するとともに、清掃活動を行っているボランティアの表彰を行っています。

また、住まいや職場の周りの門前清掃の呼び掛けを行うとともに、人通りが多く、ごみが散乱しやすい市内の繁華街や主要交差点の歩道などについて清掃を実施し、併せて「ぽい捨てはしない」という市民の意識の高揚を図ることを目的に、「おもてなしクリーンアップチーム」や「クリーンアップチームひろしま」が活動しています。

「クリーンアップチームひろしま」の活動

表３２　クリーンボランティア参加者数

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クリーンボランティア参加者数(人)	47,133	47,140	48,184	68,983	52,255

資料　広島市環境局業務部業務第一課

ウ　広島市ぽい捨て等の防止に関する条例

平成１５年７月に、美観を害する行為及び他人の身体を害する行為等を防止し、快適な生活環境の確保を図るため、「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」を制定（施行は同年１０月で、罰則の適用は平成１６年１月から）し、

① 本市、市民及び事業者が協働して、快適な生活環境を確保するためのそれぞれの責務

② 屋外の公共の場所でのごみのぽい捨て、飼い犬のふんの放置、喫煙制限区域内における灰皿の設置されていない場所での喫煙、屋外での落書きの禁止

③ 美化推進区域・喫煙制限区域内で禁止行為を行った場合の罰則

などを定め、美観を害する行為等の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

エ　ごみ不法投棄対策の推進

「ごみのないまちづくりアクションプラン」に基づき、「今ある不法投棄ごみの撤去」、「不法投棄防止パトロールの強化等」、「不法投棄防止キャンペーンの充実等」に取り組んでおり、今後も不法投棄の再発防止に努めます。

表３３　不法投棄の状況

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄件処理数(件)	62	52	33	43	59
不法投棄処理量(t)	28	18	10	8	15

資料　広島市環境局業務部業務第一課

オ　その他の取組

(ｱ)「クリーン太田川」の実施

河川環境の美化意識を高揚し、実践活動の定着を図ることを目的に、太田川流域の７市町が連携して、平成５年度から、毎年７月の河川愛護月間に太田川水系河川の一斉清掃を行っています。令和６年度からは、７月期に加え、熱中症対策の観点から５月期にも試験的に一斉清掃を開催しています。

(ｲ) 河川清掃業務

河川の景観を保全し、都市美の推進を図るとともに、市民の美化意識の啓発を図るため、猿猴川、京橋川、元安川、本川及び天満川の水面及びその河口付近に浮遊している又は投棄されたごみを船舶により収集しています。

(ｳ) 河川清掃事業補助・海底清掃

広島湾の海底に堆積したごみを除去して漁業機能の回復を図るため、海底清掃を実施するとともに、河川については、関係漁業協同組合が実施する清掃事業に対して事業費を助成しています。

(ｴ) 「リフレッシュ瀬戸内」の実施

美しい瀬戸内海を守るため、瀬戸内海沿岸に位置する関係自治体が、毎年１回、海岸と海域で清掃活動を実施しています。

(ｵ) 港湾等の清掃

公衆衛生の向上、航行船舶の安全、港内の美観保持及び水産資源の保護を図るため、広島港及び付近水面において、漂流物・汚物等の投棄の防止・除去に関する事業を実施している一般社団法人広島県清港会の事業に、負担金を支出しています。

(ｶ) 道路清掃

道路等の機能及び美観の保持並びに沿道環境の保全のため、幹線道路等で交通量が多く、特に清掃が必要と認められる道路について清掃を行っています。

(ｷ) 公園緑地清掃

公園緑地の美観保持及び環境保全のため、清掃を行っています。

(ｸ) 街区公園清掃等報奨金制度の推進

街区公園等の清掃等を自発的に行う町内会等の地域団体に対し、報奨金を交付することにより、活動の活性化や公園愛護意識の高揚を図り、安全で快適な公園の利用を確保しています。

［令和６年度末現在の加入状況：７７４か所、街区公園数に対する割合：６２％］

3　環境への負荷の少ない交通体系等の整備

人や物資を円滑に運ぶ交通は、経済活動等に資するものであり、快適な都市生活の実現に欠かせないものである一方で、自動車等の交通手段は、燃料等のエネルギーの消費、二酸化炭素の排出、騒音の発生等により、環境への負荷を生じさせています。

また、本市では、高齢化等に伴い自動車を利用できなくなるなど、移動手段の限られる市民が増加しており、買物・通院等の日常生活を支える公共交通の確保が求められています。

こうしたことから、各地域の特性や課題に応じた公共交通サービスの充実強化や利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図るとともに、環境への負荷の少ない次世代自動車等の普及や、近距離移動における自転車等の利用を促進するなど、交通体系等の整備に取り組んでいく必要があります。

⑴　公共交通を中心とした交通体系の整備

ア　公共交通網の機能強化

公共交通網の機能強化を図るため、新交通西風新都線整備の推進や路面電車のＬＲＴ（Light Rail Transit：次世代型路面電車システム）化の推進等の広域的な鉄軌道系交通の輸送改善を進めています。

イ　公共交通サービスの向上

路面電車や路線バスにおける利用環境の向上や運行情報の提供など、公共交通サービスの向上に努めています。

ウ　交通結節点の乗換利便性の向上

乗換利便性を向上するため、複数の交通機関が結節する交通結節点において、円滑な乗継ぎができるように、結節機能強化や交通機関相互の連携強化などを進めています。

エ　マイカー乗るまぁデーの推進（ノーマイカーデー）

本市では、地球温暖化防止につながる行動の輪を広げるため、平成１７年度から、ノーマイカーデー運動に取り組んでいます。

平成１８年７月に、毎月２２日を「マイカー乗るまぁデー」と定め、平成２０年７月からは、毎月２・１２・２２日の月３日に拡大し、できる範囲でクルマの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通を利用するなど環境にやさしい交通行動をとるよう広く呼び掛けています。

具体的には、ポスターの掲示やチラシの配布、横断幕の設置、環境関連イベントにおける広報・啓発活動など、様々な方法でＰＲを行うとともに、小学校における「交通と環境」学習などを実施し、「環境にやさしい交通行動」の普及・啓発を図っています。

オ　パーク＆ライドの推進（広島都市圏パーク＆ライド推進協議会）

自動車から公共交通への利用転換を促進し、安全・快適で環境にやさしい交通環境を実現するため、広島県及び周辺市町と連携し、「広島都市圏パーク＆ライド推進協議会」を設置しています。

協議会では、広島都市圏におけるパーク＆ライドを推進していくため、駅周辺にある駐車場の情報提供などを行っています。

⑵ 都市内移動の円滑化

ア 交通環境の整備

都市内移動をスムーズにするため、都市計画道路霞庚午線などの整備を推進しています。

また、バイパス整備などの抜本的な対策を行うだけでなく、局所的な渋滞の解消などの渋滞対策を推進するため、県警や国土交通省と連携して、デルタ地区を中心に交差点の信号や区画線、交通規制の見直しによる渋滞対策を進めています。令和６年度末までに６４か所の交差点において対策を実施しました。

イ 自動車専用道路ネットワークの形成

山陽自動車道等のインターチェンジや空港、港湾へのアクセス性を向上させる広島高速道路や直轄国道バイパス等の整備を推進しています。

ウ 西風新都における交通のスマート化の推進

都市の低炭素化を図るとともに、域内移動の円滑化・活発化、高齢者の外出機会の増加等を図るため、超小型モビリティや電気自動車などの手軽で環境にやさしい乗り物の活用による新たな交通手段の導入を促進するとともに、これらの車両を共同利用し、効率的に運用する交通システムの構築に向けて、平成２６年度及び平成２７年度に実証実験を行い、検討を進めています。

エ 集約型都市構造の実現に向けた「都市計画道路の整備方針」に基づく取組

→ 第３章第２節４⑵イ（６９ページ）

⑶ 環境への負荷の少ない自動車の普及促進

ア 次世代自動車の普及促進

次世代自動車の普及は、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制し、良好な生活環境を維持する上で重要であり、市域内においては、ハイブリッド車、電気自動車等の次世代自動車の普及が進んでいます。

本市においては、平成５年度に電気自動車を公害パトロール車として導入して以降、市の公用車に次世代自動車の導入を図っています。

また、企業等で低公害車の導入を促進するため、平成８年度から、環境保全資金融資制度の対象に「低公害車の購入」を加えています。

→ 第３章第５節３⑷イ(ｲ) 特別融資（環境保全資金）（１１７ページ）

表３４　市域内の次世代自動車の登録台数　（単位：台）

種　　別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電 気 自 動 車	623	668	773	1,012	1,271
天然ガス自動車	231	200	167	158	145
ハイブリッド車	79,727	85,295	91,564	99,466	108,975
プラグインハイブリッド車	932	1,039	1,149	1,443	1,829
低燃費かつ低排出ガス車	－（※）	－（※）	－（※）	－（※）	－（※）
計	81,513(※)	87,202(※)	93,653(※)	102,079(※)	112,220(※)

資料　広島市環境局温暖化対策課
注１　軽自動車を除いた台数です。
注２　各年度末の台数です。
※　データ欠損です。合計は欠損を除いた台数です。

表３５ 本市公用車への次世代自動車等導入状況　（令和5年度末現在）

種　　別	台数(台)	車　　種
電 気 自 動 車	2	軽乗用車・軽貨物車
天然ガス自動車	0	
ハイブリッド車	35	軽乗用車・小型乗用車・ごみ収集車等
水 素 自 動 車	0	
低燃費かつ低排出ガス認定車	432	
低排出ガス認定車(ディーゼル)	12	
計	481	

資料　広島市環境局温暖化対策課

イ　次世代自動車の導入促進

電動自動車やハイブリッド車など、環境に配慮した次世代自動車の導入を促進しています。

低公害バスの導入促進のため、乗合バス事業者に対して、国とともに協調して購入費用の一部を補助する制度を設けています。

ウ　自動車環境管理制度

→　第３章第４節１⑴ア(ｱ)ｂ（１０１ページ）

⑷　自転車・徒歩への転換の促進

ア　自転車走行空間の整備

自転車が安全で快適に走行できるよう、車道通行を基本とした自転車ネットワークの形成を図るため、「広島市自転車都市づくり推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を進めています。

イ　駐輪場の整備

自転車利用者の利便性の向上等を図るため、市営駐輪場の整備拡充や民間駐輪場の整備促進などに取り組んでいます。

表３６　自転車走行空間整備済路線の延長　（単位：㎞）

区　　分	令和６年度末現在
自転車走行空間整備済路線	19.1

資料　広島市道路交通局自転車都市づくり推進課

ウ　シェアモビリティ事業者への協力

国内外の来訪者が観光施設等を快適に巡るとともに、市民が公共交通を補完する日常の移動手段として利用することができるよう、シェアモビリティ事業者に対して、公有地等にモビリティ貸出返却施設(ポート)を設けるための協力などを行っています。

エ　ウォーカブルな人中心の道路空間の形成

楕円形の都心における回遊性の向上とにぎわいの創出を図るため、袋町裏通りや西国街道等において、道路空間の改善に取り組んでいます。

オ　電線類の地中化による無電柱化の推進

「防災空間の確保」、「安全・円滑な交通確保」、「都市景観の向上・観光の振興」の３つの基本方針に基づき、電線類の地中化による無電柱化を進めています。

4　まちづくりにおける環境の保全等についての配慮

まちづくりに係る開発事業等については、様々な行政法令に基づく規制がありますが、直接規制の対象にならないものであっても、環境の保全の観点からは、地域の自然的特性等を十分に踏まえた上で行われることが望ましい場合があります。

また、人口減少社会・超高齢社会の到来といった社会状況の変化を踏まえ、都市インフラの維持・更新、公共交通又は福祉サービスにおける効率化等が進んだ、エネルギー消費が少なく、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る必要があります。この集約型都市構造への転換は、脱炭素社会の構築にもつながるものです。

さらに、気候変動等により、短時間強雨の発生頻度等が増加し、これにより、土砂災害、洪水等の災害が増加することが懸念されていることから、日頃から、行政と住民が一体となって、地域防災力を高めるなど、防災・減災のまちづくりに向けた取組を進める必要があります。

⑴　地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進

ア　環境影響評価制度の運用

本市では、一定規模以上の開発事業等を実施するに当たっての環境影響評価を行うため、平成７年に「広島市環境影響評価要綱」を制定して運用を始めました。

さらに、国の法律及び県の条例の制定を受け、平成１１年３月に「広島市環境影響評価条例」を制定し、同年６月１２日から条例に基づく環境影響評価手続を実施しています。

また、現行の環境影響評価制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていくための新たな環境影響評価制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組み、平成１６年４月には、本市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しました。

表３７　広島市環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続を実施した事業

事　業　名	事　業　種　別	手　続　開　始　日 （実施計画書公告日）
出島埋立地区廃棄物処分場設置事業	最終処分場の設置の事業(約18ha)	平成11年12月15日
玖谷埋立地拡張整備事業	最終処分場の規模の変更の事業 (変更前12.7ha→変更後14.6ha)	平成14年 5月31日
白木産業廃棄物最終処分場増設事業	最終処分場の規模の変更の事業 (変更前 8.9ha→変更後16.0ha)	平成17年 3月 1日
安佐南工場建替事業	廃棄物焼却施設の設置の事業 (処理能力：400t／日)	平成17年 7月 1日
広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業	大規模建築物の新築の事業 (建築物の高さ 約190m、 延べ面積約128,900㎡)	平成19年 4月13日
恵下埋立地整備事業	最終処分場の設置の事業(約11ha)	平成20年11月14日
(仮称)石内東地区開発事業	複合用地の造成の事業(82.0ha)	平成21年 1月30日
JR可部線電化延伸事業	鉄道の建設の事業 (普通鉄道　単線電化約1.6km)	平成22年12月13日
(仮称)駅前大橋線軌道建設事業	軌道の建設の事業(約1.2km)	平成29年 2月 2日
(仮称)新交通西風新都線建設事業	軌道の建設の事業(約7.1km)	令和元年 6月25日
南工場建替事業	廃棄物焼却施設の設置の事業 (処理能力：300t/日)	令和元年12月16日
本通3丁目地区市街地再開発事業	大規模建築物の新築の事業 (建築物の高さ 約185m、 延べ面積約169,800㎡)	令和5年 3月29日

（次ページへ続く）

（前ページからの続き）

事　業　名	事　業　種　別	手　続　開　始　日 （実施計画書公告日）
アンモニア活用火力発電所整備事業	電気工作物（火力発電所）の設置の事業 （出力：約11万kw）	令和 6年 8月 1日
（仮称）八幡東土地区画整理事業	複合用地の造成事業 （実施区域の面積：約28.2ha）	令和 7年 3月28日

資料　広島市環境局環境保全課

表３８　広島県環境影響評価に関する条例に基づき環境影響評価手続を実施した事業

事　業　名	事　業　種　別	手　続　開　始　日 （方法書公告日）
海田バイオマス混焼発電所建設計画事業	火力発電所の設置の事業(発電設備の出力：112,000kW)	平成27年 6月 4日

表３９　環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を実施した事業

事　業　名	事　業　種　別	手　続　開　始　日 （配慮書公告日）
(仮称)広島西ウインドファーム事業	風力発電所の設置の事業(風力発電所の出力：最大154,800kW程度)	令和 2年 6月23日
広島高速４号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）	指定都市高速道路の新設の事業 （４車線）	令和 6年12月16日

【環境影響評価（環境アセスメント）制度】

土地の改変、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う場合に、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的にした制度です。

【多元的環境アセスメント制度】

現行の事業の実施段階で行う環境アセスメントに先立ち、政策や計画等の立案段階に十分な環境情報の下で、環境への配慮を事業計画に対する意思決定に統合するための制度です。

イ　自然環境に配慮した開発等の実施

本市では、開発事業者に対し、事業の許可申請時などに開発予定地における希少な生物情報を提供するとともに、必要に応じ緑化の推進や、緑地や希少生物の生活環境の保全など、自然環境に配慮した事業実施を求め、自然に配慮した土地利用の促進や開発で失われる自然の部分的な復元など、環境保全対策に取り組んでいます。

また、本市が実施する事業においても、広島市都市計画マスタープラン等に基づき、自然環境に配慮した計画的な土地利用に取り組んでいます。

ウ　広島市開発基準による指導

宅地開発の指導に当たって必要な技術的基準として策定した「広島市開発技術基準」に基づき、災害及び公害の防止、自然環境の保全などの観点から、開発事業の審査及び指導を行っています。

⑵　集約型都市構造への転換

ア　公共交通等を軸としたコンパクトなまちづくりの推進

集約型都市構造への転換を着実に進めていくためのアクションプランとなる「広島市立地適正化計画」を作成し、公共交通等を軸としたコンパクトなまちづくりに向けた取

組を推進しています。

イ　集約型都市構造の実現に向けた「都市計画道路の整備方針」に基づく取組

都市計画道路の整備を効率的・効果的に進めるために策定した整備方針に基づき、未着手となっている路線の事業化や必要性の見直しに取り組んでいます。

ウ　公共交通を中心とした交通体系の整備

→　第３章第２節3⑴（６３ページ）

エ　スマートコミュニティの推進（イベントの開催等）

→　第３章第４節１⑴ウ(ｱ)（１０２ページ）

オ　ＺＥＨ－Ｍ（ゼッチ・マンション）建築補助

→　第３章第４節１⑴ウ(ｲ)（１０３ページ）

⑶　防災・減災のまちづくりの推進

ア　自主防災組織の育成支援

自主防災組織の活動の活性化を図るため、大規模災害時における指定避難所の運営訓練等の支援を行っています。

また、各種広報誌を発行することにより、防災知識の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上を図っています。

イ　防災まちづくり事業

防災まちづくり基金を活用し、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図るため、防災講演会の開催、地域の防災リーダーの養成等を行っています。

ウ　広島市防災情報メール登録及び避難誘導アプリのダウンロード促進

災害時の迅速な防災情報の提供により、市民一人一人が自ら対応できるようにするため、広島市防災情報メールの登録や避難誘導アプリのダウンロードを促進しています。

表４０　防災情報メール登録総件数　（単位：件）

区　　分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
防災情報メール登録総件数	117,720	114,712	103,309	91,426	83,010

資料　広島市危機管理室災害対策課

表４１　避難誘導アプリダウンロード累計数　（単位：件）

区　　分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
避難誘導アプリダウンロード数	34,635	55,451	70,756	85,776	118,359

資料　広島市危機管理室災害対策課

エ　治山事業の推進

→　第３章第１節2⑴キ（２８ページ）

オ　広島市開発基準による指導

→　第３章第２節４⑴ウ（６８ページ）

カ　民間建築物の耐震化の促進

民間建築物の耐震化を促進するため、市内にある一定の要件を満たす民間建築物を対象に、耐震診断等に要する費用の一部を補助しています。

また、耐震診断を義務付けられた大規模建築物等の耐震化手法検討、補強設計及び耐震改修に係る補助を実施しています。

キ　民間住宅の耐震化の促進

民間住宅の耐震化を促進するため、市内にある一定の要件を満たす民間住宅を対象に、耐震診断、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部を補助しています。

また、民間戸建木造住宅に住む避難弱者（高齢者や障害者等）の安全・安心を確保するため、耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を補助しています。

ク　長期優良住宅の認定

→　第３章第２節２⑴オ㈨（５８ページ）

ケ　平成２６年８月２０日豪雨災害の被災地の復興まちづくりの推進

「平成２６年８月２０日豪雨災害　復興まちづくりビジョン」に基づき、豪雨災害で被災した地域の早期復興と安全・安心なまちづくりを推進しています。

コ　電線類の地中化による無電柱化の推進

→　第３章第２節３⑷オ（６６ページ）

サ　雨水の地下浸透の促進

歩道の排水を迅速に行うことにより利便・快適性を向上させるとともに、雨水を速やかに地下に浸透させることにより地下水の涵養を図ることを目的に、平成７年９月から、市街化区域内の歩道の透水性舗装を行っています。

シ　下水道による浸水対策

中心市街地では都市化の進展に伴い、近年頻発する集中豪雨により、一部の地区で浸水が発生しています。この対策として、１０年に１回程度の強い降雨（１時間降雨量５３㎜）に対応する雨水幹線やポンプ場などの整備を進めており、施設の一部が完成すれば先行的に雨水の貯留施設として利用し、浸水被害の早期緩和に努めています。また、周辺市街地では、５年に１回程度の強い降雨（１時間降雨量４６㎜）に対応する施設整備を進めています。

表４２　浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率　（単位：%）

項　　目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率	約45	約47	約47	約51	約51

資料　広島市下水道局施設部計画調整課
注１　浸水常襲地区とは、中心市街地約 2,800ｈａのうち、深刻な浸水被害が発生している約 2,000ｈａの地区です。
注２　床上・床下浸水解消率とは、浸水常襲地区のうち、浸水対策施設の整備により床上・床下浸水が解消された地域の面積の割合をいいます。

ス　ハザードマップ等の作成・公表

土砂災害から住民の生命・身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域等）に指定された地区について、災害時における情報の伝達方法や避難場所などの周知を図ることを目的に、「土砂災害ハザードマップ」の作成・公表を行っています。

また、浸水対策のハード対策と合わせたソフト対策として、浸水エリアや水害時における避難場所などを示した「浸水（内水）ハザードマップ」を作成し、ホームページや公民館での掲示、区役所での配布などにより、周知を図っています。これまで中心市街地の８地区及び周辺市街地の２１地区の計２９地区において作成・公表しており、その他の地区についても、できるだけ早期に作成・公表を進めていきます。

セ　水資源の有効利用

水資源の有効利用を図るため、下水処理水を水資源再生センター内での設備機器の冷却水等に再利用しており、令和６年度の利用実績は下水処理水の５．９％となっています。

また、平成２１年３月に完成したマツダスタジアムにおいて、雨水をトイレ用水、敷地内のせせらぎ水路用水として再利用しています。

ソ　節水等についての意識啓発

ホームページにお風呂の残り湯の再利用や食器のため洗いなど具体的な節水方法を掲載し、意識啓発を行っています。

タ　水道施設における漏水の防止

漏水を早期に発見・修理するため、配水管等の漏水防止調査を行うとともに、漏水を未然に防止するため、老朽化した水道施設を計画的に更新しています。

表４３　漏水率（水道施設）　（単位：%）

項　　目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
漏水率(水道施設)	2.5	2.8	2.9	2.6	1.7

資料　広島市水道局技術部維持課

１　大気環境の保全

きれいな大気は、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の大気環境は、大気汚染物質等の規制基準の遵守、低公害車等の増加等により、おおむね良好な状況にありますが、光化学オキシダントについては、環境基準の達成が難しい状況にあります。

このため、引き続き、大気の汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る必要があります。

⑴　大気汚染の状況の監視

ア　監視体制の充実

大気汚染の状況を把握するため、７か所の一般環境大気測定局と４か所の自動車排出ガス測定局を設置し、常時監視を行っています。

さらに、常設の大気測定局では把握できない地域の汚染調査、内陸部の大規模開発の影響調査及び自動車排出ガス調査などのため、大気測定車による測定を実施しています。

令和６年度は、４地点（一般環境調査４地点）で、延べ１６８日、大気測定車による測定を実施しました。

また、微小粒子状物質自動測定機等を更新するなど、計画的に測定機器の更新を行い、大気汚染の監視体制の充実を図っています。

イ　緊急時の措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合には、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、一般市民への周知等の措置を講じることにより、健康被害の未然防止に努めています。

緊急時の発令の対象となる汚染物質としては、二酸化硫黄、光化学オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質が定められていますが、光化学オキシダントを除き、これまで発令は行われていません。

令和６年度は、光化学オキシダントに係る緊急時における注意報（発令基準：１時間値0.12ppm）の発令はありませんでした。

表４４　広島市域の緊急時の発令地区

地　区	情 報 等 発 令 区 域
広島地区	中区、東区、南区、西区、安佐南区、佐伯区及び安佐北区のうち旧高陽町
可部地区	安佐北区(旧高陽町を除く。)
海田地区	安芸区

資料　広島市環境局環境保全課

ウ　光害（ひかりがい）等への対応

光害は、感じ方に個人差があるため、客観的な評価が難しく、規制基準もありません。

このため、環境省が策定した光害対策ガイドラインの活用などにより、良好な照明環境の実現に努めています。

【光害とは】

人工光(照明)の光量や光の向きや色彩により、人にいらだち感、不快感、注意の散漫あるいは視認性低下などを引き起こしたり、生き物の生態に悪影響を及ぼしたりする状況をいいます。

⑵　自動車排出ガス対策の推進

ア　マイカー乗るまぁデーの推進（ノーマイカーデー）

→　第３章第２節３⑴エ（６３ページ）

イ　都市内移動の円滑化

→　第３章第２節３⑵（６４ページ）

ウ　環境への負荷の少ない自動車の普及促進

→　第３章第２節３⑶（６４ページ）

エ　アイドリングストップ運動の推進

自動車の駐停車中の不必要なアイドリングの自粛は、大気汚染や地球温暖化を防止するために簡単に行うことができる取組です。

本市では、ホームページやイベントでドライバー等にアイドリングストップを呼び掛けるなど、啓発活動を行っています。

また、平成１１年４月から施行した「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」において、自動車の停止時の原動機の停止についての規定を設けています。

⑶　工場・事業場の排出ガス等対策の推進

ア　立入検査等の実施

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）では、ばい煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）排出施設、一般粉じん発生施設等の届出が義務付けられています。

令和６年度末における本市への届出施設数は、ばい煙発生施設が２５７工場・事業場、６８２施設（このうちボイラーが４２５施設で全体の６２％）、水銀排出施設が１４工場・事業場、２２施設、ＶＯＣ排出施設が４工場・事業場、１９施設、一般粉じん発生施設が９３工場・事業場、３４６施設となっています。

また、「広島県生活環境の保全等に関する条例」（以下「県生活環境保全条例」という。）に基づいて届出されたばい煙関係特定施設は４５工場・事業場、２１２施設、粉じん関係特定施設は１２２工場・事業場、４０３施設となっています。

本市では、大防法及び県生活環境保全条例に基づき、これらの工場・事業場に対して排出基準や施設の構造、使用及び管理基準の遵守状況などを把握するため、立入検査を実施しています。

令和６年度の立入検査件数は、延べ１５工場・事業場、３５施設で、調査の結果、改

善勧告や改善命令を要する違反等はなく、大防法や県生活環境保全条例の遵守状況は良好です。

表４５　立入検査等の実施状況　（令和６年度）

規制・指導等＼根拠法令		大防法					県生活環境保全条例		計
		ばい煙発生施設	水銀排出施設	VOC排出施設	一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設	ばい煙関係特定施設	粉じん関係特定施設	
立入検査	延べ工場・事業場数	11	0	1	2	0	0	1	15
	延べ施設数	12	0	1	20	0	0	2	35
行政指導		11	0	1	2	0	0	1	15
改善命令		0	0	0	0	0	0	0	0

資料　広島市環境局環境保全課

【ばい煙発生施設とは】
工場や事業場に設置され、大気の汚染の原因となるばい煙(すす状の物質)を排出する一定規模以上の施設です。

【VOC（揮発性有機化合物)とは】
常温常圧で空気中に容易に揮発する化学物質の総称で、主に人工合成されたものです。多くは溶剤や塗料から排出されます。

【一般粉じん・特定粉じんとは】
一般粉じんは、空気中を浮遊する埃や塵状の物質です。
特定粉じんは、空気中を浮遊するアスベスト繊維です。

イ　季節燃料規制

市内中心部について、冬期のビル暖房等に起因する硫黄酸化物の発生を減らすため、ばい煙発生施設に対し、使用する燃料の規制を行っています。

燃料規制区域では、燃料使用量の多い１２月から３月までの間、硫黄含有率が１．０％以下の重油その他の石油系燃料の使用を義務付けています。

ウ　土地利用対策の推進等

操業環境の確保、住環境の保全などを考慮し、用途地域の指定などにより、工場などの適切な立地を誘導しています。

また、緑化推進制度などにより、工場周辺の緑化を推進しています。

⑷　悪臭の防止

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害で、様々な環境条件や生活様式、健康状態などにより、感じ方に個人差があるため、客観的な評価は困難です。

本市では、悪臭防止法の施行時から、物質濃度規制により工場・事業場からの悪臭を規制していましたが、この方法では、いろいろな臭いが混ざった複合臭や規制対象外の悪臭物質についての対応が困難でした。また、住宅地の郊外への拡大により、規制地域外としていた市街化区域以外でも、悪臭苦情が増加していました。

このため、平成１４年度に、広島市環境審議会に対して「悪臭防止法に基づく臭気規制のあり方」について諮問し、その答申を受けて、平成１６年１月に、規制方式を臭気指数による規制に変更するとともに、規制対象地域を市内全域に拡大しました。

令和６年度は、工場･事業場への立入検査を延べ１０１件実施し、その結果に基づく指導を行いました。

２　水環境・土壌環境の保全

きれいな水は、大気と同様に、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の水環境は、汚水処理施設の普及等によって改善され、おおむね良好な状況にありますが、広島湾の海域の水質については、一部の項目で環境基準が達成されていない状況にあります。

このため、引き続き、水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る必要があります。

また、土壌は、水の浸透・貯留、水質の浄化、食糧生産、有機物の分解等の様々な機能を有し、市民の生活基盤として大きな役割を果たしています。

汚染物質は土壌に蓄積されやすく、汚染された土壌の直接摂取や土壌中の有害物質によって汚染された地下水の飲用等により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本市においても、市街地の建設事業等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化する場合があることから、土壌汚染対策を推進する必要があります。

⑴　水質汚濁等の状況の監視

ア　地下水調査

地下水調査は、市内の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査を１０地点で、また、これまでに汚染が発見された地域について継続的に監視を行うための継続監視調査を７地点で実施しました。

令和６年度の測定結果では、全１７地点で全ての項目が環境基準に適合していました。

イ　底質調査

河底や海底の堆積物は、水質や魚介類等に影響を与えるため、河川及び海域の底質調査を実施しています。

令和６年度は、１１地点（河川１０地点、海域１地点）で実施した結果、暫定除去基準値が設定されている総水銀が５地点で検出されましたが、いずれも基準値以下でした。

ウ　その他の調査

(ｱ) 栄養塩類調査

河川や海域の富栄養化の状況について調べるため、窒素やりんの栄養塩類の調査を実施しています。

令和６年度は、３９地点（河川２８地点、海域１１地点）で実施した結果、河川では、傾向として、農業地域を流下する河川や、生活雑排水の流入量の多い地点で、窒素及びりんの値が高くなっていました。海域では、窒素及びりんに係る環境基準の類型が指定されている広島湾の北部、南部ともに環境基準を達成していました。

(ｲ) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして位置づけられている要監視項目について、河川３地点で調査を実施した結果、全地点で全調査項目の指針値

を下回っていました。

また、要監視項目のうち、有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）については、昨年度検出された地域のうち河川１地点及び地下水２地点で引き続き調査を行いました。また、新たに河川８地点で調査を行った結果、２地点で暫定指針値を超過しました。

(ｳ) 洗剤残存調査

河川水に混入する生活排水の影響を調べるため、洗剤中の成分である陰イオン界面活性剤（ＬＡＳ）の残存量調査を実施しています。

令和６年度は、河川９地点で調査した結果、全地点でＬＡＳが検出されました。

エ　水質事故対策

河川や海域などの公共用水域の水質保全を推進するため、庁内に「広島市水質保全会議」を設置し、水質事故の発生時には、広島市危機管理計画に基づく「河川等の汚染（水質事故）対応マニュアル」により、関係部局が連携して対応しています。

オ　水質監視員制度

公共用水域における水質汚濁の未然防止や、事故などによる水質汚濁への迅速かつ的確な対応措置等を実施するため、水質パトロールを民間に協力依頼する仕組みとして、昭和４６年度から水質監視員制度を設けています。

令和６年度末現在、２５人の水質監視員が活動しています。

［水質監視員の業務内容］

- 水質汚濁による事故発生時の市への通報及び汚濁状況の記録
- 市内水域への汚濁物質の放流及び投棄の監視
- 水質汚濁に関わる試料等の採取及び保存
- その他水質汚濁の防止について参考となる事項の報告等

カ　水資源再生センターにおける水質試験

下水の処理に当たり、各水資源再生センターにおいて、流入水及び放流水の水質試験を行っています。

⑵　生活排水対策の推進

ア　公共下水道の整備

下水道は、生活環境の向上を図るだけでなく、河川・海域の公共用水域の水質保全や雨水による浸水の防除など、多くの役割を担っており、安心を提供する市民生活に欠くことのできない基幹的施設です。

本市の公共下水道は、当初は、市域全体の早期整備を目指し、雨水と汚水を１本の管で終末処理場まで流して処理を行う合流式下水道を市中心部から整備していました。

しかし、合流式下水道は、強い降雨時には増水した下水を十分に処理しきれず、公共用水域に排出してしまうことがあるため、周辺市街地では、雨水と汚水を２本の管に分

け、汚水のみで常時安定した処理を行うことのできる分流式下水道を整備しています。

なお、既存の合流式下水道の改善対策として、雨天時に増水した下水を貯め、降雨終了後に終末処理場へ送水する雨水滞水池等の貯留施設の整備を進め、令和４年４月、横川遮集管の整備を以って、改善対策事業を完了しました。

今後も、未整備地区の下水道整備の促進を図り、公共用水域の更なる水質改善に努めていきます。

表４６　公共下水道及び汚水処理人口の普及率

項　　目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和６年度
公共下水道の普及率(A/C)		95.8%	95.9%	96.4%	96.5%	96.5%
汚水処理人口の普及率(B/C)		97.0%	97.1%	97.4%	97.6%	97.6%
	A:処理区域人口(人)	1,143,080	1,138,320	1,139,117	1.134.695	1,129,460
	B:汚水処理区域人口[注](人)	1,156,289	1,151,410	1,151,604	1,147,243	1,141,878
	C:行政区域人口(人)	1,192,589	1,186,408	1,181,868	1,175,327	1,170,275

資料　広島市下水道局施設部計画調整課
注　汚水処理区域人口とは、公共下水道、農業集落排水処理施設、市営浄化槽を利用している人口の総和です。

イ　農業集落排水処理施設の整備

公共用水域の水質を保全するとともに、農産物への被害を防止し、良好な農業生産環境の確保と生活環境の改善を図るため、農業振興地において、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設の整備を推進しています。

表４７　農業集落排水事業実績

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
供用開始処理区数	13	13	13	13	13
処理区域内人口(人)	11,272	11,075	10,407	10,361	10,098

資料　広島市下水道局施設部計画調整課
注　計画対象地区は、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区内の農業振興地域です。

ウ　浄化槽の設置の促進

家庭用の浄化槽は、生活環境の向上や生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止に有効な手段であることから、その普及を図るため、平成２０年度から、住宅等の所有者の申請に基づき、本市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う市営浄化槽事業を実施しています。

表４８　市営浄化槽事業実績　（単位：基）

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設	12	8	14	15	12
帰属	22	25	15	33	38
計	34	33	29	48	50

資料　広島市下水道局施設部管路課

エ　浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃の実施、法定検査の受検）を推進するため未管理浄化槽の管理者に対し、立入検査や文書による指導を実施しています。

また、法定検査において維持管理が不適正であると判定された浄化槽の管理者に対し、文書による改善指導を実施し、提出された報告書や立入調査により、改善状況の確認や指導を行っています。

オ　水洗化に係る普及啓発促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して下水道へ早期に接続するよう、普及相談員による戸別訪問・指導等や水洗便所設備資金の貸付制度等のＰＲを行っています。

⑶　工場・事業場の排水対策の推進

ア　水質汚濁防止法に基づく届出等

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第５条第１項の規定に基づいて届出された特定事業場は、令和６年度末で４９業種９０１事業場あり、そのうち自動式車両洗浄施設を有する事業場が２８１事業場で最も多く、次いで洗たく業の事業場が１７２事業場、さらに、し尿処理施設を有する事業場（５０１人槽以上、指定地域特定施設２０１人～５００人槽を含む。）が５４事業場で、以上の３業種で全届出事業場の約５６％を占めています。また、水濁法第５条第３項の規定に基づいて届出された有害物質使用特定事業場は３８事業場、有害物質貯蔵指定事業場は２７事業場です。

水濁法で規定されている特定事業場のうち、日最大排出水量が５０㎥以上の事業場（下水道終末処理施設等を除く。）の設置と変更には、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）に基づき、本市の許可が必要です。令和６年度における瀬戸法に基づく許可件数は、設置１件、変更８件で、年度末の許可事業場数は３１事業場となっています。

広島県生活環境の保全等に関する条例第２５条の規定に基づいて届出された汚水等関係特定事業場は、２業種、６８事業場です。

令和６年度は、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の維持管理状況などを把握するため、延べ１０４件の立入検査と７１件の事業場排水の水質検査を実施しました。

イ　水濁法に基づくＣＯＤ、窒素及びりん含有量の総量規制

広島県が定めた総量削減計画に基づき、日平均排出水量が５０m^3以上の特定事業場に対し、定期的に排出水の汚濁負荷量の計測結果の提出を求めるとともに、特定事業場の立入時に汚濁負荷量の排出状況の調査を行っています。

ウ　富栄養化対策

瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害を防止するため、水濁法に基づき、令和６年度は、延べ５４事業場について窒素及びりんの排出状況を調査し、削減指導を行いました。

エ　ゴルフ場農薬対策の推進

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止を図るため、ゴルフ場の排出水の水質調査を実施しています。

令和６年度は、市内８ゴルフ場の排出水等について、農薬９８項目の水質検査を実施した結果、１ゴルフ場について、１項目が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に定める水濁指針値及び水産指針値を、１項目が水産指針値を超過していたので、原因調査と指導を行いました。残りの７ゴルフ場については全ての項目が指針値を下回っていました。

⑷　水質浄化の推進

ア　河川清掃業務

→　第３章第２節２⑵オ(ｲ)（６１ページ）

イ　河川清掃事業補助・海底清掃

→　第３章第２節２⑵オ(ｳ)（６１ページ）

ウ　港湾等の清掃

→　第３章第２節２⑵オ(ｵ)（６２ページ）

エ　八幡川リバーマラソン

→　第３章第５節２⑸エ（１１４ページ）

オ　水資源再生センターの放流水の水質向上

水資源再生センターにおいて、流入水質や水量など、施設の状況に応じた運転管理を行い、放流水の水質向上に取り組んでいます。

⑸　水質保全に係る広域的な取組の推進

ア　太田川流域振興交流会議

→　第３章第１節４⑴ア(ｷ)（４２ページ）

イ　「クリーン太田川」の実施

→　第３章第２節２⑵オ(ｱ)（６１ページ）

ウ　瀬戸内海環境保全知事・市長会議を通じた取組

瀬戸内海の環境保全を図ることを目的として、瀬戸内海に関係する１３府県・７政令指定都市・２０中核市（令和６年度末現在）で構成された「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」に加入し、広域的な相互協力により、国に対する要望等の事業に取り組んでいます。

エ　公益社団法人瀬戸内海環境保全協会を通じた取組

比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的として、「公益社団法人瀬戸内海環境保全協会」に加入し、瀬戸内海の環境保全に関する事業を行っています。

オ　広島湾再生推進会議を通じた取組

水辺の保全を図るため、国土交通省が事務局を務める「広島湾再生推進会議」に参加し「広島湾再生行動計画」に基づく取組を実施しています。

⑹　土壌汚染対策の推進

ア　リスク管理の推進

土壌汚染対策を推進するためには、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）が適用される工場及び事業場における有害物質の取扱状況等に関するデータを的確に収集・管理し、必要に応じて利害関係者に情報を提供する必要があります。

このため、水濁法、瀬戸法及び下水道法に基づく届出情報等を収集・整理し、土対法が適用される工場及び事業場のリストを作成して公表しています。

イ　工場・事業場への指導

土対法第３条第１項には、水濁法に定める有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合には、土地所有者等がその敷地内の土壌汚染の状況を調査し、その結果を都道府県知事（政令指定都市の長等を含む。）に報告することが定められており、令和６年度は、３件の報告がありました。また、土対法第３条第７項では、同法第３条第１項ただし書の規定により土壌汚染状況調査を一時的に猶予されている敷地内で９００㎡以上の土地の形質変更を行う際に届出をすることが定められ、同法第３条第８項の規定に基づく調査命令を発出することが定められています。令和６年度は、５件の届出があり、調査命令を発出して、６件の報告（うち１件は令和５年度に発出した調査命令に係る報告）がありました。土対法第４条第１項では、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨から、一定規模（３，０００㎡。ただし、現に水濁法に定める有害物質使用特定施設が設置されている土地においては９００㎡。）以上の土地の形質変更を行う場合に届出をすることが定められています。令和６年度は１２８件の届出がありました。土対法第４条第２項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書は届出に併せて１０件の提出があり、また、土壌汚染のおそれがあると判断し、同法第４条第３項に基づく調査命令を発出した案件は１件ありました。

土対法第１４条では、自主的に法に準じた調査を行った結果、土壌汚染が判明した場合に、自ら要措置区域等に指定することを申請できると定められており、令和６年度は４件の申請がありました。

これらの土対法に基づく調査結果が法に定める基準に適合しない場合には、その区域を土壌が汚染されている区域として指定します。令和６年度末時点では、土対法第６条に基づく要措置区域を２か所、同法第１１条に基づく形質変更時要届出区域を４０か所指定しています。

県生活環境保全条例では、一定規模以上の土地を改変しようとする者に対し、土地改変時における土地履歴調査の実施などを義務付け、汚染の拡散防止を図っています。令和６年度は、１０件の土地履歴調査結果が報告され、うち１件について土壌汚染確認調査結果の届出がありました。

【要措置区域とは】 土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。	**【形質変更時要届出区域とは】** 土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域です。

3　有害化学物質等の対策の推進

産業活動や日常生活において利用されている多種多様な化学物質は、私たちの便利な生活を支えていますが、化学物質の中には、ダイオキシン類等、環境中に蓄積され、人の生命、健康等に悪影響を及ぼすおそれのあるものも少なくありません。

本市においては、ダイオキシン類について、大気、公共用水域等において環境基準を達成しており、ベンゼン等の有害大気汚染物質についても、環境基準を達成しています。

引き続きダイオキシン類をはじめとする有害化学物質や、それらと同様に人に健康被害を生じさせるおそれのある石綿（アスベスト）による汚染の状況を監視するとともに、規制、指導等の取組を進める必要があります。

⑴　有害化学物質等による汚染の状況の監視

環境中の有害化学物質のうち、ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイ特法」という。）で、有害大気汚染物質は大防法でそれぞれ常時監視が義務付けられています。有害化学物質については、市内環境中の状況を把握するため、環境調査を実施しています。

ア　ダイオキシン類

ダイオキシン類の環境基準については、平成１２年１月のダイ特法の施行により、大気、水質及び土壌について設定され、平成１４年７月の改正により、底質についても設定されました。

(ｱ) 大気環境調査

大気環境調査は、平成１２年度から実施しており、調査結果は、調査開始から全ての地点で環境基準に適合しています。令和６年度は、市内５地点で年４回の調査を実施しました。

その結果、５地点での年平均値は０．００６８～０．０１１ｐg-ＴＥＱ/㎥で、全ての地点で環境基準値（０．６ｐg-ＴＥＱ/㎥）を下回っていました。

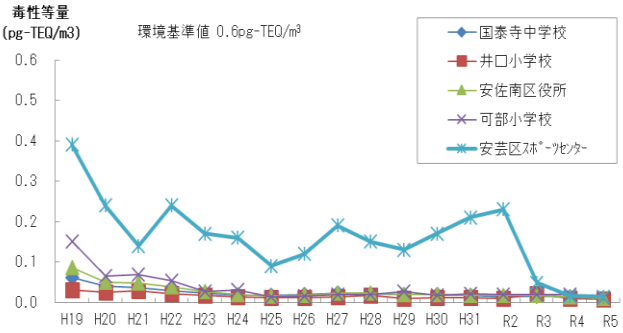

図１８　ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(ｲ) 公共用水域（河川・海域）・地下水調査

公共用水域（河川・海域）・地下水調査は、平成１２年度から実施しており、調査結果は、全ての地点で環境基準に適合しています。

令和６年度は、水質については年２回（国の調査は年１回）、底質については年１回の調査を、河川１０地点（うち１地点は国の調査）と海域４地点で実施するとともに、地下水の調査を市内４地点で実施しました。

その結果、水質の年平均値は河川では０．０６３～０．０９２ｐg-ＴＥＱ/Ｌ、海域では０．０２１～０．０３７ｐg-ＴＥＱ/Ｌで、全ての地点で環境基準値（１ｐg-ＴＥＱ/Ｌ）を下回っていました。

底質は河川では０．２２～２．０ｐｇ-ＴＥＱ/ｇ、海域では６．２～１２ｐｇ-ＴＥＱ/ｇで、全ての地点で環境基準値(１５０ｐｇ-ＴＥＱ/ｇ)を下回っていました。

また、地下水は０．０１３～０．０１４ｐｇ-ＴＥＱ/Ｌで、全ての地点で環境基準値(１ｐｇ-ＴＥＱ/Ｌ)を下回っていました。

(ｳ) 土壌調査

土壌調査については、平成１２年度から平成１６年度まで、一般環境把握調査を市内１１７地点で、発生源周辺状況調査を廃棄物焼却炉周辺の８０地点で実施し、平成１８年度からは、新たな年次計画に基づく調査を実施しています。調査結果は、全ての地点で環境基準に適合しています。

令和６年度は、市内４地点で調査を実施しました。調査結果は０．０６０～０．６５ｐｇ-ＴＥＱ/ｇで、全ての地点で環境基準値（１，０００ｐｇ-ＴＥＱ/ｇ）を大きく下回っていました。

イ　有害大気汚染物質

低濃度であっても長期間の暴露により人の健康に影響を及ぼすおそれの高い有害大気汚染物質として、平成９年にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、平成１３年にジクロロメタンについて、それぞれ環境基準が設定されました。

また、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、平成１５年にアクリロニトリル等４物質について、平成１８年にクロロホルム等３物質について、平成２２年にヒ素及びその化合物について、平成２６年にマンガン及びその化合物について、令和２年にアセトアルデヒド及び塩化メチルについて、それぞれ指針値が設定されました。

本市では、これら１５物質を含む２２の有害大気汚染物質について、調査を実施しています。

令和６年度は、市内４地点（一般環境１地点、道路沿道１地点、固定発生源周辺２地点）で調査を行った結果、全ての地点で環境基準値と指針値をそれぞれ下回っていました。

なお、環境基準が設定されているベンゼン等４物質は、各地点ともほぼ横ばいで推移しています。

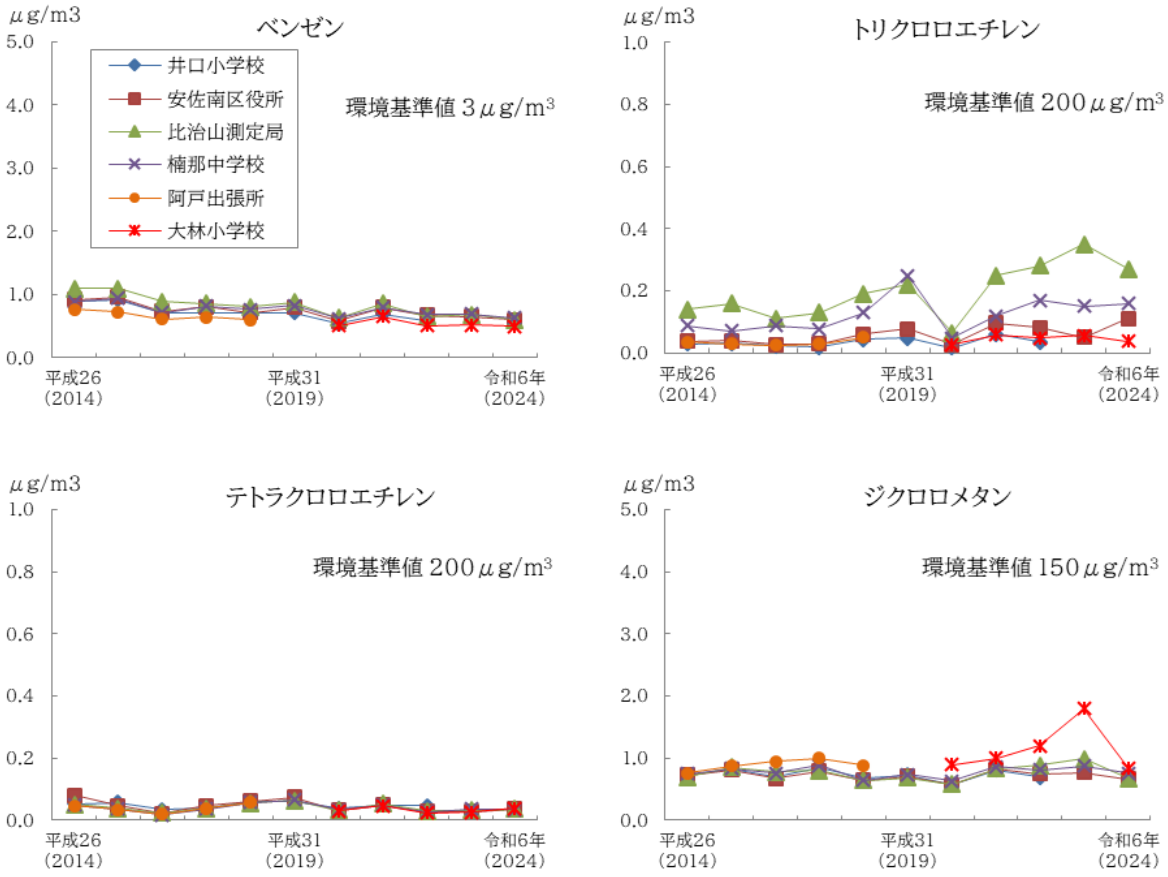

図１９　環境基準設定物質の年平均値の経年変化

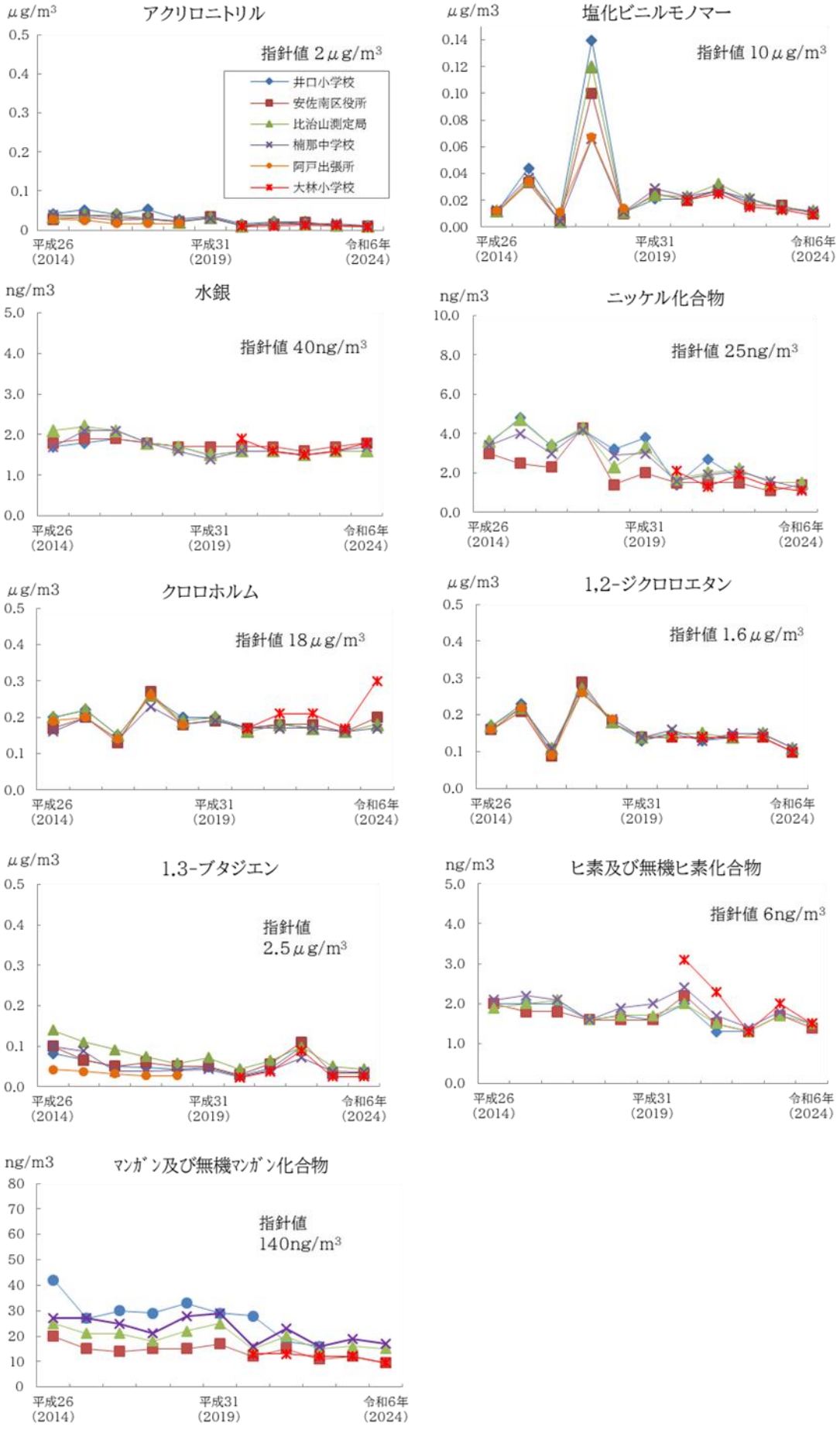

図２０　指針値設定物質の年平均値の経年変化

ウ　アスベスト対策の推進

(ｱ) 特定粉じん排出等作業の規制及び指導

建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業の工事現場に立ち入り、作業場の隔離、集じん・排気装置の使用等、作業基準の遵守を指導しています。

令和６年度は、特定粉じん排出等作業の届出があった６４件の全てに対して立入検査（延べ１３７回）を行いました。

(ｲ) 民間建築物のアスベスト対策

吹付けアスベストがある民間建築物の対策を促進するため、建築物所有者等が実施する分析調査や除去工事等の経費に対する補助を行っています。

(ｳ) 市有建築物のアスベスト対策

市有建築物の吹付けアスベストについては、平成１７年度及び平成１８年度に全ての施設を調査し、平成２０年度には、国内での使用はないとされていたトレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの３種類のアスベストが国内建築物の吹付け材から 検出されたことに伴う再調査を実施しました。さらに、平成２６年度には、これまでの調査で把握していた施設以外から新たにアスベストが見つかったことに伴う再調査を実施しました。この４回の調査の結果、１１９施設で吹付けアスベストの使用が判明しました。これらの施設については、利用する市民の健康被害を未然に防止するため、除去等の対策を順次実施しています。

表４９　市有建築物のアスベスト除去状況　（令和6年度末現在）

区　分	令和5年度まで(累計)	令和6年度	除　去　予　定			合　計
			令和7年度	大規模改修時	解体時	
施設数	105	0	0	6	8	119

資料　広島市環境局環境保全課

注　使用中の施設については、点検及び室内空気中のアスベスト濃度の測定を実施し、安全であることを確認しています。解体時に除去予定の８施設は全て閉鎖しており、使用していません。

⑵　有害化学物質等の発生源対策の推進

平成１２年１月に施行されたダイ特法により、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を発生する施設等は特定施設と規定され、施設ごとの排出基準と設置者による自主測定義務など、排出源における対策が定められています。

令和６年度末現在で、本市におけるダイ特法に基づく特定施設を設置する工場・事業場数は２７件、特定施設は７２施設となっています。特定施設のうち大気関係が３５施設、水質関係が３７施設あり、全体の約９割の６５施設が廃棄物焼却炉の関係施設でした。

令和６年度は、１件の工場・事業場にダイ特法に基づく立入調査を実施し、ダイ特法に基づく排出基準の遵守状況を確認するために、廃棄物焼却炉１施設の排出ガス測定を実施した結果は、排出基準を下回っていました。

⑶　ＰＲＴＲ制度による対策の推進

人体に害を及ぼすおそれのある化学物質については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により、環境への排出量等を把握する制度（ＰＲＴＲ（Pollutant Release and Transfer Register）制度）が定められています。

この制度により、事業者に対し、平成１３年４月からは対象となる化学物質の排出量等を把握することが、また、平成１４年４月からは、それを毎年届け出ることが義務付けられました。また、令和３年１０月２０日に法改正により、届出が義務付けられている対象化学物質が４１６物質から５１５物質（うち特定第一種指定化学物質は１５物質から２３物質）に変更され、令和５年度分の届出から適用されています。

令和６年度における本市への届出件数（令和５年度分）は、２０５件でした。業種別の内訳では、燃料小売業が１１９件と最も多く、以下、輸送用機械器具製造業（１０件）、金属製品製造業（９件）、一般機械器具製造業（９件）と続いています。

化学物質の大気など環境中への排出量は６６０ｔ、廃棄物などに含まれた移動量は１３６ｔで、排出量と移動量の合計は７９７ｔでした。業種別の排出量・移動量では、輸送用機械器具製造業等が３８1ｔ（４８％）と最も多く、以下、一般機械器具製造業（１４２t）、金属製品製造業（７９ｔ）、船舶製造・修理業（６７ｔ）でした。物質別では、キシレンが２３０ｔ（２９％）と最も多く、以下、トルエン（２１１ｔ）、エチルベンゼン（１１０ｔ）でした。排出・移動先別では、大気への排出量が６２６ｔと最も多く、全体の７９％を占めていました。

また、届け出られた情報については、化学物質に対する理解を深めるため、ホームページ等で市民や事業者に提供しています。

4　騒音・振動の防止

騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、不快感を与えることから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は、交通機関、工場・事業場、建設作業等です。

本市においては、道路交通騒音等について環境基準が達成されていない地点が存在し、また、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、深夜営業騒音、家庭の生活音等も問題となってきていることから、騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める必要があります。

⑴　騒音等の状況の監視

ア　道路交通騒音・振動

道路交通騒音については、平成２２年度から、面的評価支援システム（環境省）により、幹線道路周辺の住居における環境基準の達成状況の評価を行っています。

令和６年度は、約１７万戸で評価を行い、約９７％が昼夜間とも環境基準に適合していました。

道路交通振動については、１地点で測定を行った結果、振動規制法に規定される限度以内でした。

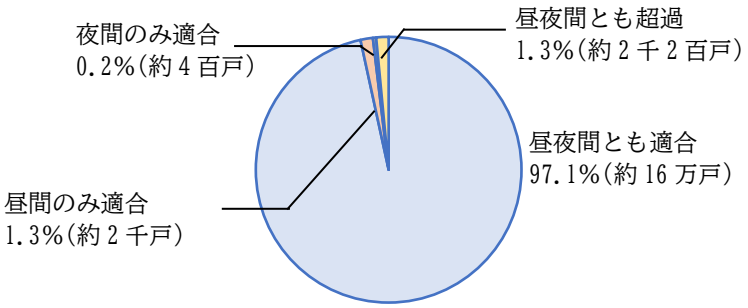

図２１　道路交通騒音に係る環境基準適合割合

資料　広島市環境局環境保全課

イ　鉄道騒音･振動

令和６年度は、新幹線鉄道の騒音・振動の調査を佐伯区利松二丁目の１か所４地点で行いました。

騒音は、佐伯区利松二丁目において軌道中心から１２．５m、２５mの距離で、新幹線鉄道騒音に係る環境基準値（７０デシベル）を超えていましたが、振動は、最高値が５１デシベルで、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての指針値（７０デシベル）を下回っていました。

在来線鉄道については、山陽本線、可部線、芸備線でそれぞれ３年に１度調査を行っています。

【デシベル(dB)とは】

騒音・振動の大きさを表す単位で、身近な事例は次のとおりです。

dB	騒　音	振　動
100	電車が通るときのガード下	－
80	地下鉄の車内	深い睡眠に影響がある
60	普通の会話	振動を感じ始める
50	静かな事務所	人体に感じない
30	ささやき声	－

令和６年度は、山陽本線で騒音２地点、振動２地点の調査を行い、騒音は、在来鉄道

の新設に際しての騒音対策の指針値（昼間６０デシベル、夜間５５デシベル）と比較した場合、安佐北区落合二丁目において、軌道中心から１２．５ｍの距離で、昼間に指針値（昼間６０デシベル）を上回っていました。また、振動は、最高値が６１デシベルでした。

表５０　騒音等の測定状況　（令和6年度）

項　目	調　査　対　象	測定地点数	
		騒　音	振　動
自動車騒音	幹線交通を担う道路[注1]	29	1
鉄道騒音	新幹線	4	2
	在来線[注2]（芸備線）	2	2

資料　広島市環境局環境保全課
注１　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１号に定める自動車専用道路をいいます。
注２　在来線は、山陽本線、可部線、芸備線でそれぞれ３年に１度調査をしています。

⑵　騒音等発生源対策の推進

ア　道路交通騒音･振動対策の推進

道路交通騒音・振動対策は、自動車本体の低騒音化、交通規制、道路構造改良、公共交通機関の利用促進、流通対策等、総合的な交通対策により推進していく必要があります。

本市では、道路整備や交差点改良等を進めるに当たり、必要に応じて沿道環境対策を実施しています。

また、関係機関にも道路騒音等の低減について働き掛けを行っています。

イ　鉄道騒音･振動対策の推進

鉄道による騒音・振動については、鉄道事業者が防音壁の設置や家屋の防音・防振工事を実施しています。

本市では、騒音・振動を測定し、必要に応じ、鉄道事業者に対して防音・防振工事等の対策を要望しています。

ウ　工場･事業場対策の推進

騒音規制法、振動規制法及び県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等に立ち入り、騒音・振動発生源に対する防音・防振措置や作業方法の改善等について指導を行っています。

また、特定工場・事業場以外の事業場についても、公害苦情があったものについて立入検査を行っています。

なお、公害苦情が発生した事業場に対しては、法律や県条例による規制を受けない事業場（その他の事業場）を含め、生活環境を保全するため改善に向けた指導を行っています。

さらに、操業環境の確保、住環境の保全などを考慮し、用途地域の指定などにより、工場などの適切な立地を誘導しています。

表５１　立入検査等の状況　（令和６年度）

区　分	騒　音			振　動	
	騒音規制法	県生活環境保全条例	その他の事業場	振動規制法	その他の事業場
特定事業場数	1,671	1,600		790	
延べ立入件数(件)	35	12	23	12	5

資料　広島市環境局環境保全課

エ　建設作業対策の推進

公害苦情のあったものを中心に建設現場への立入検査を実施し、防音・防振方法、作業方法、作業時間の変更等の指導を行っています。

令和６年度の特定建設作業現場への立入検査延べ件数は、騒音関係が５６件、振動関係が３６件でした。

また、特定建設作業以外の建設作業現場への立入検査は、延べ１６６件でした。

なお、工事関係者に対し、工事に伴う騒音・振動に関する規制・対策についての講習を必要に応じて実施しています。

オ　その他の騒音対策

カラオケなどの音響機器に代表される深夜営業騒音や移動販売・営業宣伝に使われる拡声放送音などについては、県生活環境保全条例に基づき規制するとともに、啓発用の資料を配布して、音響機器の取扱いについて注意を呼び掛けるなど、指導に努めています。

法律や県条例による規制を受けないボイラー等からの騒音についても、発生者の協力を得ながら改善に努めています。

5　ゼロエミッションシティ広島の推進

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、収集運搬、資源化、焼却、埋立て等を行うことは、快適な生活環境の実現に欠かせません。一方、この処理過程においては、燃料等の大量消費、二酸化炭素の排出等により、環境への負荷がかかります。

本市では、一般廃棄物（ごみ）を可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とする広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となって同計画に掲げる施策を推進しています。

その結果、本市の１人１日当たりのごみ排出量は、平成２５年度からおおむね横ばいで推移していましたが、令和２年度以降は減少傾向に転じており、政令指定都市の中で低い水準を維持しています（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和５年度）」による）。

また、本市では、産業廃棄物について、広島市産業廃棄物処理指導計画を策定し、同計画に基づき、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルに係る指導等を行ってきましたが、依然として、不適正処理の事案が存在し、減量・リサイクルも十分とはいえない状況にあります。

さらに、廃棄物については、適正処理等の視点のみならず、地球温暖化対策、省エネルギー対策等の視点や、人口減少、高齢化等の社会状況の変化への対応の視点も求められるようになっています。

このため、今後、廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む必要があります。

⑴　ごみの減量・リサイクルの推進

ア　環境意識の向上

ごみの減量化を推進するため、公民館等での生ごみリサイクル講習会やエコクッキング教室、ごみの減量・リサイクルに関するイベントを開催するとともに、２０政令都市と東京２３区で構成する「大都市清掃事業協議会」において３Ｒを啓発するポスター等を作成して啓発するキャンペーンを実施しています。

また、本市において食品ロスの削減に関して優れた取組を実施している方の功績をたたえるとともに、その取組を幅広く広報し、食品ロス削減を一層推進していくことを目的として、令和６年度から「広島市食品ロス削減推進表彰」を始めました。

イ　環境教育・環境学習の推進

ごみの焼却施設や資源ごみ分別施設の施設見学、出前環境講座等により、ごみ問題についての普及啓発や環境学習の機会の充実を図っています。

ウ　広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会の取組

平成１４年に、市民・事業者・行政の三者協働による、「広島市買い物袋持参デー実行委員会」を発足し、買い物袋等持参促進及びレジ袋の削減の取組を開始しました。その後、平成２１年度に、「広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」と改称し、毎月１日を「ごみ減らそうデー」としてスーパーマーケットでの店頭キャンペーンを行うほか、食品トレー等の店頭回収の品目追加や実施店舗の拡大、ばら売り・量り売りの働きかけ

などを実施し、ごみの減量・資源化に取り組んでいます。

平成２９年からは、食品ロス削減の取組を推進するため、食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」として、「食品ロス削減協力店」の登録・PRを行うほか、買物の際に商品棚の手前にある商品や販売期限の近い商品、値引き商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を推奨する運動、どうしても出てしまう調理くず等を肥料や飼料にリサイクルし、その肥料等を使って野菜や魚などを育てる循環型のモデルである「食品リサイクル・ループ」の啓発、食品ロス削減協力店に登録している飲食店において、料理を食べきった利用客に広島広域都市圏ポイントを付与する「ぶちええね！食べきりキャンペーン」の実施などの取組を行っています。

エ　地域におけるごみ減量等のための活動の推進

地域におけるごみ減量の取組などを推進するため、平成１７年１０月に「広島市地域環境指導員設置要綱」を制定し、特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会の推進委員等約3，６００人に、地域環境指導員を委嘱しています。

地域環境指導員は、地域でごみ減量等の分別指導、意識啓発、研修会等の活動を行っています。

平成２７年７月から、“ごみ”ニティ活動支援事業を実施し、ごみ置き場のステーション化の推進、ごみステーションの適正な維持管理の促進、さらに、道路占用許可の基準を満たさないごみボックスの撤去や移設等の設置場所の改善支援など、地域における家庭ごみの排出に関する課題について、地域コミュニティ主体での取組を進めています。

オ　市民、事業者への情報提供

市民や環境ＮＰＯ、市民ボランティア、事業者が自主的にごみに関する情報を入手し、活動に生かせるよう、ごみの排出量やリサイクル量、ごみ減らそうデーの協力事業者、市民団体の取組等を本市のホームページ等に掲載しています。

また、市広報紙・広報番組等に加え、ごみ減量啓発ＤＶＤの市民への貸出及びＹｏｕＴｕｂｅへの公開により、ごみの減量・リサイクルに関する情報を発信しています。

カ　ごみ処理体制の整備

ごみの減量化・資源化を図るとともに、将来のごみ排出量に対応できる安定した処理体制を維持するため、焼却施設や埋立地の整備を行っています。

表５２　家庭ごみの処分方法（８種類分別）

区　　分	処　分　方　法
可燃ごみ	各焼却施設で焼却
その他プラ	中工場で焼却
不燃ごみ	玖谷埋立地で埋立（令和７年度からは恵下埋立地にて埋立てを開始）
資源ごみ(びん、缶、紙、布類等)	資源ごみ選別施設で選別し、再生事業者に売払(ガラスびん〔無色、茶色を除く。〕については、容器包装リサイクル法に基づき再生)
ペットボトル	廃プラスチック圧縮梱包施設(民間事業者)で選別し、容器包装リサイクル法に基づき再生
リサイクルプラ	
大型ごみ	大型ごみ破砕処理施設で破砕し、再生、焼却、埋立の各処理を実施
有害ごみ(蛍光管、乾電池等)	水銀の回収と併せて再利用を行う処理ができる民間業者に委託

資料　広島市環境局業務部業務第一課

表５３　本市のごみ処理施設の概要

区　分	名　称	所　在　地	稼動開始年月	施 設 規 模
清掃工場（焼却施設）	中工場	中区南吉島一丁目	平成16年 4月	600t/24h
	南工場（建替中）	南区東雲三丁目	令和10年度（予定）	300t/24h
	安佐南工場	安佐南区伴北四丁目	平成25年 4月	400t/24h
	安佐北工場	安佐北区可部町大字中島	令和4年12月再稼働	100t/24h
ごみ埋立地（最終処分場）	玖谷埋立地	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成 2年 4月	約410万㎥[注1]
資源ごみ選別施設	西部リサイクルプラザ	西区商工センター七丁目	平成 9年 1月	96t/7.5h
	北部資源選別センター	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成25年 4月	70t/7h
廃プラスチック圧縮梱包施設	ダイヤエコテック広島廃プラスチック圧縮梱包施設[注2]	中区江波沖町	平成16年 4月	80ｔ/12.5h
大型ごみ破砕処理施設	安佐南工場大型ごみ破砕処理施設	安佐南区伴北四丁目	平成 4年 4月	116t/日（せん断式 56t/7h、回転式 60t/5h）（ただし、処理量は原則100t/日以下とする。）

資料　広島市環境局環境施設部、同業務部業務第一課
注１　ごみ埋立地（最終処分場）の施設規模は、埋立容量です（玖谷埋立地の施設規模は、約４１０万㎥ですが、埋立時には覆土が必要となるため、廃棄物容量は約３５０万㎥になります。）。
注２　廃プラスチック圧縮梱包施設は、民間の施設です。

キ　家庭ごみのリサイクルの推進

(ｱ) 紙ごみのリサイクルの推進

ごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」などで、リサイクルできる紙ごみの大きさや種類を市民に周知することにより、可燃ごみに混入しているリサイクル可能な紙ごみの削減を図っています。

(ｲ) 生ごみの減量・リサイクルの推進

ダンボールコンポストなどによる生ごみの堆肥化には、技術的な知識が必要なため、講習会を実施して生ごみのリサイクルを推進しています。

また、市内の公民館でエコクッキング教室を開催し、季節感のある旬の食材を無駄にせず、余すところなく使って調理することにより、食品ロスの削減について考えてもらう機会を提供するほか、市内の大学生等と連携し、エコクッキングレシピや動画の作成を行い、本市のホームページ等で公開しています。

(ｳ) 小型家電リサイクルの促進

携帯電話等の使用済小型家電について、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づくリサイクルを促進するため、民間事業者の回収の取組に対する支援などを行っています。

ク　事業ごみのリサイクルの推進

(ｱ) 紙ごみの資源化

a　事業系紙ごみの資源化

平成１６年４月から、再生可能な紙ごみ（個人情報が記載された紙を含む。）の焼却施設への搬入規制を行い、民間ルートによる事業系紙ごみの資源化を推進

するほか、本市の資源ごみ選別施設でも自己搬入の受入れを行っています。

表５４　事業系一般廃棄物減量化計画書における紙ごみの資源化率

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙ごみの資源化率量(%)	68.4	69.6	69.2	66.2	66.0

資料　広島市環境局業務部業務第一課

b　ミニオフィス町内会の設立支援

近隣オフィスの紙ごみを効率的に回収し、資源としてリサイクルする民間システム「ミニオフィス町内会」の紹介を事業所に行っています。

令和６年度末現在で、４地区のミニオフィス町内会が紙ごみの回収を行っています。

表５５　ミニオフィス町内会方式による紙ごみの回収量

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙ごみの回収量(t)	75	64	67	60	58

資料　広島市環境局環境政策課

c　秘密文書のリサイクル

オフィスの紙ごみのうち、かなりの量を占めている上質コンピュータ用紙は、古紙の中でも特に資源価値が高いものの、秘密文書が多いという特徴があります。

本市では、他見を避けながら秘密文書をトイレットペーパーに再生する「秘密文書リサイクルシステム」を構築し、平成８年度からは民間事業者等にもこのシステムへの参加を働きかけています。

トイレットペーパー
「HIROSHIMA紙」

表５６　秘密文書回収量及び再生品納入量

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
秘密文書回収量(t)	1,232	1,185	1,128	1,082	1,104
再生品納入量(万個)	64	66	66	72	74
参加民間事業者数	988	1,016	1,010	1,125	1,104

資料　広島市環境局業務部業務第一課

(ｲ) 大規模事業所への訪問指導等

平成５年度から、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者に対し、一般廃棄物、特に紙ごみについての発生抑制及びその適正な分別・保管・再生などの処理について、個別に助言・指導を行っています。

また、事業者の減量・リサイクルの取組を支援するため、リサイクルガイドライン及び事例集を作成・配布しています。

［対象事業者］（令和６年度）

区　　分	施 設 数(棟)
延べ床面積が2,500㎡以上の建築物の所有者等(用途指定有)	584
店舗面積が500㎡を超える小売店舗の所有者等	215
1棟内に従業者数200人以上の事業所が存する建築物の所有者等	46
合　計	845

資料　広島市環境局業務部業務第一課

ケ　熱回収（サーマルリサイクル）の推進

焼却施設でのごみ焼却余熱を、発電、給湯、冷暖房及び近隣施設への温水供給に利用しています。発電した電気は、工場内で使用し、余った電気は電気事業者に売却しています。

表５７　焼却施設でのサーマルリサイクルの状況

区　　分	内　　容		
	発電(kW)	給湯・冷暖房	温水供給
中　工　場	15,200	場内、中環境事業所	温水プール
安佐南工場	10,760	場内	―
安佐北工場	―	―	―

資料　広島市環境局環境施設部

コ　放置自転車などのリユースの促進

西部リサイクルプラザにおいて、放置自転車を補修再生したものや、市民から無償で提供された「捨てるにはもったいない服」などを販売し、不用品の活用を図っています。

⑵　ごみの適正処理の推進

ア　搬入規制物の排除（事業系紙ごみの資源化）

→　第３章第３節５⑴ク(ｱ)ａ（９３ページ）

イ　安定した処理能力の確保

(ｱ) 焼却施設

設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、老朽化が進行した基幹設備の更新による長寿命化を計画的に進めています。また、令和４年１２月に稼働停止した南工場の建替え工事を行っています。

(ｲ) 最終処分場

玖谷埋立地の稼働を令和７年３月末で停止し、令和７年４月から恵下埋立地の供用を開始します。

ウ　環境に配慮した処理施設の整備

焼却施設の建替えなど、ごみ処理施設の整備に当たっては、地域住民との対話を十分図るとともに、環境の保全について適正な配慮を行うため、環境影響評価を行っています。

⑶　産業廃棄物対策の推進

ア　産業廃棄物処理施設の適正管理等

(ｱ) 民間処理施設

施設の安全性を確保するため、事業者と事前協議を実施し、新規設置又は変更に係る施設について、構造基準の適合を厳正に審査しています。また、施設への定期的な立入検査等の実施により、事業者による維持管理が適正に行われるよう指導等を行っています。

(ｲ) 公共関与処分場

出島処分場の運営について、事業者である広島県に対し、事業計画どおりに周辺の生活環境の調査を実施すること等により周辺住民等の理解を得て円滑に事業を進めるよう、指導等を行っています。

イ　産業廃棄物排出事業者等への指導・監督

(ｱ) 排出事業者への指導

排出事業者については、産業廃棄物適正処理講習会の開催や排出事業者への立入指導、社内研修会への講師派遣などを通じ、関係法令の周知徹底や社内の廃棄物管理体制の整備、産業廃棄物管理票制度の適正な運用などを指導し、排出事業者責任の遵守・徹底を図っています。

また、不適正な保管事案等の多い建設廃棄物に関しては、平成２８年度から体制を強化し、解体工事現場等に立ち入り、適正処理について指導しています。

(ｲ) 多量排出事業者への指導

多量排出事業者（産業廃棄物の発生量が年間５００ｔ以上の事業者または特別管理産業廃棄物の発生量が年間５０ｔ以上の事業者）に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルについての努力目標を設定した処理計画書及び実施状況報告書の提出を求め、より一層の減量化を図るよう指導するとともに、必要に応じて、排出現場への立入指導を行っています。

(ｳ) 処理業者・処理施設設置者への指導等

処理業者については、定期的に立入検査を行い、処理基準の遵守等について指導しています。

また、処理施設設置者については、定期的な立入検査や法定の定期検査を行うことにより、処理施設の構造基準の適合状況を確認し、施設の安全性の確保を図っています。あわせて、事業の透明性の確保を目的とした維持管理情報の公表について、インターネット等により公表するよう指導しています。

さらに、最終処分場については、年１回の水質等の検査を、焼却施設については、おおむね３年に１回を目安として排ガス中のダイオキシン類等の濃度測定を実施し、不適正な場合には、改善命令や施設の使用停止を行うなど、適正な施設管理の維持と生活環境の保全の確保に努めています。

(ｴ) 処理業者の優良化の推進

優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用し、処理業者の優良化を図り、産業廃棄物処理のより一層の適正化を推進しています。

(ｵ) ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）（平成１３年制定）の改正により、ＰＣＢ廃棄物の処分期間が定められ、ＰＣＢ廃棄物を保管している事業者は、高濃度ＰＣＢ廃棄物及び低濃度ＰＣＢ廃棄物の区分に応じた処分期間内の処分が義務付けられています。（※本市における高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期間は、令和３年３月３１日をもって終了しました。）

ＰＣＢ保管事業者については、ＰＣＢ特別措置法に基づき、保管状況等の届出や処分期間内の処理を指導するとともに、必要に応じて立入検査を実施しています。

(ｶ) 廃石綿等の適正処理の推進

「廃石綿等適正処理指導に関する方針」に基づき、工事現場から排出されるアスベストの処理に関して、処理計画書及び実施報告書の提出を求め、適正処理講習を行うなど、適正処理について指導しています。

(ｷ) 建設副産物のリサイクルの推進

「広島市建設工事リサイクル推進要綱」に基づき、本市が発注する建設工事について、再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の提出を求めるなど、建設副産物の発生抑制及び再生利用の促進を図っています。

また、広島市内で行われる国、広島県、広島高速道路公社及び本市が発注する工事について、「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に基づき、建設汚泥の自ら利用計画書の提出を求めるなど、建設汚泥の再生利用の促進を図っています。

(ｸ) 自動車リサイクル法に基づく指導

自動車リサイクル法に基づき、引取業・フロン類回収業の登録、解体業・破砕業の許可審査、立入検査を実施し、適正処理などについて指導しています。

→　第３章第４節２⑴イ　フロン類の回収・破壊の推進（１０７ページ）

6　プラスチックごみ対策の推進

プラスチックは、軽量で利便性が高いこと、また安価で加工しやすく、大量生産も容易なため、さまざまな製品などに幅広く利用され、私たちが生活していく上で必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、近年、国際社会において、海洋などの自然界に流出するプラスチックごみが海洋汚染を引き起こすなど、生態系を含めた海洋環境への悪影響が懸念されています。また、アジア各国による廃棄物の禁輸措置などにより、国内でのプラスチックの資源循環体制の構築が求められています。

こうした中、わが国においては、令和元年（２０１９年）６月に開催されたＧ２０大阪サミットにおいて「Ｇ２０海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に合意するとともに、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

また、令和４年（２０２２年）４月に施行されたプラスチック資源循環法には、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれました。

さらに、令和５年（２０２３年）５月に本市で開催されたＧ７サミットにおいて「２０４０年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心をもって、プラスチック汚染を終わらせることにコミットする」という目標が示されました。これは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標より１０年も前倒しとなるもので、プラスチック汚染への対策が国際的にも加速し、プラスチックの代替素材（海洋生分解性プラスチック、バイオマスプラスチックなど）の開発などに向けた取組が行われているところです。

今後、将来世代にわたって豊かな自然環境を継承していくためにも、市民一人一人がプラスチック問題を身近なこととして捉え、プラスチックと賢く付き合うライフスタイルやプラスチックの減量を意識した具体的な行動を進めることが必要です。

本市としても、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）や分別の徹底、不法投棄・ぽい捨て防止などのプラスチックごみ対策を更に推進していく必要があります。

⑴　プラスチックごみの発生抑制

本市では、平成１４年から、市民、小売業などの事業者、行政の３者が一体となって買い物袋持参運動によるレジ袋の削減などに取り組んでいます。

また、令和２年７月から、小売業などでのレジ袋有料化義務化が始まりプラスチックごみの発生抑制に向けた取組が加速しています。

今後も、市民・事業者の理解と協力のもと、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた取組を推進します。

⑵　プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進

プラスチック製品を使用する際には、可能な限り長く使用することを推奨し、やむなく廃棄する場合においても、市民・事業者の理解と協力のもと、分別の徹底、適正な排出など、リサイクル率向上への取組を推進します。

⑶ 海洋プラスチックごみ対策

本市は、太田川を中心に大小さまざまな河川から形成されたデルタ上に位置し、豊かな水資源に恵まれていることから、意図的・非意図的に関わらず、ごみが河川等の水域を経由して海域に流出する場合があり、これを防止していく必要があります。そのため、３Ｒの推進、適正な処理はもとより、市民や事業者、関係機関等との連携による清掃活動の実施や、不法投棄・ぽい捨て防止対策等により、プラスチックごみの海洋流出防止を図ります。

ア　ＧＳＨＩＰ（ＧＲＥＥＮ　ＳＥＡ　瀬戸内ひろしま・プラットフォーム）での取組

令和３年７月、本市は、広島県や県内の市町、容器・飲料メーカー、流通・販売等の事業者等が連携して、海洋プラスチックごみの新たな流出をゼロにすることを目的とした組織（ＧＳＨＩＰ）に参画し、①プラスチックの使用量削減、②プラスチックごみの流出防止、③プラスチックごみの清掃・回収、④情報の取集、発信、共有という４つのキーアクションの下、他の参画団体と連携し、様々な取組を行っています。

また、令和４年１１月に民間事業者と協定を締結し、この協定の下、公共施設にマイボトル対応型の給水機を設置する取組を行っており、市民が日常の中でできるごみの削減と環境負荷低減を推進しています。

表５８　容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率

区　分	令和6年度
容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率（%）	84.5%

資料　広島市環境局業務部業務第一課

１　地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進

地球規模の気候変動により、世界の平均気温は上昇し続け、気候変動の影響が疑われる自然災害等が頻発しており、地球温暖化の問題は、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の課題となっています。このため、国においては、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」に掲げられた目標の実現に向け、令和３２年（２０５０年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。

こうした中、本市においては、広島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進しており、近年、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。しかし、本市に甚大な被害をもたらした平成２６年（２０１４年）８月及び平成３０年（２０１８年）７月の豪雨災害と地球温暖化との関連が指摘されるなど、市域内においても気候変動の影響が顕在化しつつあり、こうした影響に適切に対応するとともに、脱炭素社会の構築に向け、現在の社会経済活動の在り方を見直し、温室効果ガスを大幅に削減することが求められています。

このため、本市は、自然的・経済的・社会的諸条件を踏まえながら、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入の促進等の温室効果ガス排出量の削減（緩和策）に取り組み、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図り、令和３２年（２０５０年）までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すとともに、気候変動の影響への認識・理解の向上やリスクに対する対応力の向上など、気候変動の影響への適応（適応策）を推進し、さらには、国内外の都市と連携・協力することにより、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

⑴　地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進

ア　省エネルギー対策の推進

(ｱ) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例の運用

本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにし、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進していくため、平成２１年３月、事業活動環境配慮制度、自動車環境管理制度、建築物環境配慮制度、緑化推進制度及びエネルギー環境配慮制度の５つの制度を盛り込んだ「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、平成２２年４月から施行しています。

a 事業活動環境配慮制度

一定規模以上の事業者を対象に、温室効果ガスの削減目標や排出抑制対策を内容とする事業活動環境計画書及び事業活動環境報告書の作成・提出・公表を義務付け、市においてその概要を公表するとともに、取組内容を評価しています。

令和６年度においては、９０事業者が事業活動環境計画に取り組みました。令和５年度末までに３年間の計画期間が終了した２事業者から提出された報告書では、温室効果ガス排出量に関する目標を達成した事業者は１事業者（５０.０%）でした。

b 自動車環境管理制度

広島市内の事業所において、５０台以上の自動車を使用する事業者を対象に、低公害車等の導入目標や排出抑制対策を内容とする自動車環境計画書及び自動車環境報告書の作成・提出・公表を義務付け、本市においてその概要を公表しています。

令和６年度においては、６２事業者が計画に取り組みました。令和５年度末までに３年間の計画期間が終了した事業者から提出された報告書（報告事業者数：１６事業者）では、低公害車等の導入率は８４．６％でした。

c 建築物環境配慮制度

建築物の床面積の合計が２，０００m^2以上の新築、増築又は改築をしようとする建築主に対して、環境への配慮に関する措置に係る性能の評価結果などを記載した建築物環境計画書の提出及び工事完了の届出を義務付け、市でその概要を公表しています。

建築物の環境性能の評価は、評価ソフト「ＣＡＳＢＥＥ広島[注]」を用いて行っています。

令和６年度は、６１件の建築物環境計画書の提出があり、環境性能の評価結果が大変良い（Ａランク）以上の建築物の件数は、２３件（３８％）でした。

注　「CASBEE広島」は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が国土交通省支援の下で開発した評価ツール「建築環境総合性能評価システムCASBEE －建築（新築）」をベースに、本市の地域特性等を加味して作成したものです。

d 緑化推進制度

市街化区域等において敷地面積が１，０００㎡以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主に対して、敷地面積の一定割合（５～２０％）以上の緑化を義務付けています。

令和６年度は、６３件の緑化計画書の提出がありました。

e エネルギー環境配慮制度

本市の区域内に電気を供給する小売電気事業者を対象に、再生可能エネルギーの導入割合などの目標などを内容としたエネルギー環境計画書及びエネルギー環境報告書の作成、提出及び公表を義務付け、本市においてその概要を公表しています。

令和６年度は、７７事業者からエネルギー環境計画書の提出があり、再生可能エネルギーの利用拡大など、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画に基づき行われています。

f 公共施設の整備

建物の熱負荷抑制や再生可能エネルギーの利用、設備システムの高効率化を図るため、平成２１年３月に「市有建築物省エネ仕様」を定め環境に配慮した施設整備に努めています。

当該省エネ仕様については、令和４年２月に建築物エネルギー消費性能の目標値を新設し、国の動向を注視しながら、数値目標の引上げ等を行っています。

イ　再生可能エネルギーの導入等の促進

(ｱ) 太陽熱エネルギーの導入

太陽熱を給湯に利用するソーラーシステムが、令和６年度末現在、老人福祉センターなどの２施設で稼働しています。

(ｲ) 太陽光発電の利用

マツダスタジアムや小中学校、幼稚園など、令和６年度末現在で２９施設に太陽光発電システムを導入しています。

(ｳ) 市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施

太陽光発電事業の普及を促進するため、民間事業者に対する市有施設の屋根の貸付けを平成２５年度から実施しており、令和６年度末現在で吉島体育館など９施設に設置され、発電事業が行われています。

(ｴ) 中山間地域自伐林業支援事業

→　第３章第１節２⑴コ（２８ページ）

(ｵ) 水資源再生センターにおける消化ガス及び下水汚泥の利用

西部水資源再生センターの下水処理過程で発生する消化ガスは、下水汚泥燃料化施設の熱源及び汚泥消化槽の加温に活用し、余剰分は発電事業者に売却しています。

また、同センターで発生する下水汚泥は、固形燃料化を行い火力発電所用の燃料として売却しています。

(ｶ) エネルギー環境配慮制度

→　第３章第４節１⑴ア(ｱ)ｅ（１０１ページ）

(ｷ) 指定都市自然エネルギー協議会への参加

自然エネルギーの普及・拡大を目的として設立された指定都市自然エネルギー協議会に参加することで、本市の施策立案・実施に必要な情報を収集しています。

ウ　脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換

脱炭素社会の構築に向けた普及啓発、事業者等が行う脱炭素に資する取組への支援等によって、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すとともに、分散型電源の普及拡大やスマートコミュニティの推進に取り組むなど、脱炭素に向けたまちづくりを推進し、環境と経済が両立する、持続可能な社会経済システムへの転換を図ります。

(ｱ) スマートコミュニティの推進（イベントの開催等）

環境イベントの開催を通じ、市民、事業者に対して、スマートコミュニティ導入の意義や必要性、また、省エネルギー性能の高い住宅等の整備の必要性について周知・啓発を行っています。

(ｲ) ＺＥＨ－Ｍ（ゼッチ・マンション）建築補助

スマートコミュニティの基盤づくりを推進する一環として、その構成要素の一つである集合住宅の省エネルギー化を進めるため、ＺＥＨ－Ｍ（ゼッチ・マンション）の建築事業に対する補助を実施し、その導入を促進します。

(ｳ) 公共交通を中心とした交通体系の整備

→ 第３章第２節３⑴（６３ページ）

(ｴ) 公共交通等を軸としたコンパクトなまちづくりの推進

→ 第３章第２節４⑵ア（６８ページ）

(ｵ) 集約型都市構造の実現に向けた「都市計画道路の整備方針」に基づく取組

→ 第３章第２節４⑵イ（６９ページ）

(ｶ) 環境管理手法の導入

→ 第３章第５節３⑷ア（１１７ページ）

(ｷ) 環境経営実践講習会の開催

→ 第３章第５節３⑷イ(ｱ)（１１７ページ）

(ｸ) 特別融資（環境保全資金）

→ 第３章第５節３⑷イ(ｲ)（１１７ページ）

(ｹ) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）

→ 第３章第５節３⑷イ(ｳ)（１１７ページ）

(ｺ) 新規ビジネス事業化支援事業

→ 第３章第５節３⑷イ(ｴ)（１１８ページ）

(ｻ) 長期優良住宅の認定

→ 第３章第２節２⑴オ(ｳ)（５８ページ）

エ　二酸化炭素の吸収源等対策の推進

(ｱ) 森林の保全

→ 第３章第１節２⑴（２７ページ）

(ｲ) 緑のまちづくりの推進

→ 第３章第２節１⑵（５１ページ）

オ　フロン類の排出の抑制

→　第３章第４節2⑴（１０７ページ）

⑵　気候変動による影響への適応（適応策）の推進

ア　気候変動とその影響への認識・理解の向上

気候変動及びその影響について、市民、事業者等に対し、普及啓発や広報活動を通じた理解を促進するとともに、適応の意義や具体的にとるべき行動をわかりやすく伝える人材の育成等に努めます。

(ｱ)「環境の日」ひろしま大会への参加

「環境の日」ひろしま大会において、地球温暖化防止に関する取組紹介等を実施しています。

(ｲ)「脱・温暖化！ひろしま２０２５」の開催

ひろしま脱炭素まちづくり市民会議と協働して、「エネルギーと地球温暖化～ジブンゴトとして考える～」という演題で講演を実施しました。

実施日時：令和７年１月３０日　午後１時～２時５０分

実施方法：オンライン形式

イ　気候変動リスクに対する強靭性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進

(ｱ) スマートコミュニティの推進（イベントの開催等）

→　第３章第４節１⑴ウ(ｱ)（１０２ページ）

(ｲ) ＺＥＨ－Ｍ（ゼッチ・マンション）建築補助

→　第３章第４節１⑴ウ(ｲ)（１０３ページ）

(ｳ) 打ち水大作戦の支援

町内会や商店街など地域単位で実施される「打ち水」を支援するため、「バケツやひしゃくの貸出制度」を設けています。

※　打ち水大作戦

お風呂の残り湯や下水処理水などを「ひしゃく」や「じょうろ」を使い、みんなで一斉に「打ち水」をすることにより、ヒートアイランドや暑い夏の都市の気温を少しでも下げようという試みです。ＮＰＯ法人等で構成される「打ち水大作戦本部」が実施を呼びかけているもので、２００３年にスタートしました。

表５９　救急搬送熱中症患者数　（単位：人）

区　　分	令和6年度
救急搬送熱中症患者数	825

資料　広島市消防局警防部救急課

ウ　広島市地球温暖化対策地域協議会を通じた取組の推進

広島市地球温暖化対策地域協議会は、市民、事業者、環境ＮＰＯと行政が協力して設立した団体で、５つのワーキンググループ（「家庭・消費者」、「教育・学習」、「イベント」、「ｅｃｏちゃり」、「広報」）に分かれ、具体的な活動に向けた検討や事業を行っています。

(ｱ) 草の根省エネ等出前講座の実施

家庭でできる省エネや地球温暖化について、市民に分かりやすく伝えることを目的に、出前講座を実施しました。

(ｲ) 環境イベントの開催等

地球温暖化に関する情報提供及び意識啓発を目的に、「ひろしま温暖化ストップ！フェア」を開催するとともに、「「環境の日」ひろしま大会」、「エコロジーマーケット 環ッハッハｉｎよしじま」等のイベントに参加しています。

(ｳ) 自動車から自転車への転換事業

自動車から排出される温室効果ガスの削減につながるよう、環境改善提案や市民への 啓発活動で活用する資料を作成するなど、自動車から自転車への転換を促すことを目的とした啓発活動を行っています。

⑶　地球温暖化対策等に関する都市連携の推進

ア　持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会(ＩＣＬＥＩ：イクレイ)への加盟

持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会（ＩＣＬＥＩ：イクレイ）は、国連が平成２年９月に開催した「持続可能な未来のための世界会議」において、参加した国や自治体、国際機関などの提唱により設立された、地球環境の保全を目指す地方自治体が国際的な環境協力を行うための機関です（平成１６年に「国際環境自治体協議会」から名称変更）。

世界各国の自治体の環境保全活動の情報提供を行う、情報センターとしての機能を担うとともに、自治体の声を国際機関等に伝えるため、国連環境計画（ＵＮＥＰ（ユネップ））等と連携して、国境を越えた自治体間の共同研究やキャンペーンを実施しています。

イクレイには、令和７年３月現在、２，５００以上の自治体（団体）が加盟しており、日本国内では、２６自治体が参加しています。本市は、平成７年６月に加盟し、平成２８年１１月に市長が理事に就任しました。

イ　首長誓約（Compact of Mayors）

首長誓約は、平成２６年９月に、ニューヨーク市で開催された国連気候サミットにおいて、イクレイや「世界大都市気候先導グループ」等世界の各都市で構成されている、複数の国際的な団体により合意された枠組みであり、世界の各都市がそれぞれの気候変動に対する行動の加速と、定期的な進捗の公表を約束することによって、世界的な気候変動の取組を効果的に進めようとするものです。

この首長誓約に、本市は、平成２７年１１月から参加しています。

なお、この首長誓約は、平成２９年１月に「ＥＵ市長誓約」と統合し、名称を

「Compact　of Mayors」から「Global Covenant of Mayors for Climate and Energy」と改め、気候変動に関する世界最大の都市連盟となっています。令和７年３月末現在、日本国内では、４９都市が参加しています。

ウ　地球環境監視システム/陸水監視部門（ＧＥＭＳ/Ｗａｔｅｒ）

ＧＥＭＳ/Ｗａｔｅｒは、淡水域の水質監視を地球規模で行うプロジェクトです。ＵＮＥＰ（国連環境計画）やＷＨＯ（世界保健機関）などの国際機関が中心となって、昭和５２年にモニタリングが開始されました。

令和７年２月現在、我が国では、水道事業体や地方公共団体の環境部門など、１４機関が担当する２２か所の地点で観測が行われています。

本市もこのプロジェクトに参加し、太田川から水道用の原水を取り入れている戸坂取水口の水質データを提供しています。

エ　重慶市との環境保全交流

本市は、昭和６１年１０月に重慶市（中華人民共和国）と友好都市提携を行って以来、文化や経済、医療等の分野で友好交流を図っています。

環境保全分野の交流については、平成元年に重慶市から本市に対して環境保全及び酸性雨の専門家の派遣要請があったことから、平成２年５月に環境保全視察団を派遣したことに始まり、以来、本市職員の重慶市への派遣・環境保全技術指導や重慶市職員の受入れ・環境保全研修等の交流を行っています。

また、重慶市の大気環境に関わる重要な課題である酸性雨の問題に共同で取り組んでいくため、平成５年度に広島県、広島市、四川省及び重慶市の４者で、重慶市に「酸性雨研究交流センター」を設置し、酸性雨に関する共同調査・研究を行い、平成１０年度にはその成果を「共同調査報告書」に取りまとめました。

表６０　重慶市との環境保全交流の年譜

年　度	内　　容
令和元～4	・新型コロナウイルス感染症の影響により中止
5	・重慶市職員受入れ・環境保全研修(2名、16日)、隔年実施

資料　広島市環境局環境政策課

オ　アジア地域からの研修員の受入れ

被爆５０周年を契機として平成７年に創設された「ひろしま国際協力基金」の運用益を活用し、アジア等の諸地域の都市問題解決に資するため、これらの地域からの研修員を約２か月間受け入れており、環境保全についても専門的な研修を行っています。

表６１　アジア地域からの研修員の受入実績

年　度	国　　名	受　入　実　績
2～4年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	
5年度	タイ王国	ノンジャラカエ地区　1名
6年度	ネパール	アジュンダラ市　1名

資料　広島市市民局国際平和推進部国際化推進課

2　オゾン層の保護

地球を取り巻く大気のうち、成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を保護しています。

このオゾン層が、冷媒等として使用されてきたフロン類等のオゾン層破壊物質によって破壊されることにより、有害な紫外線による健康被害、生態系への悪影響等が生ずることが懸念されています。

このため、過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充塡されているフロン類等の管理の適正化等、オゾン層の保護に資する取組を推進する必要があります。

⑴　フロン類の排出の抑制

ア　フロン類の排出抑制の推進

業務用のエアコンディショナー及び冷蔵庫等の冷媒として用いられているフロン類を含む機器の使用時における漏えい対策として、平成２７年４月に施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき、本市が管理する対象機器について、点検等により適正に管理し、また、民間事業者等に対する啓発活動を行っています。

イ　フロン類の回収・破壊の推進

家庭用のエアコンディショナー及び電気冷蔵庫の冷媒用フロン類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）については、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等による回収や破壊を推進しています。

また、カーエアコンのフロン類の適正回収・破壊を推進するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき、登録業者の指導や監視を行っています。

表６２　自動車リサイクル法に基づく市内の登録事業者数（令和6年度末現在）

区　　分	事 業 者 数
自動車引取業者	118
フロン類回収業者	49

資料　広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

⑵　フロン類の濃度の調査

大気中のフロン類について、平成３年度から特定フロンであるＣＦＣ１１、ＣＦＣ１２、ＣＦＣ１１３等の大気濃度の調査を行っています。

ＣＦＣ１１等の濃度は、近年はほぼ横ばいで推移しています。

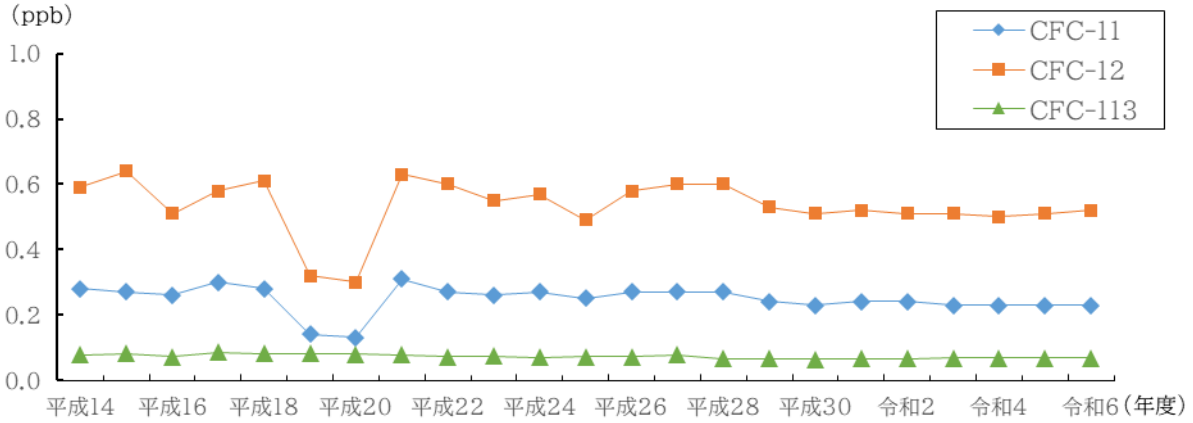

図２２　大気中のフロン濃度の推移

注１　平成２８年度までは、４地点（市役所、南原研修所、五月が丘公民館及び衛生研究所）の平均値です。

注２　平成２９年度及び平成３０年度は、５地点（井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局、楠那中学校及び阿戸出張所）の平均値です。

注３　令和元年度は、４地点（井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局及び楠那中学校）の平均値です。

注４　令和２年度から令和４年度までは、５地点（井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局、楠那中学校及び大林小学校）の平均値です。

注５　令和５年度及び令和６年度は、４地点（安佐南区役所、比治山測定局、楠那中学校及び大林小学校）の平均値です。

3　酸性雨の防止

酸性雨とは、化石燃料の燃焼等に伴い大気中に排出される硫黄酸化物、窒素酸化物等を起源とする酸性物質が溶け込んだ雨が、通常よりも強い酸性を示す現象をいい、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林等への影響、建造物や文化財の浸食等の影響が懸念されています。

酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられており、本市においても、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

このため、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する必要があります。

⑴　大気環境の保全

→　第３章第３節１（７２ページ）

⑵　酸性雨の状況の調査

酸性雨について、昭和５９年度から雨水のｐＨ等の調査を行っています。

令和６年度の降水量は前年度と比べ減少し、ｐＨは同程度でした。

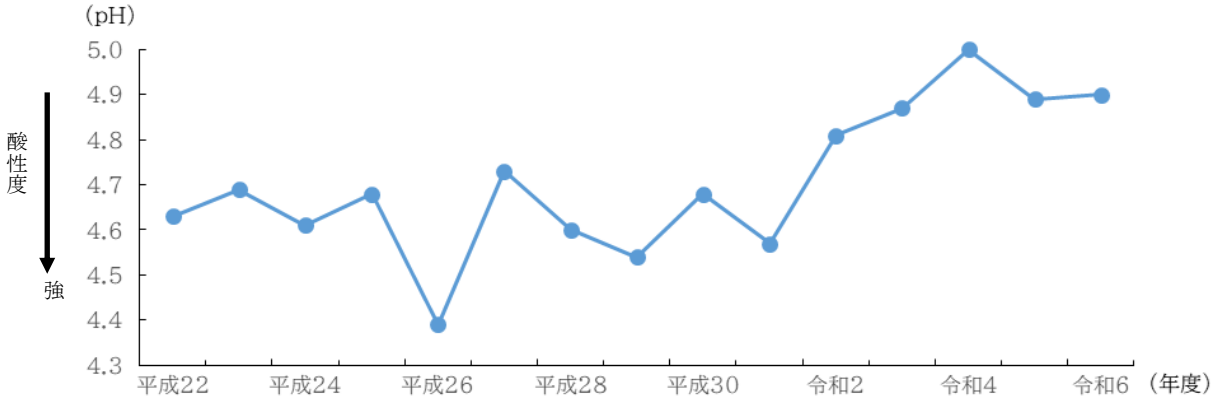

図２３　雨水の水素イオン濃度指数（ｐＨ）推移

資料　広島市健康福祉局衛生研究所環境科学部

表６３　湿性沈着物質の調査結果

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	全国平均 令和5年度
降水量(mm)	2,209	2,394	1,449	1,567	1,955	2,088
pH	4.8	4.9	5.0	4.9	4.9	5.0
EC[注２](mS/m)	1.2	1.1	1.5	1.3	1.1	1.5

資料　広島市健康福祉局衛生研究所環境科学部
注１　降水量を除く数値は加重平均を用い、全国平均値は環境省ホームページから引用しました。
注２　ＥＣ（電気伝導率）は、液体中での電気の流れやすさを表す指標です。多くの場合、雨水に物質が溶けこむと電気が流れやすくなり、電気伝導率の値は高くなります。

第５節　各主体の役割分担と協働

１　環境情報の収集と提供

⑴　環境情報の収集

大気汚染や水質汚濁に関する環境監視・測定を適切に実施することにより、環境情報を収集・整理するとともに、老朽化した機器を適宜更新することなどにより、監視体制の維持・充実を図っています。

⑵　環境情報の提供

ア　「広島市の環境（広島市環境白書）」の作成

本市の環境の現状のデータのほか、ごみのリサイクル・減量化や地球温暖化対策など、環境負荷の低減に向けた様々な情報の提供に努めています。

イ　啓発パンフレット等の作成・配布等による広報

啓発パンフレットの作成・配布、広報紙やホームページでの掲載等の様々な方法で、本市の環境の現状や環境負荷低減のために行うべき取組などについて、市民や事業者に情報提供を行っています。

⑶　環境情報の共有

環境関連の施策の決定及び実施に当たっては、広報紙『市民と市政』において意見募集を行うとともに、環境関連のイベントにおいてアンケート調査を行うなど、市民や事業者との情報共有に努めています。

2　環境教育・学習の推進

⑴　環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保

ア　環境サポーター養成講座

地域における環境活動・学習の中心的役割を担う人材を養成するため、環境問題の基礎的知識の講義を開催しています。環境サポーター養成講座を修了し、市に登録した人（環境サポーター）は、本市と協力して環境学習及び普及啓発を推進しています。

イ　その他

特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会などと連携し、環境教育・環境学習を支援する人材の育成や確保に努めています。

⑵　環境教育・環境学習の場や機会の確保

ア　環境月間行事

国は、６月を環境月間（６月５日は環境の日）とし、国民の環境保全への理解と関心を高めるために各種の行事を実施しています。

本市においても、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」において、６月を環境月間と定めており、各種の啓発活動を実施しています。

なお、平成９年度からは、広島県、広島市、一般財団法人広島県環境保全公社、一般財団法人広島県環境保健協会及びひろしま地球環境フォーラムの５者で構成する「環境の日」ひろしま大会実行委員会が、「環境の日」ひろしま大会を開催しています。

表６４　「環境の日」ひろしま大会及び関連事業の実施状況　（令和６年度）

行事名	主催	日程	場所	内容	備考
「環境の日」ひろしま大会	「環境の日」ひろしま大会実行委員会	令和6年6月8日	基町クレド1階ふれあい広場・6階翼の広場・スカイパティオ	環境保全に関する啓発等のステージイベントなど	
環境活動展示	同　上	同　上	同　上	企業、団体、行政が行っている環境学習・環境保全活動等の紹介	出展団体32団体

資料　広島市環境局温暖化対策課、同環境政策課

イ　ごみ処理施設等における環境学習の推進

リサイクル施設での資源ごみの選別作業の見学や焼却施設での環境情報の提供などにより、ごみの処理に関する理解を高めるとともに、地球環境保全に対する啓発などを行っています。

ウ　太田川源流の森における水源涵養に関する啓発活動

(ｱ) 太田川流域水源涵養推進協議会における啓発活動の推進

森林保全や水源涵養の重要性について意識啓発を図るため、太田川下流域の水道事業体で設置している「太田川流域水源涵養推進協議会」の主催により、「太田川源流の森」において、太田川下流域５市５町の住民を対象とした間伐などの林業体験や森林学習を実施しています。

(ｲ) 森林学習行事の開催

水源涵養の重要性について意識啓発を図るため、「太田川源流の森」における森林学習行事として、小学生と保護者を対象とした「親子で学ぼう！森のふしぎ」や一般の方を対象とした「太田川源流の森へ行こう！」を実施しています。

⑶　環境学習のための環境情報の収集・提供

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく年次報告書「広島市の環境（広島市環境白書）」の作成などにより、環境情報の提供を行います。

また、学校や家庭、地域などにおいて利用できる環境教育・環境学習資料をホームページで提供しており、教育委員会等と協議を行いながら啓発用資料の充実に努めています。

⑷　学校における環境教育・環境学習の推進

ア　小学生用副読本の配布等

ごみ問題について関心と理解を深めてもらうため、家庭から出るごみの行方などを説明した「ごみのおはなし」を、小学校３・４年生向けの副読本として配布しています。

イ　ホームページによる環境学習プログラムの提供

環境問題を考えるきっかけとするため、小学校５年生向けに環境の状況や自ら取り組める内容等をまとめた「わたしたちと環境」をホームページに掲載しています。

ウ　学校教育活動地域連携推進事業の実施

全ての市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、それぞれの歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や児童生徒等の発達段階を踏まえ、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」の３つのテーマから学校運営協議会等と協議しながら、地域の特性に応じたテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を年に２回程度行っています。その中で、令和６年度は、「自然・歴史」のテーマで、２２９回（幼稚園５回、小学校２０２回、中学校２２回）実施しました。

エ　環境ポスターの募集

市内の小・中学生を対象に、地球環境を守り、広島の街をきれいにすることを呼び掛けるポスターを募集し、環境保全及び環境美化に対する意識の啓発を図っています。

令和６年度は、３９校から１，４０４点の応募がありました。

オ　小・中学校、中等教育学校（前期課程）における環境学習の推進

全小・中学校、中等教育学校（前期課程）において、環境教育に係る全体計画及び年間指導計画に基づき、全教育課程を通して、計画的・系統的に環境教育を実施しています。

特に持続発展可能な社会を構築する一員としての実践力を高めるために、「環境に働きかける実践力の育成」に取り組んでいます。

⑸　家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進

ア　こどもエコチャレンジ

小学生が、夏休み期間中に、地球温暖化をはじめとした環境問題に配慮したライフスタイルや行動を身につけることを推進するため、省エネ対策等の目標を定めた取組シートを作成し、夏休み前に学校を通じて配布して、取組を促しています。

令和６年度は、１３８校が取り組みました。

イ　出前環境講座

平成５年度から、市民を対象に、ごみや生活排水などの身近な環境問題から地球温暖化まで幅広い環境問題を分かりやすく解説することにより、環境保全活動に取り組む知識や意欲を高めることを目的に、公民館や学校、企業等に市職員を講師として派遣する「出前環境講座」を実施しています。

ウ　広島地球ウォッチングクラブ

本市では、「こどもエコクラブ」の地域事務局として「広島地球ウォッチングクラブ」を運営し、身近な自然・環境観察を通じて環境学習を行い、環境にやさしい行動を呼び掛けています。

令和６年度は、４３グループ、２５１人がクラブに登録をしています。

広島地球ウォッチング
クラブ

表６５　広島地球ウォッチングクラブ活動報告　（令和６年度）

行 事 名	日　程	内　　容	参加者数（人）
交流会	6月9日	雨天により中止。	－
学習会	8月19日	珍しい植物の観察やオリエンテーリング、スタンプラリーを行いました。	12
自然観察会Ⅰ	11月24日	見立山に登りながら、工作材料を集めて、ネイチャークラフトを行いました。	12
自然観察会Ⅱ	2月2日	みずとりの浜公園でバードウォッチングを行いました。	15

資料　広島市環境局温暖化対策課

エ　八幡川リバーマラソン

地域住民に河川の重要性を認識してもらい、「住民の親しめる水のきれいな八幡川」を守り育てていこうという意識の高揚を図るため、昭和５９年度から開催しています。

この事業は、開催の前日に実行委員会参加団体等による八幡川の河川清掃を行っており、環境美化の啓発にもつながるもので、毎年実施しています。

令和６年度は、個人の部５６１人、団体の部（リレー）２０４人、延べ７６５人の参加がありました。

なお、人件費・材料費の高騰や協賛金の減少などにより、令和６年度をもって、八幡川リバーマラソンを終了することとなりました。

オ　広島市環境保全事業基金の設置

市民や事業者に対する地域の環境保全に関する知識の普及等、地域の環境保全活動の振興を図るため「広島市環境保全事業基金」（基金積立額４億円）を平成元年度に設置しました。

令和６年度は、この基金を活用して、環境イベント「脱・温暖化！ひろしま」の開催等を実施しました。

カ　公民館学習会

子どもから高齢者までを対象に、様々な学習形態で「自然」や「環境」をテーマとした学習会事業を実施し、令和６年度は１４９事業に、延べ６，７９９人の参加がありました。

3　市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進

⑴　市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の促進

ア　環境保全活動に関する被表彰者の推薦

環境省では、毎年６月の環境月間行事の一環として、地域環境保全や地域環境美化に関し顕著な功績のあった方を「地域環境保全功労者」、「地域環境美化功績者」として大臣表彰を実施しており、本市では、市民等の環境保全活動への参加意欲を高めるため、被表彰者の推薦を積極的に行っています。

・　環境大臣表彰の被表彰者（令和６年度）
　地域環境美化功績者表彰　好木　イズミ　氏
　　株式会社タイヨー

イ　エコロジーマーケット“環ッハッハｉｎよしじま”への協力

持続可能な環境型社会の実現のため、市民が主体となって開催したイベントに、参加者の拡充を図るための協力を行っています。

⑵　民間団体の環境保全活動の促進

環境保全活動などの様々な市民活動を支援するため、「合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）」において活動場所の提供を行うとともに、市民活動に役立つ情報を「ひろしま情報ａ－ネット」により提供しています。

また、公益財団法人広島市文化財団が設置する「公益信託広島市まちづくり活動支援基金」により、様々な市民活動に対する助成を行っています。

⑶　地域社会での協働による環境保全活動の促進

地域の特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を支援する「区の魅力と活力向上推進事業」を実施しています。

表６６　各区の魅力と活力向上推進事業のうち環境保全活動の促進に関連する事業の実施状況

（令和６年度）

区　分	事　業　名	内　　容
中区	ふれあいのあるまちづくり事業(ボランティア花壇づくり)	市民ボランティアによる、道路や公園などの公共空間への花の植え付け・管理を支援しました。 また、区民を対象に、多年草や株分けについての講習会を実施しました。
東区	都心近くにある自然とのふれあいの促進	東区の豊かな自然環境を生かし、緑と水に触れることができる環境づくりを進めるため、ボランティアと協働で、ハイキングコースの整備や広報、モリアオガエルの自然観察会等の水辺に親しむ機会の創出及び小学校における自然学習の支援などを実施しました。
南区	みなとのにぎわいづくり事業	似島ホタルの里の環境整備に併せて、自然観察会などを開催し、自然環境の大切さについて学ぶ場を設けました。 また、都心部に隣接する元宇品の豊かな自然を保全・活用していくため、市民により策定された「アース・ミュージアム元宇品」構想を基に、ボランティアとの協働で自然観察会や不法投棄ゴミの一斉清掃などを行いました。
西区	地域資源を活用したまちづくり事業	ボランティアとの協働による西区やまなみハイキングルートの整備と誘導表示板の整備を行いました。
	にぎわいのあるまちづくり事業	水辺の環境施設を活用して、地域団体との協働によるかんおんファミリーウオーキングやKoiKoiふれあい水辺フェスタ等を実施しました。
安佐南区	自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり	沼田町戸山地区で、ボランティアによる海外援助米生産事業、ふれあい農業教室、森いきいき里山体験教室、中王楽農塾及び戸山で週末林業家体験を、緑井町でボランティアによる権現山憩の森整備事業を実施しました。
安佐北区	実りの里づくり事業	久地北地区で果樹の剪定講習会、山野草の実地講習会を実施しました。
	花のまちづくりの推進	種の採取や挿し芽などにより、種や苗を増やす活動を行う団体を対象として、資材(種、苗、土など)提供の支援を行いました。
安芸区	ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり	花と緑の豊かな景観づくりを推進するため、公民館と連携して園芸講座を開催し、土や肥料など資材の提供や講師の派遣を行いました。
	豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくり	登山道整備ボランティアグループとの協働により、ハイキングコースの整備（倒木の処理や草刈りなど）を定期的に実施しました。この活動の中では、海田町の登山道整備ボランティアとの共同整備も行いました。
	みんなでつくる元気なまち	里山あーと村ふるさと起こし事業を行いました(参照：４０ページ)。
佐伯区	区の木、区の花でまちづくり	平成26年3月に区の木「桜」、区の花「コスモス」を制定し、花やみどりいっぱいのまちづくりを進めました。
	さえきフラワープロジェクト	区内の花づくりグループが共同で花を育て交流を深めるとともに、育てた花を活用し、寄せ植え作りや植栽を行い、公共施設を花で彩りました。

⑷　環境に配慮した事業活動の促進

ア　環境管理手法の導入

市内の中小企業及び組合が、環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１、エコアクション２１等）を導入する際の融資制度を設けています。

庁内においても、競争入札参加資格の評価項目に、エコアクション２１の認証を加えること等により、事業者における取組の推進に努めていきます。

→　第３章第５節３⑷イ(ｲ)　特別融資（環境保全資金）（１１７ページ）

平成１８年度から、エコアクション２１地域事務局ひろしま（一般財団法人広島県環境保健協会）と連携し、国が策定した中小企業等向け環境マネジメントシステム「エコアクション２１」の市内事業者への普及を促進しています。

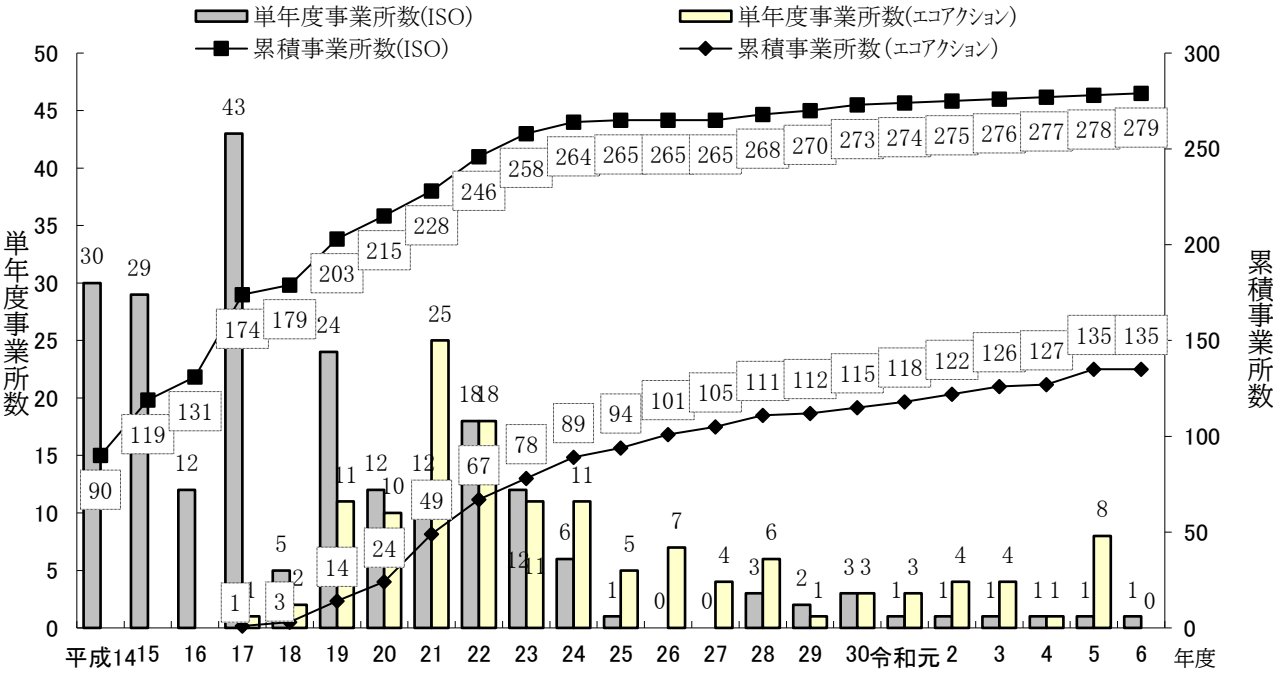

図２４　市内におけるＩＳＯ１４００１及びエコアクション２１の認証取得事業所数

資料　一般財団法人日本規格協会、公益財団法人日本適合性認定協会、一般財団法人持続性推進機構、エコアクション２１中央事務局

イ　事業者への支援

(ｱ) 環境経営実践講習会の開催

企業の持続的な成長に不可欠な要素とされる環境経営への意識を啓発するため、先進企業の取組状況等に関する講習会を開催しています。

(ｲ) 特別融資（環境保全資金）

中小企業融資制度の一つとして、市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要な資金を融資する制度を設けています。

(ｳ) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）

中小企業融資制度の一つとして、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」等を営む市内中小企業者及び組合に対し、必要な資金を融資する制度を設けています。

(I) 新規ビジネス事業化支援事業

新技術・新製品の開発・事業化に関して、試作品の開発が完了している中小企業等に対し、事業化に必要な資金の助成及び事業化促進のための専門家派遣を実施しています。

表６７　環境保全資金特別融資制度の概要

融　資　対　象	資金使途	融 資 額	融 資 期 間	利率
(1) 市内中小企業者及び組合で、次のいずれかを行うもの ① 公害防止施設の設置 ② 低公害車の購入 ③ 環境保全に資する施設の設置 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第２条第１項に規定する特定物質の回収・代替設備、新エネルギーの導入設備等) ④ 環境マネジメントシステムの導入(ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証) ⑤ 吹付け石綿(アスベスト)等の除去・囲い込み (2) 市内中小企業者及び組合で、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証、ひろしまエコ事業所認定のいずれかを取得しているもの、または市内中小企業者及び組合で、広島市地域温暖化対策等の推進に関する条例に基づく計画書を提出しているもの	運転資金 設備資金	8,000 万 円 以内	10年以内 (据置1年以内)	1.2% 以下

資料　広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課

表６８　新成長ビジネス育成資金特別融資の概要

融　資　対　象	資金使途	融 資 額	融 資 期 間	利率
市内中小企業者及び組合で、広島市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」「観光ビジネス」「医療・福祉関連ビジネス」「都市型サービスビジネス」を営んでいるもの又は営もうとするもの (1) エコビジネスとは、環境保全に関わる以下のようなビジネスのこと。 ア 公害防止装置、省資源・省エネのための設備、環境負荷を低減させる装置の製造 イ 低公害車、廃棄物リサイクル、省エネ型製品、リサイクル商品など環境への負荷の少ない製品・商品の販売 ウ 環境アセスメント、廃棄物処理等、環境保全に資するサービスの提供 エ 省資源・省エネ型システム、屋上・壁面緑化等の社会基盤の整備 (2)～(4) 略	運転資金 設備資金	8,000 万 円 以内	10年以内 (据置1年以内)	1.2% 以下

資料　広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課

⑸ グリーン購入の促進

市民・事業者のグリーン購入を促進するため、本市のグリーン購入方針やグリーン購入実績をホームページなどに掲載し、ＰＲを行っています。

4　市の率先取組の推進

⑴　広島市地球温暖化対策実行計画の推進

令和５年３月に改定した広島市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）では、本市自らが市内有数の温室効果ガス排出事業者であること等を踏まえ、本市が率先して、地球温暖化の防止に取り組むとともに、顕在化している地球温暖化による気候変動への影響に対応することにより、市民、事業者等の行う自主的な取組の促進を図ることとしています。現在、実行計画に基づき、各種取組を推進しています。

表６９　実行計画に掲げた目標等

ア　市役所の目標とその目標達成に必要な温室効果ガス排出量等　（単位：トン-CO_2）

排出源別区分	平成 25 年度排出量	令和 12 年度目標			
		将来推計値	削減見込量	削減後排出量	削減率
事務所等	163,617	68,260	▲14,024	54,236	▲66.9%
廃棄物処理	110,655	113,459	▲16,590	96,869	▲12.5%
下水処理	65,668	27,812	▲532	27,280	▲58.5%
水道水供給	53,599	18,370	▲105	18,265	▲65.9%
合　計	393,539	227,901	▲31,251	196,650	▲50.0%

資料　広島市環境局温暖化対策課

イ　目標達成に向けた取組内容

排出源別区分	取組内容
事務所等	職員一人一人の取組の推進等
	環境に配慮した市有施設の整備・運用 ・ＬＥＤ照明の導入 ・空調設備の高効率化
	再生可能エネルギーの導入 ・太陽光発電の最大限の導入
	再生可能エネルギー電力の調達
	公用車への電動車導入と適正利用・公用車への電動車導入 ・エコドライブの推進
廃棄物処理	ごみの減量やリサイクルの推進
	廃棄物発電の更なる高効率化 ・高効率機器への更新 ・南工場に高効率発電機の導入
下水処理	高効率機器への更新
	効率的な設備の運転
	太陽光発電設備の新設
水道水供給	高効率機器への更新 ・庁舎、取・浄水場のＬＥＤ照明への更新 ・庁舎、取・浄水場、ポンプ所の空調設備機器の更新 ・取・浄水場、ポンプ所の電動機の更新 ・取水場、ポンプ所の受変電設備更新

資料　広島市環境局温暖化対策課

実行計画の目標の達成に向けて、市の全ての職場において、省エネルギーごみの減量・リサイクルの推進などに取り組んでいます。目標に対する令和５年度の達成状況は、下表のとおりです。

表７０　実行計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成状況　（単位：t-CO_2）

排出源別区分	平成 25 年度排出量	令和 5 年度達成状況（確定値）			令和 12 年度目標	
		排出量	削減量	排出量	排出量	削減率
事務所等	163,617	111,805	▲51,812	▲31.7%	54,236	▲66.9%
廃棄物処理	110,655	87,553	▲23,102	▲20.9%	96,869	▲12.5%
下水処理	65,668	46,575	▲19,093	▲29.1%	27,280	▲58.5%
水道水供給	53,599	36,518	▲17,081	▲31.9%	18,265	▲65.9%
合　計（1）	393,539	282,451	▲111,088	▲28.2%	196,650	▲50.0%
カーボン・クレジットによるオフセット（2）	－	114	－	－	－	－
オフセット分を反映した合計（1－2）	393,539	282,337	▲111,202	▲28.3%	196,650	▲50.0%

資料　広島市環境局温暖化対策課

⑵　広島市環境マネジメントシステムの推進

本市は、平成１３年以降、市役所本庁舎・全区役所及び安佐北工場・中工場において、環境マネジメントシステムの国際規格である「ＩＳＯ１４００１」を順次取得し、電気使用量やごみ排出量の削減などに努めてきましたが、環境保全のための取組をより効果的かつ効率的に行うため、平成２３年度からは本市独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用を行っています。

実行計画の目標達成に向けた取組については、このシステムにより、全庁的な体制の下で「ＰＤＣＡサイクル」により推進しています。

⑶ 広島市役所におけるグリーン購入

本市では、平成１３年４月に全面施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の規定に基づき、平成１４年３月に「広島市役所グリーン購入方針」を策定し、総合的かつ計画的なグリーン購入を開始しました。

「広島市役所グリーン購入ガイドライン」では、本市が重点的にグリーン購入を推進していく品目を定め、環境への負荷が小さい物品であるための基準を品目ごとに設け、その基準を満たす物品等（適合物品等）の購入の推進に努めていくこととしています。

表７１　広島市役所グリーン購入実績　（令和６年度）

分野	特定品目	購入実績			購入目標
		総数 (A)	適合物品数 (B)	購入割合 (B/A)	
① 紙類	塗工されていない印刷用紙（上質紙、中質紙、上更紙、更紙）	136,025,387	127,654,285	94%	100%
	塗工されている印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙）	6,887,021	5,517,934	80%	100%
② 文具類	ファイル	138,205	136,277	99%	100%
	事務用封筒（紙製）	2,802,336	2,415,280	86%	100%
	窓付き封筒（紙製）	4,458,480	4,131,005	93%	100%
③ オフィス家具等	いす	805	780	97%	100%
④ 画像機器等	プリンタ	46	45	98%	100%
⑤ 電子計算機等	記録用メディア（災害備蓄用品として購入したものを含む。）	10,761	10,399	97%	100%
⑥ オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池（災害備蓄用品として購入したものを含む。）	49,211	48,688	99%	100%
⑦ 移動電話等	携帯電話	20	20	100%	100%
⑧ 家電製品	電気冷蔵庫	33	32	97%	100%
⑨ エアコンディショナー等	ストーブ	28	18	64%	100%
⑩ 温水器等	ガス調理機器	8	6	75%	100%
⑪ 照明	ＬＥＤ照明器具（照明用白色ＬＥＤを用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具）	655	618	94%	100%
⑫ 自動車等	自動車	17	14	82%	100%
⑬ 消火器	消火器	1,036	1,029	99%	100%
⑭ 制服・作業服等	作業服	19,395	10,695	55%	100%
⑮ インテリア・寝装寝具	カーテン	732	698	95%	100%
⑯ 作業手袋	作業手袋	49,599	29,020	59%	100%
⑰ その他繊維製品	のぼり	40	28	70%	100%
⑱ 設備	日射調整フィルム	－	－	－	100%
⑲ 災害備蓄用品	ペットボトル飲料水	743	525	71%	100%
⑳ 公共工事	再生加熱アスファルト混合物	10,261	10,260	100%	－
㉑ 役務	印刷	439	278	63%	100%

資料　広島市環境局環境政策課

データ集

1　大気関係

(1)　大気汚染に係る環境基準達成状況（一般環境大気測定局）

（令和６年度）

地点番号	項目／測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質				
					長期的評価		短期的評価		
		日平均値の年間98%値(ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準適否	日平均値の2%除外値(mg/m³)	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準適否
1	三篠小学校	0.014	0	○	0.027	0	0	0	○
2	皆実小学校	0.018	0	○	0.027	0	0	0	○
3	井口小学校	0.019	0	○	0.033	0	0	0	○
4	安佐南区役所	0.014	0	○	0.028	0	0	0	○
5	可部小学校	0.010	0	○	0.028	0	0	0	○
6	福木小学校	0.017	0	○	0.029	0	0	0	○
7	伴小学校	0.015	0	○	0.030	0	0	0	○

地点番号	項目／測定局	光化学オキシダント			二酸化硫黄			微小粒子状物質			
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準適否	日平均値の2%除外値(ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準適否	年平均値(μg/m³)	日平均値の年間98%値(μg/m³)	日平均値が35μg/m³を超えた日数	環境基準適否
		日	時間								
1	三篠小学校	87	495	×	—	—	—	7.7	20.8	1	○
2	皆実小学校	66	346	×	0.002	0	○	8.1	22.9	1	○
3	井口小学校	79	415	×	0.002	0	○	9.6	21.5	1	○
4	安佐南区役所	86	468	×	0.002	0	○	7.1	20.3	1	○
5	可部小学校	71	340	×	—	—	—	8.5	19.9	0	○
6	福木小学校	71	357	×	—	—	—	8.9	20.9	0	○
7	伴小学校	79	390	×	0.002	0	○	6.9	20.8	1	○

注１　二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化硫黄の環境基準適否は、長期的評価により判定しています。

注２　光化学オキシダントについて昼間とは、5時から20時までの時間帯をいいます。したがって、1日につき6時から20時までの15時間分の1時間値が得られます。

注３　光化学オキシダントについては、1時間値が環境基準値0.06ppmを超えたため、環境基準不適合となっています。

⑵ 大気汚染に係る環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

（令和６年度）

地点番号	項目／測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			一酸化炭素		
		日平均値の年間98％値（ppm）	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準適否	日平均値の2%除外値（mg/m³）	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準適否	日平均値の２％除外値（ppm）	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準適否
8	紙屋町	0.024	0	○	0.029	0	○	0.4	0	○
9	比治山	0.020	0	○	0.027	0	○	－	－	－
10	庚午	0.021	0	○	0.028	0	○	0.5	0	○
11	古市小学校	0.016	0	○	0.027	0	○	－	－	－

地点番号	項目／測定局	微小粒子状物質			
		年平均値（μg/m³）	日平均値の年間98%値（μg/m³）	日平均値が35μg/m³を超えた日数	環境基準適否
8	紙屋町	9.6	22.5	0	○
9	比治山	9.8	21.6	1	○
10	庚午	9.1	21.6	0	○
11	古市小学校	9.6	22.5	1	○

注　二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微粒子状物質の環境基準適否は、長期的評価により判定しています。

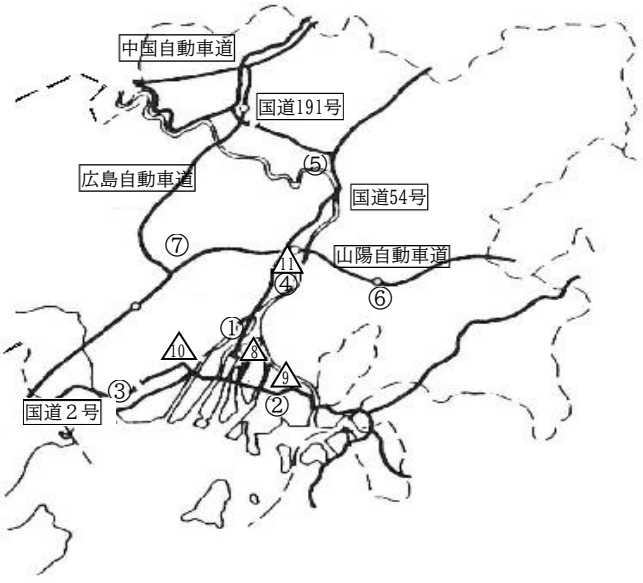

図２５　大気測定局の位置図

⑶ 窒素酸化物測定結果

（令和６年度）

地点番号	測定局	用途地域	一酸化窒素(NO)					二酸化窒素(NO_2)													
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
1	三篠小学校	二種住居	359	8,587	0.001	0.026	0.003	359	8,587	0.006	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
2	皆実小学校	一種住居	358	8,557	0.001	0.046	0.004	358	8,557	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
3	井口小学校	一種中高層住専	355	8,513	0.001	0.032	0.004	355	8,513	0.007	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
4	安佐南区役所	一種住居	357	8,527	0.001	0.039	0.003	357	8,527	0.006	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
5	可部小学校	二種住居	356	8,537	0.001	0.019	0.002	356	8,537	0.005	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
6	福木小学校	一種中高層住専	358	8,554	0.001	0.053	0.007	358	8,554	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
7	伴小学校	一種住居	359	8,575	0.001	0.060	0.007	359	8,575	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
8	紙屋町	商業	314	7,538	0.013	0.104	0.022	314	7,538	0.014	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
9	比治山	近隣商業	358	8,546	0.003	0.053	0.008	358	8,546	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
10	庚午	近隣商業	357	8,564	0.006	0.064	0.011	357	8,564	0.010	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
11	古市小学校	近隣商業	351	8,422	0.003	0.048	0.008	351	8,422	0.007	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0

地点番号	測定局	用途地域	窒素酸化物($NO+NO_2$)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
			日	時間	ppm	ppm	ppm	%
1	三篠小学校	二種住居	359	8,587	0.007	0.061	0.016	85.3
2	皆実小学校	一種住居	358	8,557	0.009	0.080	0.021	87.3
3	井口小学校	一種中高層住専	355	8,513	0.008	0.064	0.021	88.7
4	安佐南区役所	一種住居	357	8,527	0.007	0.069	0.015	87.7
5	可部小学校	二種住居	356	8,537	0.005	0.042	0.011	86.3
6	福木小学校	一種中高層住専	358	8,554	0.008	0.074	0.022	85.4
7	伴小学校	一種住居	359	8,575	0.007	0.083	0.020	82.3
8	紙屋町	商業	314	7,538	0.027	0.132	0.043	53.1
9	比治山	近隣商業	358	8,546	0.013	0.085	0.028	73.8
10	庚午	近隣商業	357	8,564	0.015	0.090	0.029	64.4
11	古市小学校	近隣商業	351	8,422	0.010	0.075	0.022	71.5

⑷ 浮遊粒子状物質測定結果

（令和６年度）

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/㎥を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/㎥を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/㎥を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/㎥を超えた日数
			日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×・無○	日
1	三小学校	二種住居	365	8,729	0.013	0	0.0	0	0.0	0.080	0.027	○	0
2	皆小学校	一種住居	364	8,720	0.012	0	0.0	0	0.0	0.078	0.027	○	0
3	井口小学校	一種中高層住専	364	8,728	0.015	0	0.0	0	0.0	0.127	0.033	○	0
4	安佐南区役所	一種住居	365	8,722	0.014	0	0.0	0	0.0	0.117	0.028	○	0
5	可部小学校	二種住居	365	8,737	0.013	0	0.0	0	0.0	0.117	0.028	○	0
6	福木小学校	一種中高層住専	364	8,724	0.014	0	0.0	0	0.0	0.102	0.029	○	0
7	伴小学校	一種住居	365	8,741	0.014	0	0.0	0	0.0	0.136	0.030	○	0
8	紙屋町	商業	333	8,000	0.014	0	0.0	0	0.0	0.075	0.029	○	0
9	比治山	近隣商業	365	8,729	0.013	0	0.0	0	0.0	0.082	0.027	○	0
10	庚午	近隣商業	365	8,734	0.014	0	0.0	0	0.0	0.080	0.028	○	0
11	古市小学校	近隣商業	363	8,724	0.013	0	0.0	0	0.0	0.082	0.027	○	0

⑸ 微小粒子状物質測定結果

（令和６年度）

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日	測定時間	年平均値	日平均値が35μg/㎥を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値
			日	時間	μg/m³	日	%	μg/m³
1	三小学校	二種住居	359	8,487	7.7	1	0.3	20.8
2	皆小学校	一種住居	362	8,568	8.1	1	0.3	22.9
3	井口小学校	一種中高層住専	362	8,700	9.6	1	0.3	21.5
4	安佐南区役所	一種住居	352	8,299	7.1	1	0.3	20.3
5	可部小学校	二種住居	307	7,380	8.5	0	0.0	19.9
6	福木小学校	一種中高層住専	363	8,700	8.9	0	0.0	20.9
7	伴小学校	一種住居	352	8,348	6.9	1	0.3	20.8
8	紙屋町	商業	352	8,519	9.6	0	0.0	22.5
9	比治山	近隣商業	363	8,705	9.8	1	0.3	21.6
10	庚午	近隣商業	363	8,709	9.1	0	0.0	21.6
11	古市小学校	近隣商業	363	8,696	9.6	1	0.3	22.5

⑹ 二酸化硫黄測定結果

（令和６年度）

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×･無○	日
2	皆実小学校	一種住居	365	8,665	0.000	0	0	0	0	0.007	0.002	○	0
3	井口小学校	一種中高層住専	365	8,672	0.001	0	0	0	0	0.005	0.002	○	0
4	安佐南区役所	一種住居	365	8,670	0.001	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0
7	伴小学校	一種住居	364	8,667	0.001	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0

⑺ 一酸化炭素測定結果

（令和６年度）

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有×･無○	日
8	紙屋町	商業	365	8,687	0.3	0	0	0	0	0.8	0.4	○	0
10	庚午	近隣商業	357	8,560	0.3	0	0	0	0	0.9	0.5	○	0

⑻ 光化学オキシダント測定結果

（令和６年度）

地点番号	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
1	三篠小学校	二種住居	365	5,417	0.036	87	495	0	0	0.094	0.048
2	皆実小学校	一種住居	365	5,431	0.034	66	346	0	0	0.092	0.046
3	井口小学校	一種中高層住専	365	5,426	0.036	79	415	0	0	0.094	0.047
4	安佐南区役所	一種住居	365	5,425	0.035	86	468	0	0	0.095	0.048
5	可部小学校	二種住居	365	5,427	0.032	71	340	0	0	0.094	0.046
6	福木小学校	一種中高層住専	365	5,425	0.033	71	357	0	0	0.094	0.047
7	伴小学校	一種住居	365	5,433	0.034	79	390	0	0	0.095	0.047

⑼ 炭化水素測定結果

（令和６年度）

項目	地点番号	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
								最高値	最低値				
				時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
炭化水素	8	紙屋町	商業	8,618	2.08	2.08	365	2.24	1.90	－	－	－	－
	9	比治山	近隣商業	8,633	2.06	2.08	365	2.33	1.90	－	－	－	－
	10	庚午	近隣商業	8,636	2.10	2.12	364	2.43	1.92	－	－	－	－
	11	古市小学校	近隣商業	8,605	2.05	2.07	364	2.27	1.91	－	－	－	－
非メタン炭化水素	8	紙屋町	商業	8,618	0.09	0.08	365	0.23	0.00	1	0.3	0	0.0
	9	比治山	近隣商業	8,633	0.06	0.06	365	0.23	0.00	1	0.3	0	0.0
	10	庚午	近隣商業	8,636	0.10	0.12	364	0.28	0.02	11	3.0	0	0.0
	11	古市小学校	近隣商業	8,605	0.07	0.08	364	0.23	0.00	1	0.3	0	0.0

⑽ アスベスト調査結果

単位：f/L

（令和６年度）

地域	地域区分	広島市		全国	
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値
バックグラウンド地域	住宅地域	0.085～0.85	0.27	<0.056～0.12	0.077
	商工業地域	〈0.056～0.39	0.15	<0.056～0.10	0.073
発生源周辺	幹線道路沿線	〈0.056～0.62	0.23	<0.056～0.21	0.073

注１　調査結果は、総繊維数濃度です。平均値は、幾何平均値です。
注２　全国数値は令和４年度の環境省調査結果です。

⑾ 環境大気中フロン類調査

単位：ppb　　（令和６年度）

項目＼測定地点名	安佐南区役所	比治山測定局	楠那中学校	大林小学校
CFC-11	0.23	0.23	0.22	0.23
CFC-12	0.52	0.52	0.51	0.51
CFC-113	0.067	0.068	0.067	0.067
CFC-114	0.017	0.017	0.017	0.017
HFC-134a	0.20	0.20	0.38	0.17
HCFC-22	0.29	0.29	0.27	0.31
HCFC-123	<0.0020	(0.0028)	<0.0020	<0.0020
HCFC-141b	0.033	0.032	0.031	0.032
HCFC-142b	0.026	0.026	0.024	0.025
HCFC-225ca	<0.0017	<0.0017	<0.0017	<0.0017
HCFC-225cb	<0.0025	<0.0025	<0.0025	<0.0025
ブロモメタン	0.014	0.012	0.013	0.012
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(0.0022)	<0.0019	<0.0019	<0.0019
四塩化炭素	0.077	0.080	0.079	0.082

注　測定は毎月実施しています。

当該地点における測定結果の算術平均値を記載しました。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(＜検出下限値(数値))と記載しました。

⑿　大気測定車による測定結果

（令和６年度）

番号	測定地点（調査区分）	測定期間 月/日～月/日	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)
			最高値	最高値	最高値	最高値	最高値
			平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
1	湯来中学校	6/20～7/10	0.001	0.002	0.010	0.064	0.032
			0	0	0.001	0.018	0.007
		9/26～10/16	0.003	0.006	0.003	0.044	－
			0.001	0	0.001	0.014	－
2	矢野南小学校	7/11～7/31	0.008	0.011	0.018	0.074	0.037
			0.001	0.001	0.003	0.025	0.011
		11/28～12/18	0.006	0.033	0.024	0.059	－
			0.001	0.002	0.006	0.027	－
3	大林小学校	5/30～6/19	0.005	0.003	0.012	0.095	0.036
			0.001	0	0.003	0.039	0.008
		11/7～11/27	0.003	0.011	0.019	0.048	－
			0	0.001	0.004	0.019	－
4	広島修道大学	5/9～5/29	0.006	0.007	0.030	0.086	0.038
			0.001	0	0.005	0.046	0.011
		10/17～11/6	0.003	0.009	0.014	0.059	－
			0	0.001	0.005	0.022	－

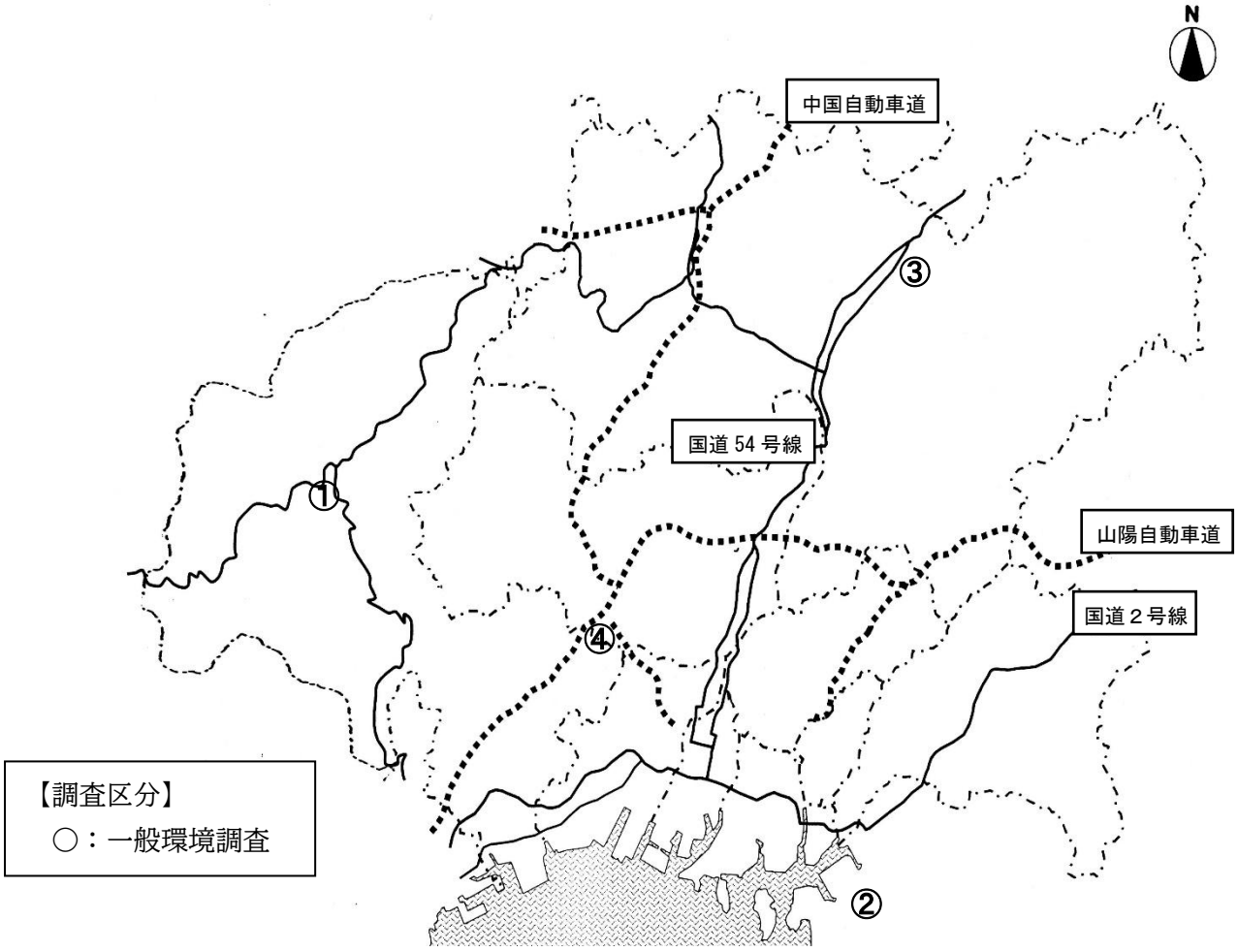

図２６　大気測定車による測定地点図（令和６年度）

番号	測定地点	区　名	用途地域	調査区分
1	湯来中学校	佐伯	準都市計画区域	一般環境調査
2	矢野南小学校	安芸	一種中高住専	一般環境調査
3	大林小学校	安佐北	一種住居	一般環境調査
4	広島修道大学	安佐南	一種中高住専	一般環境調査

⑬ 風向構成比及び風速

（令和６年度）

測定局 ＼ 風向		NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW
三篠小学校	頻度（%）	22.0	6.9	2.2	0.6	0.5	0.5	0.5	1.4	4.1	12.7	6.3
	平均風速(m/s)	1.03	0.79	0.71	0.78	0.80	0.93	0.98	1.35	1.64	1.81	1.31
皆実小学校	頻度（%）	0.8	0.3	0.4	0.6	1.5	4.7	10.7	5.2	4.7	23.0	7.8
	平均風速(m/s)	0.72	0.76	0.81	0.85	0.98	1.14	1.35	1.03	1.03	1.68	1.39
井口小学校	頻度（%）	5.1	5.4	4.0	3.7	3.2	4.0	5.8	17.2	20.6	4.8	3.3
	平均風速(m/s)	2.48	2.49	1.58	1.02	0.82	0.93	1.21	2.03	2.26	1.35	1.27
安佐南区役所	頻度（%）	12.8	23.1	5.5	1.6	0.9	0.8	1.4	5.2	12.7	16.4	7.1
	平均風速(m/s)	2.07	1.90	1.46	1.10	0.98	1.11	1.26	2.14	3.13	2.83	2.08
可部小学校	頻度（%）	7.1	1.0	0.5	0.4	0.4	1.2	3.5	25.3	10.2	2.9	2.1
	平均風速(m/s)	2.19	1.53	1.39	1.17	1.25	1.54	2.35	3.38	2.59	1.23	1.04
福木小学校	頻度（%）	15.7	10.1	5.4	2.4	1.6	0.6	0.6	1.2	6.5	11.7	19.8
	平均風速(m/s)	1.46	1.52	1.62	1.25	1.12	0.98	1.10	1.00	2.65	2.48	2.77
伴小学校	頻度（%）	6.1	3.9	2.2	1.7	0.8	0.9	3.6	8.7	12.2	9.7	5.6
	平均風速(m/s)	1.47	1.41	1.38	1.23	1.21	0.97	2.11	2.57	2.97	2.36	0.97

（左下に続く）

測定局 ＼ 風向		W	WNW	NW	NNW	N	CALM	合計平均値
三篠小学校	頻度（%）	6.4	13.8	5.9	4.3	4.7	7.1	100.0
	平均風速(m/s)	1.13	1.12	0.73	0.75	0.97		1.06
皆実小学校	頻度（%）	2.1	1.2	9.7	15.5	5.2	6.6	100.0
	平均風速(m/s)	0.88	0.70	1.15	1.12	1.03		1.19
井口小学校	頻度（%）	3.1	2.1	1.5	1.8	2.7	11.7	100.0
	平均風速(m/s)	0.96	1.14	1.42	2.24	2.98		1.61
安佐南区役所	頻度（%）	1.3	1.7	1.5	1.6	4.2	2.1	100.0
	平均風速(m/s)	0.97	1.16	1.58	1.51	1.80		2.11
可部小学校	頻度（%）	1.7	3.6	8.0	12.7	17.3	2.1	100.0
	平均風速(m/s)	1.00	1.32	1.56	1.89	2.16		2.26
福木小学校	頻度（%）	4.8	0.9	1.4	2.2	8.3	6.8	100.0
	平均風速(m/s)	2.05	0.91	0.82	0.82	1.28		1.80
伴小学校	頻度（%）	4.6	6.5	8.6	7.4	6.9	10.7	100.0
	平均風速(m/s)	0.69	0.65	0.87	1.07	1.38		1.48

注　CALM：静隠（風速が0.3m/s未満の場合をいいます。）

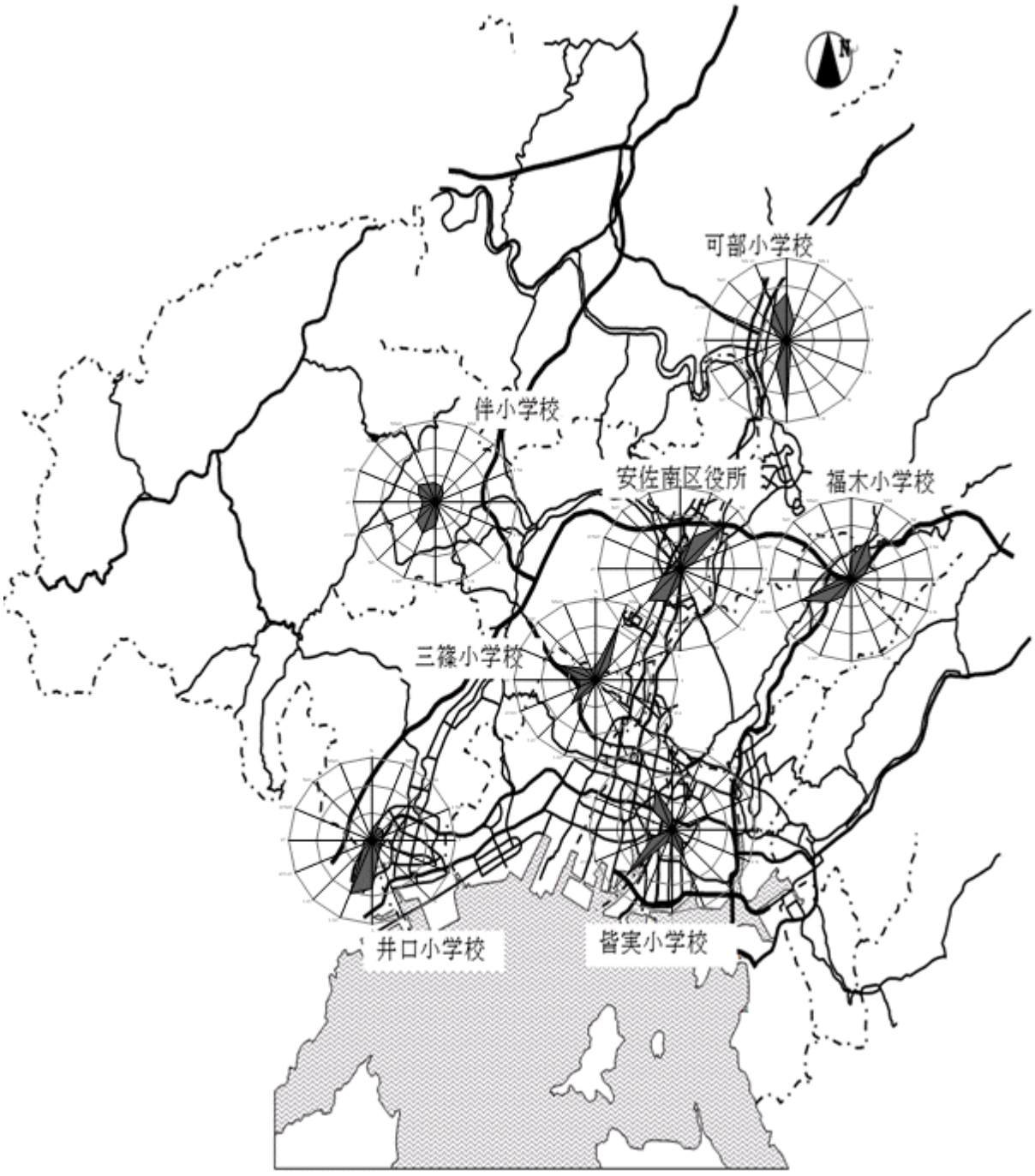

図２７　風配図（令和６年度）

2　水質関係

(1)　調査項目一覧

（令和６年度）

水域名		番号	測定地点名	類型	環境基準点	水質調査			要監視項目	洗剤残存調査	底質調査	備考	
						生活環境項目	健康項目等	栄養塩類				測定計画	補足調査
岡ノ下川		1	千同橋	－		○							○
		2	岡ノ下川			○						○	
八幡川水系	八幡川上流	3	魚切貯水池上流	A	□	○	○	○	○			○	
		4	魚切貯水池			○		○				○	
		5	郡橋		□	○	○	○				○	
	八幡川下流	6	泉橋	B	□	○	○	○	○	○		○	
		7	八幡川河口			○					○	○	
	石内川	8	原田下橋	－		○							○
		9	鳴谷橋			○							○
		10	石内川河口			○						○	
	梶毛川	11	梶毛川河口	－		○							○
太田川水系	水内川	12	水内川河口	A	□	○	○	○				○	
	太田川上流（二）	13	高山川下流	A	□	◎	◎	◎				◎	
		14	壬辰橋		□	◎	◎	◎				◎	
		15	行森川合流点			○						○	
	太田川上流	16	太田川橋	A		◎	◎	◎				◎	
		17	玖村			◎	◎	◎	◎			◎	
		18	矢口川上流			◎	◎	◎				◎	
		19	戸坂上水道取水口		□	○	○	○		○	○	○	
		20	大芝水門			○						○	
	太田川下流	21	己斐橋	B		○						○	
		22	旭橋		□	◎	◎	◎			○	◎	
	小河内川	23	小河内川河口	－		○							○
	吉山川	24	戸山	A		○						○	
		25	吉山川（川井橋）		□	○	○	○				○	
	鈴張川	26	槇原橋	A		○						○	
		27	宇津橋		□	○	○	○		○		○	
	後山川	28	後山川河口	－		○							○
	大毛寺川	29	灰川橋	－		○						○	
	大井出川	30	大井出川河口	－		○							○
	帆待川	31	帆待川河口	－		○							○
	新川	32	新川樋門	－		○							○
	根谷川上流	33	人甲川合流前	A	□	○	○	○				○	
	根谷川下流	34	桐原川合流前	B		○						○	
		35	土居橋			○						○	
		36	根の谷橋		□	◎	◎	◎		○		◎	
	桐原川	37	桐原川	－		○							○
	南原川	38	南原川	－		○						○	
	三篠川	39	見坂川下流	A	□	●						●	
		40	関川下流		□	○	○	○				○	
		41	狩留家		□	○	○	○				○	
		42	深川橋		□	◎	◎	◎		○		◎	
	湯坂川	91	湯坂川支川（６地点）	－					○				○
			湯坂川（２地点）						○				○
	関川	44	関川	－		○						○	
	小河原川	45	小河原川	－		○						○	
	落合川	46	落合川河口	－		○							○
	戸坂川	47	戸坂川河口	－		○							○
	古川下流	48	東原	B	□	◎	◎	◎		○		◎	
	安川	49	大塚川下流	B		○						○	
		50	下地			○						○	
		51	上安			○						○	
		52	五軒屋		□	○	○	○				○	

（次ページに続く）

（前ページからの続き）

水域名		番号	測定地点名	類型	環境基準点	水質調査 生活環境項目	水質調査 健康項目等	水質調査 栄養塩類	要監視項目	洗剤残存調査	底質調査	備考 測定計画	備考 補足調査
太田川水系	奥畑川	53	奥畑川	－		○							○
	大塚川	54	大塚川	－		○							○
	新安川	55	長束駅入口	－		○							○
	山本川	56	新天王橋下	－		○							○
	八幡川	57	戸島橋	－		○							○
	旧太田川	58	舟入橋	A	□	◎	◎	◎			○	◎	
	京橋川	59	御幸橋	A	□	○	○	○			○	○	
	猿猴川	60	仁保橋	B	□	○	○	○		○	○	○	
		61	向洋入江								○	○	
	府中大川	62	下鶴江橋	D		○						○	
		63	新大州橋		□	○	○	○		○		○	
	天満川	64	昭和大橋	A	□	◎	◎	◎			○	◎	
	元安川	65	南大橋	A	□	◎	◎	◎			○	◎	
的場川		66	新月見橋	－		○							○
瀬野川水系	瀬野川	90	石仏橋	B					○				○
		67	一貫田			○			○			○	
		68	高部			○						○	
		69	貫道			○			○			○	
		70	日浦橋		□	●	○	●	●○	○	○	●○	
	熊野川	71	熊野川河口	－		○			○			○	
	畑賀川	72	畑賀川河口	－		○			○			○	
尾崎川		73	自衛隊前クリーク	－		○							○
矢野川		74	矢野川	－		○						○	
宮下川		75	極楽橋	－		○							○
広島湾海域	五日市・廿日市地先海域	76	26番地点	A	□	○	○	○				○	
	広島市地先海域	77	太田川河口沖	A	□	○	○	○				○	
		78	天満川河口沖			○						○	
		79	江波沖			○						○	
		80	旧太田川河口沖			○						○	
		81	元宇品沖			○						○	
	広島湾	82	12番地点	A	□	○	○	○				○	
		83	17番地点		□	○	○	○				○	
		84	宇品・似島中間点		□	○	○	○				○	
		85	金輪島西岸								○	○	
		86	金輪島南		□	○	○	○				○	
	海田湾	87	仁保沖	B	□	○	○	○				○	
		88	猿猴川河口沖			○						○	
		89	海田湾中央		□	○	○	○				○	

注　地点番号43（三篠川河口）は調査対象外としたため欠番
○：広島市環境保全課による調査
◎：国土交通省中国地方整備局による調査
●：広島県環境保全課による調査

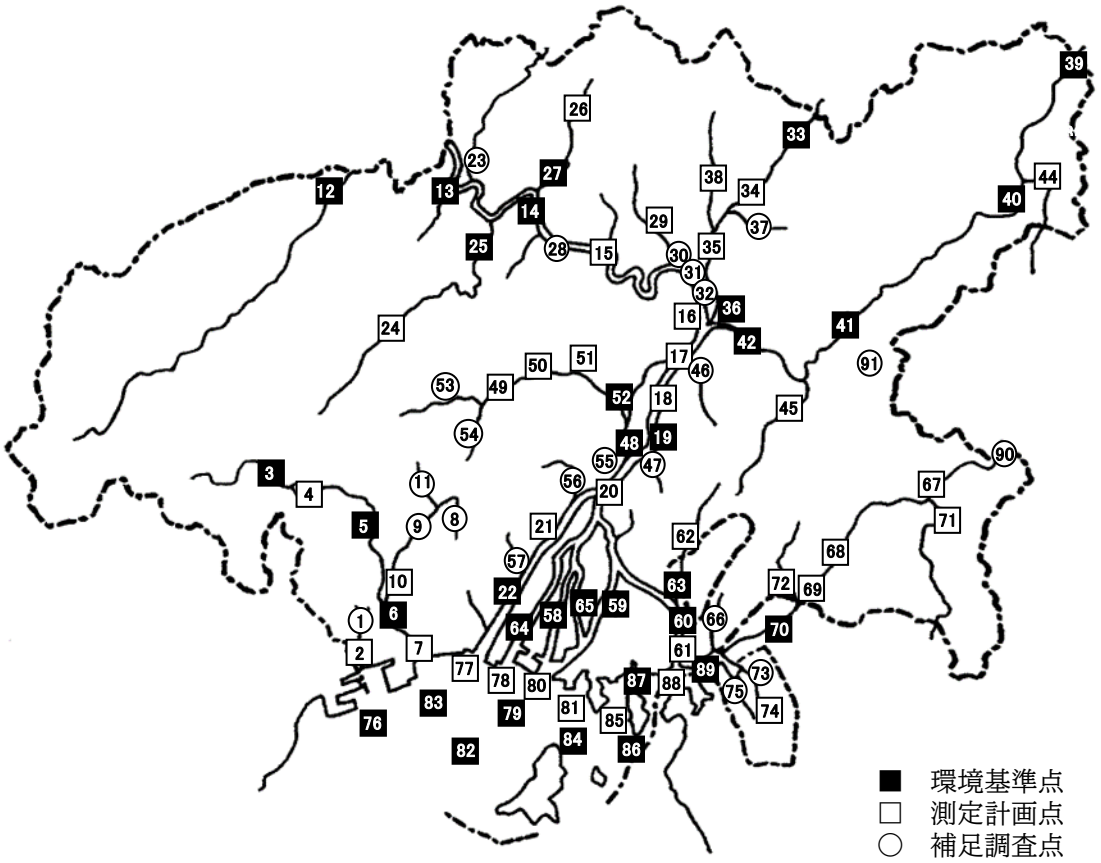

図２８　水質及び底質の調査地点（令和６年度）

番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名
1	千同橋	21	己斐橋	41	狩留家	61	向洋入江	81	元宇品沖
2	岡ノ下川	22	旭橋	42	深川橋	62	下鶴江橋	82	１２番地点
3	魚切貯水池上流	23	小河内川河口	－	－	63	新大州橋	83	１７番地点
4	魚切貯水池	24	戸山	44	関川	64	昭和大橋	84	宇品・似島中間点
5	郡橋	25	吉山川(川井橋)	45	小河原川	65	南大橋	85	金輪島西岸
6	泉橋	26	槇原橋	46	落合川河口	66	新月見橋	86	金輪島南
7	八幡川河口	27	宇津橋	47	戸坂川河口	67	一貫田	87	仁保沖
8	原田下橋	28	後山川河口	48	東原	68	高部	88	猿猴川河口沖
9	鳴谷橋	29	灰川橋	49	大塚川下流	69	貫道	89	海田湾中央
10	石内川河口	30	大井出川河口	50	下地	70	日浦橋	90	石仏橋
11	梶毛川河口	31	帆待川河口	51	上安	71	熊野川河口	91	湯坂川支川(６地点) 湯坂川(２地点)
12	水内川河口	32	新川樋門	52	五軒屋	72	畑賀川河口		
13	高山川下流	33	人甲川合流前	53	奥畑川	73	自衛隊前クリーク		
14	壬辰橋	34	桐原川合流前	54	大塚川	74	矢野川		
15	行森川合流点	35	土居橋	55	長束駅入口	75	極楽橋		
16	太田川橋	36	根の谷橋	56	新天王橋下	76	２６番地点		
17	玖村	37	桐原川	57	戸島橋	77	太田川河口沖		
18	矢口川上流	38	南原川	58	舟入橋	78	天満川河口沖		
19	戸坂上水道取水口	39	見坂川下流	59	御幸橋	79	江波沖		
20	大芝水門	40	関川下流	60	仁保橋	80	旧太田川河口沖		

⑵　生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（河川）

（令和６年度）

類型	項目	調査対象検体数	環境基準値に適合した検体数	環境基準値に適合した割合 %	環境基準値に適合した割合 20 40 60 80	環境基準値
A（25測定地点）	pH	384	378	98.4		6.5以上8.5以下
	DO	384	366	95.3		7.5mg／L以上
	BOD	384	366	95.3		2mg／L以下
	SS	384	384	100		25mg／L以下
	大腸菌数	288	258	89.6		300CFU／100mL以下
	小計	1,824	1,752	96.1		－
B（17測定地点）	pH	300	298	99.3		6.5以上8.5以下
	DO	300	300	100.0		5mg／L以上
	BOD	300	297	99.0		3mg／L以下
	SS	300	296	98.7		25mg／L以下
	大腸菌数	204	188	92.2		1,000CFU／100mL以下
	小計	1,404	1,379	98.2		－
D（2測定地点）	pH	16	16	100		6.0以上8.5以下
	DO	16	16	100		2mg／L以上
	BOD	16	16	100		8mg／L以下
	SS	16	16	100		100mg／L以下
	小計	64	64	100		－
総計（44測定地点）	pH	700	692	98.9		－
	DO	700	682	97.4		－
	BOD	700	679	97.0		－
	SS	700	696	99.4		－
	大腸菌数	492	446	90.7		－
	小計	3,292	3,195	97.1		－

注　国土交通省中国地方整備局の調査(12地点)及び広島県環境保全課の調査(2地点)を含みます。

⑶　生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（海域）

（令和６年度）

類型	項目	調査対象検体数	環境基準値に適合した検体数	環境基準値に適合した割合 %	環境基準値に適合した割合 20 40 60 80	環境基準値
A（10測定地点）	pH	264	226	85.6		7.8以上8.3以下
	DO	264	205	77.7		7.5mg／L以上
	COD	264	102	38.6		2mg／L以下
	油分等	120	120	100		検出されないこと。
	大腸菌数	120	119	99.2		300CFU／100mL以下
	小計	1,032	772	74.8		－
B（3測定地点）	pH	72	57	79.2		7.8以上8.3以下
	DO	72	72	100		5mg／L以上
	COD	72	39	54.2		3mg／L以下
	油分等	36	36	100		検出されないこと。
	小計	252	204	81.0		－
総計（13測定地点）	pH	336	283	84.2		－
	DO	336	277	82.4		－
	COD	336	141	42.0		－
	油分等	156	156	100		－
	大腸菌数	120	119	99.2		－
	小計	1,284	976	76.0		－

注　五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域-A 類型ですが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適応されます。

⑷ BOD（COD）の環境基準達成状況

（令和６年度）

環境基準類型あてはめ水域名		類型	指定年度	地点番号	環境基準点名	BOD（COD）		環境基準不適合割合		適合状況	達成状況	備考
						平均値（mg/L）	75%値（mg/L）	x/y	%			
八幡川	八幡川上流	A	50	3	魚切貯水池上流	0.6	0.8	0/12	0	○	○	郡橋より上流
				5	郡橋	1.2	1.3	1/12	8	○		
	八幡川下流	B	50	6	泉橋	1.4	1.7	0/12	0	○	○	郡橋より下流
太田川	水内川	A	50	12	水内川河口	0.5	<0.5	0/12	0	○	○	
	太田川上流（二）	A	50	13	高山川下流	0.7	0.7	0/12	0	○	○	明神橋から行森川合流点まで
				14	壬辰橋	0.7	0.8	0/12	0	○		
	太田川上流	A	45	19	戸坂上水道取水口	0.7	0.8	0/12	0	○	○	行森川合流点から祇園水門まで
	太田川下流	B	45	22	旭橋	1.5	2.1	0/12	0	○	○	祇園水門より下流
	吉山川	A	50	25	吉山川（川井橋）	0.7	0.7	0/12	0	○	○	
	鈴張川	A	50	27	宇津橋	0.7	0.7	0/12	0	○	○	
	根谷川上流	A	50	33	人甲川合流前	0.7	0.5	0/12	0	○	○	代田一合橋より上流
	根谷川下流	B	50	36	根の谷橋	0.9	1.0	0/12	0	○	○	代田一合橋より下流
	三篠川	A	50	39	見坂川下流	0.5	<0.5	0/12	0	○	○	
				40	関川下流	0.6	0.5	0/12	0	○		
				41	狩留家	0.6	0.6	0/12	0	○		
				42	深川橋	0.8	0.7	0/12	0	○		
	古川下流	B	50	48	東原	0.9	1.1	0/12	0	○	○	安川合流点より下流
	安川	B	50	52	五軒屋	0.6	0.6	0/12	0	○	○	
	旧太田川	A	45	58	舟入橋	1.3	1.2	2/12	17	○	○	
	京橋川	A	45	59	御幸橋	1.0	1.0	1/12	8	○	○	
	猿猴川	B	59	60	仁保橋	1.0	1.3	0/12	0	○	○	
	府中大川	D	60	63	新大州橋	0.8	1.0	0/12	0	○	○	
	天満川	A	45	64	昭和大橋	1.4	1.4	3/12	25	○	○	
	元安川	A	45	65	南大橋	1.2	1.2	1/12	8	○	○	
瀬野川	瀬野川	B	45	70	日浦橋	0.8	1.0	0/12	0	○	○	
広島湾	五日市・廿日市地先海域	A	49	76	26番地点	3.4	3.9	10/12	83	×	×	
	広島市地先海域	A	49	79	江波沖	2.9	3.9	8/12	67	×	×	
	広島湾	A	49	82	12番地点	2.9	3.7	8/12	67	×	×	
				83	17番地点	3.2	4.1	9/12	75	×		
				84	宇品・似島中間点	2.5	2.9	8/12	67	×		
				86	金輪島南	2.3	2.6	7/12	58	×		
	海田湾	B	49	87	仁保沖	3.3	4.3	5/12	42	×	×	
				89	海田湾中央	3.5	4.9	6/12	50	×		

注１　国土交通省中国地方整備局(河川9地点)及び広島県環境保全課(河川2地点)の調査を含みます。
注２　x：環境基準に適合しない日数　　y：総測定日数
注３　x／y≦25%である環境基準点において、環境基準に適合していると判断します。また、環境基準類型あてはめ水域内全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域が環境基準を達成しているものと判断します。
注４　BOD(COD)の欄は河川についてはBOD、海域についてはCODの値を示します。
注５　地点番号は、データ集の「２水質関係－(1) 調査項目一覧」に準じています。

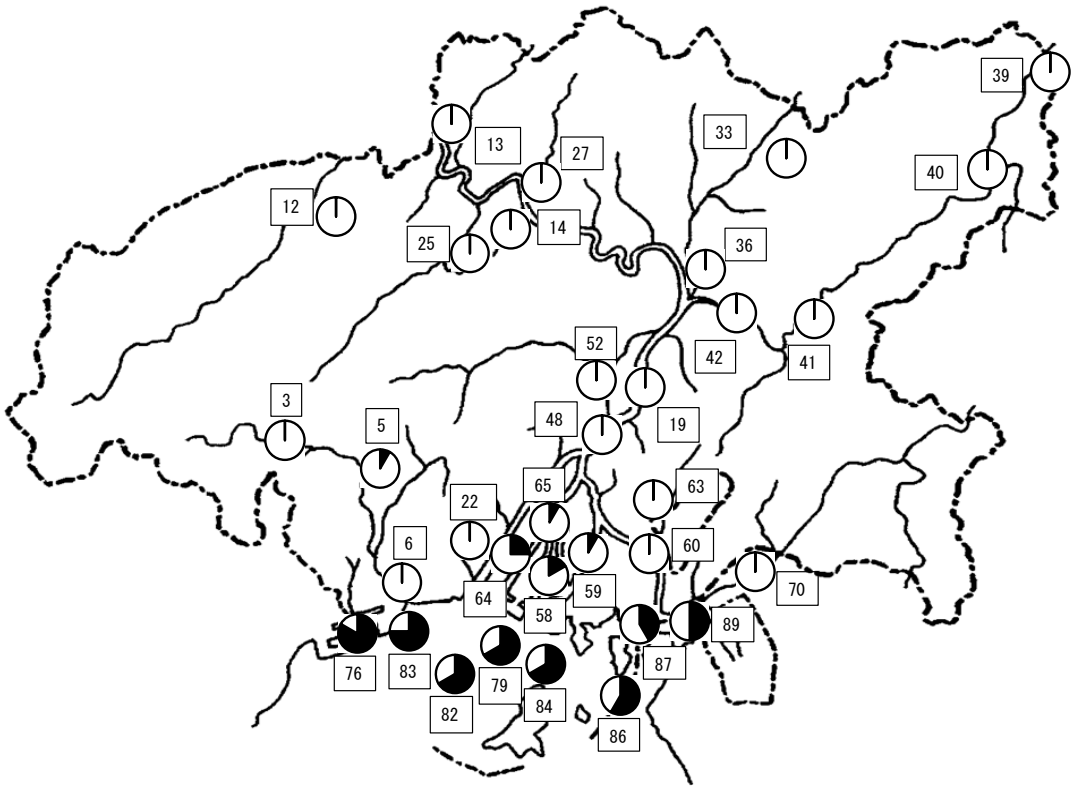

図２９　河川及び海域における環境基準達成状況（令和６年度）

番号	測 定 地 点 名	x／y	番号	測 定 地 点 名	x／y
3	魚切貯水池上流	0/12	52	五軒屋	0/12
5	郡橋	1/12	58	舟入橋	2/12
6	泉橋	0/12	59	御幸橋	1/12
12	水内川河口	0/12	60	仁保橋	0/12
13	高山川下流	0/12	63	新大州橋	0/12
14	壬辰橋	0/12	64	昭和大橋	3/12
19	戸坂上水道取水口	0/12	65	南大橋	1/12
22	旭橋	0/12	70	日浦橋	0/12
25	吉山川（川井橋）	0/12	76	26番地点	10/12
27	宇津橋	0/12	79	江波沖	8/12
33	人甲川合流前	0/12	82	12番地点	8/12
36	根の谷橋	0/12	83	17番地点	9/12
39	見坂川下流	0/12	84	宇品・似島中間点	8/12
40	関川下流	0/12	86	金輪島南	7/12
41	狩留家	0/12	87	仁保沖	5/12
42	深川橋	0/12	89	海田湾中央	6/12
48	東原	0/12			

(注)

1　x／y＝環境基準に適合しない日数
　　／総測定日数

2　河川についてはBOD、海域についてはCODを判定項目としています。

3　グラフの見方

環境基準に適合しない割合(x／y)

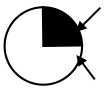

環境基準に適合する割合(1－x／y)

x／y≦25％の場合、環境基準に適合していると判断します。

⑸ 生活環境項目調査結果（河川）

（令和６年度）

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD
				最小～最大	m／n	平均 (mg／L)	m／n	平均 (mg／L)	m／n	平均 (mg／L)	m／n	平均 (CFU/100ml)	x／y	平均 (mg／L)
岡ノ下川	1	千同橋	－	7.6～9.0	－/2	11	－/2	0.8	－/2	7	－/2	120	－/2	3.1
	2	岡ノ下川		7.5～8.6	－/12	9.2	－/12	1.1	－/12	7	－/12	740	0/12	3.4
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	A	7.0～7.7	0/12	10	0/12	0.6	0/12	1	0/12	240	3/12	1.6
	4	魚切貯水池		7.2～9.3	4/24	9.8	1/24	1.2	2/24	2	0/24	45	0/12	2.5
	5	郡橋		7.2～8.7	1/12	11	0/12	1.2	1/12	2	0/12	260	2/12	2.4
八幡川下流	6	泉橋	B	7.3～8.5	0/12	10	0/12	1.4	0/12	2	0/12	220	0/12	2.6
	7	八幡川河口		7.4～8.2	0/12	10	0/12	0.9	0/12	2	0/12	340	1/12	2.5
石内川	8	原田下橋	－	7.8～7.9	－/2	9.7	－/2	0.7	－/2	2	－/2	180	－/2	2.8
	9	鳴谷橋		7.6～7.8	－/2	9.7	－/2	0.6	－/2	2	－/2	980	－/2	2.6
	10	石内川河口		7.5～9.0	－/12	10	－/12	0.7	－/12	1	－/12	1000	0/12	2.1
梶毛川	11	梶毛川河口	－	7.5～7.7	－/4	9.6	－/4	0.5	－/4	2	－/4	250	－/4	2.4
水内川	12	水内川河口	A	7.0～7.6	0/12	10	0/12	0.5	0/12	1	0/12	37	0/12	1.3
太田川上流（二）	13	高山川下流	A	6.8～7.4	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	150	1/12	1.8
	14	壬辰橋		6.8～7.8	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	52	0/12	1.9
	15	行森川合流点		7.4～8.5	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	46	0/12	1.7
太田川上流	16	太田川橋	A	6.8～8.5	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	67	0/12	1.9
	17	玖村		7.1～7.8	0/12	10	0/12	0.8	0/12	3	0/12	82	0/12	2.0
	18	矢口川上流		6.9～7.9	0/48	10	0/48	0.8	0/48	2	0/48	260	1/12	2.0
	19	戸坂上水道取水口		7.3～7.8	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	36	0/12	1.8
	20	大芝水門		7.1～7.5	0/12	10	1/12	0.6	0/12	2	0/12	97	1/12	2.0
太田川下流	21	己斐橋	B	7.4～8.1	0/12	8.8	0/12	1.0	0/12	2	0/12	110	0/12	2.4
	22	旭橋		7.0～8.4	0/24	8.5	0/24	1.5	1/24	5	0/24	410	2/12	3.1
小河内川	23	小河内川河口	－	7.5～7.6	－/2	10	－/2	0.6	－/2	2	－/2	86	－/2	2.0
吉山川	24	戸山	A	7.4～7.6	0/6	10	0/6	0.7	0/6	2	0/6	180	1/6	1.4
	25	吉山川(川井橋)		7.3～8.0	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	240	1/12	1.4
鈴張川	26	槇原橋	A	7.5～8.0	0/6	10	0/6	0.7	0/6	3	0/6	110	0/6	1.5
	27	宇津橋		7.4～8.2	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	88	1/12	1.5
後山川	28	後山川河口	－	8.0	－/2	11	－/2	1.1	－/2	4	－/2	840	－/2	3.1
大毛寺川	29	灰川橋	－	7.6～8.0	－/12	10	－/12	0.7	－/12	1	－/12	650	0/12	1.5
大井出川	30	大井出川河口	－	7.8～8.0	－/2	11	－/2	0.9	－/2	4	－/2	880	－/2	2.2
帆待川	31	帆待川河口	－	7.5～8.4	－/2	12	－/2	1.8	－/2	3	－/2	850	－/2	3.8
新川	32	新川樋門	－	7.7～8.8	－/2	11	－/2	1.4	－/2	4	－/2	380	－/2	3.0
根谷川上流	33	人甲川合流前	A	7.3～7.7	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	200	3/12	2.2
根谷川下流	34	桐原川合流前	B	7.4～8.0	0/12	10	0/12	0.6	0/12	1	0/12	190	0/12	2.1
	35	土居橋		7.4～8.0	0/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	380	1/12	2.1
	36	根の谷橋		6.8～8.2	0/48	9.6	0/48	0.9	0/48	3	1/48	270	1/12	2.2
桐原川	37	桐原川	－	7.4～7.7	－/2	11	－/2	0.5	－/2	1	－/2	240	－/2	1.5
南原川	38	南原川	－	7.2～7.8	－/4	10	－/4	0.6	－/4	1	－/4	370	0/4	1.5
三篠川	39	見坂川下流	A	7.3～8.5	0/12	9.3	1/12	0.5	0/12	1	0/12	19	0/12	1.8
	40	関川下流		7.4～7.8	0/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	480	4/12	2.4
	41	狩留家		7.2～7.7	0/12	9.7	1/12	0.6	0/12	2	0/12	100	1/12	2.3
	42	深川橋		7.5～8.7	1/12	10	0/12	0.8	0/12	5	0/12	97	1/12	2.3
関川	44	関川	－	7.4～7.8	－/4	10	－/4	0.7	－/4	1	－/4	210	0/4	2.4
小河原川	45	小河原川	－	7.4～7.7	－/4	9.5	－/4	0.7	－/4	2	－/4	280	0/4	2.1
落合川	46	落合川河口	－	7.5	－/2	9.5	－/2	0.9	－/2	1	－/2	2500	－/2	2.0
戸坂川	47	戸坂川河口	－	8.9	－/2	14	－/2	1.3	－/2	2	－/2	650	－/2	3.2
古川下流	48	東原	B	6.8～7.8	0/48	9.5	0/48	0.9	0/48	4	1/48	630	2/12	2.6
安川	49	大塚川下流	B	7.5～8.0	0/12	9.8	0/12	1.0	1/12	2	0/12	9000	5/12	2.7
	50	下地		7.6～8.1	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	490	1/12	2.3
	51	上安		7.5～8.4	0/12	10	0/12	0.6	0/12	3	0/12	440	1/12	2.1
	52	五軒屋		7.5～8.0	0/12	9.8	0/12	0.6	0/12	2	0/12	440	1/12	2.2

（次ページに続く）

（前ページからの続き）

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD
				最小～最大	m／n	平均 (mg／L)	m／n	平均 (mg／L)	m／n	平均 (mg／L)	m／n	平均 (CFU/100ml)	x／y	平均 (mg／L)
奥畑川	53	奥畑川	－	7.4～7.6	－/4	10.0	－/4	0.5	－/4	1	－/4	130	－/4	1.9
大塚川	54	大塚川	－	7.7～8.0	－/4	9.7	－/4	2.3	－/4	1	－/4	38000	－/4	3.5
新安川	55	長束駅入口	－	7.6～7.9	－/2	11	－/2	1.4	－/2	1	－/2	2300	－/2	3.3
山本川	56	新天王橋下	－	7.6～7.7	－/2	10	－/2	1.1	－/2	1	－/2	1000	－/2	2.8
八幡川	57	戸島橋	－	7.8～7.9	－/2	11	－/2	1.3	－/2	2	－/2	14000	－/2	3.4
旧太田川	58	舟入橋	A	6.9～8.2	0/24	9.1	2/24	1.3	3/24	5	0/24	150	2/12	2.7
京橋川	59	御幸橋	A	7.2～8.4	0/24	8.7	4/24	1.0	2/24	4	0/24	74	0/12	2.7
猿猴川	60	仁保橋	B	7.3～8.7	1/24	8.8	0/24	1.0	1/24	4	2/24	120	0/12	2.7
府中大川	62	下鶴江橋	D	7.5～8.0	0/4	10	0/4	0.6	0/4	2	0/4	690	0/4	2.2
	63	新大州橋		7.5～8.3	0/12	8.8	0/12	0.8	0/12	7	0/12	920	0/12	3.1
天満川	64	昭和大橋	A	7.0～8.3	0/24	8.7	4/24	1.4	6/24	6	0/24	270	6/12	3.2
元安川	65	南大橋	A	6.9～8.1	0/24	9.1	4/24	1.2	4/24	5	0/24	200	2/12	2.8
的場川	66	新月見橋	－	7.8～8.3	－/2	10.0	－/2	0.8	－/2	17	－/2	97	－/2	4.9
瀬野川	67	一貫田	B	7.5～7.7	0/12	9.8	0/12	0.5	0/12	1	0/12	160	0/12	1.8
	68	高部		7.5～7.8	0/12	9.6	0/12	0.6	0/12	1	0/12	160	0/12	1.9
	69	貫道		7.4～7.6	0/12	9.4	0/12	0.6	0/12	1	0/12	420	1/12	1.9
	70	日浦橋		7.5～8.9	1/12	10	0/12	0.8	0/12	1	0/12	200	0/12	2.0
熊野川	71	熊野川河口	－	7.4～7.7	－/4	9.6	－/4	0.6	－/4	1	－/4	350	0/4	2.1
畑賀川	72	畑賀川河口	－	7.6～7.8	－/4	9.6	－/4	0.6	－/4	3	－/4	330	0/4	2.3
尾崎川	73	自衛隊前クリーク	－	7.4～7.6	－/2	6.9	－/2	1.3	－/2	3	－/2	7100	－/2	3.9
矢野川	74	矢野川	－	7.6～7.9	－/4	9.9	－/4	0.7	－/4	1	－/4	4100	0/4	2.4
宮下川	75	極楽橋	－	7.5～7.6	－/2	9.3	－/2	0.7	－/2	2	－/2	460	－/2	2.2

注　m：環境基準値不適合の検体数　　n：総検体数
　　x：環境基準値不適合の日数　　y：総測定日数

⑹　生活環境項目調査結果（海域）

（令和６年度）

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		COD		油分等		大腸菌数	
				最小～最大	m／n	平均 (mg/L)	m／n	平均 (mg/L)	m／n	平均 (mg/L)	m／n	平均 (CFU/100ml)	x／y
五日市・廿日市	76	２６番地点	A	7.9～8.9	6/24	9.0	4/24	3.4	19/24	N.D.	0/12	6	0/12
広島市地先海域	77	太田川河口沖	A	7.8～8.8	3/24	8.1	7/24	2.7	16/24	N.D.	0/12	12	0/12
	78	天満川河口沖		8.0～8.6	2/24	8.4	5/24	2.7	15/24	N.D.	0/12	34	0/12
	79	江波沖		8.0～8.8	3/24	8.6	5/24	2.9	13/24	N.D.	0/12	30	0/12
	80	旧太田川河口沖		7.9～8.6	2/24	8.6	5/24	2.8	16/24	N.D.	0/12	51	1/12
	81	元宇品沖		8.0～9.0	4/24	8.9	5/24	3.0	16/24	N.D.	0/12	8	0/12
広島湾	82	１２番地点	A	8.0～8.8	4/24	8.7	5/24	2.9	15/24	N.D.	0/12	7	0/12
	83	１７番地点		7.8～8.9	5/24	8.7	4/24	3.2	16/24	N.D.	0/12	9	0/12
	84	宇品・似島中間点		7.8～8.8	4/36	8.4	10/36	2.5	21/36	N.D.	0/12	6	0/12
	86	金輪島南		7.8～8.8	5/36	8.4	9/36	2.3	15/36	N.D.	0/12	13	0/12
海田湾	87	仁保沖	B	7.9～8.9	6/24	8.7	0/24	3.3	11/24	N.D.	0/12	15	－/12
	88	猿猴川河口沖		7.8～8.7	4/24	8.6	0/24	3.3	10/24	N.D.	0/12	75	－/12
	89	海田湾中央		7.8～8.9	5/24	8.7	0/24	3.5	12/24	N.D.	0/12	24	－/12

注　m：環境基準値不適合の検体数　　n：総検体数　　N.D.：検出されず（定量下限値未満）
　　x：環境基準値不適合の日数　　y：総測定日数

⑺ 健康項目等調査結果（河川２７地点、海域８地点）

（令和６年度）

測　定　項　目	環 境 基 準	定量下限値 (mg／L)	m／n	最大値(mg／L)
カドミウム	0.003mg／L以下	0.0003	0／ 67	N.D.
全シアン	検出されないこと。	0.1	0／ 67	N.D.
鉛	0.01mg／L以下	0.005	0／ 85	N.D.
六価クロム	0.02mg／L以下	0.01	0／ 67	N.D.
ヒ素	0.01mg／L以下	0.005	0／ 75	N.D.
総水銀	0.0005mg／L以下	0.0005	0／ 67	N.D.
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	0／ 0	－
PCB	検出されないこと。	0.0005	0／ 60	N.D.
ジクロロメタン	0.02mg／L以下	0.002	0／ 47	N.D.
四塩化炭素	0.002mg／L以下	0.0002	0／ 47	N.D.
1,2－ジクロロエタン	0.004mg／L以下	0.0004	0／ 47	N.D.
1,1－ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	0.002	0／ 44	N.D.
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	0.004	0／ 44	N.D.
1,1,1－トリクロロエタン	1mg／L以下	0.0005	0／ 44	N.D.
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg／L以下	0.0006	0／ 44	N.D.
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	0.001	0／ 44	N.D.
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	0.0005	0／ 44	N.D.
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	0.0002	0／ 44	N.D.
チウラム	0.006mg／L以下	0.0006	0／ 44	N.D.
シマジン	0.003mg／L以下	0.0003	0／ 44	N.D.
チオベンカルブ	0.02mg／L以下	0.002	0／ 44	N.D.
ベンゼン	0.01mg／L以下	0.001	0／ 44	N.D.
セレン	0.01mg／L以下	0.002	0／ 44	N.D.
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	0.01	0/ 126	1.4
ふっ素	0.8mg／L以下	0.08	0/ 36	0.35
ほう素	1mg／L以下	0.01	0/ 36	0.82
1,4－ジオキサン	0.05mg／L以下	0.005	0/ 44	N.D.

注１　m：環境基準値不適合の検体数　　n：総検体数　　N.D.：検出されず(定量下限値未満)

⑻ 海域の全窒素及び全りんに係る水質調査結果（表層）

（令和６年度）

水域名	類型	地点番号	測定地点名	全窒素 平均 (mg／L)	全窒素 m／n	全窒素 達成状況	全りん 平均 (mg／L)	全りん m／n	全りん 達成状況
広島湾北部	Ⅲ		◎１８番地点	0.31	0/12		0.029	0/12	
		76	２６番地点	0.41	0/12		0.042	1/12	
		82	◎１２番地点	0.28	0/12		0.035	0/12	
		79	江波沖	0.22	0/12		0.033	1/12	
		83	１７番地点	0.59	4/12		0.055	5/12	
		84	宇品・似島中間点	0.22	0/12		0.033	0/12	
		87	◎仁保沖	0.45	1/12		0.050	2/12	
		89	海田湾中央	0.59	5/12		0.061	8/12	
全窒素・全りんに係る環境基準点年間平均値				0.35	—	○	0.038	—	○
広島湾南部	Ⅱ	86	◎金輪島南	0.28	3/12		0.028	5/12	
			◎１４番地点	0.21	1/12		0.024	3/12	
			◎３０番地点	0.21	1/12		0.023	2/12	
全窒素・全りんに係る環境基準点年間平均値				0.23	—	○	0.025	—	○

注　m：環境基準値不適合の検体数　　n：総検体数
　　◎は海域の全窒素・全りんに係る環境基準

⑼ 栄養塩類調査結果（河川）

単位：mg/ L　　（令和６年度）

水　域	地点番号	測定地点名	全窒素	アンモニア態窒素	亜硝酸態窒素	硝酸態窒素	全りん	りん酸態りん
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	0.71	<0.01	<0.005	0.68	0.025	0.015
	4	魚切貯水池	0.70	0.01	0.009	0.56	0.025	0.006
	5	郡橋	0.67	0.01	0.005	0.55	0.038	0.019
八幡川下流	6	泉橋	0.74	0.02	0.016	0.61	0.038	0.021
水内川	12	水内川河口	0.31	0.01	<0.005	0.24	0.004	0.004
太田川上流（二）	13	高山川下流	0.39	－	<0.005	0.27	0.011	－
	14	壬辰橋	0.42	0.02	<0.005	0.29	0.011	－
太田川上流	16	太田川橋	0.44	0.01	0.005	0.34	0.011	0.005
	17	玖村	0.49	0.01	0.006	0.36	0.016	0.007
	18	矢口川上流	0.48	0.01	0.005	0.35	0.016	0.005
	19	戸坂上水道取水口	0.41	<0.01	<0.005	0.35	0.014	0.005
太田川下流	22	旭橋	0.52	0.10	0.009	0.27	0.033	－
吉山川	25	吉山川(川井橋)	0.64	<0.01	<0.005	0.54	0.023	0.012
鈴張川	27	宇津橋	0.73	0.01	0.006	0.68	0.029	0.018
根谷川上流	33	人甲川合流前	1.1	0.03	0.013	0.95	0.013	0.007
根谷川下流	36	根の谷橋	0.84	0.02	0.009	0.66	0.029	0.014
三篠川	40	関川下流	0.71	0.02	0.006	0.55	0.038	0.031
	41	狩留家	0.59	0.03	0.006	0.40	0.026	0.019
	42	深川橋	0.60	0.01	0.007	0.45	0.028	0.019
古川下流	48	東原	0.80	0.02	0.007	0.64	0.026	0.016
安川	52	五軒屋	1.0	0.01	0.006	0.98	0.033	0.023
旧太田川	58	舟入橋	0.50	－	0.006	0.29	0.022	－
京橋川	59	御幸橋	0.54	0.06	0.007	0.26	0.040	0.023
猿猴川	60	仁保橋	0.47	0.06	0.010	0.24	0.037	0.023
府中大川	63	新大州橋	1.0	0.07	0.015	0.79	0.089	0.074
天満川	64	昭和大橋	0.51	－	0.006	0.31	0.031	－
元安川	65	南大橋	0.50	－	0.006	0.30	0.024	－
瀬野川	70	日浦橋	0.68	－	0.006	0.71	0.032	－

注　各項目の数値は、年平均値です。

⑽ 要監視項目調査結果（河川）

単位：mg/L　　（令和６年度）

水域名	八幡川下流	太田川上流	湯坂川		瀬野川		指針値	定量下限値
地点番号	6	17	91		90	70		
測定地点名	泉橋	玖村	湯坂川支川（６地点）	湯坂川（２地点）	石仏橋	日浦橋		
クロロホルム	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.06以下	0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.04以下	0.001
1,2-ジクロロプロパン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.06以下	0.001
p-ジクロロベンゼン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.2以下	0.001
イソキサチオン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.008以下	0.0002
ダイアジノン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.005以下	0.0001
フェニトロチオン（ＭＥＰ）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.003以下	0.0002
イソプロチオラン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.04以下	0.0005

（次ページに続く）

（前ページからの続き）

水域名	八幡川下流	太田川上流	湯坂川		瀬野川		指針値	定量下限値
地点番号	6	17	91		90	70		
測定地点名	泉橋	玖村	湯坂川支川（６地点）	湯坂川（２地点）	石仏橋	日浦橋		
オキシン銅（有機銅）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.04以下	0.002
クロロタロニル（ＴＰＮ）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.05以下	0.0005
プロピザミド	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.008以下	0.0001
ＥＰＮ	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.006以下	0.0005
ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.008以下	0.0005
フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.03以下	0.0001
イプロベンホス（ＩＢＰ）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.008以下	0.0001
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	－	0.0001
トルエン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.6以下	0.01
キシレン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.4以下	0.01
フタル酸ジエチルヘキシル	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.06以下	0.005
ニッケル	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	－	0.001
モリブデン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.07以下	0.007
アンチモン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.02以下	0.001
塩化ビニルモノマー	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.002以下	0.0002
エピクロロヒドリン	N.D.	N.D.	－	－	－	N.D.	0.0004以下	0.00004
全マンガン	0.011	0.10	－	－	－	0.005	0.2以下	0.005
ウラン	0.0005	N.D.	－	－	－	0.0002	0.002以下	0.0002
PFOS及びPFOA	0.0000041	－	N.D.～0.000091	N.D.～0.000010	0.000036～0.000083	0.0000099	0.00005以下（暫定）	0.0000003

注１　N.D.：検出されず(定量下限値未満)
注２　PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸の略

⑾　洗剤残存調査結果

（令和６年度）

水域名	地点番号	測定地点名	LAS(mg／L)
八幡川下流	6	泉橋	0.0007～0.0025
太田川上流	19	戸坂上水道取水口	N.D.～0.0006
鈴張川	27	宇津橋	N.D.～0.0027
根谷川下流	36	根の谷橋	N.D.～0.0010
三篠川	42	深川橋	N.D.～0.0009
古川下流	48	東原	N.D.～0.0023
猿猴川	60	仁保橋	N.D.～0.0011
府中大川	63	新大州橋	N.D.～0.0080
瀬野川	70	日浦橋	N.D.～0.0012

注　定量下限値（mg／L）：0.0006　　N.D.：検出されず(定量下限値未満)

⑿　底質調査結果

（令和６年度）

水域名	地点番号	測定地点名	pH	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	硫化物総量 (mg/g)	含水率 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	ヒ素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	ｱﾙｷﾙ水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	クロム (mg/kg)	酸化還元電位 (mV)
八幡川下流	7	八幡川河口	7.9	0.3	0.6	<0.1	24.2	<0.05	4.7	0.8	<0.01	<0.01	<0.01	4.2	2	190
太田川上流	19	戸坂上水道取水口	7.0	1.3	0.9	<0.1	22.3	0.14	5.9	2.5	<0.01	<0.01	<0.01	7.9	6	143
太田川下流	22	旭　橋	7.7	1.6	0.9	<0.1	23.3	<0.05	4.0	1.5	<0.01	<0.01	<0.01	4.5	4	27
旧太田川	58	舟入橋	7.8	0.8	0.7	<0.1	22.1	<0.05	6.6	2.1	<0.01	<0.01	<0.01	6.2	5	76
京橋川	59	御幸橋	7.7	25	4.3	0.2	30.3	0.27	12	5.1	0.06	<0.01	<0.01	17	6	-458
猿猴川	60	仁保橋	7.8	8.2	2.7	0.2	30.6	0.12	10	2.0	0.03	<0.01	<0.01	11	22	-59
猿猴川	61	向洋入江	7.6	31	10.9	1.0	45.9	0.57	37	8.3	0.17	<0.01	<0.01	78	7	-462
天満川	64	昭和大橋	7.7	1.6	1.0	<0.1	23.9	<0.05	6.3	1.8	0.01	<0.01	<0.01	7.7	17	40
元安川	65	南大橋	7.8	1.4	1.0	<0.1	23.1	<0.05	5.5	2.2	<0.01	<0.01	<0.01	7.7	2	50
瀬野川	70	日浦橋	7.0	0.2	0.4	<0.1	20.8	<0.05	2.8	0.6	<0.01	<0.01	<0.01	2.8	29	155
広島湾	85	金輪島西岸	7.7	26	10.1	0.5	53.3	0.47	41	7.5	0.34	<0.01	<0.01	61	1	-329
猿猴川		猿猴橋	7.8	1.8	0.9	0.1	24.5	－	－	－	－	－	－	－	－	-24
元安川		元安橋	7.7	10	2.5	<0.1	26.8	－	－	－	－	－	－	－	－	-188

⑬　地下水質調査結果

単位：mg／L

（令和６年度）

区分	地点	測定地点名	測定回数	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	ＰＣＢ	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2－ジクロロエタン	1,1－ジクロロエチレン	1,2－ジクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン
概況調査	1	東区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	2	安佐南区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	3	安佐南区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	4	安佐南区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	5	安佐北区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	6	安佐北区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	7	安佐北区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	8	安芸区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	9	佐伯区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	10	佐伯区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
継続監視調査	11	中区	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
	12	西区①	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
	13	西区②	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
	14	安佐南区	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	0.005～0.006	N.D.
	15	安佐北区①	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
	16	安佐北区②	2	—	—	N.D.	—	0.007～0.009	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	0.0007～0.0009
	17	安佐北区③	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
環境基準値				0.003以下	検出されないこと。	0.01以下	0.02以下	0.01以下	0.0005以下	検出されないこと。	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下
定量下限値				0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005

（次ページに続く）

（前ページからの続き）

区分	地点	測定地点名	測定回数	1,1,2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4－ジオキサン
概況調査	1	東区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.3	0.11	0.01	N.D.
	2	安佐南区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.6	N.D.	N.D.	N.D.
	3	安佐南区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.7	0.16	0.02	N.D.
	4	安佐南区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.7	0.08	0.01	N.D.
	5	安佐北区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.17	N.D.	N.D.
	6	安佐北区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	0.24	0.15	N.D.
	7	安佐北区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.7	0.13	0.04	N.D.
	8	安芸区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.08	N.D.	N.D.
	9	佐伯区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.3	0.13	0.01	N.D.
	10	佐伯区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	0.29	N.D.	N.D.
継続監視調査	11	中区	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.61～5.5	0.14～0.16	0.10～0.14	—
	12	西区①	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.～0.02	0.3～0.33	0.02～0.03	—
	13	西区②	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.64～2.4	0.12～0.13	0.06～0.07	—
	14	安佐南区	2	—	N.D.	0.0006～0.0008	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.～0.01	0.61～0.62	0.13	—
	15	安佐北区①	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.9～1.2	N.D.～0.1	N.D.	—
	16	安佐北区②	2	—	N.D.	N.D.～0.0006	—	—	—	—	N.D.	—	0.88～0.98	0.2～0.27	N.D.	—
	17	安佐北区③	2	—	0.001	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.27～0.33	N.D.～0.10	N.D.	—
環境基準値				0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下
定量下限値				0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.01	0.08	0.01	0.005

注１　N.D.:検出されず(定量下限値未満)

注２　環境基準の達成状況は、年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。

⑭　要監視項目調査結果（地下水）

単位：mg/L　　（令和６年度）

測定地点名	安芸区③～④	指針値	定量下限値
測定回数	24		
PFOS及びPFOA	0.0000070 ～ 0.000044	0.00005以下(暫定)	0.0000003

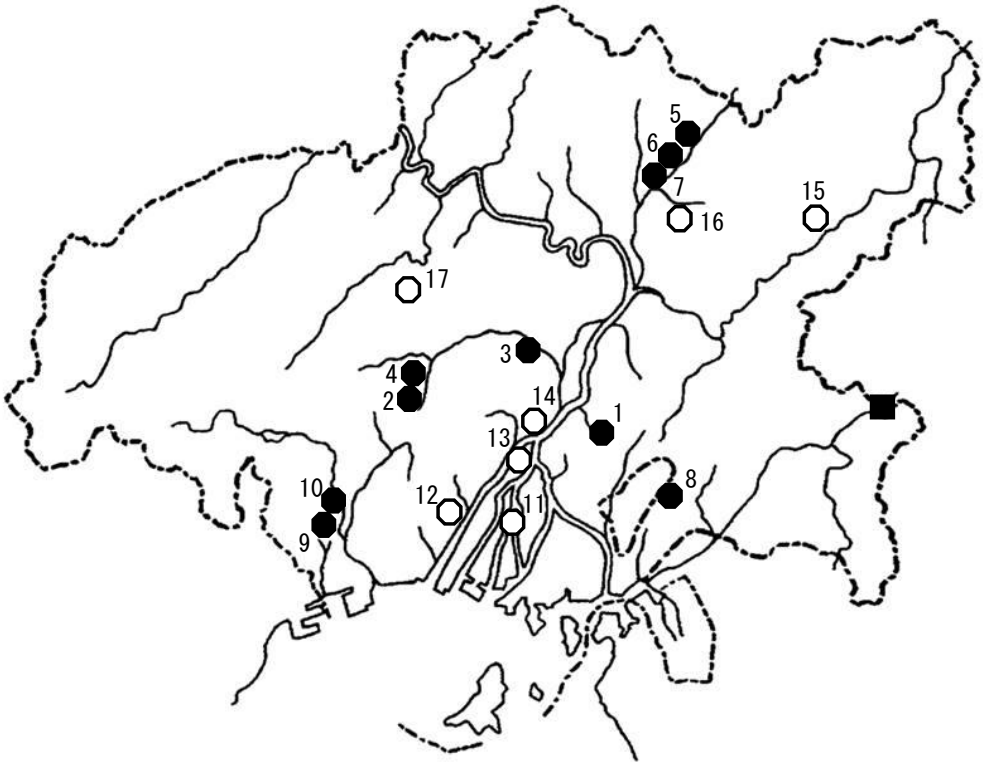

凡例
- ● 概況調査測定地点
- ○ 継続監視調査測定地点
- ■ 要監視項目調査測定地点

図３０　地下水調査地点（令和６年度）

3　騒音・振動関係

(1)　道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率）

（令和６年度）

道路種別	路線名称	評価区間数	対象戸数（百戸）	環境基準適合率(%) 昼間	環境基準適合率(%) 夜間	道路種別	路線名称	評価区間数	対象戸数（百戸）	環境基準適合率(%) 昼間	環境基準適合率(%) 夜間
高速自動車	山陽自動車道	20	24	95	95	一般県道	南観音観音線	4	11	100	100
高速自動車	中国自動車道	5	1	100	100	一般県道	南原峡線	2	2	100	100
高速自動車	広島自動車道	8	1	100	100	一般県道	八木広島線	3	3	100	100
都市高速道	安芸府中道路（高速1号線）	6	2	86	91	一般県道	八木緑井線	1	14	99	99
都市高速道	府中仁保道路（高速2号線）	11	8	100	97	一般県道	伴広島線	9	48	100	100
都市高速道路	広島南道路（高速3号線）	7	14	100	100	一般県道	浜田仁保線	1	0.5>	100	100
都市高速道路	広島西風新都線（高速4号線）	1	3	86	86	主要地方道	浜田八重可部線	1	0.5>	100	100
一般国道	一般国道2号	29	142	99	89	一般県道	府中祇園線	10	41	100	100
一般国道	一般国道2号（西広島バイパス）	29	71	88	86	一般県道	矢口安古市線	2	16	98	98
一般国道	一般国道2号（東広島バイパス）	3	2	99	99	主要地方道	矢野安浦線	8	20	99	98
一般国道	一般国道31号	6	5	100	97	一般市道	安佐南1区川の内線	1	1	100	100
一般国道	一般国道54号	22	25	94	92	一般市道	安佐南3区長束八木線	1	11	100	100
一般国道	一般国道54号（祇園新道）	7	57	100	100	一般市道	安佐南4区453号線	1	5	100	100
一般国道	一般国道54号（佐東拡幅）	4	5	65	55	一般市道	安佐南4区454号線	1	0.5>	100	100
一般国道	一般国道54号（可部バイパス）	7	8	100	100	一般市道	安佐南4区486・490・739号線、佐伯1区371号線	3	3	100	100
一般国道	一般国道183号	11	95	99	96	一般市道	安佐南4区486号線	1	0.5>	100	100
一般国道	一般国道191号	13	9	97	97	一般市道	安佐南4区488,489号線	2	2	100	100
一般国道	一般国道261号	8	2	99	99	一般市道	駅前観音線	7	49	100	100
一般国道	一般国道433号	4	3	100	100	一般市道	駅前吉島線	9	54	91	90
一般国道	一般国道487号	2	45	100	100	一般市道	横川江波線	5	64	100	99
一般国道	一般国道488号	2	1	100	100	一般市道	霞庚午線	10	38	99	99
主要地方道	安佐豊平芸北線	2	0.5>	97	97	一般市道	吉島観音線	1	10	100	100
一般県道	宇津可部線	5	5	100	100	一般市道	御幸橋三篠線	7	37	100	100
一般県道	下佐東線	7	1	100	100	一般市道	佐伯1区368・373号線	2	1	100	100
主要地方道	下瀬野海田線	2	3	100	100	一般市道	佐伯1区372号線	1	1	100	100
一般県道	可部停車場線	1	2	100	100	一般市道	佐伯1区376号線	1	2	100	100
主要地方道	久地伏谷線	4	2	100	100	一般市道	松原京橋線	3	1	49	52
一般県道	原田五日市線	7	22	99	100	一般市道	常盤橋大芝線	1	17	100	100
一般県道	古市広島線	2	44	100	100	一般市道	西1区335号線	1	7	100	100
一般県道	五日市停車場線	1	8	100	100	一般市道	西2区9号線	1	5	98	99
主要地方道	五日市筒賀線	5	18	100	100	一般市道	西3区82号線	1	11	100	100
一般県道	広島海田線	8	37	99	100	一般市道	西4区210号線	1	1	100	100
一般県道	広島港線	4	18	99	100	一般市道	西5区観音井口線	2	1	100	100
主要地方道	広島三次線	38	93	98	99	一般市道	西5区西部流通環状線	2	9	100	100
主要地方道	広島中島線	17	52	100	99	一般市道	草津沼田線	3	5	100	100
主要地方道	広島湯来線	13	11	82	86	一般市道	草津沼田線（草津沼田道路）	3	2	74	72
主要地方道	広島豊平線	15	72	99	99	一般市道	草津鈴が峰線	3	3	98	98
一般県道	今井田緑井線	3	15	100	99	一般市道	鷹野橋宇品線	4	20	100	100
一般県道	勝木安古市線	5	6	100	100	一般市道	中1区御幸橋三篠線	3	20	100	100
主要地方道	翠町仁保線	6	11	100	100	一般市道	中広宇品線	7	75	100	100
一般県道	瀬野呉線	2	3	99	98	一般市道	中島吉島線	4	40	100	98
主要地方道	瀬野川福富本郷線	5	4	100	98	一般市道	長束八木線	1	11	100	100
一般県道	瀬野船越線	4	18	100	100	一般市道	天満矢賀線	2	12	100	100
一般県道	川角佐伯線	2	1	100	100	一般市道	南1区駅前大洲線	1	4	100	100
主要地方道	大林井原線	1	1	100	100	一般市道	南3区比治山東雲線	2	15	100	100
一般県道	中山尾長線	2	10	100	100	一般市道	南4区659号線	1	4	100	100
一般県道	津江八本松線	1	1	100	100	一般市道	南4区832号線	1	5	99	100
主要地方道	東海田広島線	11	56	100	99	一般市道	白島牛田線	1	7	100	100
主要地方道	東広島白木線	1	1	100	100	一般市道	比治山庚午線	7	53	99	99

注１　路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適否を路線別に集計したものです。
注２　環境基準適合率(%)＝環境基準適合戸数／対象戸数×100
注３　環境基準を満たしていない対象があっても、環境基準適合率が100（%）となる場合もあります。
注４　対象戸数は、100戸未満を四捨五入して表記しました（「0.5>」は50戸未満を示します）。

⑵ 道路交通騒音・振動測定結果

（令和６年度）

番号	評価区間名称	測定地点	道路近傍騒音 LAeq(dB)		自動車騒音 (3日間のｴﾈﾙｷﾞｰ平均値) LAeq(dB)		振動(dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	安芸府中道路（高速１号線）	東区温品町	52	44				
2	一般国道２号（西広島バイパス）	西区観音本町１丁目 12 番	68	64				
3	一般国道２号（西広島バイパス）	西区己斐本町２丁目 21 番	64	58	64 ○	59 ○	40○	38○
4	一般国道２号（東広島バイパス）	安芸区中野東２丁目 26 番	54	49				
5	一般国道２号	西区草津南４丁目６番	66	61				
6	一般国道２号（東広島バイパス）	安芸区瀬野南町	49	46				
7	一般国道 183 号	中区十日市町１丁目１番	69	62				
8	一般国道 183 号	西区大宮１丁目１番	71	67				
9	一般国道 183 号	安佐南区長束２丁目４番	73	69				
10	瀬野川福富本郷線	安芸区瀬野３丁目 12 番	66	58				
11	広島豊平線	安佐南区相田２丁目７番	70	67				
12	広島中島線	東区温品４丁目 22 番	67	61				
13	広島中島線	東区福田２丁目	68	61				
14	広島中島線	安佐北区深川１丁目５番	66	60				
15	東海田広島線	中区西白島町 16 番	67	62				
16	下佐東線	安佐南区八木町	67	56				
17	中山尾長線	東区中山西１丁目 10 番	66	61				
18	比治山庚午線	中区中町８番	61	56				
19	比治山庚午線	西区観音町７番	59	53				
20	草津沼田線	西区草津新町１丁目 18 番	66	62				
21	中広宇品線	南区比治山公園６番	69	62				
22	安佐南４区 454 号線	安佐南区大塚東１丁目 17 番	71	64				
23	安佐南４区 486・490・739 号線 佐伯１区 371 号線	安佐南区伴南５丁目	62	55				
24	鷹野橋宇品線	中区千田町３丁目７番	69	63				
25	鷹野橋宇品線	南区宇品西５丁目 12 番	65	59				
26	吉島観音線	中区舟入川口町 18 番	68	61				
27	安佐南４区 488・489 号線	安佐南区伴南４丁目２番	65	61				
28	西３区 82 号線	西区己斐本町３丁目 12 番	69	64				
29	安佐南４区 486 号線	安佐南区伴西３丁目９番	68	63				

注１　自動車騒音（3日間のエネルギー平均値）及び道路交通振動の○印は、自動車騒音の限度内であることを、×印は、自動車騒音の限度を超過すること又は道路交通振動の限度を超過することを示します。

注２　道路近傍騒音及び自動車騒音（3日間のエネルギー平均値）の時間区分で、昼間とは午前6時から午後10時までを、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までを示します。

注３　道路交通振動の時間区分で、昼間とは午前7時から午後7時までを、夜間とは午後7時から翌日午前7時を示します。

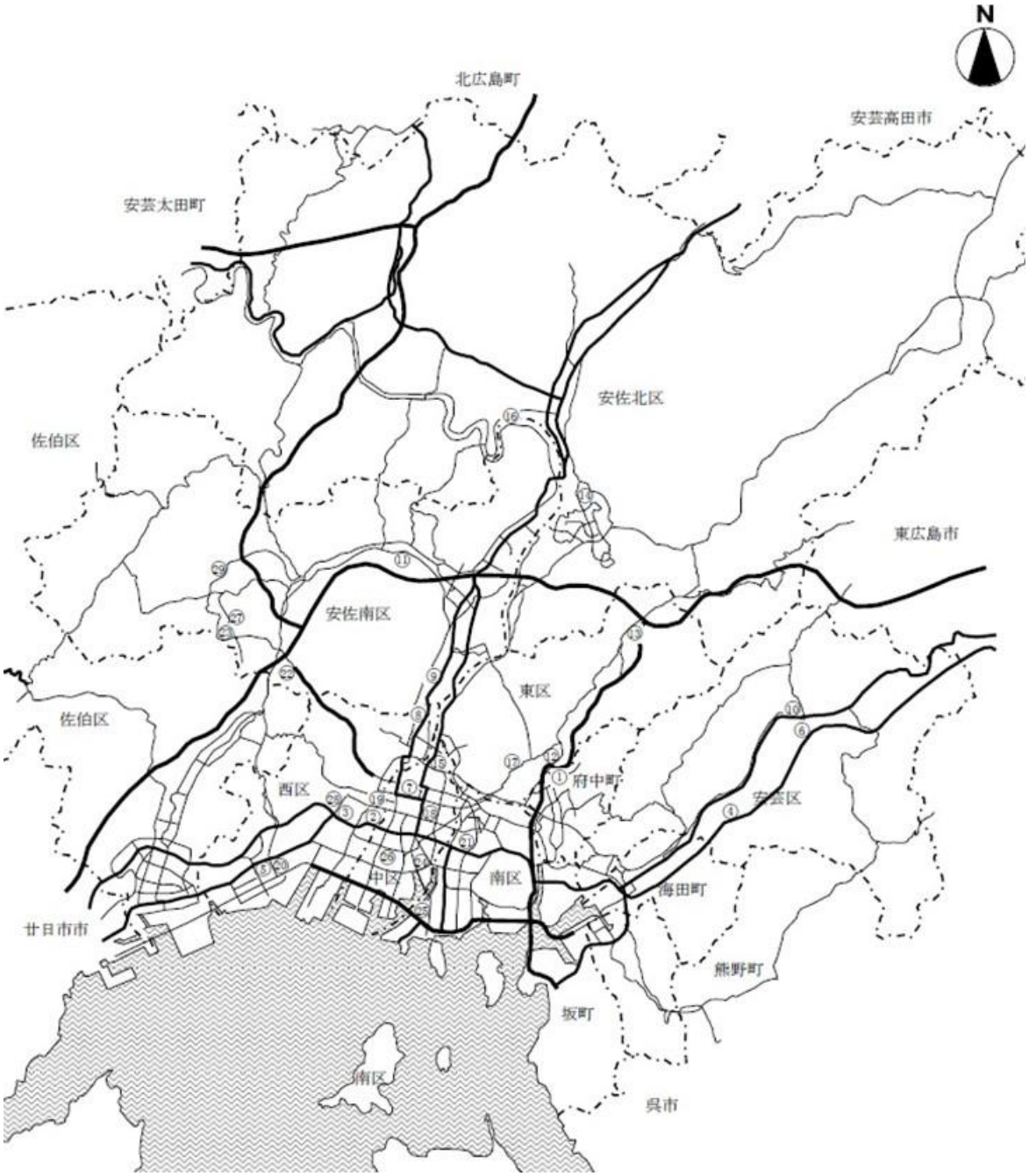

縮尺１：200,000

調査位置図凡例	
市区境界	
高速道路	
国道	
その他の道路	
海域	

図３１　道路交通騒音・振動測定地点（令和６年度）

⑶　鉄道騒音・振動測定結果

地点番号	区分	測定地点 （用途地域）	測　定 年月日	軌道構造	防音壁の種類 （軌道面からの高さ）	列車速度 (km/h)	軌道中心からの距離 (m)	騒音ﾚﾍﾞﾙ (dB(A))	振動ﾚﾍﾞﾙ (dB)
1	新幹線	佐伯区利松二丁目 市道 （第１種住居地域）	令和6年 12月4日	高架橋(ﾗｰﾒﾝ) (8.4m) スラブ (防振ｽﾗﾌﾞﾏｯﾄ有)	逆L (吸音材有) (2.03m)	258 257 257 256	12.5 25 50 100	76 73 69 64	－ 51 49 －
2	在来線	安佐北区落合二丁目 玖第一公園 （第１種住居地域）	令和6年 12月5日	盛土 (0.7m) バラスト	無	41	12.5 25	昼間　夜間 61　54 56　50	61 57

注１　騒音レベルは、測定した騒音のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものです。ただし、在来線の騒音については、昼間(7時～22時)、夜間(22時～翌日7時)の等価騒音レベル(LAeq)を求めたものです。

注２　振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものです。

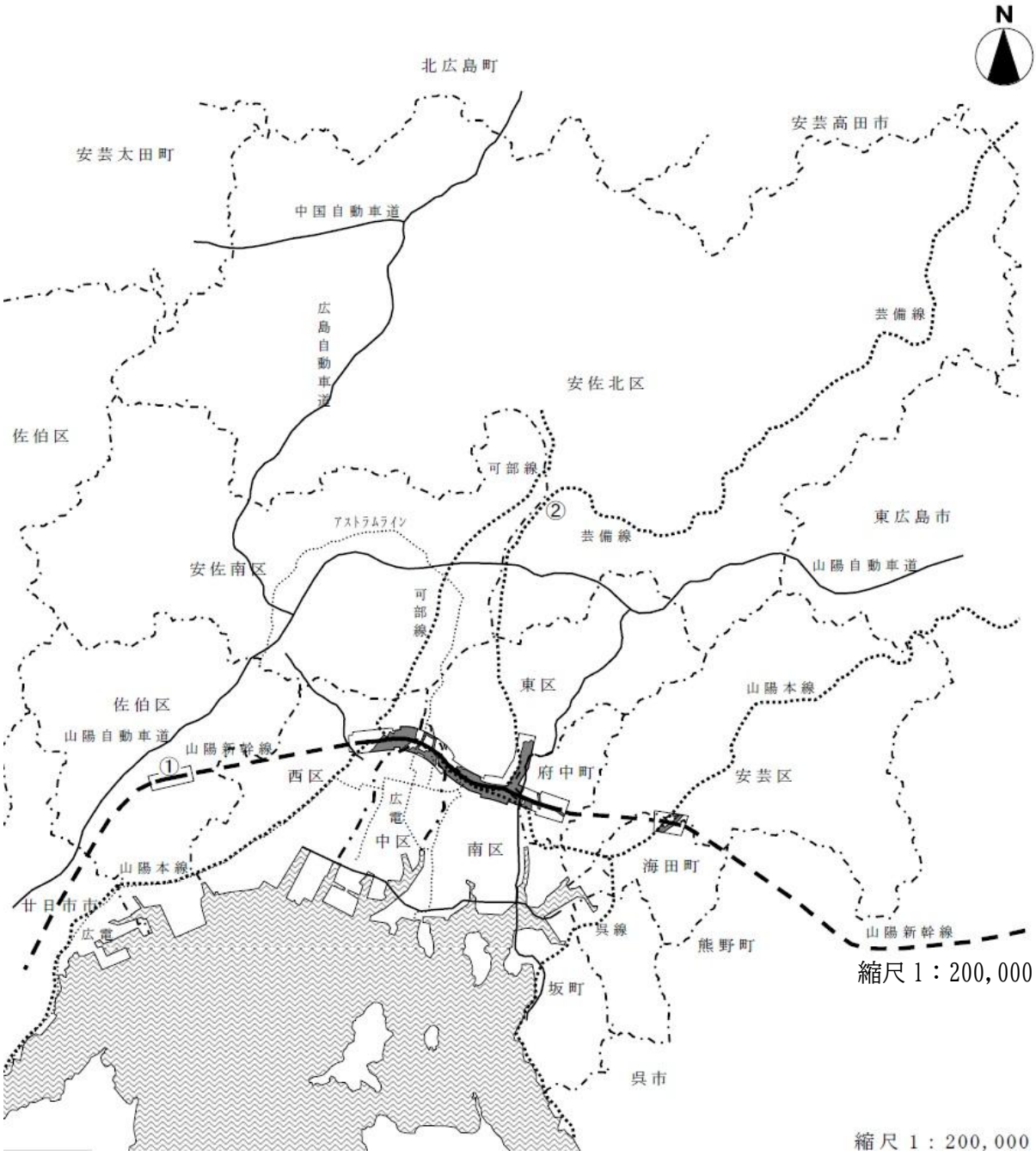

調査位置図凡例	
市区境界	
ＪＲ新幹線	
ＪＲ在来線	
その他の路線	
高速道路	
海域	

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
Ⅰ	70 デシベル以下
Ⅱ	75 デシベル以下

図３２　鉄道騒音・振動測定地点（令和６年度）

4　有害化学物質関係

(1)　有害大気汚染物質モニタリング結果

（令和６年度）

測定地点 / 項　目	安佐南区役所		比治山測定局		楠那中学校		大林小学校	
	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値
ベンゼン	0.34～1.1	0.60	0.25～1.1	0.60	0.33～1.1	0.63	0.19～0.97	0.50
トリクロロエチレン	(0.008)～0.55	0.11	0.031～0.90	0.27	(0.007)～0.88	0.16	(0.007)～0.11	0.038
テトラクロロエチレン	(0.015)～0.060	0.036	<0.008～0.065	0.036	<0.008～0.054	0.035	<0.008～0.11	0.039
ジクロロメタン	0.41～1.2	0.66	0.31～1.2	0.67	0.31～1.3	0.76	0.40～1.8	0.84
アクリロニトリル	<0.008～(0.018)	(0.009)	<0.008～0.031	(0.010)	<0.008～0.035	(0.012)	<0.008～(0.016)	<0.008
アセトアルデヒド	0.77～3.6	1.8	0.85～3.2	1.8	0.83～3.2	1.6	0.46～3.4	1.6
塩化メチル	1.2～1.5	1.3	1.2～1.7	1.4	1.2～1.7	1.4	1.2～1.4	1.3
塩化ビニルモノマー	<0.009～0.044	(0.010)	<0.009～0.047	(0.012)	<0.009～0.049	(0.012)	<0.009～(0.024)	<0.009
クロロホルム	0.13～0.33	0.20	0.11～0.25	0.18	0.14～0.23	0.17	0.13～1.0	0.30
酸化エチレン	0.026～0.13	0.052	0.028～0.13	0.051	0.022～0.13	0.048		
トルエン	0.85～4.7	2.4	0.90～5.4	2.9	1.7～85	15	0.69～3.0	1.8
1,2-ジクロロエタン	0.050～0.21	0.10	0.046～0.20	0.11	0.050～0.20	0.11	0.045～0.22	0.10
1,3-ブタジエン	(0.014)～0.052	0.033	0.023～0.067	0.043	(0.014)～0.059	0.036	(0.016)～0.054	0.025
ベンゾ[a]ピレン	<0.003～0.67	0.12	(0.006)～0.70	0.13	0.014～0.68	0.14	<0.003～0.58	0.11
ホルムアルデヒド	0.86～6.2	2.6	1.0～7.3	3.0	1.1～6.7	2.8	0.57～5.7	2.2
水銀及びその化合物	1.5～2.2	1.8	0.89～2.1	1.6	1.4～2.2	1.7	1.5～2.2	1.8
ニッケル化合物	0.37～4.0	1.4	0.43～2.5	1.5	0.32～2.1	1.2	(0.20)～1.7	1.1
ヒ素及びその化合物	0.12～3.5	1.4	0.15～2.8	1.5	0.13～3.5	1.5	0.12～4.1	1.5
ベリリウム及びその化合物	<0.0014～0.036	0.011	(0.0015)～0.042	0.016	<0.0014～0.047	0.019	<0.0014～0.043	0.014
マンガン及びその化合物	1.8～23	9.4	4.0～42	15	6.2～45	17	1.4～25	9.4
クロム及びその化合物	0.43～2.6	1.7	1.4～12	4.2	0.81～5.7	3.0	0.38～2.6	1.6
キシレン	0.33～1.6	0.84	0.35～2.8	1.2	0.44～29	6.0	0.50～1.5	0.81

単位　μg/m^3（ただし、ベンゾ[a]ピレン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム　及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物についてはng/m^3）

注　測定は毎月実施しています。

最小値～最大値欄には、その測定結果が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は＜検出下限値(数値)と記載しました。年平均値欄には、当該地点における測定結果の算術平均値を記載しました。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(＜検出下限値(数値))と記載しました。

⑵ ダイオキシン類調査結果

ア 大気環境調査結果

単位：pg-TEQ/m^3　　（令和６年度）

調 査 地 点	第1回 (5月)	第2回 (7月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	年平均値	環境基準値
国 泰 寺 中 学 校	0.0063	0.0062	0.011	0.0089	0.0081	0.6以下
井 口 小 学 校	0.0050	0.0094	0.0073	0.0055	0.0068	
安 佐 南 区 役 所	0.0062	0.0080	0.012	0.010	0.0091	
可 部 小 学 校	0.0072	0.0076	0.012	0.017	0.011	
安芸区スポーツセンター	0.0052	0.011	0.0070	0.0074	0.0077	

イ 公共用水域（河川・海域）調査結果

単位：水質pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g　　（令和６年度）

調査地点	水質				底質	
	第1回 (7月)	第2回 (12月)	年平均値	環境基準値	7月	環境基準値
八 幡 川　泉橋	0.080	0.063	0.072	1以下	1.1	150以下
※太 田 川　壬辰橋	0.078	－	－		0.22	
太 田 川　安芸大橋(戸坂上水道取水口)	0.070	0.060	0.065		1.1	
鈴 張 川　宇津橋	0.076	0.065	0.071		1.1	
根 谷 川　根の谷橋	0.063	0.062	0.063		1.1	
三 篠 川　深川橋	0.087	0.065	0.076		1.1	
古　　川　大正橋(東原)	0.080	0.065	0.073		1.1	
猿 猴 川　東大橋	0.12	0.063	0.092		2.0	
府中大川　新大州橋	0.066	0.060	0.063		1.1	
瀬 野 川　貫道橋(貫道)	0.080	0.058	0.069		1.1	
広 島 湾　江波沖	0.022	0.020	0.021		6.2	
広 島 湾　井口港沖(17番地点)	0.023	0.025	0.024		7.6	
広 島 湾　金輪島南	0.022	0.020	0.021		5.9	
海 田 湾　海田湾中央	0.044	0.029	0.037		12	

※　国土交通省中国地方整備局による調査（9月実施）

ウ 地下水調査結果

単位：pg-TEQ/L　　（令和６年度）

調査地点	調査結果	環境基準値
安佐北区安佐町鈴張	0.013	1以下
安佐北区安佐町鈴張	0.014	
安佐北区安佐町宮野	0.014	
安佐南区川内一丁目	0.013	

エ 土壌調査結果

単位：pg-TEQ/g　　（令和６年度）

調査地点	調査結果	環境基準値
西区庚午中四丁目	0.060	1,000以下
西区井口明神二丁目	0.080	
西区井口台四丁目	0.099	
西区己斐上六丁目	0.65	

⑶　ＰＲＴＲ制度による届出排出量・移動量の内訳

単位：kg/年（ダイオキシン類は、mg-TEQ/年）　　（令和５年度）

物質名	排出量			移動量			排出量・移動量
	大気	公共用水域等	合計	下水道	廃棄物	合計	
キシレン	203,950	0	203,950	19	25,810	25,829	229,779
トルエン	170,780	0	170,780	0	40,354	40,354	211,134
エチルベンゼン	87,645	0	87,645	0	22,157	22,157	109,802
トリメチルベンゼン	88,677	0	88,677	0	970	970	89,647
トリクロロエチレン	22,000	0	22,000	0	6,000	6,000	28,000
ヘキサン	21,891	0	21,891	0	1,200	1,200	23,091
ふっ化水素及びその水溶性塩	0	21,100	21,100	0	200	200	21,300
塩化メチレン	8,081	0	8,081	0	7,140	7,140	15,221
マンガン及びその化合物	121	356	477	21	10,887	10,908	11,385
亜鉛の水溶性化合物	0	5,964	5,964	5	3,114	3,119	9,083
メチルイソブチルケトン	7,243	0	7,243	0	750	750	7,993
ほう素化合物	0	6,820	6,820	0	0	0	6,820
ブチルセロソルブ	4,675	0	4,675	0	391	391	5,066
ニッケル化合物	0	510	510	0	4,000	4,000	4,510
ヘプタン	3,210	0	3,210	0	0	0	3,210
１，４－ジオキサン	910	0	910	0	2,200	2,200	3,110
クロム及び三価クロム化合物	21	0	21	9	2,950	2,959	2,979
硫化（２，４，４－トリメチルペンテン）	2,100	0	2,100	0	0	0	2,100
六価クロム化合物	0	0	0	0	2,026	2,026	2,026
ベンゼン	1,943	0	1,943	0	0	0	1,943
Ｎ，Ｎ－ジメチルアセトアミド	420	0	420	0	1,000	1,000	1,420
４，４’－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	0	0	0	0	1,392	1,392	1,392
鉛及びその化合物	0	0	0	0	1,100	1,100	1,100
酢酸ビニル	1	0	1	0	1,000	1,000	1,001
トリエチルアミン	810	0	810	0	2	2	812
ホルムアルデヒド	530	0	530	0	0	0	530
チウラム	0	0	0	0	450	450	450
メチルナフタレン	268	0	268	0	0	0	268
炭化けい素	0	0	0	0	220	220	220
ニッケル	20	0	20	0	149	149	169
シクロヘキサン	85	0	85	0	74	74	159
モリブデン及びその化合物	0	0	0	0	140	140	140
フェニレンジアミン	0	0	0	0	130	130	130
テルル及びその化合物	0	0	0	0	98	98	98
Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド	0	0	0	0	85	85	85
無機シアン化合物	0	0	0	0	76	76	76
ＨＣＦＣ－１２３	74	0	74	0	0	0	74
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル	0	0	0	20	49	69	69
ナフタレン	62	0	62	0	4	4	66
エチレングリコールモノエチルエーテル	48	0	48	0	12	12	60
ビス（２－スルフィドピリジン－１－オラト）銅	0	0	0	0	60	60	60
ナトリウム＝アルケンスルホナート及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート並びにこれらの混合物	0	0	0	0	36	36	36
ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩	0	0	0	12	19	31	31
エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	0	0	0	20	10	30	30
スチレン	28	0	28	0	0	0	28
ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	0	0	0	17	9	26	26
Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシルアミン	20	0	20	0	0	0	20

（次ページへ続く）

（前ページからの続き）

N，N－ビス（２－ヒドロキシエチル）アルカンアミド、（Ｚ）－N，N－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９－エンアミド及び（９Ｚ，１２Ｚ）－N，N－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９，１２－ジエンアミド並びにこれらの混合物	0	0	0	4	15	19	19
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	0	0	0	12	6	18	18
ビス（アルキル）（ジメチル）アンモニウムの塩	0	0	0	12	6	18	18
アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩	0	0	0	8	4	13	13
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0	0	0	6	3	9	9
コバルト及びその化合物	2	0	2	0	6	6	8
ジエタノールアミン	0	0	0	3	3	6	6
クメン	4	0	4	0	0	0	4
銅水溶性塩	0	4	4	0	0	0	4
フェノール	1	1	2	0	0	0	2
アセチルアセトン	0	0	0	0	2	2	2
水銀及びその化合物	1	0	1	0	0	0	1
ダイオキシン類	62	0	62	0	16,417	16,417	16,479
合計（ダイオキシン類を除く）	625,620	34,756	660,376	168	136,310	136,478	796,854

注1　排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第一位まで）の合計について小数点第一位で四捨五入し、整数表示したものです。集計結果が小数点以下のものについては、届出があっても表記上「0」となっている場合があります。また、集計結果は表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

注2　令和5年度分より、届出対象化学物質が416から515に変更されたことに伴い、届出物質数は増加している。

5　公害関係法令に基づく事業場数等

⑴　大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

（令和６年度末現在）

番号	区／施設種類	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	ボ イ ラ ー	113	20	88	42	37	58	17	50	425
5	金属溶解炉	4	0	27	0	0	5	3	4	43
6	金属加熱炉	0	0	33	6	1	1	4	1	46
11	乾　燥　炉	0	0	6	0	3	4	2	4	19
13	廃棄物焼却炉	3	0	3	3	2	8	0	6	25
29	ガスタービン	0	0	1	5	0	0	0	0	6
30	ディーゼル機関	17	11	29	19	10	10	4	18	118
計		137	31	187	75	53	86	30	83	682
工場・事業場数		58	14	42	31	27	41	13	31	257

注　番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号です。

⑵　大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数（電気・ガス工作物）

（令和６年度末現在）

番号	区／施設種類	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	ボ イ ラ ー	0	0	3	0	1	0	0	1	5
29	ガスタービン	47	11	17	13	11	8	2	6	115
30	ディーゼル機関	126	27	63	27	42	35	10	18	348
31	ガ ス 機 関	5	0	15	3	0	0	0	6	29
計		178	38	98	43	54	43	12	31	497
工場・事業場数		143 (112)	34 (29)	70 (51)	35 (27)	48 (42)	37 (29)	9 (6)	26 (20)	402 (316)

注１　番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号です。
注２　(　)内の数字は、電気・ガス工作物のみを設置する工場・事業場数です。

⑶　ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の年間排出量

（令和５年度）

硫黄酸化物	26.2万㎥N
窒素酸化物	65.3万㎥N

注　大気汚染物質排出量総合調査により算定された排出量です。

⑷　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙関係特定施設数

（令和６年度末現在）

番号	施設種類＼区		中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	金属溶解炉		0	0	0	0	0	1	0	0	1
3	金属加熱炉		1	0	5	1	0	0	1	0	8
8	乾燥炉		0	0	4	0	0	1	5	2	12
11	金属精錬又は加工用	電気めっき施設	0	0	0	20	1	0	0	0	21
		酸洗浄施設	0	0	1	1	0	0	0	2	4
12	機械製造又は加工用	電気めっき施設	2	0	21	11	8	0	10	0	52
		酸洗浄施設	9	0	13	15	3	1	9	0	50
14	無機	加工施設	0	0	0	1	0	0	0	0	1
17	合成樹脂製造又は加工用	熱処理施設	0	0	4	2	13	37	6	0	62
		乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計			12	0	48	51	25	40	31	5	212
工場・事業場数			3	0	12	12	3	5	7	3	45

注　番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号です。

⑸　大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設数

（令和６年度末現在）

番号	施設種類＼区	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	塗装施設	1	0	5	0	0	0	6	4	16
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	0	0	3	0	0	0	0	0	3
計		1	0	8	0	0	0	6	4	19
工場・事業場数		1	0	1	0	0	0	1	1	4

注　番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号です。

⑹　大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数

（令和６年度末現在）

番号	施設種類＼区	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	鉱物の堆積場	0	0	1	0	0	0	1	1	3
	土石の堆積場	2	1	9	1	7	17	3	13	53
3	ベルトコンベア	8	0	19	4	9	94	10	40	184
	バケットコンベア	0	0	3	0	0	0	0	0	3
4	破砕機	0	0	5	1	2	35	45	12	60
	摩砕機	0	0	0	0	0	6	1	0	7
5	ふるい	0	0	0	0	0	25	2	9	36
計		10	1	1	37	6	177	22	75	346
工場・事業場数		43	1	1	19	3	29	9	18	93

注　番号は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号です。

⑺ 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん関係特定施設数

（令和６年度末現在）

番号	施設種類＼区		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
2	無機塗料無機顔料製造用粉砕施設		0	0	0	0	0	29	0	0	29
3	食料品、飼料又は肥料製造用	原材料粉砕施設	2	0	0	5	0	2	0	4	13
		ふるい分施設	0	0	44	0	0	0	0	2	46
4	セメント加工用加工施設	粉砕施設	0	0	0	0	0	3	0	0	3
		セメントサイロ	6	0	18	1	18	28	2	11	84
		セメントホッパー	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		バッチャープラント	2	0	5	1	5	12	1	10	36
		ふるい分施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		自動包装施設	1	0	3	0	0	0	0	0	4
5	土石製品製造又は加工用	粉砕施設	0	0	6	1	4	30	3	9	53
		ふるい分施設	1	1	2	0	4	23	3	22	56
6	石綿又は合成樹脂用	切断施設	0	0	1	0	3	8	0	0	12
		成型施設	0	0	13	0	0	15	27	0	55
7	粉炭、石炭又はコークスの堆積場		1	0	6	1	0	0	0	0	8
	粉炭製造施設		0	0	1	0	0	0	0	0	1
計			14	1	101	9	34	150	36	58	403
工場・事業場数			5	1	19	3	15	47	6	26	122

注　番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5に掲げる項番号です。

⑻ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数

（令和６年度）

番号	作業の種類	届出件数
1	解体作業	36
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの	0
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
4	改造・補修作業	28
計		64

注　番号は、大気汚染防止法施行規則別表第7に掲げる項番号です。

⑼ 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設数

（令和６年度末現在）

施設種類＼	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
廃棄物焼却炉	3	0	1	3	2	7	0	6	22

⑽　水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数

（令和６年度末現在）

番号	区	中区			東区			南区			西区		
	通常排水量区分(m³／日) ＼ 業種等	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2	畜産農業								1	1			
2	畜産食料品製造業											2	2
3	水産食料品製造業					1	1					21	21
4	保存食料品製造業					2	2					2	2
5	みそ、しょう油等製造業											3	3
8	パン若しくは菓子の製造業または製あん業											3	3
10	飲料製造業											2	2
11	動物系飼料・有機質肥料製造業												
16	めん類製造業					1	1		1	1		4	4
17	豆腐又は煮豆の製造業												
18の2	冷凍調理食品製造業								2	2			
19	紡績業又は繊維製品の製造業												
20	洗毛業												
22	木材薬品処理												
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業											9	9
27	無機化学工業製品製造業								1	1			
38	石けん製造業												
46	有機化学工場製品製造業								1	1			
51の2	工業用ゴム製品製造業												
53	ガラス又はガラス製品の製造業												
54	セメント製品製造業											1	1
55	生コンクリート製造業								3	3			
59	砕石業												
60	砂利採取業												
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		1				1	1	2			
63の2	空きびん卸売業												
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設								1	1			
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用水道施設					2	2						
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		1	1		1	1	1	1	2		1	1
66	電気めっき施設								3	3		2	2
66の3	旅館業					2	2	1	5	6		5	5
66の4	共同調理場												
66の5	弁当仕出屋											6	6
66の6	飲食店								1	1		2	2
67	洗たく業					12	12		21	21		24	24
68	写真現像業					1	1					4	4
68の2	病院（病床数３００以上）								1	1		1	1
69	と畜場又は死亡獣畜取扱場											1	1
69の2	卸売市場											1	1
70の2	自動車特定整備事業											1	1
71	自動式車両洗浄施設					15	15		30	30		39	39
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等		1	1		3	3		4	4		5	5
71の3	一般廃棄物処理施設		1	1									
71の4	産業廃棄物処理施設								1	1		1	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設												
72	し尿処理施設（５０１人槽以上）					2	2						
73	下水道終末処理施設	2		2				2		2	1		1
74	特定事業場から排出される水の処理施設										1	2	3
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）								1	1	2	2	1	3
計		3	3	6	0	42	42	6	79	85	4	143	147

（次ページへ続く）

（前ページからの続き）

番号	安佐南区			安佐北区			安芸区			佐伯区			計		
	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2					2	2					3	3		6	6
2	1	1	2	3	4	7		3	3		1	1	4	11	15
3	1	1	2								1	1	1	24	25
4	1	5	6					1	1				1	10	11
5		3	3		12	12		2	2		1	1		21	21
8					1	1					1	1		5	5
10		1	1		5	5		2	2		4	4		14	14
11											1	1		1	1
16		3	3		1	1		1	1		1	1		12	12
17		9	9	1	3	4		1	1		6	6	1	19	20
18の2								1	1					3	3
19		2	2											2	2
20								1	1					1	1
22					1	1								1	1
23の2		1	1		3	3								13	13
27														1	1
38		1	1											1	1
46														1	1
51の2		2	2	1	2	3							1	4	5
53		2	2	1		1							1	2	3
54		1	1		3	3					2	2		7	7
55		3	4		8	8		1	1		5	5	1	19	20
59		1	1		6	6								7	7
60		2	2		1	1								3	3
63		1	1		1	1		3	3		5	5	2	11	13
63の2											1	1		1	1
63の3														1	1
64の2		1	1		1	1	1		1		1	1	1	5	6
65		1	1		4	4	2	7	9		3	3	3	19	22
66		2	2		1	1		4	4					12	12
66の3				1	24	25		3	3	1	11	12	3	50	53
66の4					1	1					1	1		2	2
66の5	1		1	1	2	3		3	3		2	2	2	13	15
66の6		4	4		1	1								8	8
67		40	40		37	37		8	8		30	30		172	172
68		3	3		3	3		1	1		4	4		16	16
68の2		1	1		2	2		1	1					6	6
69														1	1
69の2														1	1
70の2		3	3		1	1		3	3		1	1		9	9
71		73	73		56	56		19	19		49	49		281	281
71の2		6	6		3	3					4	4		26	26
71の3		1	1		1	1								3	3
71の4					5	5					2	2		9	9
71の5					1	1		1	1					2	2
72	1		1	11		11	3		3	3		3	18	2	20
73										1		1	6		6
74		1	1										1	3	4
指定地域特定施設	1	9	10	2	10	12	2	1	3	1	7	8	9	29	38
計	7	184	191	21	207	228	8	67	75	6	147	153	55	870	925

注１　水質汚濁防止法第５条第１項の規定に基づく特定事業場と瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場を合わせた数です。

注２　番号は、水質汚濁防止法施行令の別表第1に掲げる番号です。

注３　空欄にはゼロが入ります。

⑾　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定事業場数

（令和６年度末現在）

番号	区／施設	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設	0	4	3	3	14	8	2	7	41
2	養豚業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	0	4	2	6	8	5	0	2	27
4	流水式塗装施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	8	5	9	22	13	2	9	68

注１　水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している事業場を除きます。
注２　番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号です。

⑿　騒音規制法に基づく工場・事業場数

（令和６年度末現在）

番号	区／施設	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	金属加工機械	16	5	56	47	37	44	36	24	265
2	空気圧縮機等	243	46	149	131	100	110	53	62	894
3	破砕機等	0	2	4	3	9	33	6	11	68
4	織機	0	0	0	1	0	0	0	0	1
5	建設用資材製造機	1	0	1	1	4	9	0	0	16
6	穀物用製粉機	0	0	1	0	0	0	0	0	1
7	木材加工機械	16	4	37	45	30	30	11	14	187
8	抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	印刷機械	57	11	32	72	17	5	2	6	202
10	合成樹脂用射出成形機	0	0	0	1	6	15	8	3	33
11	鋳型造型機	0	0	0	1	1	2	0	0	4
計		333	68	280	302	204	248	116	120	1,671

注　番号は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号です。

⑬ 振動規制法に基づく工場・事業場数

（令和６年度末現在）

番号	区／施設	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	金属加工機械	18	7	44	34	27	45	22	27	224
2	圧縮機	37	9	67	70	54	70	28	32	367
3	破砕機等	0	2	4	2	10	37	4	15	74
4	織機	0	0	0	1	0	0	0	0	1
5	コンクリートブロックマシン等	0	0	0	1	1	0	0	1	3
6	木材加工機械	1	0	5	1	1	3	1	4	16
7	印刷機械	17	3	9	30	8	3	0	5	75
8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	0	0	0	0	0	2	0	0	2
9	合成樹脂用射出成形機	0	0	0	1	3	16	5	1	26
10	鋳型造型機	0	0	0	0	1	1	0	0	2
計		73	21	129	140	105	177	60	85	790

注　番号は、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号です。

⑭ 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定事業場数

（令和６年度末現在）

番号	区／施設	中　区	東　区	南　区	西　区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
1	金属加工機械	52	31	121	151	92	66	66	26	605
2	空気圧縮機等	190	46	103	93	67	75	34	42	650
3	コンクリートブロックマシン等	0	1	1	2	3	2	0	2	11
4	木材加工機械	30	14	42	86	67	39	21	21	320
5	ダイカストマシン	0	0	0	0	0	0	1	0	1
6	オシレートコンベア	0	0	0	0	0	1	0	0	1
7	電動発電機	10	0	0	1	0	0	0	1	12
計		282	92	267	333	229	183	122	92	1,600

注　番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる号番号です。

⑮ 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出数

（令和６年度）

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	79
2	びょう打機	0
3	さく岩機	601
4	空気圧縮機	152
5	コンクリートプラント等	0
6	バックホウ	158
7	トラクターショベル	5
8	ブルドーザー	1
計		996

注　番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号です。

⑯　振動規制法に基づく特定建設作業実施届出数

（令和６年度）

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	80
2	鋼球	0
3	舗装版破砕機	8
4	ブレーカー	430
計		518

注　番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号です。

⑰　広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数

（令和６年度末現在）

施設種類＼区分		施設数	事業場数	純事業場数
肥料又は飼料の製造業	イ　原料置場	14	2	3
	ロ　蒸解施設	15	2	
	ハ　乾燥施設	2	1	
養豚業又は養鶏業	イ　飼養施設	19	14	14
	ロ　収容施設	0	0	
	ハ　飼料調理施設	0	0	
	ニ　鶏ふん乾燥施設	20	8	
計		70	－	17

⑱　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数

（令和６年度末現在）

施設種類＼区			中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
別表1	4	アルミニウム合金の製造	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	5	廃棄物焼却炉	3	0	2	4	3	13	0	6	31
別表2	15	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄装置、湿式集塵施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	4	0	4	4	4	7	0	5	28
	18	下水道終末処理施設	1	0	2	2	0	0	0	0	5
計			8	0	8	10	7	22	0	11	66
工場・事業場数			2	0	3	3	2	13	0	3	26

注　番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表に掲げる項番号です。

⑲ 公害防止管理者等選任状況

（令和６年度末現在）

種類／業種	区分	特定工場数	公害防止管理者数													
			統括者	主任	大気1種	大気2種	大気3種	大気4種	水質1種	水質2種	水質3種	水質4種	騒音	振動	一般粉じん	ダイオキシン
総数	選任	83	68		1		9	15		19		3	25	24	15	1
	未選任	31	28					3		1			23	31	3	
食料品製造業	選任	7	6					5				3				
	未選任	1	2					1								
木材・木製品製造業	選任	1	1					1								
	未選任															
家具・装備品製造業	選任															
	未選任	1	1											1		
石油製品・石炭製品製造業	選任	5	4				1	3							5	
	未選任															
プラスチック製品製造業	選任	1	1					1								
	未選任	1	1					1								
ゴム製品製造業	選任	2	2					1		1						
	未選任															
窯業・土石製品製造業	選任	13	8					2		1					10	
	未選任	3	4												3	
鉄鋼業	選任	2	2				1							1		
	未選任	1	1										1	1		
非鉄金属製造業	選任	1	1				1									1
	未選任	1	1										1	1		
金属製品製造業	選任	20	13				2			10			8	6		
	未選任	7	8										7	10		
一般機械器具製造業	選任	7	7				2			2			2	2		
	未選任	4	2										4	5		
電気機械器具製造業	選任															
	未選任	2											2	2		
輸送用機械器具製造業	選任	22	21				1	2		5			15	15		
	未選任	8	6							1			7	10		
その他の製造業	選任															
	未選任	2	2					1					1	1		
電気業	選任	2	2		1		1									
	未選任															

注１　選任には一部選任も含みます。
注２　空欄にはゼロが入ります。

⑳ 年度別公害苦情件数

単位：件

種類／年度	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
令和2年度	333	30	76	170	14	42	0	0	1
3年度	288	32	66	134	13	40	0	0	3
4年度	259	23	60	112	27	34	0	0	3
5年度	283	31	58	124	32	35	0	1	2
6年度	322	40	41	153	40	46	0	1	1

⑵1　業種別公害苦情件数

単位：件　　（令和６年度）

業種＼種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
総数	322	40	41	153	40	46	0	1	1
農業	1	0	0	1	0	0	0	0	0
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	154	31	1	84	32	6	0	0	0
製造業	20	1	0	8	1	9	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	1	2	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	3	0	1	1	0	1	0	0	0
卸売・小売業	4	0	1	2	0	1	0	0	0
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	1	0	0	1	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	13	0	0	10	0	3	0	0	0
医療・福祉	4	1	0	3	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス業	3	0	0	2	0	1	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	11	0	3	6	1	1	0	0	0
公務(他に分類されないもの)	2	1	0	0	0	1	0	0	0
分類不能の産業	6	0	2	1	0	3	0	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0
個人	3	0	0	2	0	1	0	0	0
原因者不明	29	4	1	17	5	1	0	1	0

⑵2　公害苦情の解決状況

単位：件　　（令和６年度）

区分＼種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
受理件数(A)	322	40	41	153	40	46	0	1	1
解決件数(B)	319	40	39	152	40	46	0	1	1
未解決件数(C)	3	0	2	1	0	0	0	0	0
解決率(B/A)	99%	100%	95%	99%	100%	100%	－	100%	100%

6　廃棄物関係

(1)　一般廃棄物

ア　ごみ排出量の推移

単位：t

年　　度	総　　量	家庭ごみ	事業ごみ			都市美化ごみ（町内清掃等）	（別　掲）焼却灰
			一般廃棄物	産業廃棄物	計		
27年度	372,342	211,808	151,054	7,316	158,370	2,164注1	35,723注2
28年度	366,112	206,599	150,211	7,547	157,758	1,755注1	33,736注3
29年度	370,065	208,436	151,614	8,410	160,024	1,605	33,593注4
30年度	383,808	208,231	151,868	9,470	161,338	14,239注5	34,622注6
令和元年度	412,218	211,743	149,998	10,041	160,039	40,436注5	33,091注7
２年度	357,111	220,086	135,882	0	135,882	1,143注5	31,285注8
３年度	359,785	221,029	136,659	0	136,659	2,097注9	33,154注10
４年度	354,025	215,225	137,021	0	137,021	1,779注9	32,400注11
５年度	341,725	204,592	135,817	0	135,817	1,316	28,996注12
６年度	332,044	197,442	133,431	0	135,431	1,171	28,464注13

資料　広島市環境局業務部業務第一課
注１　平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。
注２　平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず878tを含みます。
注３　平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,125tを含みます。
注４　金属くず595tを含みます。
注５　平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。
注６　平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず320tを含みます。
注７　平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず380tを含みます。
注８　平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,004tを含みます。
注９　令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。
注10　令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず735tを含みます。
注11　令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず416tを含みます。
注12　令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず581tを含みます。
注13　金属くず513tを含みます。

イ　ごみ処理量の推移

単位：t

年　度	焼　却	埋　立	再　生	無害化	計
27年度	304,976	55,986	46,753	350	408,065注1
28年度	300,020	53,436	46,049	343	399,848注1
29年度	303,775注2	55,168	45,220	337	404,500
30年度	308,011注3	67,143	43,710	430	419,294注4
令和元年度	304,881注5	99,835	41,146	333	446,195注4
２年度	294,280注6	45,086	46,318	374	386,058注4
３年度	294,529注7	47,243	50,063	352	392,187注8
４年度	291,908注9	45,794	49,240	334	387,276注8
５年度	279,545注10	40,984	50,689	276	371,494
６年度	273,063注11	39,977	47,932	288	361,260

資料　広島市環境局業務部業務第一課
注１　平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
注２　安芸太田町分842tを含みます。
注３　安芸太田町分864tを含みます。

注４　平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
注５　安芸太田町分886tを含みます。
注６　安佐南工場火災に伴う他市町処理委託分1,496t及び安芸太田町分626tを含みます。
注７　安佐南工場火災に伴う他市町処理委託分4,611t及び安芸太田町分564tを含みます。
注８　令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
注９　安芸太田町分851tを含みます。
注10　安芸太田町分773tを含みます。
注11　安芸太田町分752tを含みます。

⑵　産業廃棄物

ア　産業廃棄物処理業許可の内訳

業の区分	許可区分		件数 令和５年度末		件数 令和６年度末	
産業廃棄物処理業	収集運搬業			167		160
	処分業	中間処理業	119	114	122	117
		最終処分業		5		5
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬業			28		28
	処分業	中間処理業	6	6	6	6
		最終処分業		0		0

資料　広島市環境局業務部産業廃棄物指導課
注　区分を重複して許可を有する場合は、区分ごとに計上しています。

イ　産業廃棄物処理施設設置状況

（令和６年度末）

区分	設置数 民間	設置数 公共	計
汚泥の脱水施設	6	－	6
汚泥の焼却施設	7	－	7
廃油の油水分離施設	2	－	2
廃油の焼却施設	7	－	7
廃プラスチック類の破砕施設	15	－	15
廃プラスチック類の焼却施設	8	－	8
木くず・がれき類の破砕施設	51	－	51
その他の焼却施設	10	－	10
シアン化合物の分解施設	1	－	1
廃水銀等の硫化施設	1	－	1
最終処分場	7	1	8
合計	115	1	116

資料　広島市環境局業務部産業廃棄物指導課
注　焼却施設、破砕施設は、2種類以上の廃棄物を処理している場合は、それぞれに計上しています。

7　環境基準

環境基準は、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められています（広島市関係分について抜粋）。

⑴　大気汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

物　質	環境上の条件	測　定　方　法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg／m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg／m^3以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

（平成21年9月9日環境省告示第33号）

微小 粒子状物質	1年平均値が15μg／m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg／m^3以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

⑵ 水質汚濁に係る環境基準

ア　人の健康の保護に関する環境基準

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

項　　目	基 準 値	測　定　方　法
カ　ド　ミ　ウ　ム	0.003mg／L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3の14.3、14.4又は14.54に定める方法
全　シ　ア　ン	検出されないこと	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg／L以下	規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5
六　価　ク　ロ　ム	0.02mg／L以下	規格K0102-3の24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の１及び２に掲げる場合にあっては、それぞれ１及び２に定めるところによる。） １　規格K0102-3の24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb)による場合に限る。） 　試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／Ｌ）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120％であることを確認すること。 ２　規格K0102-3の24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 　１に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒　素	0.01mg／L以下	規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法
総　水　銀	0.0005mg／L以下	付表2に掲げる方法
ア　ル　キ　ル　水　銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
Ｐ　Ｃ　Ｂ	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジ　ク　ロ　ロ　メ　タ　ン	0.02mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四　塩　化　炭　素	0.002mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，2－ジクロロエタン	0.004mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1，1－ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1，1，1－トリクロロエタン	1mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2－トリクロロエタン	0.006mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3－ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ　ウ　ラ　ム	0.006mg／L以下	付表5に掲げる方法
シ　マ　ジ　ン	0.003mg／L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ　オ　ベ　ン　カ　ル　ブ	0.02mg／L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ　ン　ゼ　ン	0.01mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ　レ　ン	0.01mg／L以下	規格K0102-3の26.2、26.3又26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4に定める方法

（次ページへ続く）

（前ページからの続き）

項　　目	基準値	測　定　方　法
ふ　　っ　　素	0.8mg／L以下	規格K0102-2の5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほ　　う　　素	1mg／L以下	規格K0102-3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
１，４－ジオキサン	0.05mg／L以下	付表7に掲げる方法

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「イ　生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ　生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河 川

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg／L以下	25mg／L以下	7.5mg／L以上	20 CFU／100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg／L以下	25mg／L以下	7.5mg／L以上	300 CFU／100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg／L以下	25mg／L以下	5mg／L以上	1,000 CFU／100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg／L以下	50mg／L以下	5mg／L以上	－
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg／L以下	100mg／L以下	2mg／L以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg／L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg／L以上	－
測定方法		規格K0102-1の12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1の18に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5の5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、０～５℃（凍結させない）の暗所に保存し、９時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）

注　1　自然環境保全　　自然探勝等の環境保全
　　2　水　　道1級　　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃　　2級　　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　3級　　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　3　水　　産1級　　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　〃　　2級　　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　〃　　3級　　コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　4　工業用水　1級　　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　2級　　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃　　3級　　特殊の浄水操作を行うもの
　　5　環境保全　　国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

備考
1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量５mg／L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
4 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。
5 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6 大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	0.03mg／L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	0.02mg／L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.05mg／L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.04mg／L以下
測定方法		規格K0102-3の12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4の6.2.5に掲げる方法

備考　基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

(ｲ) 海域

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg／L以下	7.5mg／L以上	300 CFU／100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg／L以下	5mg／L以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg／L以下	2mg／L以上	－	－
測定方法		規格K0102-1の12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1の17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5の5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	規格K0102-1の22.5に定める方法に掲げる方法

備考　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

注　1 自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2 水　産　1級　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
〃　2級　：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環　境　保　全　：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg／L以下	0.02mg／L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg／L以下	0.03mg／L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg／L以下	0.05mg／L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg／L以下	0.09mg／L以下
測定方法		規格K0102-2の17.4 又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格K0102-2の18.4（18.4.1.4のb)を除く。）に定める方法

備 考

1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注　1 自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
　　2 水　産　1種　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　　〃　2種　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　〃　3種　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　3 生物生息環境保全　：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg／L以下	0.001mg／L以下	0.01mg／L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg／L以下	0.0007mg／L以下	0.006mg／L以下
測定方法		規格K0102-3の12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4の6.2.5に定める方法

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg／L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg／L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg／L以上
測定方法		規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法

備 考　基準値は、日間平均値とする。

ウ　広島市内水域に係る生活環境の保全に関する環境基準の類型指定

（昭和45年 9月 1日 閣議決定
昭和49年10月 1日 広島県告示第806号
昭和50年 6月13日 広島県告示第527号
昭和60年 3月18日 広島県告示第273号
昭和61年 3月31日 広島県告示第323号）

水域名	名称	範囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃　－B		
	天満川	全域	〃　－A		
	旧太田川	全域	〃　－A		
	元安川	全域	〃　－A		
	京橋川	全域	〃　－A		
	猿猴川	全域	〃　－B	S60.3.18	広島県
	瀬野川	全域	〃　－B	S45.9.1	国
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃　－A	S50.6.13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃　－B		
太田川関連支川水域	水内川	全域	〃　－A	S50.6.13	広島県
	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃　－A		
	吉山川	全域	〃　－A		
	鈴張川	全域	〃　－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃　－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃　－B		
	三篠川	全域	〃　－A		
	安川	全域	〃　－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃　－B		
	府中大川	全域	〃　－D	S61.3.31	
広島湾水域	海田湾	別記1の水域	海域－B	S49.10.1	広島県
	広島市地先海域	別記2の水域	〃　－A		
	五日市・廿日市地先海域	別記3の水域	〃　－A		
	広島湾	別記4の水域	〃　－A		

別記

1　共永興業株式会社広島営業所坂倉庫敷地(安芸郡坂町字鯛尾5708番地の16)西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)

2　広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方1,500mの地点(北緯34度21分2秒、東経132度23分22秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)

3　八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鰆浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)

4　廿日市市鰆浜鼻から厳島聖埼まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ッ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)

注　五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域-A類型であるが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適用される。

エ　海域の窒素・燐に係る水質環境基準の類型指定

（平成9年4月10日 広島県告示第450号）

水域名	範囲	該当類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	別記1の水域	海域 Ⅲ	平成9年4月10日	広島県
広島湾南部	別記2の水域	海域 Ⅱ	平成9年4月10日	広島県

別記

1（広島湾北部）

廿日市市鰆浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

2（広島湾南部）

廿日市市鰆浜鼻と厳島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ッ小島と呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

⑶ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

項　　目	基 準 値	測　定　方　法
カドミウム	0.003mg／L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3の14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わい。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表１（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01mg／L以下	規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg／L以下	規格K0102-3の24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の１及び２に掲げる場合にあっては、それぞれ１及び２に定めるところによる。） 1　規格K0102-3の24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／Ｌ）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2　規格K0102-3の24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 １に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg／L以下	規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg／L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg／L以下	付表に掲げる方法
1，2-ジクロロエタン	0.004mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg／L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg／L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg／L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg／L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg／L以下	規格K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4に定める方法

（次ページへ続く）

（前ページからの続き）

項　　目	基 準 値	測　定　方　法
ふ　　っ　　素	0.8mg／L以下	規格K0102-2の5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほ　　う　　素	1mg／L以下	規格K0102-3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
１，４－ジオキサン	0.05mg／L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑷ 土壌の汚染に係る環境基準

（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

項　　目	基 準 値	測　定　方　法
カ ド ミ ウ ム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本産業規格 （以下「規格」という。） K0102-3　14.3、14.4又は14.5に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全　シ　ア　ン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2　9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表１（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有　機　燐	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4　7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4　7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102-3　13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格K0102-3　24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7　7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒　素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102-3　20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総　水　銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表１に掲げる方法
P　C　B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ク ロ ロ エ チ レ ン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成９年３月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

（次ページへ続く）

（前ページからの続き）

項　　目	基 準 値	測　定　方　法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあっては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ　ウ　ラ　ム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シ　マ　ジ　ン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ　ン　ゼ　ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ　　レ　　ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふ　　っ　　素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6　6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほ　　う　　素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1，4－ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑸ 騒音に係る環境基準

ア　道路に面する地域以外の地域（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注　時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

イ　道路に面する地域

（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注　「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ　幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注　1　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

2　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

3　この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ　地域の類型指定

（平成24年3月30日広島市告示第116号）

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の定めのある地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（C類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域
備考	この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。

⑹ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

地域の類型	基　　準　　値
Ⅰ	70デシベル以下
Ⅱ	75デシベル以下

イ 地域の類型指定

（昭和52年6月10日広島県告示第406号）

該当類型	地 域 の 区 分	地　域　の　範　囲
Ⅰ	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。)を除く。)から左右両側それぞれ300メートル(橋りょう構造に係る部分については、400メートル)以内の地域(広島車輌基地に係る側線部分(分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。)については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。)から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域)
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

⑺ ダイオキシン類に係る環境基準

（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

媒　体	基　準　値	測　定　方　法
大　気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ／L 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ／g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　壌	1,000pg-TEQ／g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ／g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

5　水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

6　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

7　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

⑻ 有害大気汚染物質に係る環境基準

（平成９年２月４日環境庁告示第４号）

物　質	環境上の条件	測　定　方　法
ベ　ン　ゼ　ン	1年平均値が0.003mg／m³以下であること。 (H9.2.4環告4)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg／m³以下であること。 (H30.11.19環告100)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg／m³以下であること。 (H9.2.4環告4)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。 (H13.4.20環告30)	

備考

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

8　その他の基準

(1)　公共用水域の要監視項目指針値

（平成5年3月8日環水管第21号ほか）

項　　目	指　針　値	測　定　方　法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1，2－ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	
p－ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	
フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.003mg/L以下	
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	
オキシン銅（有機銅）	0.04mg/L以下	平成5年環水規121号付表2に掲げる方法
クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05mg/L以下	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	
ＥＰＮ	0.006mg/L以下	
ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008mg/L以下	
フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03mg/L以下	
イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.008mg/L以下	
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	－	
トルエン	0.6mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	平成5年環水規121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	－	規格K0102-3の18.4、18.5又は規格K0102-3の4.5.3に定める方法（ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3の13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
モリブデン	0.07mg/L以下	規格K0102-3の27.2、27.3又は規格K0102-3の4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3の13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
アンチモン	0.02mg/L以下	規格K0102-3の21.2、21.3又は21.4に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格K0102-3の15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
ウラン	0.002mg/L以下	規格K0102-3の30.2又は30.3に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	0.00005mg/L以下（暫定）	令和2年環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法

⑵ 底質の暫定除去基準値

（昭和63年9月8日環水管第127号）

物　質	底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水　銀	25 ppm以上
P C B	10 ppm以上

⑶ 自動車騒音の限度

（平成12年3月2日総理府令第15号・昭和61年4月1日広島市告示第96号）

区 分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1 車 線	65デシベル	55デシベル
		2車線以上	70デシベル	65デシベル
		近接区域	75デシベル	70デシベル
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域（c区域に該当する区域を除く。）	1 車 線	65デシベル	55デシベル
		2車線以上 近接区域	75デシベル	70デシベル
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域	車線を有する道路 近接区域	75デシベル	70デシベル

注　1　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
　　2　「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
　　3　「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。
　　4　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

⑷ 道路交通振動の限度

ア　基準値

（振動規制法施行規則第12条）

時間の区分／区域の区分	昼　間	夜　間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注　振動レベルは、測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ　区域の区分の指定

（昭和61年4月1日広島市告示第97号）

区域の区分	区　域　の　範　囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第2種区域に該当する区域を除く。）
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域

ウ　時間の区分の指定

（昭和61年4月1日広島市告示第97号）

時間の区分	時　間
昼　間	午前7時から午後7時まで
夜　間	午後7時から翌日の午前7時まで

⑸　有害大気汚染物質に係る指針値

物　質	指　針　値	備考
アクリロニトリル	年平均値2μg/m^{3}以下	平成15年9月30日環境省通知
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m^{3}以下	
水　銀	年平均値0.04μg Hg/m^{3}以下	
ニッケル化合物	年平均値0.025μg Ni/m^{3}以下	
クロロホルム	年平均値18μg/m^{3}以下	平成18年12月20日環境省通知
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m^{3}以下	
1，3－ブタジエン	年平均値2.5μg/m^{3}以下	
ヒ素及びその化合物	年平均値6ngAs/m^{3}以下	平成22年10月15日環境省通知
マンガン及びその化合物	年平均値0.14μgMn/m^{3}以下	平成26年5月1日環境省通知
アセトアルデヒド	年平均値120μg/m^{3}以下	令和2年8月20日環境省通知
塩化メチル	年平均値94μg/m^{3}以下	

資　料　集

資料集

1　広島市の環境保全行政

(1)　環境保全行政に関係する局課等

令和７年４月１日現在

局課等名称	環境に関する事務
市民局	
生涯学習課	・生涯学習の振興
消費生活センター	・消費者施策に係る企画及び調整並びに情報の収集及び提供
文化スポーツ部	
文化振興課	・文化財の保存及び活用
国際平和推進部	
国際化推進課	・国際交流・協力の推進に関する企画及び総合調整
健康福祉局	
衛生研究所	
環境科学部	・環境保全に関する試験及び検査並びに調査及び研究
こども未来局	
こども青少年支援部	・青少年教育施設の管理運営
環境局	
環境政策課	・固形状一般廃棄物処理事業の企画及び調整 ・地域環境管理に係る企画及び調整 ・環境保全事業基金
温暖化対策課	・地球環境問題に係る調査、企画及び総合調整 ・地球温暖化対策 ・環境保全に関する啓発及び普及
環境保全課	・公害防止に関する調査及び企画 ・大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る指導、規制及び環境調査 ・大気汚染等に関する苦情、陳情等の処理 ・環境影響評価に係る審査、指導及び調整 ・公害防止に関する啓発及び普及
環境施設部	・廃棄物処理施設の調査及び計画 ・廃棄物処理施設の設置、更新、長寿命化等 ・廃棄物処理施設の多面的価値の創出に係る調査、研究、企画及び調整 ・廃棄物処理施設及び環境測定施設に係る工事 ・廃棄物処理施設に係る大気､水質等の調査 ・廃棄物処理施設のうち最終処分場の管理 ・一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、更新及び維持管理に関する指導及び監督
清掃工場(中、安佐南、安佐北)	・固形状一般廃棄物の焼却処分 ・固形状一般廃棄物の破砕処分(安佐南工場に限る。) ・施設の維持管理
恵下埋立地管理事務所	・固形状一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入管理及び埋立処分 ・施設の維持管理
業務部	
業務第一課	・固形状一般廃棄物の処理対策 ・固形状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・固形状一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の処理に関する指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の減量化及び資源化 ・環境美化に関する啓発及び総合調整 ・河川の清掃
業務第二課	・液状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・液状一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業者の登録 ・液状一般廃棄物の処理に係る指導、監督及び規制 ・液状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 ・浄化槽の設置等に係る受付、審査及び検査 ・浄化槽の維持管理に係る指導、監督及び規制 ・合併処理浄化槽の普及
産業廃棄物指導課	・産業廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導及び監督 ・産業廃棄物の保管及び処理に関する指導及び監督 ・産業廃棄物処理施設の設置の許可並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督

局課等名称	環境に関する事務
	・産業廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 ・使用済自動車に関する引取業者及びフロン類回収業者の登録､指導及び監督 ・使用済自動車に関する解体業及び破砕業の許可並びに解体業者及び破砕業者の指導及び監督
環境事業所(中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)	・固形状一般廃棄物の処理作業に係る調査及び連絡調整 ・固形状一般廃棄物の収集及び運搬 ・固形状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導
経済観光局	
地域産業振興課	・環境経営実践講習会の開催
中小企業支援課	・特別融資（環境保全資金、新成長ビジネス育成資金）
企業誘致・創業推進課	・新産業の育成及び新事業の創出
農林水産部	
農政課	・農林水産業行政に関する総合的な企画及び調整 ・農業行政に関する企画及び調整 ・中山間地域等直接支払 ・鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲に関する事務の総括
農林整備課	・農業用施設の工事の総括 ・林業行政に関する企画及び調整 ・森林保護に関する事務の総括 ・市有林の経営及び管理 ・憩の森等の管理の総括
水産課	・水産行政に関する企画及び調整
観光政策部おもてなし推進担当	・「水の都ひろしま」づくりの推進に係る総合調整
都市整備局	
技術管理課	・建設技術施策の調査及び企画
都市計画課	・都市整備に係る基本的方針の策定 ・都市デザインに関する調査及び企画並びに総合調整 ・都市景観に関する指導及び調整 ・公共建築のデザイン検討
みなと振興課	・広島港湾の整備及び管理に関する調査、企画及び調整
西風新都整備部	・西風新都の計画区域内における景観計画に関する指導及び届出 ・計画区域内における幹線道路(道路交通局道路部道路計画課、安佐南区役所農林建設部地域整備課及び佐伯区役所農林建設部地域整備課の所掌に属するものを除く。)の整備計画
緑化推進部	
緑政課	・緑化に関する企画及び指導 ・緑化思想の啓発及び普及 ・緑地の保全及び自然保護 ・公園、墓園、緑地及び緑道(以下「公園等」という。)の管理の総括 ・平和記念公園、中央公園、広島広域公園、安佐動物公園及び植物公園(以下「平和記念公園等」という。)の管理 ・公園等整備事業に関する予算の調整
公園整備課	・公園等の基本計画及び建設計画 ・公園等整備事業の事業計画 ・公園等の維持補修工事の総括 ・平和記念公園等の改良計画及び補修計画並びに維持補修工事 ・原爆ドームの保存工事 ・開発行為に伴う公園等の調査及び指導 ・中央公園広場エリアに関すること
指導部	
建築指導課	・建築指導行政に関する企画及び総合調整 ・特定建築物の省エネルギー措置の届出、指示等 ・建築物に係る環境への配慮に関すること。
宅地開発指導課	・開発事業の審査及び指導
住宅部住宅政策課	・住宅対策に関する調査、企画及び調整
道路交通局	
道路交通企画課	・交通政策に係る調査、企画及び調整
自転車都市づくり推進課	・自転車施策に関する調査、企画及び調整 ・放置自転車等に係る指導及び撤去の総括
道路交通局	
道路部	
道路計画課	・道路計画の総合調整 ・道路整備に係る調査、企画及び調整
道路課	・道路事業による道路の事業計画 ・電線類地中化の整備計画

局課等名称	環境に関する事務
街路課	・街路事業による道路の事業計画 ・街路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事 ・有料道路と密接な関連のある都市計画道路の建設
公共交通政策部	・都市交通対策 ・空港対策
交通施設整備部	・新交通事業に係る総合調整 ・軌道系交通機関の整備計画
下水道局	
経営企画課	・下水道事業の経営に関する調査及び企画等
河川防災課	・河川の管理の総括等
管理部	
管理課	・公共下水道及び農業集落排水処理施設(下水道敷及び下水道管路(以下「下水道敷等」という。)を除く。)の管理の総括等
維持課	・水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の運転操作、維持管理及び補修工事の総括等
水資源再生センター(千田、江波、旭町、西部)	・水資源再生センター及び中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事 ・下水道施設の維持管理に必要な水質の検査
施設部	
計画調整課	・下水道の整備に係る総合調整等
管路課	・下水道敷等の管理の総括等、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理施設･市営浄化槽の整備
施設課	・水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の建設工事及び改良工事等
水道局	
企画総務課	・水源涵養並びにこれに関する啓発活動 ・環境施策に関する企画、調査及び研究
技術部	
水質管理課	・水源水域の水質調査 ・水質管理に係る企画、調査及び研究
教育委員会	
総務部	
施設課	・学校緑化
学校教育部	
指導第一課	・幼稚園教育及び小学校教育(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)の指導
指導第二課	・中学校、高等学校及び中等教育学校における教育の指導(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
特別支援教育課	・特別支援教育に係る指導
教育センター	・教育関係職員の研修 ・教育関係資料の収集及び学校等への提供

⑵ 環境保全行政のあゆみ（年表）

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
昭和		降下ばいじん、硫黄酸化物(PbO_2法)及び自動車排出
42. 4		ガス調査開始
8	「公害対策基本法」公布	
10		衛生課に公害係(3名)を設置
43. 1		排水パトロール班発足
6	「大気汚染防止法」公布	
	「騒音規制法」公布	
12		「騒音規制法」に基づく政令市となる
44. 4	「騒音規制法」に基づく地域指定(広島市他)	公害対策課(12名)を設置
		市内河川、河口域の水質調査開始
12	「広島県公害防止条例」公布	
45. 2	一酸化炭素に係る環境基準－閣議決定	
4	水質汚濁に係る環境基準－閣議決定	
6	「公害紛争処理法」公布	
9	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(太田川、瀬野川水域)	
12	「公害対策基本法」の一部改正、「水質汚濁防止法」等公害関係14法成立	
46. 4		「広島市中小企業公害防止資金融資制度」発足
		太田川上流の水質調査開始
		河川底質調査開始
5	騒音に係る環境基準－閣議決定	
6	「悪臭防止法」公布	「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布	「広島市水質監視員」設置
7	環境庁発足	課名を「環境保全課」に変更
	「広島県公害防止条例」全面改正	
8		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく政令市となる
		「広島市環境保全協議会」設置
		「広島市環境保全連絡調整委員会」設置
9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	航空機騒音調査開始(県共同)
10		環境保全部(調整課、規制課、公害試験所計33名)を設置
		「大気汚染防止法」に基づく政令市となる(工場を除く)
12	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布(上乗せ条例)	
47. 1		紙屋町測定局(自動車排出ガス)、広島県から借受け
		「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(大気(工場を除く)、水質、騒音)
4		環境騒音調査開始
		「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
5		「悪臭防止法」に基づく政令市となる
6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」－閣議了解	
7		大気測定車(ブルースカイ)購入
48. 4		学校環境調査開始(大気、騒音)
		「広島市環境保全モニター」設置
		悪臭物質の測定開始
5	「悪臭防止法」に基づく地域指定(広島市他)	
	大気汚染に係る環境基準－環境庁告示	
6	第1回「環境週間」実施	
48. 7	「オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常時監視及び緊急時の措置要領」制定(広島県)	
	第1回「瀬戸内海環境保全月間」実施	
8	固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準設定	
10	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布	
	「公害健康被害補償法」公布	
12	航空機騒音に係る環境基準－環境庁告示	「広島市環境保全整備計画」作成
49. 3	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」一部改正	比治山測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
4	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用規制地域の指定(広島市中央部)	
	騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
6	「環境影響評価の運用上の指針について」－中央公害対策審議会の中間報告	
9		三篠小学校、皆実小学校、袋町小学校に大気測定局を設置
10	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用基準設定－県告示	新幹線(試運転列車)騒音調査開始
	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市地先海域、海田湾他)	
50. 3	山陽新幹線(岡山―博多間)開通	
6	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市内河川(吉山川他7水域))	
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準－環境庁告示	市長が「ごみ非常事態宣言」を発表
8		「広島市廃棄物処理計画基本構想」を提出
12	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会(検討結果のまとめ)	
51. 2	「広島･呉地域公害防止計画」策定(50～54年度)	
3		紙屋町測定局、広島県から譲渡
6	「振動規制法」公布	
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正	
7		広島市廃棄物処理事業審議会を設置
8		中工場が稼働開始
12		「振動規制法」に基づく政令市となる

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
52. 3		大気汚染中央監視局を設置(市役所内)
6	航空機騒音に係る環境基準の類型指定(旧広島空港周辺地域)	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
	旧広島空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定される	
10		旧広島空港周辺住宅の騒音防止工事の助成実施
53. 1	「振動規制法」に基づく地域指定(広島市他)53.3施行	
2	国・県・市の共同によるジェット機テスト飛行(旧広島空港)	
3		井口小学校に大気測定局を設置
4	「瀬戸内海環境保全基本計画」－閣議決定	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入等)	
	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」一部改正(「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改題、瀬戸内海環境保全の強化等)	
7	二酸化窒素に係る環境基準改定－環境庁告示	
54. 1		現安佐北区役所に大気測定局を設置
3		現安佐南区役所に大気測定局を設置
		庚午測定局(自動車排出ガス)設置
4	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会の答申	「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(悪臭)
7		袋町小学校測定局を南観音小学校に移設
12		矢賀小学校に大気測定局を設置
55. 3	「広島県洗剤対策推進要綱」県策定	大気測定車(ブルースカイ)更新
	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告(広島県)	
4	「燐(りん)及びその化合物に係る削減指導方針」決定	政令指定都市移行
		「大気汚染防止法」(工場)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」並びに「悪臭防止法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「水質汚濁防止法施行規則に基づく汚濁負荷量の測定に係る排水の期間及び特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法」－県告示	
8		「広島市水質浄化推進連絡会議」設置
9	航空機騒音に係る環境基準の類型指定の改正	
12		新和小学校測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
56. 3	「広島・呉地域公害防止計画」策定(55～59年度)	
57. 2		広島駅測定局(自動車排出ガス)設置
3		安川水質測定局設置
4		環境保全部を「環境保健部」に改組

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
		衛生研究所を設置
12	「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」－県告示　58.4施行	
	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(湖沼の全窒素、全燐)	
58. 3		安佐南工場稼働開始
4		「ごみ非常事態宣言」解除
5	「浄化槽法」公布(S58.11一部施行、S60.10全面施行)	
58. 9		「広島市地下水汚染問題連絡会議」設置
59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」公布	「広島市化製場等に関する条例」を公布
8	「環境影響評価の実施について」－閣議決定	
60. 3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定の変更(猿猴川)	
6	大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則の一部改正(小型ボイラーの規制対象)	
11		広島駅測定局を八幡小学校へ移設
61. 3	「広島･呉地域公害防止計画」策定(60～64年度)	
	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(府中大川)	
4		「大気汚染常時監視システム」更新
		「騒音規制法」及び「振動規制法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	燐及びその化合物に係る削減指導方針(広島県)	
10		中国四川省重慶市と友好都市提携
62. 4	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」－県告示	
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」－県告示	
63. 3		「広島市環境保全モニター」廃止
5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布	
6		南工場稼働開始
11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の設立	
平成		「広島市西部丘陵都市環境管理指針」策定
元. 3		
4		「広島市環境情報システム」整備
6	「大気汚染防止法」一部改正(石綿規制)	
9	「悪臭防止法施行令」一部改正(低級脂肪酸4物質追加)	
10		重慶市から、酸性雨･大気汚染防止専門家の派遣要請
12	「へい獣処理場等に関する法律」(「化製場等に関する法律」)一部改正	
2. 3		「広島市環境保全事業基金」設置
4		玖谷埋立地へのごみ埋立て開始
		安佐北工場稼働開始
		北部資源選別センター稼働開始
5		広島市環境管理計画策定検討委員会設置
		重慶市へ環境保全視察団を派遣
6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布	
	「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策の推進)	
8		「広島市地球環境問題連絡会議」設置

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
10	地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定	
11	「大気汚染防止法施行令」一部改正(ガス機関及びガソリン機関の追加)	
12		「広島市ゴルフ場指導要綱」施行
3. 3	「瀬野川水質環境管理計画」策定	一般環境大気測定局の再編整備
	「八幡川河川環境管理協議会」設立	矢賀小学校測定局を福木小学校へ移設(福木小学校測定局)
		八幡小学校測定局を伴小学校へ移設(西部丘陵測定局)
		南観音小学校測定局を廃止
	「公害の防止に関する国の財政上の特例措置に関する法律」一部改正(10年延長)	
	「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」一部改正	
	「広島・呉地域公害防止計画」策定(平成2～6年度)	
4	「再生資源の利用の促進に関する法律」公布(H4.10施行)	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示
7	「水質汚濁防止法」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加)	重慶市環境保全視察団の受入れ
9		「広島市生活排水処理基本計画」策定
10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」大幅改正	「八幡川水質汚濁防止対策推進連絡会」設立
4. 3		大気測定車更新
		広島市地下水汚染対策基本方針の決定
5	「気候変動枠組条約」の採択	
6	環境と開発に関する国連会議(ブラジル:リオデジャネイロ)	
10		重慶市研修生の受入れ
		シアン化合物による太田川水質汚染事故発生
12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正	「広島市水質浄化推進連絡会議」を「広島市水質保全会議」に改組
		広島市における地球環境保全への取組方針を決定
5. 1	「瀬野川河川環境管理協議会」設立	
5. 3	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正(健康項目9項目→環境基準健康項目23項目)	「広島市環境管理計画」策定
	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」一部改正(地下水の評価基準の改正)	
4		重慶市へ環境保全視察団を派遣
		「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の改正
5	日本が「気候変動枠組条約」を締結	
6	「悪臭防止施行令、施行規則」の一部改正(悪臭物質追加12項目→22項目)	
7		重慶市と技術交流調印
		公用車に電気自動車を導入

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
8	水質汚濁に係る環境基準一部改正(海域の窒素･燐追加)	
	「水質汚濁防止法」一部改正(窒素･燐を排水基準に追加)	
10		重慶市に酸性雨研究交流センターを開所
11	「環境基本法」公布･施行(公害対策基本法の廃止)	
12	「水質汚濁防止法」一部改正(排水基準の有害物質を追加11項目→24項目、鉛、砒素の排水基準の規制強化)	
6. 2	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正(対象項目の追加10項目→25項目)	「地球にやさしい市民会議」の設置
3	「気候変動枠組条約」の発効	
6		酸性雨研究交流センター職員の受入れ
10		「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として被表彰
11		重慶市へ職員2名を派遣
12	「環境基本計画」(第一次)閣議決定	
7. 2		「太田川流域市町村水質保全交流会議」の設置(2市7町2村)
3	「広島県環境基本条例」施行	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示(悪臭物質追加12項目→22項目)
4	「悪臭防止法」一部改正(嗅覚測定法による規制の導入)	「環境保全課」を「環境対策課」及び「環境企画課」に改組
		「広島市環境影響評価要綱」施行
5		重慶市の環境保全視察団を受入れ
6	「容器包装リサイクル法」公布(H9.4施行)	国際環境自治体協議会(ICLEI)へ加盟
		「広島地球ウォッチングクラブ」設立
7		全国アメニティ推進協議会平成7年度総会の開催(於広島市)
		広島市環境サポーター養成講座開始
9	「悪臭防止法施行令･施行規則」一部改正	
11		広島市環境サポーター制度発足
		重慶市へ職員2名を派遣
8. 3		「地球にやさしい市民行動計画」策定
		「広島市産業廃棄物処理指導計画」改定
4		アイエス西部丘陵都市開発事業に係る環境影響評価手続の開始
5	「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」一部改正	日中環境協力総合フォーラムへ出席
6	広島県フロン回収推進協議会設置	ベトナム(ホーチミン市)・カンボジア(プノンペン市)から研修生をそれぞれ2名と1名受入
	環境家計簿全国大会開催(於 広島市)	
7		「平和の鐘」が日本の音風景100選に認定
		太田川流域市町村水質保全交流会議による「水援隊」発足
8. 8		ベトナム社会主義共和国から研修生受入れ
10	環境庁環境カウンセラー制度発足、募集開始	
11		日中環境協力都市会議へ参加
12	「騒音規制法施行令」一部改正	「アイドリングストップ運動」実施
9. 1	政令指定都市環境サミット’97開催	
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	
2	環境影響評価制度中央環境審議会の答申	グリーン購入ネットワーク加入

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	「大気汚染防止法施行規則」一部改正	第4回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門家会合開催
		「地球環境子ども会議」を国際会議場で開催
3	「広島県環境基本計画」策定	公用車に天然ガス自動車を導入
	「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」告示	
4	「大気汚染防止法」一部改正施行(建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止についての規制が追加)	衛生局環境企画課・環境対策課を環境局環境企画課に統合組織改正
	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定	有害大気汚染物質のモニタリング開始
	「エコライフ100万人の誓い」運動実施	
	「特定フロン回収促進プログラム」策定	
6	環境影響評価法公布	「環境の日」ひろしま大会開催(以降毎年度開催)
		広島西風新都線に係る環境影響評価手続の開始
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正	
7		フィリピン(バレンズエラ市)・スリランカ(コロンボ市)から研修生1名ずつ受入れ
8	「ダイオキシン対策に関する5ヶ年計画」	
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	
9	「廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部を改正する省令」施行	
	広島県公害防止条例施行規則の一部改正	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定
10		「地球温暖化シンポジウム・イン・広島」開催
11		第4回気候変動世界自治体サミット(名古屋)に参加
12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(温暖化防止京都会議COP3)において「京都議定書」を採択	重慶市に職員2名を派遣
	「大気汚染防止法施行令」改正	
	「環境影響評価法施行令」公布	
	「地球温暖化対策推進本部」を設置	
10. 1		「地球にやさしい市民会議」を「広島市環境条例(仮称)検討委員会」に改組
2		環境局「環境バッジ」製作・配付
3		安佐南・安佐北・福木小学校測定局を地上に移設
4	「広島県公害防止条例」一部改正	ダイオキシン類大気環境調査開始
	排水基準の有害物質を追加	学校焼却炉の使用廃止
	「大気汚染防止法施行規則」一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじん排出基準強化)	
6	「地球温暖化対策推進大綱」策定	バングラデシュ(シルヘット市)・ベトナム(ハノイ市)から研修生1名ずつ受入れ
	「家電リサイクル法」公布	
8		日中環境開発モデル都市構想専門家委員会に参加(北京)
9	「騒音に係る環境基準」の改正	
	「自動車排出ガスの量の許容限度」一部改正	
10	「大気汚染防止法施行令」一部改正	「広島市役所環境保全率先行動計画」策定

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	
11		広島駅南口広場にて「アイドリング・ストップ街頭キャンペーン」実施
12	「騒音規制法施行令」一部改正	中国重慶市から研修生2名受入れ
	「振動規制法施行令」一部改正	(仮称)祇園山本地区開発事業に係る環境影響評価手続の開始
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	
	「悪臭防止法施行令」一部改正	
11. 1		玖谷埋立地整備変更事業に係る環境影響評価手続の開始
2	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(環境基準健康項目23項目→26項目)	
	騒音に係る環境基準の類型指定の全部改正(広島県)	
3	大気・水質・騒音・振動・悪臭の各規則一部改正(届出の電子化及び押印手続見直し)	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」公布
	「広島県公害防止条例」改正(屋外燃焼禁止)	「広島市環境影響評価条例」公布
		「広島市環境条例(仮称)検討委員会」を廃止
4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」施行
5	「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」一部改正(電気ガス法改正)	
6	「環境影響評価法」全面施行	「広島市環境影響評価条例」全面施行
	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」公布	パキスタン(ファイサラバード市)・インド(ムンバイ市)から研修生1名ずつ受入れ
	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布	
	「瀬戸内海環境保全特別措置法」一部改正	
11		「第4次広島市基本計画」策定
12	「大気汚染防止法施行令」「水質汚濁防止法施行令」一部改正	出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価手続の開始(条例施行後初の案件)
	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」公布	第4回気候変動世界自治サミット(名古屋)に参加
		重慶市に職員2名派遣
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(ダイオキシン関係)	
12. 1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行	広島市環境局ホームページ開設
	「排水基準を定める総理府令」一部改正	「広島市地球環境問題連絡等会議」を発展的に解消し「広島市環境調整会議」を設置
		「広島市環境審議会」設置
2		安川水質測定局廃止
3	「自動車騒音の限度を定める命令」の全部改正	「広島市の生物」発行
	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」施行	
	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(PRTR法施行令)」施行	
6	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布 (H13.4施行)	パキスタン(クエッタ市)・インド(トリヴァンドラム市)から研修生1名ずつ受入れ
7		水質・底質・地下水のダイオキシン類調査開始
10		土壌のダイオキシン類調査開始
11		公共用水域の環境ホルモン調査開始
		中国重慶市から研修生2名受入れ
12	「環境基本計画」(第二次)閣議決定	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
13. 1	環境省発足	
2		第2回こどもエコクラブアジア太平洋会議を国・県と共催
3	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)施行規則」公布	「広島市生活排水処理基本計画」策定
4	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(冷蔵庫・エアコンの冷媒フロンの回収義務化)	
	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」施行	
5		マレーシア(ミリ市)から研修生1名受入れ
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」公布	PRTRパイロット調査実施
	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布（H13.10施行）	
8		安佐南工場建替事業(処理能力：600t/日)に係る環境影響評価手続の開始
10		「広島市環境基本計画」策定
		「広島市役所環境保全実行計画」策定
		安佐北工場においてISO14001認証取得
11	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」一部改正(硫酸カリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H13.12施行)	
14. 3	「地球温暖化対策推進大綱」一部改正	「広島市グリーン購入方針」策定
4	PRTR法に基づく事業者の届出開始	「環境企画課」を「環境政策課」と「環境保全課」に分割
5	「土壌汚染対策法」公布	玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価手続の開始
		カンボジア(プノンペン市)から研修生1名受入れ
6	日本が「京都議定書」を締結	
	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
7	「窒素含有量に係る総量規制基準」－県告示(H14.10施行)	
7	「りん含有量に係る総量規制基準」－県告示(H14.10施行)	
	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H14.8施行)	
9	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁のうち、水底の底質の汚染に係る環境基準適用	
10	「フロン回収破壊法(自動車関係)」施行	中国重慶市から研修生2名受入れ
11	第5回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム開催(会場：広島国際会議場、広島市後援)	
15. 2	「土壌汚染対策法」施行	
3	「広島県環境基本計画」改定	「広島市多元的環境アセスメント基本構想」策定
	「第一次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
5		「広島市地球温暖化対策地域推進計画」策定
6	「CO_2削減・百万人の環」消灯キャンペーン実施	
7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	ブータン(ティンプー市)から研修生1名受入れ
9		「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」告示(H16.1施行)
10	「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を公布	「広島市地球温暖化対策地域協議会」設置
		「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」施行
	「エネルギー基本計画」(第一次)閣議決定	
12	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(４－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H16.1施行)	
16. 2		市役所本庁舎においてISO14001認証取得
3	「広島県地球温暖化防止地域計画」策定	「廃棄物最終処分場整備計画の策定における多元的環境アセスメントガイドライン」策定
	「ヒートアイランド対策大綱」決定	
4		「広島市多元的環境アセスメント実施要綱」施行
5		インドネシア(バンドン・リージェンシー)から研修生1名受入れ
6	「景観法」公布	
7		「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム」策定
10		中国重慶市から研修生2名受入れ
17. 2	「京都議定書」発効	
3		白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価手続の開始
4	「京都議定書目標達成計画」閣議決定	旧佐伯郡湯来町との合併に伴い、山県郡西部衛生組合に加入
		環境政策課内にゼロエミッション推進担当を設置
5	「浄化槽の一部を改正する法律」公布 (H18.2施行)	スリランカ(デヒワラ・マウント・ラヴィニア市)から研修生1名受入れ
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改定
7		安佐南工場建替事業(処理能力：400t/日)に係る環境影響評価手続の開始
8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(担体付き触媒の製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H17.9施行)	
10		「都市環境協定」へ参加
11	気候変動枠組条約第11回締結国会議(COP11)及び京都議定書第１回締結国会合(COP/MOP1)(カナダ：モントリオール)	
18. 1		区役所庁舎においてISO14001認証取得
3		「広島市産業廃棄物処理指導計画」改定
4	「大気汚染防止法」一部改正施行(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制の開始)	水素自動車を導入
	「環境基本計画」(第三次)閣議決定	
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
10	「大気汚染防止法」一部改正施行(特定粉じん排出等作業の実施の事項に工作物に関する事項を追加)	「広島市の生物(補遺版)」発行

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
		中国重慶市から研修生2名受入れ
19. 1		ベトナム(トウアティエン・フエ市)から研修生1名受入れ
2	IPCC第４次評価報告(19.2～19.11)	
3	「エネルギー基本計画」(第二次)閣議決定	山県郡西部衛生組合脱退
4		「資源・エネルギー・温暖化対策部」を設置
		広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価手続の開始
6	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」一部改正(毒性等価係数の改正)(H20.4施行)	「広島市環境基本計画(改定計画)」策定
		タイ(パトン市)から研修生1名受入れ
	「21世紀環境立国戦略」閣議決定	
12	気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第３回締約国会合(COP/MOP3)(インドネシア・バリ)で、「バリ行動計画」採択	
20. 1	内閣総理大臣が「クールアース推進構想」を世界に向けて提案	
2		市域の温室効果ガス排出量を2050年に1990年比で70%削減する長期目標「カーボンマイナス70」を掲げるとともに平成20年を「温暖化対策行動元年」と位置付け
3	「京都議定書目標達成計画」改定	大気測定車更新
	「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	
4		「資源・エネルギー・温暖化対策部」を「環境政策課ゼロエミッション推進担当」及び「エネルギー・温暖化対策部企画課」に改組
		「エネルギー・温暖化対策クロスセクション」を設置
6	内閣総理大臣が日本の温室効果ガス排出削減の長期目標について発表	ブータン(ティンプー市)から研修生1名受入れ
	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
7	先進国首脳会議(G8北海道洞爺湖サミット)	
	「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定	
	「今すぐecoじゃけん広島～広島発・ストップ地球温暖化県民運動」開始	
11	「PRTR法施行令」一部改正(対象化学物質の見直し及び医療業を対象業種に追加)(H21.10施行)	
		中国重慶市から研修生2名受入れ
		恵下埋立地(仮称)整備事業に係る環境影響評価手続の開始
21. 1		(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価手続の開始
3		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」制定
		「ゼロエミッションシティ広島を目指す第２次減量プログラム」策定

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
4	「土壌汚染対策法」一部改正(汚染土壌処理業の新設、形質変更時の届出規制等)(H22.4全部施行)	
6	内閣総理大臣が日本の温室効果ガス排出削減の中期目標について発表	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改定
		フィリピン(ラ・トリニダード市)から研修生1名受入れ
9	内閣総理大臣が国連で温室効果ガス排出削減の中期目標を表明	
	微小粒子状物質に係る環境基準の追加－環境省告示	
10		「広島市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例」制定(H22.4施行)
		「第5次広島市基本計画」策定
11	内閣総理大臣が日米首脳会談で日本の温室効果ガス排出削減の長期目標について発表	「広島カーボンマイナス70―2050年までの脱温暖化ビジョン―」策定
12	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)及び京都議定書第５回締約国会合(COP/MOP5)(デンマーク・コペンハーゲン)	
22. 4		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」施行
5	「大気汚染防止法」一部改正(改善命令等の発動要件の見直し、測定結果の未記録等に対する罰則の創設等)(H23.4施行)	
	「水質汚濁防止法」一部改正(事故時の措置の対象の追加、測定結果の未記録等に対する罰則の創設等)(H23.4施行)	
6	「エネルギー基本計画」(第三次)閣議決定	
7		タイ(サムナクトーン市)から研修生1名受入れ
11	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)及び京都議定書第６回締約国会合(COP/MOP6)(メキシコ・カンクン)	中国重慶市から研修生2名受入れ
12		(仮称) JR可部線電化延伸事業に係る環境影響評価手続の開始
23. 3	東日本大震災	「広島市生活排水処理基本計画」策定
	「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」策定	
4	「第3次広島県環境基本計画」策定	
	「廃棄物処理法」一部改正(産業廃棄物の事業場外保管の事前届出制度、罰則の強化等)(H23.4施行)	
	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」国会提出	
	「環境影響評価法」一部改正(計画段階配慮書手続の新設等)(H24.4一部施行、H25.4全部施行)	「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」告示(H23.5施行)
5	内閣総理大臣がG8ドーヴィルサミットにおいてエネルギー基本計画の見直しを表明	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(有害物質を貯蔵する施設の設置者について届出規定(構造基準等)の創設等)(H24.6施行)	
7		タイ(バンプラ市)から研修生1名受入れ

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
8	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」公布	
10	「水質汚濁防止法施行規則」一部改正(H23.11一部施行、H23.12全部施行)	
	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (カドミウムの基準値0.01mg/L→0.003mg/L)	
11	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)(南アフリカ・ダーバン)	
	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(H24.6施行)	
12	COP17において設定が合意された京都議定書第二約束期間に日本が不参加	
	「基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～」エネルギー・環境会議決定	
24. 3		「広島市環境影響評価条例」一部改正(H24.4施行)
		「エネルギー・温暖化対策部」を廃止
4	「第四次環境基本計画」閣議決定	「エネルギー・温暖化対策クロスセクション」を廃止
		「企画課」を「温暖化対策課」に改称
11	気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)(カタール・ドーハ)	中国重慶市から研修生2名受入れ
25. 3	「当面の地球温暖化対策に関する方針」地球温暖化対策推進本部決定	「広島市環境影響評価条例」一部改正(H25.4施行)
	「地球温暖化対策推進法改正案」閣議決定	
4	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(水生生物基準に2物質追加、要監視項目に3物質追加)	
	新安佐南工場が本格稼働開始	
	新北部資源選別センターが稼働を開始	
5	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」一部改正(第一種特定製品の管理者の義務の創設等、法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改正)(H27.4施行)	
	「大気汚染防止法」一部改正(特定粉じん排出等作業の届出義務者変更、解体等工事に係る調査説明等の追加)(H26.6施行)	
	「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法令の整備に関する法律」公布(H25.12、H26.6一部施行、H27.6完全施行)	
11	地球温暖化対策推進本部が、2020年度の削減目標を決定	
	気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)(ポーランド・ワルシャワ)	
26. 3	「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正(1,1-ジクロロエチレンの基準値0.02mg/L→0.1mg/L)	
4	新しい「エネルギー基本計画」閣議決定	
6	「日本再興戦略」改正2014を閣議決定	
8		平成26年8月20日豪雨災害
9		「平成26年8月20日の豪雨災害に伴う災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理を開始
10		環境政策課内に災害廃棄物処理担当を設置

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
11	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(H26.12施行)(カドミウム及びその化合物の排水基準0.1mg/L→0.03mg/L、地下水の浄化基準0.01mg/L→0.003mg/L)	中国重慶市から研修生2名受入れ
	「水質汚濁に係る環境基準」「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正(トリクロロエチレンの基準値0.03mg/L→0.01mg/L)	
12	気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)(ペルー・リマ)	
27. 3		「広島市環境影響評価条例」一部改正(H27.6施行)
		「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定
		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則」一部改正(H27.4施行)
5	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布、施行(1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し)	
6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(H30.4施行)(水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、事業活動に伴う水銀等の排出を規制)	海田バイオマス混焼発電所建設計画事業に係る環境影響評価手続の開始
9	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(H27.10 施行)(トリクロロエチレンの排水基準0.3mg/L→0.1mg/L及び地下水の浄化基準0.03mg/L→0.01mg/L)	
10	「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布、施行	
11	「日本の約束草案（H42年度までにH25年度比26%減）」地球温暖化対策推進本部決定	
	「気候変動の影響への適応計画」閣議決定	
12	気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（フランス・パリ）において「パリ協定」採択	
28. 2	気候変動長期戦略懇談会からの提言	
3	「第４次広島県環境基本計画」策定	「第２次広島市環境基本計画」策定
	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布(H29.4施行)(クロロエチレンを特定有害物質として指定)	「広島市多元的環境アセスメント実施要綱」一部改正(H28.4施行)
	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（生活環境項目に底層溶存酸素量を追加）	
5	「地球温暖化対策計画」閣議決定	
6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（H28.7施行）（ほう素及びその化合物等の暫定排水基準の見直し）	
10		中国重慶市から研修生2名受入れ
11	「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（H28.12施行）（亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し）	
	「パリ協定」批准を閣議決定	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・マラケシュ)	
29. 1	「大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布、施行（水素製造用改質器に係るばい煙の測定頻度の規制緩和措置）	
2		（仮称）駅前大橋線軌道建設事業に係る環境影響評価手続の開始
29. 3	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」制定	「広島市地球温暖化対策実行計画」策定
5	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布（H30.4 一部施行、H31.4 全部施行）	
6	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（H29.8 施行）（水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設を特定施設から削除	
10	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布（H30.4 施行）	
11	気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)(ドイツ・ボン)	
12	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布（H30.4 施行）	
	「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布（H30.4 施行）	
	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」公布（H30.4 施行）	
30. 4	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布、（H30.5施行）（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し）	
	「大気汚染防止法の一部を改正する法律等」施行	
6	「気候変動適応法」公布（H30.12施行）	
9	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」（第二段階改正令）公布（H31.4施行）	
10		中国重慶市から研修生2名受入れ
11	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」一部改正(トリクロロエチレンの基準値0.2mg/m^3→0.13mg/m^3)	
12	気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)(ポーランド・カトヴィツェ)	
31. 1	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」（第二段階改正規則）公布（H31.4施行）	
	「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」（第二段階改正処理業省令）公布（H31.4施行）	
	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（第二段階改正指定調査機関等省令）公布（H31.4施行）	
31. 3	「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示」公布、施行	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
令和元. 6	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布（R元.6一部施行、R2.4全面施行）	（仮称）新交通西風新都線建設事業に係る環境影響評価手続の開始
	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（R1.7施行）（ほう素及びその化合物等の暫定排水基準の見直し）	
7	「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」公布（R2.4施行）（太陽電池発電所の設置の工事の事業を対象事業に追加）	
12	気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)(スペイン・マドリード)	南工場建替事業に係る環境影響評価手続の開始
2. 3	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」制定	
4	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布（R3.4施行）	
6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律（石綿に係る規制強化）」公布（R3.4から順次施行）	（仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価手続の開始
12	「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」公布、施行	
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布、施行	
3. 3	「第５次広島県環境基本計画」策定	「第３次広島市環境基本計画」策定
	「第３次広島県地球温暖化防止地域計画」策定	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改定
		「広島市生活排水処理基本計画」策定
		「広島市環境影響評価条例施行規則」一部改正(R3.10施行)
4	地球温暖化対策推進本部が、2030年度の削減目標を決定	
6	「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布（R4.4施行）	
	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布・一部施行（一部R4.4施行）	
	「地域脱炭素ロードマップ」策定	
	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」閣議決定	
	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布（R4.4施行）	
10	「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」公布、施行（対象事業となる風力発電所の要件を引上げ）	
	「水質汚濁に係る環境基準」「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正（R4.4施行）（六価クロムの基準値0.05mg/L→0.02mg/L、大腸菌群数を削除し、大腸菌数を追加）	
	「地球温暖化対策計画」、「第6次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」閣議決定	
	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(PRTR法施行令)の一部を改正する政令」公布	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
11	気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)(英国・グラスゴー)	
4. 3	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布（R4.7施行） 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」公布（R4.10施行）	
	「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（R4.4施行）	
	「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布（R4.4施行）	
5	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（R4.7施行）	
11	気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)(エジプト・シャルム・エル・シェイク)	
12	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（R5.2施行）	「広島市食品ロス削減推進条例」制定
5. 3	「第３次広島県地球温暖化防止地域計画」改定	「広島市地球温暖化対策実行計画」改定
		本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価手続の開始
	「生物多様性国家戦略2023－2030」閣議決定	
4	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(PRTR法施行令)の一部を改正する政令」施行	「広島市食品ロス削減推進条例」施行
		「広島市廃棄物処理事業審議会」の名称を「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」へ変更
		「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」に「食品ロス削減推進部会」を設置
5	「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」公布（R6.4全面施行）	
	「気候変動適応計画」一部変更閣議決定	
10		中国重慶市から研修生2名受入れ
11	気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)(アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイ)	
6. 1	「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（R7.4施行）（排水基準について大腸菌群数を削除し、大腸菌数を追加） 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布（R6.4施行（六価クロム化合物の排水基準0.5mg/L→0.2mg/L及び地下水の浄化基準0.05mg/L→0.02mg/L）、R7.4施行（大腸菌数の排水基準800CFU/ml）））	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
3	「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布（R6.4施行（受理書交付の廃止および六価クロム化合物の排水基準0.5mg/L→0.2mg/L）、R7.4施行（排水基準について大腸菌群数を削除、大腸菌数の排水基準800CFU/ml））	
5	「第六次環境基本計画」閣議決定	
8		アンモニア活用火力発電所整備事業に係る環境影響評価手続の開始
11	気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)(アゼルバイジャン共和国・バクー)	
12		広島高速４号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）に係る環境影響評価手続の開始
7. 2	「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」閣議決定	
3		「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定
		（仮称）八幡東土地区画整理事業に係る環境影響評価手続の開始

2　関係条例等

⑴　広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の概要

本市の環境行政の根幹として、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・市民・事業者の責務、施策の基本方針を定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成１１年３月に制定し、同年４月１日から施行しました。

（制定の趣旨）　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくために制定する。（前文）

第１章　総　　則

- **目　　的**　市民の健康で安全かつ快適な生活の確保のため、環境の保全及び創造に関する基本理念、本市・事業者・市民の責務、施策の基本的事項を定める。（第１条）
- （用語の定義）　環境への負荷、地球環境保全、公害（第２条）
- **基本理念**（第３条）　暮らしやすい豊かな環境の継承／豊かな環境を保ちながら発展していくまちづくりの実現／自然に恵まれたまちづくりの実現／地球環境をまもるための活動の推進
- **各主体の責務と協働**　●本市の責務（第４条）　●事業者の責務（第５条）　●市民の責務（第６条）　●三者の協働（第７条）
- ●環境月間（第８条）　●年次報告（第９条）

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

- **第１節　地域の環境の保全及び創造（まちや自然をまもるための指針）**
  - ●環境の保全上の支障を防止するための措置（第１０条）
  - ●自然との触れ合いの確保（第１２条）
  - ●河川等における環境の保全等（第１１条）
- **第２節　環境に配慮した都市の形成の推進（環境に配慮したまちをつくるための指針）**
  - ●環境に配慮した都市構造の形成（第１３条）
  - ●開発事業における環境への配慮の促進（第１４条）
  - ●環境に配慮した建築物の普及（第１５条）
  - ●環境への負荷の少ないエネルギーの利用等（第１６条）
  - ●水の健全な循環等（第１７条）
  - ●都市緑化の推進（第１８条）
  - ●良好な都市景観の形成（第１９条）
- **第３節　環境に配慮した行動様式の推進（まちに住むためのルールづくりに関する指針）**
  - ●環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（第２０条）
  - ●資源の循環的な利用等の推進（第２１条）
  - ●情報の提供（第２２条）
  - ●環境教育の推進等（第２３条）
  - ●市民等の自発的な活動の促進（第２４条）
  - ●事業者の自主的な取組の促進（第２５条）
  - ●環境への負荷の低減に資する産業の振興（第２６条）
  - ●ごみの散乱の防止（第２７条）
- **第４節　環境に配慮した交通等に係る施策の推進**
  - ●交通体系の整備等（第２８条）
  - ●自転車及び歩行者を主体とした道路の整備（第２９条）
  - ●自動車の効率的な使用等（第３０条）
  - ●環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進（第３１条）
  - ●自動車の停止時の原動機の停止（第３２条）
- **第５節　地球環境保全の推進**　●地球環境保全に貢献できる施策の推進等（第３３条）
- **第６節　施策の総合的かつ計画的な推進**
  - ●環境基本計画（第３４条）
  - ●施策の策定等に当たっての配慮（第３５条）
  - ●国、他の地方公共団体等との協力（第３６条）
  - ●調査及び研究の実施等（第３７条）
  - ●環境影響評価の推進（第３８条）

第３章　環境審議会　●環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する附属機関の設置（第３９条）

図３３　広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の体系図

⑵　広島市環境基本計画

平成１１年３月に制定した「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第３４条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成１３年１０月に策定し、平成１９年６月には、本市の環境を取り巻く状況の変化に対応すること、本市の他の計画との整合を図ることを目的として、同計画を改定しました。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものと位置付けられ、計画の期間は平成２２年度までとしていましたが、国の計画策定状況等を踏まえた新計画を策定するまでの間は、引き続き、改定後の「広島市環境基本計画」に基づき、施策が進められました。平成２８年３月には、第２次広島市環境基本計画を策定し、平成２８年度以降は同計画に基づき、施策を実施しました。

また、令和３年３月には、第３次広島市環境基本計画を策定し、令和３年度以降は同計画に基づき、施策を実施しています。

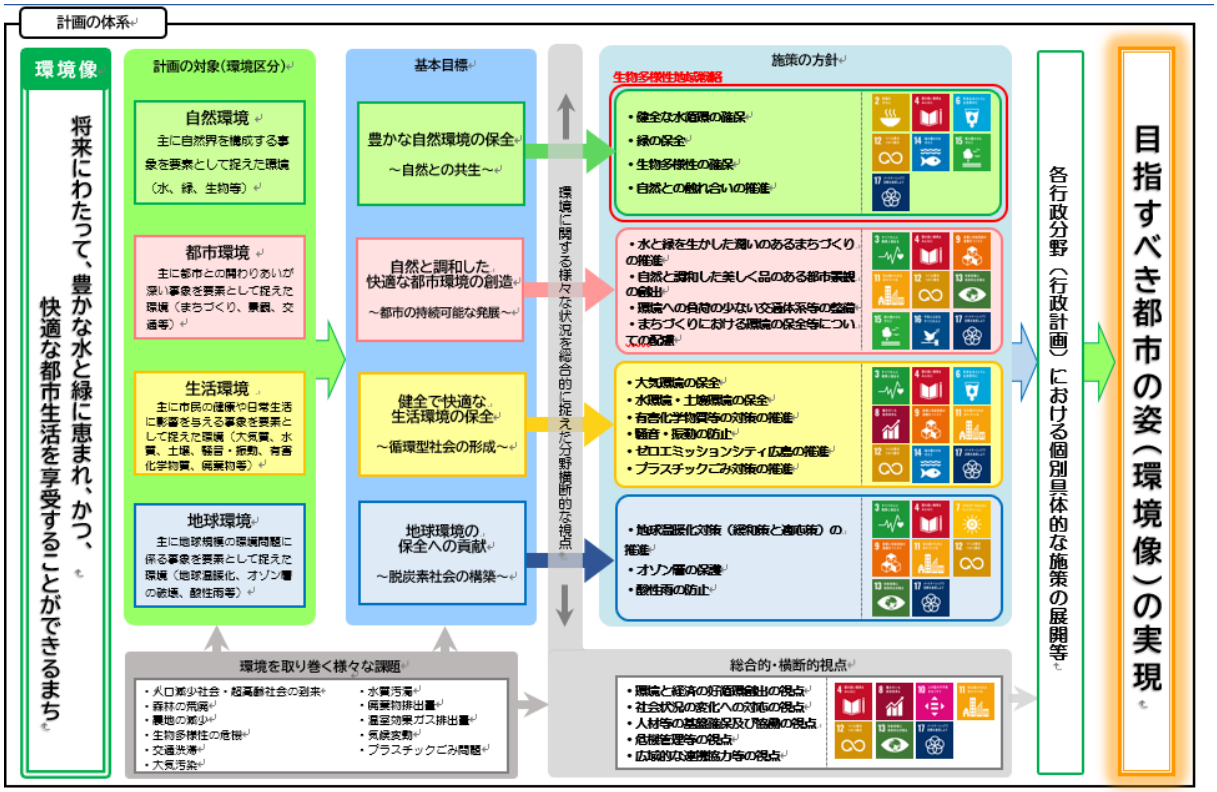

図３４　「第３次広島市環境基本計画」構成図

⑶　環境影響評価制度

ア　広島市環境影響評価条例

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的とした制度です。

本市では、一定規模以上の開発事業等を行うに当たって環境影響評価を行うための一連の手続きを定める「広島市環境影響評価要綱」を平成７年に制定し、運用してきましたが、国・県においても法・条例を制定したことから、本市においても平成１１年３月に「広島市環境影響評価条例（以下「条例」という。）」を制定し、同年６月１２日から本格施行しました。

条例では、新たに、事業計画立案の早い段階から環境配慮を行う仕組みや、市民意見の提出機会の拡大、各種書類の公表、事後調査制度の充実について盛り込んでいます。

また、平成２３年１２月に環境影響評価法（以下「法」という。）が改正され、方法書段階における説明会の実施や図書の電子縦覧が義務化されたことから、平成２７年３月に条例の改正を行い、これらの手続を導入することとしました。

さらに、平成２５年６月に法が改正され、放射性物質の適用除外規定が削除されたことから、同年６月に条例の改正を行い、放射性物質の適用除外規定を削除することとしました。

調査、予測、評価する環境影響評価項目の概要は図３５のとおりです。また、条例の対象となる事業の種類・規模及び手続フローは、それぞれ表７２、図３６のとおりです。

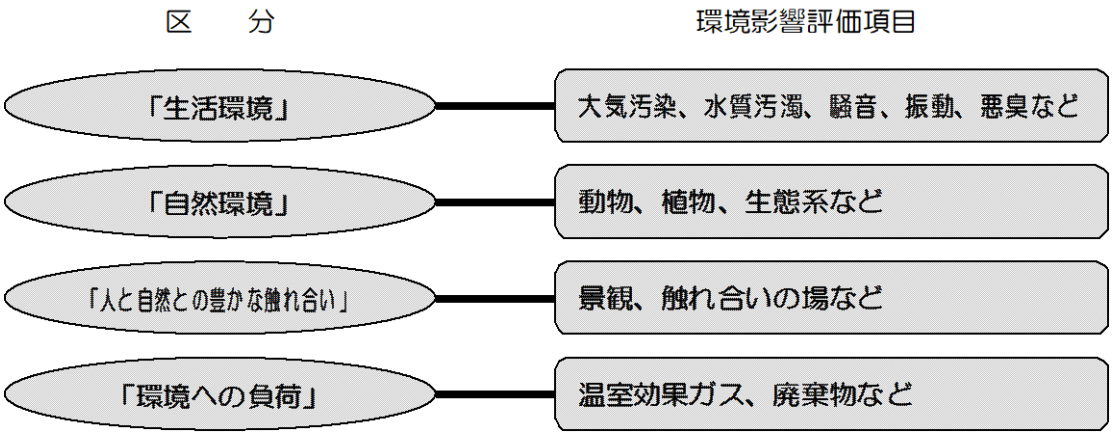

図３５　環境影響評価項目の概要

表７２　広島市環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	規模の要件の概要
1 道路の新設又は改築の事業	
①　自動車専用道路･指定都市高速道路	新設又は改築(車線の増加に係る部分の長さが1km以上)
②　林道	新設(幅員6.5m以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(幅員6.5m以上、かつ、幅員の増加に係る部分の長さが3km以上)
③　①～②以外の道路	新設(4車線以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(4車線以上、かつ、車線の増加に係る部分の長さが3km以上)
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業	
①　ダム	新築(貯水面積が40ha以上)
②　堰	新築(湛水面積が40ha以上)又は改築(湛水面積が20ha以上増加し、かつ、改築後の湛水面積が40ha以上)
③　放水路	新築(土地の形状変更面積が40ha以上)
3　鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良(改良に係る部分の長さが1km以上)
4　空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の新設、延長(250m以上の延長)
5　電気工作物の設置又は変更の工事の事業	
①　水力発電所	設置(1.5万kW以上)又は変更(1.5万kW以上)の工事
②　火力発電所	設置(5万kW以上)又は変更(5万kW以上)の工事
③　風力発電所	設置(1,500kW以上)又は変更(1,500kW以上)の工事
④　太陽電池発電所	設置（施行区域の面積が10ha以上）又は変更（施行区域の面積が10ha以上）の工事
6　廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業	
①　廃棄物焼却施設	設置(8t/h以上)又は変更(8t/h以上の増加)
②　し尿処理施設	設置(100kL/日以上)又は変更(100kL/日以上の増加)
③　最終処分場	設置(3ha以上)又は変更(3ha以上の増加)
7　公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓の区域の面積が25ha以上(特別区域15ha以上)
8　土地区画整理事業	施行区域の面積が40ha以上(市街化調整区域を20ha以上含む場合は20ha以上)
9　住宅団地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上
10 工業団地の造成事業	
①　面積	施行区域の面積が10ha以上
②　排出ガス量	工業団地における排出ガス量の合計が4万㎥N/h以上
③　排出水量	工業団地における排出水量の合計が5,000㎥/日以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域の面積が10ha以上
12 スポーツ･レクリエーション施設等の新設又は増設の事業	
①　都市公園又は第二種特定工作物	新設(形状変更区域の面積が20ha以上)
②　ゴルフコース	新設(形状変更区域の面積が5ha以上)又は増設(形状変更区域の面積が5ha以上)
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設(計画処理人口10万人以上の増加)
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業	
①　敷地面積	形状変更区域の面積が10ha以上
②　排出ガス量	工場又は事業場からの排出ガス量が4万㎥N/h以上
③　排出水量	工場又は事業場からの排出水量が5,000㎥/日以上
15 土石等の採取の事業	新設(20ha以上)又は増設(20ha以上)
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さが100m以上、かつ、延べ面積が10万㎡以上
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域の面積が20ha以上
18 複合用地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上(工業、流通系を含む場合は10ha以上)

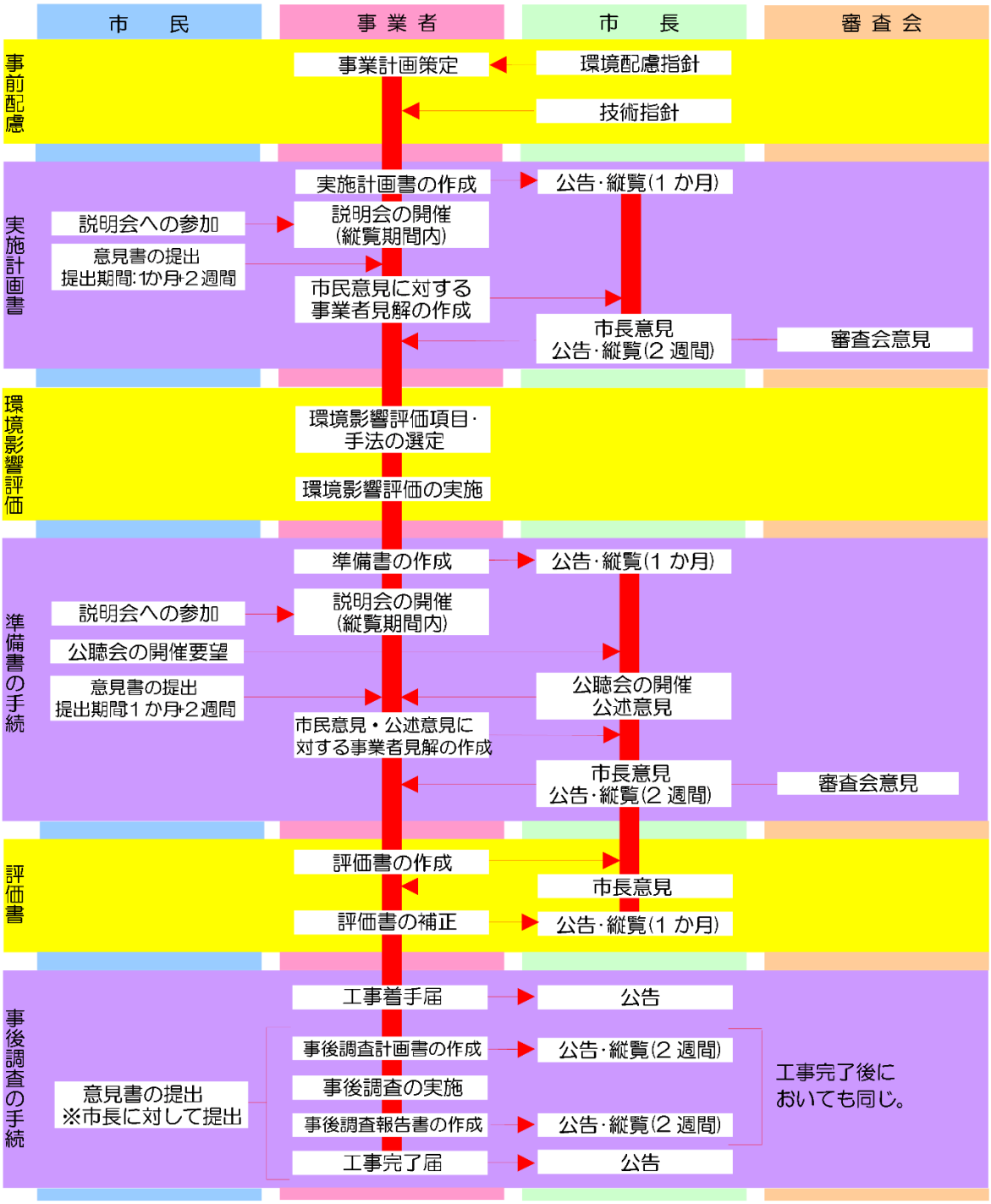

図３６　広島市環境影響評価条例の手続フロー

イ　広島市環境影響評価審査会

広島市環境影響評価条例第３６条第１項の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境影響評価審査会を平成１１年５月に設置しました。

審査会は、市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項を調査審議します。

委員の任期は２年で、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は指定することとしており、令和５年度末現在で１５名が委員に就任しています。

ウ　条例施行後の運用状況

これまで、表７３に示す事業について環境影響評価の手続を行っています。

表７３　環境影響評価制度の運用状況

事業の名称	出島埋立地区 廃棄物処分場設置事業	玖谷埋立地 拡張整備事業	安佐南工場建替事業	広島駅南口Bブロック 第一種市街地 再開発事業	白木産業廃棄物 最終処分場増設事業
事業の種類及び規模	最終処分場の設置事業 (約18ha)	最終処分場の規模の変更事業（埋立面積：12.7ha→14.6ha)	廃棄物焼却施設の設置事業(処理能力:400t/日)	大規模建築物の新築事業 （高さ：約190m、延べ面積：約128,900m²)	最終処分場の規模の変更事業（埋立面積：8.9ha→16.0ha)
事業者等	広島県	広島市	広島市	広島駅南口Bブロック 市街地再開発組合	株式会社クリショー
実施場所	広島市南区出島二丁目地先　公有水面	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬	広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫3990番地	広島市南区松原町100番、101番及び102番の全部並びに13番及び17番の一部 広島市南区猿猴橋町7番及び10番の一部	広島市安佐北区白木町大字志路
実施計画書の公告	平成11年12月15日	平成14年5月31日	平成17年7月１日	平成19年4月13日	平成17年3月１日
準備書の公告	平成13年1月29日	平成18年3月1日	平成18年9月15日	平成19年9月20日	平成19年6月11日
評価書の公告	平成14年8月29日	平成18年11月15日	平成19年4月16日	平成20年3月26日	平成21年1月9日
備考	―	事業規模を縮小し、対象事業ではなくなったため平成16年12月8日対象事業廃止届が提出されたが引き続き条例に準じて手続きを実施。	事業内容の修正に伴い実施計画書の手続きから再度手続きを実施。	―	―

事業の名称	恵下埋立地整備事業	（仮称）石内東地区 開発事業	ＪＲ可部線電化延伸 事業	（仮称）駅前大橋線 軌道建設事業	（仮称）新交通西風 新都線建設事業
事業の種類及び規模	最終処分場の設置事業 （埋立面積：約11ha)	複合用地の造成事業 （面積：82.0ha)	鉄道の建設事業 （普通鉄道　単線電化約1.6km)	軌道の建設事業 （約1.2km)	軌道の建設事業 (約7.1km)
事業者等	広島市	広島電鉄株式会社	西日本旅客鉄道 株式会社	広島市長、 広島電鉄株式会社	広島市長、 広島高速交通株式会社
実施場所	広島市佐伯区湯来町大字和田字南恵下外	広島市佐伯区五日市町大字石内の一部	広島市安佐北区可部二丁目 ～　亀山南一丁目付近	広島市南区松原町 ～ 広島市南区比治山町	広島市安佐南区大塚西 ～ 広島市西区己斐本町
実施計画書の公告	平成20年11月14日	平成21年１月30日	平成22年12月13日	平成29年2月2日	令和元年6月25日
準備書の公告	平成22年10月29日	平成22年11月26日	平成25年2月14日	平成30年12月3日	―
評価書の公告	平成23年9月1日	平成24年4月5日	平成26年3月7日	令和元年11月29日	―
備考	―	―	―	環境影響評価その他の手続は、都市計画に定められる対象事業に関する特例により、都市計画決定権者である広島市が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の決定をする手続と併せて実施。	環境影響評価その他の手続は、都市計画に定められる対象事業に関する特例により、都市計画決定権者である広島市が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の決定をする手続と併せて実施。

事業の名称	南工場建替事業	本通3丁目地区市街地再開発事業	アンモニア活用火力発電所整備事業	（仮称）八幡東土地区画整理事業	
事業の種類及び規模	廃棄物焼却施設の設置事業（処理能力：300t/日）	大規模建築物の新築事業（高さ：約185m、延べ面積：約169,800m2）	電気工作物（火力発電所）の設置（出力：約11万kw）	複合用地の造成事業（実施区域の面積：約28.2ha）	
事業者等	広島市長	本通3丁目地区市街地再開発準備組合	マツダ株式会社、三菱商事クリーンエナジー株式会社	広島市八幡東土地区画整理組合	
実施場所	広島市南区東雲三丁目17番ほか	広島市中区本通6番ほか	広島市南区仁保沖町１番１号（マツダ株式会社宇品工場敷地内）	広島市佐伯区五日市町大字高井字大番二及び八幡東一丁目、三丁目、四丁目の各一部	
実施計画書の公告	令和元年12月16日	令和5年3月29日	令和6年8月1日	令和7年3月28日	
準備書の公告	令和3年10月12日	令和6年6月13日			
評価書の公告	令和4年6月16日	令和7年2月27日			
備考	―	事業規模の修正（実施計画書時の延べ面積：約153,000㎡）	―	―	

エ　広島市多元的環境アセスメント

現在、広島市環境影響評価条例に基づき行われている環境アセスメントは、事業アセスメントと呼ばれているもので、事業の実施内容がほぼ固まった段階で行われるものであるため、大幅な事業計画の変更などが難しく、環境への影響をより少なくするための手段が限られてしまうなどの制度上の限界があります。

環境アセスメント制度を充分に機能させるためには、現行の環境アセスメント制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく新たな制度を構築する必要があります。

本市ではこうした視点に立って、新たな環境アセスメント制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組んできており、平成１５年３月に制度の基本理念や在り方を基本構想として取りまとめました。

また、平成１６年４月には、広島市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しました。

⑷　広島市環境審議会

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第３９条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境審議会を平成１２年１月に設置しました。

環境審議会は市長の諮問に応じ、①環境基本計画に関すること、②環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議します。

委員の任期は２年で、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとしており、令和６年度末現在で１８名が

委員に就任しています。

⑸ 広島市環境調整会議（庁内組織）

環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整・推進するため、「広島市環境調整会議」を平成１２年１月に設置しました。

この会議は、環境局担任副市長を会長、その他の副市長を副会長、各局長等委員をもって組織しています。また、会議の円滑な運営を図るため、会議の下に環境局次長を幹事長、環境局環境政策課長を副幹事長及び各局等の庶務担当課長を幹事とする「幹事会」を置き、幹事会の事務を補佐するため、個別の事項について調査検討を行うことを目的に、「分科会」が必要に応じて設置されます。

⑹　広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

（平成11年3月24日
条例第13号）

目次

前文
第1章　総則(第1条～第9条)
第2章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等
第1節　地域の環境の保全及び創造(第10条～第12条)
第2節　環境に配慮した都市の形成の推進(第13条～第19条)
第3節　環境に配慮した行動様式の推進(第20条～第27条)
第4節　環境に配慮した交通等に係る施策の推進(第28条～第32条)
第5節　地球環境保全の推進(第33条)
第6節　施策の総合的かつ計画的な推進(第34条～第38条)
第3章　環境審議会(第39条)
附則

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、南には風光明媚びな瀬戸内海が開け、太田川河口デルタには6つの川が流れ、「水の都」といわれる特有の景観を形成する豊かな自然に恵まれた都市である。

昭和20年8月6日、本市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、都市の機能は麻痺ひし、多くの尊い生命が失われ、この恵まれた自然は壊滅的な打撃を受けた。この惨禍にもめげず、本市は、市民の英知と努力によって目覚ましい復興を遂げ、自然との共存を図りつつ、中四国地方の中枢機能を担う都市として発展してきた。

水と緑に代表される本市の恵まれた自然には、被爆都市として訴え続けている平和の象徴として育まれてきた歴史的背景がある。

しかし、都市の発展に伴う人口の集中や産業の集積、また、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境へ影響を及ぼしており、人類を含むすべての生物の存在基盤を将来にわたって脅かしている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で安全かつ快適な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を維持するとともに向上させながら将来の世代に継承していくために行動することは、私たちの責務である。

私たちは、社会経済活動や生活様式の在り方を見直すとともに、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、さらに国の内外の地域の人々とも互いに協力し合って、地球上のあらゆる生命が平和のうちに共存できるような取組を推進しなければならない。

このような認識の下、私たちは、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条　環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。

3　環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4　地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（本市の責務）

第4条　本市は、その自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な

措置を講ずる責務を有する。
3　前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
4　前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（市民の責務）
第6条　市民は、健全で恵み豊かな環境を維持し、及び向上させるには市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（本市、事業者及び市民の協働）
第7条　本市、事業者及び市民は、共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うという協働の下に、環境の保全及び創造に努めなければならない。
（環境月間）
第8条　事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。
2　環境月間は、6月とする。
3　本市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。
（年次報告）
第9条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、毎年、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節　地域の環境の保全及び創造

（環境の保全上の支障を防止するための措置）
第10条　本市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
(1)　工場又は事業場における事業活動に伴う汚染物質の排出、騒音又は振動の発生その他の行為によって生ずる公害を防止するために必要な措置
(2)　自動車の運行に伴う汚染物質の排出又は騒音若しくは振動の発生によって生ずる公害を防止するために必要な措置
(3)　炊事、洗濯、入浴その他の人の生活に伴い排出される水によって生ずる公害を防止するために必要な措置
(4)　人の健康を損なうおそれのある化学物質等によって生ずる公害を防止するために必要な措置
(5)　廃棄物を適正に処理するための事業を推進するために必要な措置
(6)　適正な土地利用を誘導するための事業を推進するために必要な措置
2　前項に定めるもののほか、本市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（河川等における環境の保全等）

第11条　本市は、河川、海岸、森林、緑地、農地等における環境の保全及び創造並びに生物の多様性の確保のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　本市は、前項の措置を講ずるに当たっては、特に次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

(1)　河川及び海岸については、清潔な状態及び良好な景観が保持され、並びに良好な水質が確保されるように図ること。

(2)　森林については、森林が有する水源の涵養、二酸化炭素の吸収その他の機能が確保されるために必要な管理が行われるように図ること。

(3)　市街地及びその周辺部にある緑地が適正に保全されるように図ること。

（自然との触れ合いの確保）

第12条　本市は、市民が自然と触れ合うことのできる場の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2節　環境に配慮した都市の形成の推進

（環境に配慮した都市構造の形成）

第13条　本市は、地域の環境の保全及び創造並びに交通施設の整備との整合に配慮して人口及び都市機能が適正に配置される都市の構造を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（開発事業における環境への配慮の促進）

第14条　本市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の事業が自然環境への負荷の低減、生物の多様性の確保、自然環境の回復等に配慮されることを促進するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境に配慮した建築物の普及）

第15条　本市は、耐久性、断熱性等の向上により資源及びエネルギーが有効に利用できる建築物、周辺の自然環境との調和に配慮された建築物その他の環境に配慮した建築物を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の少ないエネルギーの利用等）

第16条　本市は、太陽光その他の環境への負荷の少ないエネルギーの利用及びエネルギーの効率的な使用のできる設備等を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（水の健全な循環等）

第17条　本市は、雨水の地下への適正な浸透その他の水の健全な循環及び水の有効な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（都市緑化の推進）

第18条　本市は、都市における緑化のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な都市景観の形成）

第19条　本市は、地域の特性を生かした良好な都市の景観を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3節　環境に配慮した行動様式の推進

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第20条　本市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2　本市は、環境への負荷の低減に資するよう、製品の長期間にわたる使用が促進されるように、

必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第21条　事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2　本市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3　本市は、廃棄物を資源として活用することを推進するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（情報の提供）

第22条　本市は、環境の保全及び創造に関する情報を市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)に適切に提供するように努めるものとする。

2　事業者は、自らの事業活動に関して保有する情報のうち、環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

（環境教育の推進等）

第23条　本市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第24条　本市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の自主的な取組の促進）

第25条　本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自主的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する産業の振興）

第26条　本市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（ごみの散乱の防止）

第27条　本市は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所における紙くず、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節　環境に配慮した交通等に係る施策の推進

（交通体系の整備等）

第28条　本市は、道路交通を円滑にするための計画的な道路の整備、公共交通機関の整備及び利用の促進その他の環境への負荷の低減に資する交通体系の整備及び交通対策のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（自転車及び歩行者を主体とした道路の整備）

第29条　本市は、自動車を利用する必要性が低い移動についての自転車の利用又は徒歩への転換の促進及び良好な生活環境の確保に資するため、自転車の利用者及び歩行者が快適に通行できる道路を整備するための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（自動車の効率的な使用等）

第30条　原材料、製品等の輸送のために自動車を使用する事業者は、輸送効率の向上等により、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、自動車を使用する者は、日常生活その他の活動において、公共交

通機関の利用等並びに自動車の適正な運転及び整備を行うことにより、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

（環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進）

第31条　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車、排出ガスの発生量が少ない自動車その他の環境への負荷の少ない自動車を購入し、又は使用するように努めなければならない。

2　本市は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（自動車の停止時の原動機の停止）

第32条　自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、自動車を停止している場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

2　自動車の駐車のための施設を管理する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、当該施設を利用しようとする者が当該施設内に自動車を駐車する場合（前項ただし書に該当する場合を除く。）には、その者に対し自動車の原動機の停止を指導するように努めなければならない。

3　本市は、第1項の規定による原動機の停止及び前項の規定による指導を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第5節　地球環境保全の推進

第33条　本市は、地球環境保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

2　本市は、国、他の地方公共団体及び市民等と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第6節　施策の総合的かつ計画的な推進

（環境基本計画）

第34条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する目標

(2)　環境の保全及び創造に関する個別の施策の方針

(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、広島市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第35条　本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2　本市は、環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（国、他の地方公共団体等との協力）

第36条　本市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体その他関係する団体と協力してその推進に努めるものとする。

（調査及び研究の実施等）

第37条　本市は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。
2　本市は、環境の状況を把握するため、必要な監視、測定等の実施に努めるものとする。
3　本市は、前2項の規定により得られた成果を適切に公表するものとする。
（環境影響評価の推進）
第38条　本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章　環境審議会

第39条　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境基本計画に関すること。
(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
3　審議会は、委員25人以内をもって組織する。
4　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　各種団体の関係者
(4)　その他市長が必要と認める者
5　委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
6　特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
7　臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
8　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
9　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

登　録　番　号	広 H7-2025-765
名　　称	令和７年度版広島市の環境（広島市環境白書）
編集・発行者	広島市環境局環境政策課 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号 （〒730-8586）TEL 082-504-2505
発　行　年　月	令和８年３月